

博士学位請求論文

日中歴史和解に関する研究

**A Study on Sino-Japanese Historical Reconciliation**

氏名：王 広涛

学籍番号：431304025

名古屋大学大学院

法学研究科国際法政コース

## 目 次

序章 問題の所在：なぜ日中和解研究なのか	2
第一節 問題意識と研究の意義	2
第二節 先行研究と研究方法	5
第三節 本研究の構成	13
第一章 日中和解の政治学：分析概念の抽出	15
第一節 和解とは何か	15
第二節 日中和解：寛容と反省の限界	21
第三節 日中和解：記憶と忘却の弁証法	35
小括	45
第二章 「友好」と「寛大」：中国の対日戦争責任区別論と賠償政策	47
第一節 「戦争責任区別論」の提出：蒋介石と毛沢東	49
第二節 国民政府と対日戦争賠償政策	55
第三節 中華人民共和国の成立と対日賠償政策	59
小括	76
第三章 「利益」と「道義」：日本の戦争賠償問題と対中政策	79
第一節 アメリカの対日賠償政策とサンフランシスコ講和	80
第二節 戦争賠償に関する日本の賠償認識と対応	85
第三節 戦争賠償問題と日本の中国政策	95
小括	111
第四章 「忘却」と「想起」：中国における「南京大虐殺」の語り方	113
第一節 呼称とそのレトリックについての検討	113
第二節 戦中と内戦期における「虐殺」の形成	119
第三節 新中国における「南京大虐殺」の忘却と想起	127
小括	141
第五章 「隠匿」と「加害」：日本における「南京事件」の語り方	143
第一節 南京とヒロシマ：加害と被害の相殺？	143
第二節 戦時期における「南京事件」の隠匿	148
第三節 戦後における南京事件の再発見と忘却	153
小括	168
終章 日中和解の可能性と展望	170
第一節 事例の比較と検討	170
第二節 日中の現実政治とナショナリズム	174
第三節 課題と展望	178
引用・参考文献	180
公文書・外交資料	180
日本語文献	182
中国語文献	192
英語文献	194
新聞資料	202

## 序章 問題の所在：なぜ日中和解研究なのか

### 第一節 問題意識と研究の意義

1951年9月7日、日本が国際社会に正式に「復帰」することになったサンフランシスコ講和会議において、講和条約の受諾演説を行った日本全権代表の吉田茂首相は、講和条約が「復讐の条約ではなく、『和解』と『信頼』の文書である」と強調した<sup>1</sup>。日本は第二次世界大戦においてアジア諸国を侵略したのであるが、その加害責任と反省を極力避けようとしていた。吉田は演説で「日本が演じた役割を悲痛な気持ちをもって」回顧するものの、日本が行った侵略戦争や植民地支配についてのアジア諸国への「反省」や「お詫び」の言葉は見られなかった。繰り返されたのは、「共産主義の脅威」と、日本も「大戦によって最も大きな破壊と破滅を受けたものの一つ」という「被害者日本」のイメージであった<sup>2</sup>。中国は日本による侵略の最大の被害国の一つであったが、講和会議に招聘されることはなかった<sup>3</sup>。日本は中国不在の講和会議のなかで連合国との「和解」を始めることになったのである。

この講和から64年が経過した2015年4月29日、安倍晋三首相は「希望の同盟へ」と題する演説を米国議会において行った。安倍は傍聴席にいるL・スノーデン（Lawrence F. Snowden）元海兵隊中将与新藤義孝前総務大臣を紹介し、二人ががっちり握手するというパフォーマンスをも演出した。スノーデン元中將は硫黄島に上陸した米軍兵士の一人であり、新藤氏は硫黄島守備軍司令官を務めた栗林忠道陸軍大将の孫である。首相は二人の握手を、「熾烈に戦い合った敵は、心の紐帯が結ぶ友になりました」と述べ、「和解」の演出を国際社会に示そうとしたのである<sup>4</sup>。この「演出」に対して、思想史家の末本文美士は以下のように指摘している。

この和解は、日本が原爆被災国であり、空襲で多数の民間人が無差別的に殺害されたことを一切問題にせず、水に流すことをも意味する。このことは、日本の被害者であることにこだわり続ける韓国や中国に向けての無言のメッセージでもある。日本はこれ

<sup>1</sup> 「吉田全権の平和条約受諾演説」（1951年9月7日）外務省編『日本外交文書——サンフランシスコ平和条約調印・発効』、139頁。

<sup>2</sup> 豊下櫛彦『「尖閣問題」とは何か』（岩波現代文庫、2012年）、21頁。

<sup>3</sup> サンフランシスコ講和会議における代表権問題をめぐって、イギリスは大陸にある中華人民共和国、アメリカは台湾に中華民国と主張し、結局どちらも招聘しないということで妥協した。

<sup>4</sup> 「安倍首相：米議会演説全文」『毎日新聞』（2015年4月30日）。

ほどの被害を受けたにもかかわらず、それを寛容にも問題とせず、未来志向的に加害国と対等の関係を持つようとしているのに、お前たちはなんと大人げないことよ、というわけだ。<sup>5</sup>

ここに示した吉田と安倍の発言は本研究の問題意識に直結するものである。日本は被害国として加害国のアメリカに反省を求めないばかりか、アメリカとの「和解」を何らの留保もつけずに成し遂げようとしていた。これに対し、何故中国に対しては和解がまだに実現できないのかという問いが、本論文の問題関心である。この問いに答えるべく「日中和解」という課題を取り上げ、日中和解が達成できない両国関係について政府・国民双方のレベルにおける内在的なメカニズムを究明しようとするものである。

1972年9月の「日中国交正常化」はこれまでしばしば、日中関係の「衝突・対立」から「和解・友好」への転換点と見なされてきた<sup>6</sup>。また、1978年10月に締結された「日中平和友好条約」はこうした和解と友好の関係を条約の形で定めようとした。しかし、その後の日中関係をみるに、「和解の道」を順当に歩んできたとは必ずしも言い切れるものではなかった。日中両国は1980年代に蜜月時代を経験したにもかかわらず、1990年代以後は再び「周期的な悪循環」に陥っており、今日も依然として厳しい状況にあるといえよう<sup>7</sup>。

日中関係の「悪循環」の実態を経年的に把握する場合には、2005年から毎年行なわれている「日中共同世論調査」を参照することができる。日本言論NPOと中国日報社（2015年から中国国際出版集団）が実施した共同調査は、2016年で第12回目となる。2016年調査の結果について述べると、現在の日中関係を「悪い」と判断している日本人は2015年と変わらず依然7割を超えている。中国人では昨年から11ポイント増加して78.2%と8割近くになっている<sup>8</sup>。

日中関係を悪化させている諸要素のなかでも、戦争責任の問題、歴史認識問題は非常に重要な位置を占めている。ここでいう戦争責任の問題が戦争行為そのものに直結するのに

---

<sup>5</sup> 末木文美士「思想の言葉:『和解』してはいけない」『思想』（2015年、8月号）、4頁。

<sup>6</sup> 1970年代の「米中和解」と「日中和解」という言説は、その英訳は「rapprochement」であることに留意されたい。Gene T. Hsiao, “The Sino-Japanese Rapprochement: A Relationship of Ambivalence”, *The China Quarterly*, No.57 (Jan.-Mar., 1974), pp.101-123; Hong N. Kim, “Sino- Japanese Relations since Rapprochement”, *Asian Survey*, Vol. 15, No.7 (Jul., 1975), pp. 559-573; Charles A. Kupchan, *How Enemies Become Friends: The Source of Stable Peace*, Princeton: Princeton University Press, 2010.

<sup>7</sup> 日中関係の「周期的悪化」について、劉建平『戦後中日関係：「不正常」歴史的過程與結構』（社会科学文献出版社、2010年）を参照。

<sup>8</sup> 日本言論NPO:<http://www.genron-npo.net/world/archives/6365.html>（2017年3月4日閲覧）

対して、歴史認識問題はもっぱら戦後の世代が自国の歴史をいかに認識するかという問題である。言い換えれば、両者は「戦争責任」と「戦後責任」に関係する問題である<sup>9</sup>。もちろん「戦争責任」と「戦後責任」は単に日本のみが抱える問題なのではなく、被害国としての中国にあっても「戦争責任」と「戦後責任」は存在しているのである。

本来、戦争責任に関する諸問題（賠償、謝罪、領土問題など）は、国交正常化交渉あるいは平和条約交渉の場において解決されるべき問題であるが、日中の場合はこれらの問題については当時さほど重要視されることはなかった。また、戦後責任は戦争責任の延長線上にあったから、戦争責任が不明確ななかで戦後責任の問題が明確に区別されなかったのである。

近年に至り、2010年に起きた尖閣諸島（中国側：釣魚島）沖の漁船衝突事件及びその後の日本政府による国有化措置が、現実の問題として突き付けられ、日中関係を一層悪化させることになった。日中間の領土問題はそもそも1972年の日中国交正常化の交渉時、及び1978年の日中平和友好条約の交渉時においては未解決のまま先送りされたものであり、今日的な「領土ナショナリズム」までに発展するとは誰も想像できなかったであろう。そう考えると、領土問題の根源を遡れば、日中国交正常化及び「日中平和友好条約」の交渉過程は無視することができない。とりわけ日本政府によって「尖閣国有化」が決定されて以後、中国は「歴史問題としての尖閣問題」を国際的に発信し、「領土問題」はもはや単純な反日ナショナリズムに收拾されるものではなく、侵略の歴史と密接に絡む問題として主張されるようになってきている<sup>10</sup>。ここに現状把握と歴史問題の間に厳しい緊張関係がうまれ、今日的な状況に至ったのである。

以上のような問題意識を踏まえ、本論文は日中の歴史和解を課題とすべく日中間にわたる歴史問題の諸相を解明し、両国の歴史和解の可能性を検討するものである。今日、冷戦終結後の東アジア国際環境の中にあって、日中間の和解は、両国間の問題としてだけでなく、東アジア全域さらにアジア太平洋地域全体の平和と安全の構築において不可欠な問題であり、本論文の意義は、日中和解の歴史学、政治学的観点を超えて、現代史における最も緊急な課題の一つとして捉えられるべきものである。

---

<sup>9</sup> 日本国内で「戦後責任」という概念が熟知されるようになったのは1980年代に入ってからのものである。大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』（有信堂高文社、1985年）。

<sup>10</sup> 豊下櫛彦『「尖閣問題」とは何か』（岩波現代文庫、2012）、18-19頁。

## 第二節 先行研究と研究方法

### 一 先行研究と分析枠組み

20世紀はしばしば「戦争と革命の世紀」といわれ、戦争の及ぼした「トラウマ」を克服するために、さまざまな手段が講じられてきた。なかでも、和解の問題は最も理想的な解決策でありながら、最も困難な政治課題でありつづけた<sup>11</sup>。本節では国際関係論における代表的な理論的視角から、日中和解の既存研究を紹介し、本研究の分析枠組みを提示することにしたい。

政治的リアリストは、国家間の権力闘争に国際政治の主要な関心を置き、国家間の関係（友好か衝突か）が国際政治秩序の権力的配置、権力関係によって影響されると主張している<sup>12</sup>。こうした政治リアリズムの論理に基づくと、日中関係のゆくえは、両国間における権力関係の変化（日中国力の逆転）に影響されるという見方が一般的となろう<sup>13</sup>。つまり、日中関係が友好的か敵対的かというのは、主観による選択肢ではなく、国際システム及び両国間の力関係に影響されるということである。

こうした立場から日中関係を分析する先行研究は、「日中和解」に対しては基本的にネガティブであり、むしろ日中間の権力争いの激化によって関係の悪化は避けられないと指摘する<sup>14</sup>。その一方で、積極的に「日中和解」を導こうとする研究が見られる。21世紀初頭、中国で現出した「対日新思考」はその代表例である。『人民日報』元副編集長の馬立誠は、「新思考」の前提として「中国が強大になり、中日の権力関係に変化が生じ、しかもその差が次第に大きくなっている」点に注目して和解の可能性を探ろうとする<sup>15</sup>。また、中国人民大学の時殷弘はこのような日中間の力の差が生ずるという前提のもとで、「日中が接近できれば、対米外交における中国の戦略的優位が自然に出てくる」と述べ、リアリ

---

<sup>11</sup> Andrew Rigby, *Justice and Reconciliation: After the Violence*, Boulder, CO: Lynne Rienner, 2001; Shipping Tang, “Reconciliation and the Remaking of Anarchy”, *World Politics*, Vol. 63, No. 4 (October, 2011), pp.711-749; Yanan He, *The Search for Reconciliation: Sino-Japanese and German-Polish Relations since World War II*, New York: Cambridge University Press, 2009.

<sup>12</sup> 例えば、リアリストと自認する J・ミアシャイマー (John J. Mearsheimer) は主観的な願望にもかかわらず、中米の衝突は不可避であると指摘している。John J. Mearsheimer, *The Tragedy of Great Power Politics*, New York: W. W. Norton, 2001.

<sup>13</sup> Karl Gustafsson, “Routinized recognition and anxiety: Understanding the deterioration in Sino- Japanese relations”, *Review of International Studies*, (2016), pp. 1-21; Hiroki Takeuchi, “Sino- Japanese relations: Power, interdependence, and domestic politics”, *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol. 4, No.1 (2014), pp.7-32.

<sup>14</sup> Richard Bush, *The Perils of Proximity: China- Japan Security Relations*, Washington, D. C.: The Brookings Institution, 2010; 朱鋒「国際戦略格局の演變與中日關係」『日本學刊』(2014年、第6号)、1-13頁。

<sup>15</sup> 馬立誠「対日関係新思惟——中日民間之憂」『戦略與管理』(2002年、第6号)、41-47頁。「対日新思考」の趣旨は、馬立誠著、及川淳子訳『憎しみに未来はない——中日関係新思考』(岩波書店、2013年)、1頁を参照。

ズム的な計算に終始している<sup>16</sup>。しかし、これらの主張は純粋に日本との和解を目指すというのではなく、むしろ二正面（アメリカと日本）作戦の重圧を避け、日本との関係を意図的に強化するというものである<sup>17</sup>。

何憶楠（Yinan He）やJ・リンド（Jennifer Lind）が指摘しているように、和解の初期段階では多くの場合リアリズム的な視点が注目され、ここからその後相互信頼の関係へと導かれていく国家同士もあれば、相互不信に至る場合もある<sup>18</sup>。ドイツとフランスは相互信頼へ移行した代表例であり、日本と中国は相互不信の典型といってもよいだろう。また、対日新思考の観点からしても、日中和解の可能性については、消極的な見方をせざるを得ない。

次に、政治リベラリズムの系譜のなかで戦争と平和及びその後の和解を考える重要な視点として、経済的相互依存論（interdependence theory）、民主平和論（democratic peace theory）、さらに制度的平和論（institutional peace theory）が挙げられよう<sup>19</sup>。なかでも、制度的平和論は基本的に国際機構、国際組織に関係するため、ここでは議論しないことにする<sup>20</sup>。経済的相互依存論については、R・コヘインとJ・ナイ（Robert Keohane and Joseph Nye）、R・ローゼクランス（Richard Rosecrance）などが指摘しているように、国家同士の経済依存性の高まりが紛争のコストを上げ、その結果、平和的な局面が保たれるという考え方である<sup>21</sup>。しかし、近年の日中経済関係はもっぱらコヘインとナイが指摘する対称的な相互依存状態に近づいてきているというものの、未だ対話的且つ協力的な関係が維持できているとは言えない状況である<sup>22</sup>。

日中関係の場合に限っていえば、経済交流の深化が必ずしも政治的信頼関係を深めることにならず、むしろ政治不信を招き経済関係に悪影響を与える傾向がみられた。新中国成

<sup>16</sup> 時殷弘「中日接近と外交革命」『戦略と管理』（2003年第2号）、71-75頁。

<sup>17</sup> 平野聡「中国の『平和的台頭』は国際協調的だったのか」『レヴァイアサン』（2016年春、58号）、82頁。

<sup>18</sup> He, *The Search for Reconciliation*; Jennifer Lind, *Sorry States: Apologies in International Politics*, Ithaca, NY: Cornell University Press, 2008.

<sup>19</sup> 吉川直人・野口和彦編『国際関係論』（勁草書房、2006年）、167頁。

<sup>20</sup> 「制度的平和論」について、Jasper M. Trautsch, "Institutional Peace Theory", in Paul Joseph ed., *The SAGE Encyclopedia of War: social science perspectives*, (Vol.3), Los Angeles, CA: SAGE, 2016, pp.1328-1329 を参照。

<sup>21</sup> Robert Keohane and Joseph Nye, *Power and Interdependence: World Politics in Transition*, Boston: Little, Brown, 1977; Richard Rosecrance, *The Rise of Trading State: Commerce and Conquest in the Modern World*, New York: Basic Books, 1986. 一方、経済的相互依存と戦争の関係をめぐる最近の研究として、Edward D. Mansfield and Brian M. Pollins, eds., *Economic Interdependence and International Conflict*, Ann Arbor: University of Michigan Press, 2003.

<sup>22</sup> 日中和解における経済的相互依存をめぐる研究として、Lin Ren, *Rationality and Emotion: Comparative Studies of the Franco- German and Sino- Japanese Reconciliations*, Springer, 2014; Michael Yahuda, *Sino- Japanese Relations after the Cold War: Two Tigers Sharing a Mountain*, London and New York: Routledge, 2014.

立以後、中国政府は基本的に「経済的關係」を以て「政治的關係」を促進する方針（「以民促官」）を取ってきたが、結局、「政治的關係」（国交正常化）が樹立されたのは外部要因（いわゆるリアリズム的な解釈）によってなされた部分が大きかったといえよう<sup>23</sup>。さらに、2000年代に入って、日中の経済的關係が緊密化したにもかかわらず、政治的關係は逆に緊張をはらむものになった（歴史教科書問題と小泉首相の靖国神社参拝問題）。こうした「ねじれ現象」について、日中の研究者たちは「政冷経熱現象」という名で呼んでいるが、これは経済相互依存論では日中和解への展望を説明できないということの証左である<sup>24</sup>。

民主主義の価値観を有する国家間では、たとえ危機的な対立が起きたとしても、互いに信頼し合い、平和的解決を探ろうとするのが「民主平和論」の代表的な論調である<sup>25</sup>。ここでは、日中関係の場合について中国は「反面教材」として議論されることになる。つまり、中国は非民主国家であるから、日本との和解は不可能であり、中国が民主化しない限り、日中関係はうまくいく可能性がないという解釈である<sup>26</sup>。しかし、韓国は現在民主国家であるが、民主化されて以来、日本との和解を図ろうとしても、なかなかできない。香港は主権国家ではないが、民主的なレジームとして、領土問題や歴史問題が発生したとき、かなり反日的な雰囲気にも陥る。ここから見ても、民主主義制度は一つの解釈とはなり得るが、決して国家間和解に向けての必要不可欠な要件ではない。E・ガーツキ（Erik Gartzke）、J・ガワ（Joanne Gowa）が指摘するように、国家間の平和や紛争は政治体制とは離れて、体制内の政治的選好の類似と相違という国内政治の動きに影響される様相がよいと考えられよう<sup>27</sup>。

さらに、コンストラクティビズムは、リアリズムとリベラリズムがそれぞれ主張する権力（power）や制度（institution）と違い、「理念」（idea）というより柔軟な概念に注目す

<sup>23</sup> 劉建平『前掲書』、259頁。

<sup>24</sup> 劉江永『中國與日本：變化中的政冷経熱關係』（人民出版社、2007年）；金熙徳「中日政冷経熱現象探析」『日本學刊』（2004年、第5号）、8-23頁。

<sup>25</sup> Michael Doyle, "Liberalism and World Politics", *American Political Science Review*, Vol. 80, No. 4(Dec., 1986), pp. 1151-1169; Bruce Russett and John Oneal, *Triangulating Peace: Democracy, Interdependence and International Organizations*, New York: W. W. Norton, 2001.

<sup>26</sup> Edward Friedman, "Preventing War Between China and Japan", Edward Friedman and Barrett L. McCormick eds., *What if China Doesn't Democratize? Implications for War and Peace*, London and New York: Routledge, 2000, 99-119.日本の学界では、このような見方はしばしば見られる。最近の研究について、毛里和子「何憶楠著『和解の探求：第二次世界大戦以来の日中関係とドイツ・ポーランド関係の比較から』」日本国際政治学会編『国際政治』（2015年、182号）、146-149頁を参照。

<sup>27</sup> Erik Gartzke, "Kant We All Get Along? Motive, Opportunity, and the Origins of Democratic Peace," *American Journal of Political Science*, Vol. 42, No.1 (January, 1998), pp.1-27; Joanne Gowa, *Ballots and Bullets: The Elusive Democratic Peace*, Princeton: Princeton University Press, 1999.土佐弘之の研究では同様な批判を行っている。土佐弘之『安全保障という逆説』（青土社、2003年）、144頁を参照。



る。広く言えば、アイデンティティ、規範、規則、文化が含まれるといえよう。A・ウェント（Alexander Wendt）が指摘しているように、国家のアイデンティティと利益は人間の本质や国内政治によって外的に与えられたものというより、社会構造などによって構成されるものとする<sup>28</sup>。すなわち、国際関係を含めた現実の社会関係は、人間と人間の間主観的（inter-subjective）な相互行為のもとに徐々に形成されるものであり、相互作用する個人のアイデンティティや国家のアイデンティティも、社会的相互作用のなかで形成されるときに、そこで形成された地域や国家のアイデンティティが国際関係にも反映するといふ<sup>29</sup>。

コンストラクティビズムの枠組みで日中和解の可能性を分析する文献は管見の限り、それほど多くない。そのなかで中国と日本の外交構想及びそれが国際関係に与える影響を論じたものが挙げられる。例えば、横山宏章は伝統的な中華思想を取り上げて中国外交政策の在り方を分析している<sup>30</sup>。横山によれば、中国は現段階では「華夷秩序」という一元的な価値概念をもって周辺外交を考察しており、そこでは多元的価値観を尊重する日本との衝突は避けられないと述べる。他方、中国人研究者の秦亜青は中国の伝統思想を積極的に吸収し、中国外交政策の理論的基盤となる「関係理論」（Relational Theory）を提唱している<sup>31</sup>。秦は「社会的相互作用の過程」と「社会的関係」を「過程—関係理論」の中核に据え、日中関係は結局相互の感情やアイデンティティに基づく問題であり、和解できない理由の一つは、「互いに積極的な感情基盤を共有していない」からであると指摘する<sup>32</sup>。

コンストラクティビズムは、日本に関しての分析においては規範的・文化的な要素を重要視している。例えば、戦後日本の非軍事的志向（平和的志向）について、P・カツェンスタイン（Peter Katzenstein）、T・バーガー（Thomas Berger）は「規範意識」・「規則意識」（例えば日本国憲法の規範的効果）に着目している<sup>33</sup>。近年コンストラクティビズムの観点から日本外交政策全般を分析する研究が続出しているが、日中関係を対象とする

<sup>28</sup> Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999, p.385. 吉川・野口編『前掲書』、256頁。

<sup>29</sup> 関根政美「文化と国際政治」日本国際政治学会編『国際政治』（2002年2月、第129号）、7頁。

<sup>30</sup> 横山宏章『中華思想と現代中国』（集英社新書、2002年）。

<sup>31</sup> Yaqing Qin, "A Relational Theory of World Politics", *International Studies Review*, Vol.18, (2016), pp. 33-47. 「関係理論」に基づいて、中国外交政策を渉猟する研究は、上村威『文化と国家アイデンティティの構築：関係と中国外交』（勁草書房、2015年）を参照。

<sup>32</sup> 秦亜青『関係與過程：中国国際関係理論的文化建構』（上海人民出版社、2012年）、59頁。

<sup>33</sup> Peter J. Katzenstein, *Cultural Norms and National Security: Police and Military in Postwar Japan*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1998; Thomas U. Berger, *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan*, Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press, 1998.

代表的な研究はあまり見当たらない<sup>34</sup>。

以上三つの理論的枠組みを統合して日中関係を分析する研究が現れたことにも言及しておきたい。毛里和子は日中間の問題を安全保障問題・領土問題・歴史問題という三つのレベルに分け、その構造的矛盾を提示しているが、そこでは利益、パワー及び価値の要素が絡み合っていると指摘されている<sup>35</sup>。上記三つの代表的な理論的枠組みに加えて、政治心理学における誤認や誤解、文化社会学における日中特殊論（国民性に基づく「日本人論」、「中国人論」など）に関する研究も日中和解を扱っていることを挙げておきたい<sup>36</sup>。

## 二 本研究の分析枠組み：国内政治への注目

以上の理論的分析枠組みはいずれも啓発的で、日中和解への理解において一定程度の説得力を持っているのであるが、本論文では基本的に既存研究の知見を受け入れつつ、これらとは異なる分析枠組みを提示することにしたい。国際政治学、国際関係理論においては合理的に行動する国家を分析単位とし、国際システムの構造が国家の行動を規定していくという考え方が主流となってきた。これに対して近年、こうした見方が国際政治の本質や国家の行動を単純化しすぎているとの批判から、国家内部で競合するアクターや国内の政治制度及び文化といった要素を加えて、考察するようになってきている<sup>37</sup>。国際関係論における国内政治への着目は、主として K・ウォルツ（Keneth Waltz）のネオリアリズムに対する反発としてあらわれた<sup>38</sup>。ウォルツへの近年における批判としては、国内政治の重要性を十分に認識していないという点が指摘されている<sup>39</sup>。国際関係（二国間関係も含まれる）や一国の対外政策を分析する場合、対象国の国内政治のどの側面が外交政策の在り方に影響を与えるのかについて、既存研究ではいまだ合意が得られていないが、一言で

<sup>34</sup> Llewelyn Hughes, “Why Japan will not Go Nuclear (Yet): International and Domestic Constraints on the Nuclearization of Japan”, *International Security*, Vol. 31, No. 4 (Spring, 2007), pp. 67-96; Kuniko Ashizawa, “When Identity Matters: State Identity, Regional Institution- Building, and Japanese Foreign Policy”, *International Studies Review*, Vol.10 (2008), pp. 571-598; Yoichiro Sato and Keiko Hirata eds. *Norms, Interests, and Power in Japanese Foreign Policy*, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan, 2008; Andrew L. Oros, *Normalizing Japan: Politics, Identity, and the Evolution of Security Practice*, Stanford, CA: Stanford University Press, 2008; 長谷川雄一編『日本外交のアイデンティティ』（南窓社、2004年）。

<sup>35</sup> 毛里和子『日中関係——戦後から新時代へ』（岩波新書、2006年）、207頁。

<sup>36</sup> 張雲「日中の誤認知と相互不信の再生産のメカニズム」日本国際政治学会編『国際政治』（2016年、第184号）、1-15頁；岡部達味『日中関係の過去と将来：誤解を超えて』（岩波書店、2000年）；王振民「文化、知覚と中日関係」『世界経済と経済』（2004年、第11号）、31-35頁。陳舜臣『中国人と日本人』（集英社文庫、1984年）；孔建『日本人は永遠に中国人を理解できない』（講談社文庫、1999年）。

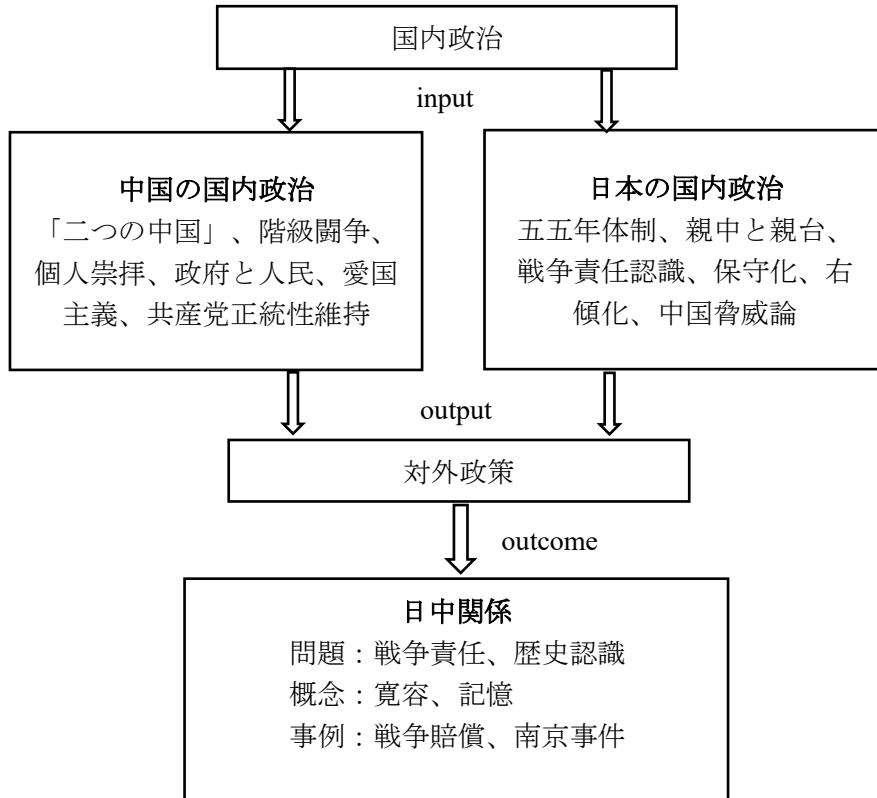
<sup>37</sup> 吉川・野口編『前掲書』、113頁。

<sup>38</sup> Keneth Waltz, *Theory of International Politics*, Reading, MA: Addison Wesley, 1979.

<sup>39</sup> 河野勝「『逆第二イメージ論』から『第二イメージ論』への再逆転？」日本国際政治学会編『国際政治』（第128号、2001年10月）、12頁。

言えば国内政治と言っても、そのアクターが多数にわたり、利益集団、指導者、エリート、世論、野党、社会制度などの視点から考察されることが多いといえる<sup>40</sup>。

図 0-1 本研究の分析枠組み



出所：筆者作成

日中関係や日中和解に関する研究においても国内政治に注目する研究があらわれてきた。何憶楠によれば、日中両国は国内的要因から対外政策を策定しており、それが日中関係の在り方を大きく影響していると指摘している<sup>41</sup>。本論文でも、日中両国が和解できない要因を双方の国内政治ファクターに求めることを心がけている。ここでいう国内政治は単に政府レベルの政策決定過程分析ではなく、国内のさまざまなアクター間の相互認識、イデオロギー的志向性、さらに政府と国民の間における認識の相互作用などのファクター

<sup>40</sup> Thomas Risse-Kappen, "Public Opinion, Domestic Structure, and Foreign Policy in Liberal Democracies", *World Politics*, Vol.43, No.4 (Jul., 1991), pp.479-512; Linda Jakobson and Dean Knox, *New Foreign Policy Actors in China*, Stockholm: SIPRI, 2010; 外交政策決定要因研究会編『日本の外交政策決定要因』（PHP 研究所、1999年）；湯川拓「民主主義体制と国際関係」『レヴァインサン』（第54号、2014年春）、109-122頁。

<sup>41</sup> He, *The Search for Reconciliation*.

を考慮に入れたものである。図式的に見れば、本研究の分析枠組みは上記の図のようになっている（図 0-1）。

日中両国の国内政治に着目して行った分析は決して少なくなかったが、国内政治の一つの側面に集中しすぎる傾向は否定できない。国内政治的要因を探ってみると、中国側の要因はしばしば共産党独裁に帰結される。共産党独裁のもとでの社会的な不安定性や民主化運動が中国政府の愛国主義教育を導き、それが「反日教育」と直結しているという解釈である<sup>42</sup>。一方、日本側の要因については、保守政治及び「軍事主義化」、「歴史修正主義」が取り上げられ、右傾的なナショナリズムが「反中」を導いているとされている<sup>43</sup>。こうした見方からすると、日中関係の行方は結局「愛国=反日」「保守=反中」という構造に縛られ、膠着状態に陥っているということになる。

それ故、本研究はこうした状況を打開すべく日中両国それぞれの国内政治のダイナミズムに注目し、国内政治が外交政策に如何なる影響を与えているかを分析の焦点とする。すなわち日中関係を両国の対外政策の相互作用として認識し、和解の問題（戦争責任、歴史認識）を具体的な事例として提示することにした。

### 三 研究方法

和解に関する既存の研究方法については諸説あるが、絞り込むと以下二つのアプローチがとられてきた。一つは「比較的事例研究」（comparative case studies）である。「比較的事例研究」は成功した事例と失敗した事例（positive case and negative case）をそれぞれ取り上げて比較し、自らの仮説を検証しようとする。たとえば、何憶楠が日中、独ポ和解に関する比較研究、リンドや Y・クー（Yangmo Ku）が日韓、独仏和解に関する研究、任琳が日中、独仏和解に関する研究、そしてバーガーによる加害国のドイツ・オーストリア・日

---

<sup>42</sup> Susan Shirk, *China Fragile Super Power: How China's Internal Politics could Derail Its Peaceful Rise*, Oxford: Oxford University Press, 2007; Christopher R. Hughes, *Chinese Nationalism in the Global Era*, London and New York: Routledge, 2006; Peter H. Gries, *China's New Nationalism: Pride, Politics, and Diplomacy*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2004; Jessica Chen Weiss, *Powerful Patriots: Nationalist Protest in China's Foreign Relations*, New York: Oxford University Press, 2014; 清水美和『中国はなぜ「反日」になったか』（文春新書、2003年）；加藤隆則『「反日」中国の真実』（講談社現代新書、2013年）；江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本——「愛国主義」の変容と歴史認識問題』（勁草書房、2014年）。

<sup>43</sup> Sven Saaler, *Politics, Memory and Public Opinion: The History Textbook Controversy and Japanese Society*, Tokyo: Deutsches Institut für Japanstudien, 2005; Yoshihiko Nozaki, *War Memory, Nationalism and Education in Postwar Japan, 1947-2007*, London and New York: Routledge, 2009; Christopher W. Hughes, *Japan's Foreign and Security Policy under the 'Abe Doctrine': New Dynamism or New Dead End?* Basingstoke and New York: Palgrave and Macmillan, 2015; 中野晃一『右傾化する日本政治』（岩波新書、2015年）。

本に関する比較研究はその具体的な事例である<sup>44</sup>。以上の先行研究はリサーチ・デザインが異なるにもかかわらず、「比較研究」(comparative studies)をその共通点としている。これらの研究は和解の成功例に照らして失敗の事例を分析することにその特徴がある。

もう一つのアプローチは特定の研究分野に焦点を当てるものである。例えば、C・ロス(Caroline Rose)の歴史教科書・戦争賠償を事例とした日中和解研究、東郷和彦の「村山談話」をめぐるアジア各国の認識に関する研究、S・ウォルフ(Stephanie Wolfe)の戦争賠償研究、及びJ・ヤマザキ(Jane Yamazaki)の日本の謝罪問題に関する研究はその具体例である<sup>45</sup>。これらの研究は和解のプロセスの中で特に重要なアジェンダに対する検討を行った上で和解の課題に取り組むものである。

以上二つのアプローチは、言うまでもなく事実関係の究明に役立つと思われるが、ここではその問題点について触れておきたい。「比較的事例研究」(comparative case studies)(少なくとも本論文で言及した和解の事例に限っては)は、しばしば次のような先入観を持っている。すなわち、仮説提出の段階ですでに研究対象が和解したか否かを知ったうえで、比較を行うという問題点である。G・キング(Gary King)ほか批判しているように、「主張したい論点を立証しようとして具体例を選択することが多い」ため、客観性に欠けるきらいがある<sup>46</sup>。具体的にいえば、これらの研究は日中・日韓和解の不成功を証明するために、成功した独仏・独ポの事例を取り上げたのではないかという懸念である。だが、日本とドイツ、そして中国とフランスは安易に類比できないため、それぞれの歴史的な相違、特異性いわば個性を無視してはならない<sup>47</sup>。一方、第二のアプローチは特定の研究分野や当事国の事情に着目し、問題の本質を探り出す作業である。これは和解に関する特定の課題(issue)を究明できるものの、和解の双務性及び全体性を等閑視するという傾向をもち、結局のところ、特定の国の歴史及びその特殊性を強調しすぎるという点を免れえな

---

<sup>44</sup> He, *The Search for Reconciliation*; Lind, *Sorry States*; Yangmo Ku, "International Reconciliation in the Postwar Era, 1945-2005: A Comparison of Japan- ROK and France- German Relations," *Asian Perspective*, Vol.32, No. 3 (July, 2008), pp. 5-37; Ren, *Rationality and Emotion*; Thomas Berger, *War, Guilt, and World Politics after World War II*, New York: Cambridge University Press, 2012.

<sup>45</sup> Caroline Rose, *Sino- Japanese Relations: Facing the Past, Looking to the Future?* London and New York: Routledge, 2005; Kazuhiko Togo ed., *Japan and Reconciliation in Post- War Asia: The Murayama Statement and Its Implications*, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan, 2013; Stephanie Wolfe, *The Politics of Reparations and Apologies*, New York: Springer, 2014; Jane Yamazaki, *Japanese Apologies for World War II: A Rhetorical Study*, London and New York: Routledge, 2006.

<sup>46</sup> Gary King, Robert O. Keohane and Sidney Verba, *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1994. G.キング、R.O.コヘイン、S.ヴァーバ著、真淵勝監訳『社会科学のリサーチ・デザイン』(勁草書房、2004年)、155頁

<sup>47</sup> Thomas Berger, "Neither Exemplary nor Irrelevant: Lessons for Asia from Europe's Struggle with Its Difficult Past", in Togo ed., *Japan and Reconciliation in Post-War Asia*, pp. 91-110.

い<sup>48</sup>。日中和解の実例を取ってみると、日中歴史問題の根源を単に日本という国の特殊性（国民性など）に求めるべきではなく、中国国内の政治状況（政府の歴史記憶に対する操作など）も歴史問題の悪化を助長しているといえるのである。

本研究の分析方法としては「比較的事例研究」の方法を利用するが、それは「クロス・ケーススタディ」（cross-case analysis）ではなく、日中両国の和解に限定する「内因性」に基づく（intrinsic case study）方法を用いることにする<sup>49</sup>。具体的に言うと、和解という課題を前提にし、「戦争賠償」と「南京事件」を事例として、日中和解に内在する問題群を分析比較する。すなわち本研究は「比較研究」といいながら、多国間（三つ以上）にわたる比較ではなく、日中両国（国内政治）に限定して比較を行うことに特徴がある。

### 第三節 本研究の構成

本研究は以下の三部、七章で構成される。第一部は、日中和解の問題意識を提起し、研究の意味と価値を提示したうえで、「日中和解の政治学」を重点的に分析する（序章と第一章）。特に第一章は、「寛容」と「反省」、「記憶」と「忘却」が「日中和解」（普遍的な意味における和解においても）を理解する必要不可欠な分析概念であると指摘し、日中両国国内における受容と問題点を明らかにした。さらに、「寛容」と「反省」、「記憶」と「忘却」はそれぞれ二つの事例研究（戦争賠償問題と南京虐殺事件）に直結するものであり、事例の整合性といった観点からも相応しい分析概念である。

第二部は、第一部の理論的な分析に対する事例研究（一）である（第二章と第三章）。第二部は主に日中両国の「寛容」と「反省」を実証的に検証するものである。第二章は「中国の対日戦争賠償政策」を事例にして、戦後中国対日寛大政策の起源、政策決定の過程及び政府と人民（国家と社会）の認識の食違いを検証した。第三章は「戦争賠償問題に関する日本の対応及び対中政策」を事例にして、戦争賠償問題をめぐる日本政府の対応、国内社会の認識及び日中関係のなかの賠償問題を論じた。第二章と第三章は同じ「戦争賠償問題」を、加害者側、被害者側双方の認識と行動を比較的に検討したうえで、第一章で提示した「寛容」と「反省」の問題に答えるという形をとっている。

---

<sup>48</sup> 日本の特異性に対する批判は、永井陽之助「日本政治の特異性と普遍性」『思想』（1984年、2月号）、143-153頁を参照。

<sup>49</sup> cross-case analysis 及び intrinsic case study の定義及び使用例について、Creswell John W., *Qualitative Inquiry Research Design: Choosing Among Five Approaches*, (3<sup>rd</sup> edition), Los Angeles, CA: SAGE, 2013, pp. 99-101 を参照。

第三部は、第一部の理論的な分析に対する事例研究（二）である（第四章と第五章）。この第三部は主に日中両国の「記憶」と「忘却」を実証的に検証するものである。第二部と違い、第三部では日中両国ともに「記憶」と「忘却」の側面を強調し、日中両国が同じ史実に対する認識において生じるズレを分析し、さらにズレを生じさせている政治的操作について提示した。第四章は、中国における「南京大虐殺」の語り方を中心に、「南京大虐殺」がどのように中国政府によって利用されてきたのかを明らかにした。第五章は、日本における「南京事件」の語り方を中心に、戦後の日本が過去の加害行為をいかに認識されてきたのかを明らかにしている。第四章と第五章は同じ「南京事件」（「南京大虐殺」）に対して、日中両国の記憶の仕方の相違に注目し、歴史認識の難しさを検討したのである。

第四部は、事例の比較と検討を行ったうえで、「寛容」と「記憶」の内在的関連性及び日中和解の可能性について選択肢を提示し、現実政治とナショナリズムという本論では言及されなかったファクターを補足としてとりあげ、最後に、日本側の反省と中国側の寛容とが、相互作用のなかで同時進行することを述べ、そのうえで日中両国が記憶（歴史認識）を共有することが和解の契機となることを結論的に論じている。

## 第一章 日中和解の政治学：分析概念の抽出

序章において述べたように、本論文は「日中和解」という課題を取り上げ、今日にいたるも両国間で和解が達成できていないという内在的なメカニズムを究明しようとするものである。第一節では、和解の定義と類型についての一般的な考察を行う。ここで「一般的」というのは、「日中の和解」に限定するのではなく、さまざまな研究動向を踏まえつつ本研究の問題関心を提示するという意味を持っている。すなわち、本研究において議論する和解の在り方はどのようなものであるかについて述べるが、その際に「寛容」と「記憶」という和解の分析概念を抽出し、議論を進めることにしたい。

第二節では、第一節での検討を踏まえて「寛容」について考察する。具体的には、まず寛容の意味、寛容と正義・反省・和解との関係を分析する。その上で、寛容の現実的な射程とその限界について述べる。筆者が強調したいのは、寛容の対象となる側（日本）がなすべき行動である。そこで本節では寛容の対象とされる側の反省の概念を提起しておきたい。そして最後に「寛容」と「反省」を一对の概念と見做し、日中関係におけるその実態を検証する。

第三節は、第二節と同様な分析手順を用いて、和解に関わるもう一つの分析概念である「記憶」について検討する。具体的には、記憶の意味、類型を区分しながら、さらに記憶と忘却の関係性に言及する。その際、歴史と記憶の相違を提示する上で、本論文で主張される「記憶の政治的操作」について詳細に議論し、それを踏まえて、日中関係における「記憶」と「忘却」の実態を検証することとしたい。

### 第一節 和解とは何か

#### 一 和解の定義と類型

和解の定義を究明する前に、まず和解の英訳について述べておこう。「和解」に当たる言葉として、「reconciliation」と「settlement」の二つがある。『*Oxford Advanced Learner's Dictionary*』によれば、「reconciliation」は紛争当事者が敵対関係から友好関係を回復するという意味を有している。これに対して、「settlement」は法律上の紛争解決を意味し、紛



争当事者の立場、心理及び情緒などには触れていない<sup>1</sup>。本論文では「reconciliation」と「settlement」をそれぞれ「政治社会学」と「法律学」の和解と見做すことにしよう。

「reconciliation」であれ「settlement」であれ、和解成立には多かれ少なかれ契約関係が含まれていることが理解される。そのような契約関係は講和条約だけではなく、暗黙の合意など（例えば、領土問題の棚上げ）にも含まれるべきであろう。

日本では「和解」に関する研究が法律学・政治学・歴史学などの分野において幅広く及んでいるのに対し、中国の場合は主として法律学的な意味で用いられ、政治社会学的要素は少ないように見受けられる<sup>2</sup>。とりわけ「日中和解」という言葉は中国国内で定着しているとは言い難い。「日中和解」には、厳格に言えば法律学的な意味での和解が含まれるが、今日の日中関係にとってより重要なのは、「政治社会学的」観点からの国民間の和解、つまり心情的なものに関わるものであろう。法律上の和解に関しては、1972年の「日中共同声明」の公表、及び1978年の「日中平和友好条約」があったにもかかわらず、日中関係の現実が文書の内容とは些か乖離していると言わざるを得ない。

和解は論者の研究対象及び着目点の相違によってさまざまな意味を持ち、統一的な概念にまでは至っていないのが実情である。たとえば、A・フィリップス（Ann Phillips）は和解を「片方あるいは双方ともにトラウマを体験した当事者がそれ以前の友好関係・交流関係を回復した状態」と定義する<sup>3</sup>。J・ギブソン（James Gibson）によると、和解は「紛争当事国の敵意の減少と友好関係の回復に基づいて、相互の理解と交流を深める行動」とされている<sup>4</sup>。藤本博は和解を「戦争当事者の国ならびに市民社会レベルにおける『加害』『被害』という双方の立場は異なるものの、ナショナルなレベルを越えて戦争の悲惨さ・非人道性という共通項に着眼することで、ナショナルなレベルからの視点につきまとう『憎しみ』を克服し、トランスナショナルなレベルで『加害』『被害』双方の相互理解が

---

<sup>1</sup> A. S. Hornby, *Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*, Oxford: Oxford University Press, 2010, p. 1271/1400. また、Black Henry Campbell, *Black's Law Dictionary*, Fifth Edition, ST. Paul Minn: West Publishing, 1979, p. 1144/1231 を参照。

<sup>2</sup> 和解をキーワードとして「中国知網」（CNKI）学術データベースで検索した結果、法律分野の文献が数多く検索されたことに対して、政治や社会学分野の文献はほぼ皆無といえるほど少ない。つい最近、中国の学界では和解の問題が重要視されるようになり、これに関連する研究も現出している。最近の先行研究については、王高陽「理解国際関係中的“和解”：一個概念性框架」『世界經濟與政治』（2016年第2号）、104-129頁；楊伯江「東北亞地区如何實現與歷史的“共生”——從“大歷史”惟度思考中日韓和解合作之道」『東北亞論壇』（2016年第4号）、3-14頁。

<sup>3</sup> Ann L. Phillips, *Power and Influence after the Cold War: Germany in East-Central Europe*, Lanham, MD: Rowman & Littlefield Publishers, 2000, p. 52.

<sup>4</sup> James L. Gibson, “Does Truth Lead to Reconciliation? Testing the Causal Assumptions of the South African Truth and Reconciliation Process”, *American Journal of Political Science*, Vol. 48, No. 2 (April, 2004), p. 202.

生み出されること」と定義している<sup>5</sup>。

法律学上の和解は、当事者双方の合意及び契約に基づくため、当事者の心理状態に対しては無関心であることが多い。被害者が相手を真に許すか否かということに関しては、第一義的には法律学の関心事ではない。「友好」、「交流」、「理解」という表現は、基本的に法律学の和解を超えて政治社会学的なものに見做してよいだろう。政治社会学における和解は、感情的、道徳的な側面をも強調する。国際紛争における和解の探求は、法的な和解（停戦協定、講和条約など）が達成されたとしても、当事者間において相互に許しあうことにならなければ、再び紛争に至る可能性を十分持っているのである。

本論文では「法律学上の和解」と「政治社会学上の和解」という概念を使っているが、既存の研究もこれと類似する定義を提示している。たとえば、李恩民は日中間における民間賠償の和解を「裁判上の和解」と「心の和解」に分類し、日中歴史和解を分析している。李によれば、「裁判上の和解」とは、訴訟以前あるいは訴訟継続中において、当事者双方が権利又は法律関係について互いの主張を行い、それに関する一定内容の実体的な法律上の合意と、訴訟終了についての訴訟法上の合意を行うことである。一方、「心の和解」とは、戦争や紛争等によってもたらされた民族間・国民間にわだかまる感情的な摩擦や歴史上の対立を解消させるための歩み寄り、過去を踏まえつつ未来における共生のための寛容の精神を発揚する行為である<sup>6</sup>。ここで李は「歴史和解」を、「罪を憎んで人を憎まずの精神に基づき、社会全体として衝撃的な復讐行動を抑え、怨恨・憎悪の戦いを収束させる高潔な社会行為」と定義している<sup>7</sup>。

何憶楠は和解を「浅い和解」(shallow reconciliation)と「深い和解」(deep reconciliation)と分類し、日中和解の「浅さ」を取り上げて議論している<sup>8</sup>。「浅い和解」は、外見的には和解と見えるにもかかわらず、実際には非常に限定的なものである。「浅い和解」のもとでは、たとえ国家間では関係修復が実現されたとしても、歴史認識や領土紛争などの問題は依然として残っている。このような問題は、いったん触発されると関係を悪化させる可

<sup>5</sup> 藤本博「『ソソミ』の記憶とトランスナショナルな『和解・平和』」黒沢文貴、イアン・ニッシュ編『歴史と和解』（東京大学出版会、2011年）、389頁。

<sup>6</sup> 李恩民「市民運動と日中歴史和解」黒沢文貴、イアン・ニッシュ編『前掲書』、379頁。

<sup>7</sup> 同上。

<sup>8</sup> Yanan He, *The Search for Reconciliation: Sino-Japanese and German-Polish Relations since World War II*, New York: Cambridge University Press, 2009, pp.12-20. また、これに近い分類法として、デイビッド・クロッカー (David Crocker) は和解を「濃い (thick) 和解」、「薄い (thin) 和解」そしてその中間点に位置する和解という三つの状態を分けている。David A. Crocker, "Truth Commissions, Transitional Justice, and Civil Society", in Robert I. Rotberg and Dennis Thompson, eds., *Truth v. Justice: The Morality of Truth Commissions*, Princeton: Princeton University Press, 2010, p.108.

能性を免れえない。一方、「深い和解」は当事者双方が相互理解と相互信頼の精神に基づき、構築された関係の一種であり、一時的な安全保障における便宜上の措置ではない<sup>9</sup>。このような友好的な雰囲気は政府間に限らず、国民間も友好的な態度を持つことを要求する。そのため、「深い和解」は文書やスローガンではなく、国民間による相互理解を意味している。日本と中国の場合は、「深い和解」・「浅い和解」というより、「歴史和解」という言葉が使われることが多いように思われる<sup>10</sup>。

和解を分類すると、過程（process）としての和解と、結果（outcome）としての和解に分けられよう<sup>11</sup>。前者は賠償・補償・謝罪・裁判・記念・真実調査などを重要視するのに対し、後者は国家と社会の感受性、とりわけ「結果としての和解」を究極の目的として重要視する<sup>12</sup>。本論文で言及する「日中和解」は、もちろん「結果としての和解」という目的を追求するものであるが、分析に関してはもっぱらその「過程としての和解」に着目している。

適用範囲から見ると、和解はしばしば「国内的和解」（national reconciliation, domestic reconciliation）と「国際的和解」（international reconciliations、国家間の和解ともいう、interstate reconciliation）とに分類されている<sup>13</sup>。南アフリカのアパルトヘイト（apartheid）の廃止が国内的和解（人種間和解）の代表例であるのに対し、独仏の和解は国家間和解の代表例といえよう。今日では民族紛争・内戦及びテロなどが依然として多く存在しているが、これらの問題は基本的に国民相互の間の和解であり、公民権（人権）の法理に従って解決する問題である<sup>14</sup>。これに対し、国際的和解はそれ以上に困難な問題を抱えている。それは今日の国際システムが基本的に無政府状態にあり、絶対的な権威を持つ紛争解決あるいは仲裁裁定の機構が存在しないためである。

小菅信子が指摘しているように、「民間の個人による、双方向の和解イニシアチブが存

<sup>9</sup> He, *The Search for Reconciliation*, p. 2.

<sup>10</sup> 荒井信一『歴史和解は可能か：東アジアでの対話を求めて』（岩波書店、2006年）；松岡肇『日中歴史和解への道：戦後補償裁判からみた「中国人強制連行・強制労働事件」』（高文研、2014年）；船橋洋一『歴史和解の旅：対立の過去から共生の未来へ』（朝日新聞社、2004年）。

<sup>11</sup> Bashir Bashir and Kymlicka Will, "Introduction: Struggles for inclusion and reconciliation in modern democracies", in Kymlicka and Bashir eds., *The Politics of Reconciliation in Multicultural Societies*, Oxford: Oxford University Press, 2008., p.x.

<sup>12</sup> Bin Xu, "Memory and Reconciliation in Post-Mao China, 1976-1982", in Kim Mikyoung ed., *Routledge Handbook of Memory and Reconciliation in East Asia*, London and New York: Routledge, 2015, p.47.

<sup>13</sup> Erin Daly and Jeremy Sarkin-Hughes, *Reconciliation in Divided Societies: Finding Common Ground*, Philadelphia, Penn: University of Pennsylvania Press, 2007, pp. 96-120; 高橋哲哉、鶴飼哲「和解の政治学」『現代思想』（2000年、11月号）、46頁。

<sup>14</sup> 王高陽「前掲論文」、105頁。国内的和解に関する研究は、クロス京子『移行期正義と和解：規範の多系的伝播・受容過程』（有信堂、2016年）を参照。

在しないところでは、政府がいくら戦後和解政策を計画し展開しようとしても、また知識エリートが机上の歴史認識論争を繰り返したとしても、苦しい過去を根拠とする感情対立の解決には直結しにくい」ということである<sup>15</sup>。従って、和解研究にはより国民的な心理及び感情を考慮した「深い和解」の側面が重要であると考えられる。本論文で言及する「政治社会学上の和解」、「心の和解」及び「深い和解」は、小菅の問題提起に対応した概念である。つまり、「国家政府間関係」ではなく、「社会—人間関係」のレベルにおける関係回復こそが和解への突破口であるということである。しかし、国際的にも国内的にも国家・政府は、依然として主要なアクターであり、国民間の和解の基礎は明らかに政府の政策によって影響されるものである。そのため、本論文では「国際政治と国内政治」、「国家と社会」の双方のレベルに焦点を当てて、日中和解を政治社会的に分析することにした。

## 二 分析概念の抽出

和解は加害者と被害者双方に関わる課題である。加害者は被害者に許しを求めるとともに、「謝罪」・「反省」・「賠償」の意図と、それを実際の行為で示すことを要請するものである。つまり、和解を実現させるためには、加害者が謝罪・反省・賠償を行い、これに対して被害者が容赦と慈悲 (forgiveness and mercy) を以て相手を赦すという構図が理想的なものとなる。もちろん本論文で言及する和解は、加害者と被害者が同時に存在する場合 (侵略戦争と植民地支配) であり、侵略及び植民地支配の性格を有しない和解 (帝国主義諸国間での領土紛争や植民地戦争) は分析の対象外とする。

Y・アウエルバッハ (Yehudith Auerbach) は和解に関するピラミッド・モデル (pyramid model) を提出し、和解の実現のために、下から上までいくつかの要件を備えなければならないと指摘している<sup>16</sup>。これらの要件は具体的に、認知 (acquaintance)、承認 (acknowledgement)、共感 (empathy)、責任 (responsibility)、謝罪 (apology)、共同叙述 (narrative incorporation) が含まれている。アウエルバッハのモデルによれば、ピラミッドの下から上への推移に従い、和解の実現が徐々に難しくなる。しかしながら、たとえピラミッドの一番底に位置する「認知」でさえ、当事者間では共有されない可能性も否めな

<sup>15</sup> 小菅信子『戦後和解：日本は「戦後」から解き放たれるのか』（中公新書、2005年）、164-165頁。

<sup>16</sup> Yehudith Auerbach, "The Reconciliation Pyramid: A Narrative- Based Framework for Analyzing Identity Conflicts", *Political Psychology*, Vol. 30, No. 2, (April, 2009), pp.291-318.

い。戦争の経験者にとって、戦場の出来事を認知するのであるが、それを正確に語る事ができるか否かと、あるいは正確に語ろうとするか否かについては別の問題である。例えば、同じく南京で暴行を行った日本軍兵士の間でも、虐殺の存在を認める元兵士もいれば、虐殺を否定する、あるいは虐殺を取り上げることを否定する元兵士も数多くいる<sup>17</sup>。

そのほかの研究としては基本的にアウエルバッハのモデルに近い思考法であるが、その代表的な研究をいくつか紹介したい。唐世平は共通の歴史叙述（common narrative）、謝罪（apology）、被害国の容赦（forgiveness）などをキーワードにして、和解の度合を検証している<sup>18</sup>。唐によれば、和解をプロセスと見做して検証することは和解理論の構築には役立つが、このプロセスは決して漸進的に進むものではなく、場合によっては急激に減速、もしくは加速する場合があるという。唐はこの急激に変速する事態を転換点（turning point）と指摘している。たとえば西ドイツの首相であった W・ブランド（Willy Brandt）が、1970年に訪問先のポーランドの首都ワルシャワのユダヤ人ゲットー跡地で跪いて献花し、ナチス・ドイツ時代のユダヤ人虐殺について謝罪の意を表したことは、ドイツ人とユダヤ人の和解にとって、重大な転換点となったという。

日本の場合はどのようであったらうか。東郷和彦は1995年8月の「村山談話」を東アジア歴史和解の突破口と見做し、「村山談話」の役割を高く評価し、東アジアにおける歴史和解の転換点に位置付けようとしている<sup>19</sup>。2015年8月、安倍首相は戦後70年の内閣総理大臣談話を発表した。そこには戦争に関わる歴史問題に一方的に終止符を打とうとした意図を明確に読み取れることができる<sup>20</sup>。安倍自身は周辺国の評価の如何を問わず、談話を一つの転換点として位置付けようとしたのである。

以上の考察をまとめると、和解を実現するためには、さまざまな要件が満たされなければならないということである。そこで本章では重要な概念をいくつか抽出し、それによって日中歴史和解の理論的枠組みを構築することにした。具体的には既存の研究によってしばしば言及されてきた謝罪・反省・賠償・歴史叙述・記念などの言葉を最もよく言い表す二つの概念を取り上げて議論することにした。その抽出作業は表 1-1 に示される。

<sup>17</sup> 笠原十九司『南京事件論争史：日本人は史実をどう認識してきたか』（平凡社新書、2007年）、159-164頁。

<sup>18</sup> Shiping Tang, “Reconciliation and the Remaking of Anarchy”, *World Politics*, Vol. 63, No. 4 (October, 2011), pp.711-749.

<sup>19</sup> Kazuhiko Togo ed., *Japan and Reconciliation in Post- War Asia: The Murayama Statement and Its Implications*, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan, 2013.

<sup>20</sup> 「安倍談話」の内容について、[http://www.kantei.go.jp/jp/97\\_abe/discourse/20150814danwa.html](http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/20150814danwa.html)（2016年9月1日閲覧）

表 1-1 和解に関する分析概念の抽出

分析概念	諸概念	責任
寛容・反省	お詫び、懺悔、謝罪、赦し、寛大、賠償、反省等	戦争責任
記憶・忘却	言説、叙述、教科書、記念館、加害者・被害者意識等	戦後責任

出典：筆者作成

表 1-1 が示しているように、「お詫び・懺悔・謝罪・赦し・寛大・賠償・反省」などは戦争責任に関わる概念であり、「寛容・反省」のカテゴリーに入れるのが妥当であろう。一方、「言説・叙述・教科書・記念館・加害者意識・被害者意識」などは戦後責任に関わる概念として、「記憶・忘却」のカテゴリーに入れるのが適切である。本論文で検討する「日中歴史和解」は「寛容・反省」と「記憶・忘却」という二つの分析概念に収斂されるのである。

## 第二節 日中和解：寛容と反省の限界

### 一 寛容、正義と和解の間

寛容は統一された意味を持つというよりは、国家や文化のちがいによってその意味内容は異なって理解されてきたといえよう<sup>21</sup>。従来思想家たちは寛容を「宗教的寛容」として理解してきたことが特徴的であるが、それは宗教的な不寛容や迫害の対立概念であり、こうした宗教上の事柄に関して強制力を用いることを控えることを意味した<sup>22</sup>。今日では寛容の意味は広範囲に及んでおり、寛容の対象となり得るものも極めて広がってきている。文化、人種、エスニシティ、セクシュアリティ、イデオロギー、生活様式や服装の選択、政治的立場、宗教、そして体制さえも、そこにはふくまれているのである<sup>23</sup>。本論文では加害者と被害者が明確にしている国家間関係の和解に注目するため、寛

<sup>21</sup> ウェンディ・ブラウン著、向山恭一訳『寛容の帝国：現代リベラリズム批判』（法政大学出版局、2010年）、6頁。

<sup>22</sup> 下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』（名古屋大学出版会、2000年）、15-16頁；渡辺一夫『寛容について』（筑摩書房、1972年）、248-264頁。

<sup>23</sup> ブラウン『前掲書』、5-6頁。留意したいのは寛容に関する膨大な哲学文献や実証研究が主に国内対象（信教の自由、同性愛、エスニシティなど）に注目することである。寛容と国家間和解と関連付けて部分的に議論する研究について例えば、Raymond G. Helmick, S. J. and Rodney L. Petersen ed., *Forgiveness and Reconciliation: Religion, Public Policy, and Conflict Transformation*, Philadelphia and London: Templeton Foundation Press, 2001.

容をめぐる思想史的展開や国内諸対象に関する議論は捨象し、もっぱら国家間の和解をもたらす寛容の要件を取り上げて分析することにしたい。

J・マイヤーヘンリッヒ (Jens Meierhenrich) によれば、「寛容は和解の構成的要素 (constitutive element)」である<sup>24</sup>。これに対し、寛容が和解の必要条件でなく、「寛容がなくても和解が可能」であり、少なくとも「心理学的な意味においては成り立つ」という主張も見られるが<sup>25</sup>、本論文では寛容が和解の達成に必要な不可欠な条件であると位置付けておきたい。

「寛容」に関連し近接した概念として、「正義」が想起されることがある<sup>26</sup>。和解に言及する時、しばしば寛容と正義の関連性が議論され、どちらがより重要であるかという問題が焦点となっている<sup>27</sup>。具体的にいえば、和解のために寛容が重要か、それとも正義が重要か、寛容と正義はどのように両立しうるのか、これらに関連する検討は興味深い課題である。フランスの哲学者 V・ジャンケレヴィッチ (Vladimir Jankélévitch) は、「正義は清算を要求する。それは戦争責任者の責任を問い、裁判を行い、現状復旧及び賠償の支給を要求する」と指摘している<sup>28</sup>。戦後処理における正義のあり方としては、加害者が占有した領土が返還され、被害国の損失に相当する賠償の支給、戦時における加害者が行った犯罪への処罰、さらには将来における侵略防止のために加害者に対して非軍事的な政治制度の再建などの措置をとることになろう。しかしながら、これらの措置が過重な負担となり、どうしても実現されない場合には、被害者は寛容な措置をとらざるを得ないであろう。

正義は法律に基づいて現状復旧及び賠償を要求するのに対し、寛容は道徳に基づいて返還できない部分あるいは復旧できない部分を容赦することを要求するものである<sup>29</sup>。いうまでもなく、絶対的な正義の原則に基づく戦後処理はアジアのみならず、ヨーロッパでさえも完全に実現されてきたとは言えない。とりわけ第二次世界大戦に関しての戦争賠償問題は基本的に無賠償原則で貫かれており、それは「正義」というよりは、「寛

<sup>24</sup> Jens Meierhenrich, "Varieties of Reconciliation", *Law & Social Inquiry*, Vol. 33, No. 1 (Winter, 2008), p.206.

<sup>25</sup> Susan Dwyer, "Reconciliation for Realists", *Ethics & International Affairs*, Vol. 13, No. 1 (March, 1999), pp. 81-98. また、王高陽「前掲論文」、122-124 頁を参照。

<sup>26</sup> 寛容と正義の関係について、仲正昌樹『寛容と正義——絶対的正義の限界』（明月堂書店、2015 年）を参照。

<sup>27</sup> クロス『前掲書』、51-54 頁。

<sup>28</sup> Vladimir Jankélévitch, translated by A. Kelley, *Forgiveness*, Chicago: The University of Chicago Press, 2005.

<sup>29</sup> 朱元鴻「正義與寬恕之外：戦争、内戦與國際暴行之後的倫理」汪宏倫主編『戦争與社會——理論、歴史、主體經驗』（聯經出版、2014 年）、357 頁。

容の精神」に基づいた原則ということであった。

近年、正義を「懲罰的正義」(retributive justice、「報復的正義」とも呼ばれる)と「回復的正義」(restorative justice)とに分類する研究も現れてきた<sup>30</sup>。「懲罰的正義」とは罪を犯した者を罰し、償いをさせるための行為である。「目には目を、歯には歯を」というのは「懲罰的正義」の特徴である。これに対して、回復的正義は加害者と被害者との対話などを通じ、加害者が自分の行為を反省するとともに、被害者が相手の行為を許すという比較的新しい正義概念である。つまり、回復的正義は不正や犯罪を賠償ないし回復するものであり、虐殺や大規模な暴力の後で正常な社会状況への回復を目指して和解を進めるために行われるものである<sup>31</sup>。

田中孝彦は、国家間関係のあり方について、「衝突」「対立」「寛容」「和解」という四つの言葉でまとめている<sup>32</sup>。そのなかで、「和解」を一番理想的な国家間関係として重要視している。田中によれば、「対立」の状況に入った主体は、「衝突」に向かいやすい。これに対し、「寛容」の状況にある主体間では、「衝突」に向かいにくい。つまり、寛容は和解実現のプロセスのなかで不可欠な一段階であるというのである。そのため、寛容と和解の関係を研究する前に、寛容に対していくかの問題点を提起しなければならない。

まず、寛容する側と寛容される側の権力関係についての考察である。日常の会話においては、寛容は常に不均衡の関係であり、寛容される集団や個人は劣位の立場に追い込まれているとしばしば言われている。自分以外の誰かを寛容に扱うということは一つの権力行為であり、寛容に扱われるとはみずからの弱さを受容することである<sup>33</sup>。ここでいう寛容はたいていの場合、国内的な事象に基づく思考法(例えば、多民族国家における少数民族に対する寛容、宗教信仰におけるマイノリティに対する寛容、国民国家における移民に対する寛容など)であるが、国家間関係の場合に、この権力関係をどう見るべきなのか。具体的にいえば、戦後中国の対日寛大政策の中には、このような寛容の権力的要素(中国は戦勝国、日本は敗戦国、もしくは中国は道徳的に「上」、日本は「下」という思考法)がどのように盛り込まれたのだろうか。この問題に関しては第二

<sup>30</sup> Michael Wenzel, Tyler G. Okimoto, Norman T. Feather and Michael J. Platow, "Retributive and Restorative Justice", *Law and Human Behavior*, Vol. 32, No.5 (October, 2008), pp.375-389.

<sup>31</sup> 牧秀崇「和解を求めて——紛争後及び紛争下における赦しと相互理解の模索」池尾靖志編著『戦争の記憶と和解』(晃洋書房、2006年)、171頁。

<sup>32</sup> 田中孝彦編著『戦争のあとに：ヨーロッパの和解と寛容』(勁草書房、2008年)。

<sup>33</sup> マイケル・ウォルツァー著、大川正彦訳『寛容について』(みすず書房、2003年)、86頁。



章で詳しく検討する。

次に、どのような場合に寛容が必要なのか。本論文では国家間関係に注目するため、主として紛争当事国の行動を検証する。紛争当事国間でとられた措置は道義上の寛容ではなく、政治現実主義的な事例が圧倒的に多かった。たとえば、戦後初期におけるフランスとドイツの和解は現実主義的なパターンと考えられる。また 1970 年代の米中和解及び日中和解 (rapprochement) が現実主義的な思考に基づくという主張は少なくない<sup>34</sup>。本論文で検討する中国側の寛容の論理と日本側の反省の論理は専らこのような現実主義的な側面を有していた。

さらに、たとえ寛容的な態度が表明されても、それはどのような寛容であったのか、寛容の限界がどこにあるのかという問題を見極めなければならない。加害者は自分が犯した罪を認めたとて、被害者に対して謝罪をする場合、被害者はこれを許し、寛容的な態度に及ぶかもしれないが、もし加害者が一切の反省行為を示さなければ、被害者の寛容の余地はなくなってしまうに違いない。本節冒頭に主張していた双務性の論理はここにある。

加えて寛容の「対象」を明確にする必要がある。それは「ヒト」(加害者)に対する寛容なのか、それとも「コト」(加害行為)に対する寛容なのか、という区別である<sup>35</sup>。戦後中国の「人民外交」の理念は、「日本軍国主義者には罪があるが、日本人民には罪がない。日本人民も軍国主義の被害者である」という「戦争責任区別論」に依拠していた。そこには中国政府の日本人民に対する寛容及び同情が含まれるが、過去の軍国主義の侵略的行為は明らかに寛容の対象とはされなかった。侵略行為自体に対して、中国政府は絶対に許せないものと主張し、「以史為鑑、面向未来」(歴史を鑑に未来に向かう)の本意が示された。日本では「これまで日本政府は何度も謝罪したにもかかわらず、中国政府の批判は理不尽ではないか」という論調が見られるが、これは中国側が日本の人々に対して不寛容なのではなく、侵略行為そのものを赦せないためである。言葉としては反省なり、謝罪なりと言いながら、行為として侵略行為を美化する行動が日本によって繰り返されてきたことこそ、中国側が批判するところなのである。

---

<sup>34</sup> 添谷芳秀『日本外交と中国——1945—1972』(慶應通信、1995年)；緒方貞子著、添谷芳秀訳『戦後日中・米中関係』(東京大学出版会、1992年)。

<sup>35</sup> 沈明聰『反普羅克汝斯特主義：論 Isaiah Berlin 的反一元論哲學與政治思想』(國立中山大學博士學位論文、2013年)、92頁。

## 二 寛容の限界と射程

寛容には限界があるのか。無限界・無条件の寛容は、私的な人間関係においては、結果として相手を黙認し、偽善的なものに陥らせる危険があるが、公的領域においては、自律、秩序、権威及び公平正義を挑発する恐れはないのかという疑問がしばしば提起されている<sup>36</sup>。K・ポパー（Karl Popper）はこれを「寛容の逆説」（paradox of tolerance）と述べ、「無制限な寛容は当然に寛容の消失に行き着く。われわれが不寛容な者たちにまで無制限な寛容を及ぼすならば、不寛容な者たちの襲撃から寛容な社会を防御する気構えでないならば、寛容な者たちは壊滅させられ寛容はかれらとともに壊滅させられる」と指摘している<sup>37</sup>。S・モンダス（Susan Mendus）も同じような観点から、「寛容の対象となっているのは、（単に嫌悪されるというのではなく）道徳的に不正であると考えられているようなものであり、またその対象にはその不正を補うような徳はまったくない」と述べている<sup>38</sup>。

これに対しJ・デリダ（Jacques Derrida）が別の視点で寛容の限界を議論している。デリダによると、「許し（pardon）に限界はありません。尺度（measure）もなく、加減もなく、『どこまで？』もありません」、「何らかの原意について、合意が成立していれば、それは寛容の原則」である<sup>39</sup>。ここでいう「合意」の意味について簡潔的に述べれば、立場が異なる当事者の間での必要最小限の同意事項を得た状態ということになる。T・ホブズ（Thomas Hobbes）はこれを「二人ないしそれ以上の人々が同じひとつの事実をともに知っている（Conscious）」と、「自らの良心（共有されている知識）」に反して語ったりしない行為と定義している<sup>40</sup>。

寛容の基本条件は当事者が互いに同じ事実に基づいて共通認識と共通理解を持つこと

<sup>36</sup> 李震山「論寛容與憲法」劉幸偉主編『多元價值、寛容與法律』（五南圖書出版公司、2004年）、409頁。

<sup>37</sup> Karl R. Popper, *The Open Society and Its Enemies, Vol. I: The Spell of Plato*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1969.和訳は、武田弘道訳『自由社会の哲学とその論敵（注の部）』（世界思想社、1973年）、95頁。

<sup>38</sup> Susan Mendus, *Tolerance and the Limits of Liberalism*, Basingstoke and New York: MacMillan, 1989.スーザン・モンダス著、谷本光男、北尾宏之、平石隆敏訳『寛容と自由主義の限界』（ナカニシヤ出版、1997年）、27頁。

<sup>39</sup> Jacques Derrida, *On Cosmopolitanism and Forgiveness*, Translated by Mark Dooley and Michael Hughes, London and New York: Routledge, 2005, p.27; ジャック・デリダ著、鶴飼哲訳「世紀と赦し」『現代思想』（2000年、11月号）、89頁。

<sup>40</sup> Thomas Hobbes, Cambridge: Cambridge University Press, (1651)1991. トーマス・ホブズ著、水田洋訳『リヴァイアサン』全四巻、（岩波文庫、1954-1985年）、48頁。マイケル・ウォルツァーも「友一知」（co-knowledge）を良心（con-science）の一側面と見做している。ウォルツァー『前掲書』、110頁。

である。これはすなわち、ホッブズが指摘する「良心に反しない共有知識」である。和解に関する先行研究ではよく「真実の重要性」を提唱されるが、それは「合意」という枠組みで真実の認定、歴史認識の共有を強調するものである<sup>41</sup>。また、真実の認定と歴史認識をめぐる問題点は次節の記憶と忘却に関わる問題でもあるが、ここでは真実の認定と共通認識の共有という最低限の同意（いわゆる「合意」）の難しさのみを説明しておきたい。

歴史的な事実は、国家権力が介入している場合にはより複雑なものとなり、とりわけ紛争当事者が関心をよせる歴史認識問題においてはなおさらである。近代以降の日中間の歴史を史実（reality）として見れば、それは客観的な事象といえるかもしれない。たとえば、「盧溝橋事件」というのは、1937年7月7日に北京西南方向の盧溝橋付近で起きた日中間の軍事衝突事件である。しかし日中両国の間で、この事件を巡る認識と解釈は多岐にわたっている。中国側はこれを日本側が意図的に挑発した事件とみなし、全面抗日戦争の始まりとして重要視するのに対し、日本側は単純な偶発的な軍事事件とみなしているのである<sup>42</sup>。

1990年代に入って、東アジアで日本に対する民間補償請求の運動が盛んに展開されることに対し、日本政府は「戦争による損害に対して、国としての賠償や補償を行うか否か」という問題は、1951年に調印のサンフランシスコ平和条約を基本に、その後続くアジア諸国との平和条約・賠償協定の締結によって法的には1970年までに解決された」と主張し続けている<sup>43</sup>。しかし、中国政府はサンフランシスコ講和会議に招聘されることもなく、また、1972年の日中国交正常化交渉では中国政府が民間賠償の権利を放棄することは明言されていない。これは1956年日ソ国交回復交渉のときとは異なるものである<sup>44</sup>。同じ事実に対して、日中両国が全く異なった解釈と認識を持つことが、今日の和解の妨げとなっているのである。

寛容は良心の自由及び多様性の尊重を強調するが、絶対的な言葉ではない。キリスト

---

<sup>41</sup> James L. Gibson, "Does Truth Lead to Reconciliation? Testing the Causal Assumptions of the South Africa Truth and Reconciliation Process", *American Journal of Political Science*, Vol. 48, No.2 (April, 2004), pp. 201-217; Rosemary R. P. Lerner, "Between Conflict and Reconciliation: The Hard Truth", *Human Studies*, Vol. 30, No. 2 (Jun., 2007), pp. 115-130.

<sup>42</sup> 日中歴史観の相違について、劉傑『中国人の歴史観』（文芸春秋、2000年）を参照。

<sup>43</sup> 波多野澄雄『国家と歴史：戦後日本の歴史問題』（中公新書、2011年）、13頁。

<sup>44</sup> 日ソ共同宣言では日本とソ連は「1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する」と合意した。鹿島平和研究所編『現代国際関係の基本文書（上）』（日本評論社、2013年）、323-324頁。

の教義のなかでは「敵を愛せ」という信義があるが、それは寛容が達成されるべき目標ではない。寛容はいかに重要であろうとも、「敵を愛する」ということではない<sup>45</sup>。20世紀イギリスの著名な批評家E・M・フォスター（Edward Morgan Foster）は、第二次世界大戦中に書かれた評論のなかで次のように語っている。「たいていの人は、文明の再建に必要な精神について問われれば、それは愛であると答えるだろう。愛があれば世界を滅ぼしかねない大変動の連鎖も断ち切る」だろうと<sup>46</sup>。そして、フォスターはこれとは異なる答えを提示している。

愛は、私生活では大きな力です。最大の力といってもいいほどです。ところが、公生活では役に立たないのです。それは何度も実験済みで、中世のキリスト教文明でも、世俗版の人類愛強調運動だったフランス革命でも実験されました。ところが、すべて失敗したのです。（中略）私は講和条約の締結後にこれまで敵として戦ってきたドイツ人に会ったらどうしようということを、いつも考えてきました。愛そうとしてもとても無理です。とてもそんな気にはなれないでしょうから。……しかし、寛大に許すように努力しようと思います。……別に高尚な理由があつてではなく、とりあえずそうするほかないので、彼らに対してもがまんするしかないのです。ある民族が嫌いでも、なるべく我慢するのです。愛そうとしてはいけない。そんなことはできませんから無理が生じます。ただ、寛容の精神でがまんするように努力するのです。<sup>47</sup>

どんなに賞賛されても、「愛」と比較してみれば、「寛容」の要求基準は低いものである。なぜなら寛容は「消極的な美德」であり、「冴えない美德」だからである<sup>48</sup>。寛容の環境には必ず寛容の主体の嫌悪・否認・憎悪及び不愉快が伴っている<sup>49</sup>。また、宇羽野明子によれば、寛容という語は「悪（不快なもの、嫌悪すべきもの）」の存在を前提とした言葉であり、本来はその存在を否定し排除すべきであるのに、あえてそれを承認するというネガティブな意味合いを持った言葉なのである<sup>50</sup>。それにしても、寛容は

<sup>45</sup> Hanah Arendt, *The Human Condition*, Chicago: University of Chicago Press, 1998, p. 309.

<sup>46</sup> E・M・フォスター、小野寺建編訳『フォスター評論集』岩波文庫、1996年、135頁。

<sup>47</sup> 同上。

<sup>48</sup> Lord Scarman, “Toleration and the Law”, in Susan Mendus and David Edwards eds., *On Toleration*, Oxford: Oxford University Press, 1987, p. 49. また、中西寛『国際政治とは何か：地球社会における人間と秩序』（中公新書、2003年）、276頁

<sup>49</sup> モンダス『前掲書』、15頁。

<sup>50</sup> 宇羽野明子『政治的寛容』（有斐閣、2014年）、14頁。

依然として美德の一種であり、代えられぬ存在である。当事者間でこの消極的な美德が達成できなければ、和解の実現は不可能に近いといってもよいだろう。

問題は日中間におけるこのような寛容はかつて存在したのか、そしてこれから生まれてくるのか否か、というところにある。もし寛容が双務性を要求するならば、被害者は必然的に加害者の態度を観察してから寛容の措置をとるかどうかを決めることになるだろう。これに対して、加害者が真摯な懺悔・謝罪及びそれに相応しい賠償を被害者に提供すれば、これは被害者の「寛容」と呼べるのだろうか。こうした場合には、被害者側の不寛容がかえって道徳上の批判を招きかねないことになる。この論理に依拠していえば、日本は中国に侵略したにもかかわらず、十分な反省をしておらず、戦争賠償の支給もしていない（少なくとも、大多数の中国人はこのように思っている）。この謝罪・賠償・反省の不十分のなかで行われた中国の戦争賠償放棄政策は、一方的な「寛容」というほかないだろう。この問題を理解するためには中国側の寛容の論理を考察しなければならない。

### 三 中国における寛容の意味

中国では「寛容」や「寛恕」などは通常「善」のカテゴリーに属している。そのなかには、仁慈、憐憫、仁愛及び寛恕の意味合いが含まれる。さらに、中国語の文脈では、「寛」と「恕」を分けて理解するのが普通である<sup>51</sup>。「寛」は中国語では「赦し」のためのものである予備的状態であり、前提条件ともいえる。たとえば、「度量大」（度量が大きい）という言葉はその表れである。これに対して、「恕」と「容」は「赦し」あるいは「咎めない」という意味を持っている<sup>52</sup>。西洋の寛容は中国では「恕」と「容」の意味合いしか持たず、「寛」が含まれていない。つまり、中国の「寛容」は、「度量が大きいから、許してあげる」と理解するのが妥当であろう。

哲学者の毛子水は「寛容は民主主義の基本的条件である」と指摘し、「寛容も一種の忍耐」であるという<sup>53</sup>。しかし、ここでいう「忍耐」は強いられるものではなく、人間内在的な姿勢である。それゆえ、毛は寛容を消極的な側面と積極的な側面を提示し、寛容の意義を議論している。

<sup>51</sup> 傅宏「中國人寛恕性情的文化詮釋」『南京社會科學』（2009年、第8号）、58頁。

<sup>52</sup> 「恕」に関する日本的な解釈及び受容れについては、木村純二「伊藤仁齋における『恕』の意義」国土館大学哲学会『国土館哲学』（2003年3月、第7巻）、149-168頁。

<sup>53</sup> 毛子水「寛容與民主」『自由中國』（1951年第四巻、第12期）、408頁。

(この態度は) 消極的な側面においては、古人の語によれば、それは「恕」である。積極的な側面においては、古人の語によれば、それは「従善服義の公心」である。いわゆる文明社会では、このような態度は、道德というより、むしろ義務としての意味が強い<sup>54</sup>。

また、胡適は「寛容(原文は容忍、tolerance——筆者注)は自由の根本」であると主張し、寛容がなければ宗教の進歩、政治的民主主義、学問の発達はありえないとし、「人間は誰でも過ちを犯す」という出発点に立って「寛容」の必要性を論じている。例えば、1959年に胡適が『自由中国』誌に寄稿した論文「容認と自由」の結論では、このようなコメントを残している。「私たちのようにプラグマティズムの訓練を受けてきた者は、そもそも『絶対的な正しさ』など認めないし、『自分たちが主張していることを絶対に正しい』とすることなどあってはなら」ない<sup>55</sup>。胡適の寛容論はあくまでも学問上の検討であり、加害者や敵意を持つ者に対して寛容すべきか否かには言及しなかった<sup>56</sup>。

また、中国の「寛容」は善の意味を含んでいるとはいえ、その弱点も見逃してはならない。安倍幸夫の説明によれば、それは「寛容にすぎる点であり、際限なく、『歯止め』なしに、人を許してしまう部分を包含していることです。一つゆるすことは、次も許されるという予言を相手に与えるものです。つまり約束とか、契約とかで成り立つ近代社会が持っている規律に対して歯止めを持たないことを意味」する<sup>57</sup>。

中国人の寛容思想及びそれと西洋との比較について、哲学者の趙汀陽は次のように述べている。

寛容は西洋からの言説である。中国での寛容の意味は自明的なものではない。それでは、どのような状況で我々は「寛容的」といえるのか。自分の価値判断によってある物

---

<sup>54</sup> 同上。

<sup>55</sup> 胡適『容忍與自由：胡適讀本』(法律出版社、2011年)、136頁。和訳は、石井剛「胡適の中国新哲学構想——儒家的因襲批判とプラグマティックな寛容」東京大学中国哲学研究会『中国哲学研究』(2015年、第28巻)、153頁。

<sup>56</sup> 李震山「論寛容與憲法」劉幸偉主編『多元價值、寛容與法律』(五南圖書出版公司、2004年)、409頁。

<sup>57</sup> 安倍幸夫「寛容にすぎる思考について」実践女子大学内実践英文学会『実践英文学』(1988年、第34巻)、11頁。

事に対して対立的であっても、何らかの信念や現実状況に結束され、当該物事に対して容認する場合は、いわゆる「寛容」の成立である。寛容できない物事に対しての寛容は真の寛容である。中国では寛容という態度がないとは断言できないが、「寛容」は中国的な思考様式でもなく、中国的な方法論でもない。中国では寛容という心構えはあるが、思想としての寛容はそもそも存在してこなかった。中国的な思考様式は寛容ではなく、「大度」（度量の大きいこと）である。大度という心情は他者を嫌わないのに対し、寛容は他者を嫌いながら我慢（忍耐）するしかないといっただろう。<sup>58</sup>

中国人の寛容論に関する趙汀陽の指摘は、フォースターやデリダなどの主張を踏まえつつ、自らの思考を総合的に述べたものである。とりわけ中国人は「寛容」というより「大度」であるという指摘はいかにも「寛」と「恕」・「容」を整合させようとしていることが明らか看取される。「寛容」と「大度」という言葉自体が人間個人に向けた意味が強いため、中国政府の公式文章としては「寛大」という言葉を用いられる。例えば、戦後中国の対日政策はよく「寛大政策」と呼ばれている。国民政府では蒋介石の「以德報怨」のラジオ演説と、新中国政府の戦犯釈放及び戦争賠償放棄は「寛大政策」と見做されてきた。

中国政府（共産党）の寛大政策はしばしば国民政府の「以德報怨」政策と類比されるが、両者に本質的な相違がある。蒋介石は「以德報怨」を中華民族の卓抜な思想と見做していたが、中華文化のなかでは、「以德報怨」というより、「以德報徳、以直報怨」という思想が定着してきたようである。加えて、蒋介石は「以德報怨」を中華思想の神髄と自負したが、彼自身が熱烈なクリスチャンであったことに留意しておきたい。1945年8月抗日戦争勝利にあたってのラジオ演説でも、「汝の敵を愛せ」を引用しながら、対日寛大政策を説いたのである。蒋介石の政治思想とりわけ対日政策のなかでどれほどの中華思想が含まれたのか、それとも西洋的キリスト教思想が混入されたのかについては、今後再考されるべき問題であると考えている。

共産党にせよ、国民党にせよ、結果から見れば確かに寛大政策といえようが、寛大のほかにも、政治過程においては政治的動機にも留意する必要がある。言い換えれば、政府側の寛大政策は必ずしも終始一貫した寛大政策とは言えず、その背後に何等かの政治目

---

<sup>58</sup> 趙汀陽『天下體系：世界制度哲學導論』（江蘇教育出版社、2005年）、13頁。

的が潜んでいたのである。さらに、政府側の寛大政策は必ずしも中国の民意を代表するものではなく、むしろ民意に反する政策であった側面もみられる。

毛沢東は外交の場で繰り返し「日本に感謝する」というような発言を行ったが、それは彼のカリスマ的指導者としての表現であるばかりか、「大度」の理念が含まれたと考えられる<sup>59</sup>。「何か憎しみ以外のもの、つまり国民党の軍隊の将校でも、下士士官でも兵隊でも、捕虜になった者は許してやれば必ず自分の味方になる」という態度が中国の指導者の考え方である<sup>60</sup>。中国文学研究者の武田泰淳はこの「寛容さ」について、「何か少なくとも中国大陸においては成功し、しかも東南アジアとか日本にまでも大いに強力なシンパシーを引き起こしつつあることが厳としてあった」と指摘している<sup>61</sup>。

しかしながら、一般の国民、とりわけ日本軍によって侵害された人々は果たして同じような「大度」な気持ちを持っていたのだろうか。ここで注目しておきたいのは、たとえ中国政府は「中国人民を代表する政府」という性質を強調していても、実際上は政府と人民、個人と社会との間に大きな溝が見られるのである。当然ながら、個人レベルにおいては日本に対する認識に個人差があることも否定はできない。1990年代に入って、対日民間賠償運動が多く見られたのも、政府の戦争賠償放棄への民衆の反発と見做してよいであろう。この点からみれば、中国政府の戦争賠償放棄が人民の納得できる政策ではなく、中国人民の「大度」の必然的帰結とは言い難いのである。

中国人の心理に関しては、竹内好がかつて「日本の人民には罪はありませんと言っても、心の底ではやっぱり日本人を怨んでいると思う。その怨みは十年や二十年で消えないと思います。一世代かかって消せるかどうかむずかしい、百年かかるかもしれない」と述べている<sup>62</sup>。中国人の対日感情として「怨」せざるを得なかったが、心の中には「寛」ではなく「怨」のほうがより多く存在していた<sup>63</sup>。「日本人一人が悪いことをすれば、被害を受けた人は日本人全体を怨むのは当然」である。<sup>64</sup>

<sup>59</sup> 劉星「『区別論』と『脅威論』——日中国交正常化までの中国の指導者の対日言論について」『愛知大学国際問題研究所紀要』（2006年9月、第128号）、199-221頁。

<sup>60</sup> 丸山眞男「『スターリン批判』をめぐって——武田泰淳との対談」『丸山眞男集別集』（第二巻1950-1960）、（岩波書店、2015年）、98-99頁。

<sup>61</sup> 同上、99頁。

<sup>62</sup> 竹内好「方法としてのアジア」『竹内好全集第五巻』（筑摩書房、1981年）、112頁。

<sup>63</sup> 中国人の「怨恨心理」については、汪宏倫「理解當代中國民族主義：制度、情感結構與認識框架」『文化研究』（2014年秋季、第19号）、189-250頁。

<sup>64</sup> 竹内『前掲書』、112頁。



#### 四 寛容の対象：日本の反省

前節でも触れたように、寛容は赦す側の一方的な態度のみでは成立しえない。寛容の客体となる側（赦される側、本論文では主に加害者を指す）が何らかの意思表示をしなければならぬのである。和解に関する先行研究のなかで、加害者側の行動を重要視する理由はここにある。唐世平によれば、加害者は被害者の寛容を求めるために、とるべき措置は「過去の過ちを認め（admission of past wrong）、相応しい賠償・謝罪

（reparation and apology）及び真相の解明（truth）」などがある<sup>65</sup>。本節では「謝罪」を反省の一つの表現として日本側の行動を検証する。

ジャニ・ヤマザキが述べているように、「謝罪はかつての敵の間で憎みと不信感を改善し、信頼関係の再構築を可能とさせるひとつの選択肢で」ある<sup>66</sup>。しかし、謝罪という言葉自体はさまざまな意味合いを持っており、「謝罪」といっても実際にお詫びの気持ちなのか、それともレトリックなのか、を区別する必要がある。これに関しては、少なくとも以下二つの要点を踏まえ、謝罪の本質を判断しなければならない。その一つは、加害者はどのような目的を以て謝罪したのかということである。謝罪の動機から見れば、防御的な謝罪（defensive apology）、無罪弁明の謝罪（exculpatory apology）、正真正銘の謝罪（genuine apology）という三種類の謝罪が唐によって類型化されている<sup>67</sup>。

「防御的な謝罪」は自分の犯した行為が過ちとは認めず、ただのミス（mistake）であることを主張する。「無罪弁明の謝罪」は、過去の過ちを認めるが、諸々の言い訳を述べて道徳的な批判を避けようとする。「正真正銘の謝罪」は心からの真摯な謝罪で、道徳上の責任を負う覚悟をもって、懺悔し、被害者の赦しを求める行動である。

ある意味で日本は「謝罪大国」といっても過言ではない。謝罪は私の場合においても、公的な場合においても日常的によく見られるものであり、日本を代表する文化の一側面ともいえるだろう<sup>68</sup>。また、国際関係の分野に限っていえば、日本政府はしばしば「謝罪外交」「弱腰外交」「土下座外交」と批判されてきた<sup>69</sup>。しかし、戦後日本が外国に対して行った謝罪は一概に「土下座外交」といえるのだろうか、答えはおそらく否

<sup>65</sup> Tang, "Reconciliation and the Remaking of Anarchy", p. 715.

<sup>66</sup> Jane Yamazaki, *Japanese Apologies for World War II: A Rhetorical Study*, London and New York: Routledge, 2006, p. 1.

<sup>67</sup> Tang, "Reconciliation and the Remaking of Anarchy", p. 715; Nick Smith, *I Was Wrong: The Meaning of Apologies*, Cambridge: Cambridge University Press, 2008, pp. 140-152. また、ヤマザキも「心からの謝罪」と「戦略上の謝罪」を分けて議論している。Yamazaki, *Japanese Apologies for World War II*, p. 5.

<sup>68</sup> Nicholas Tavuchis, *Mea Culpa: A Sociology of Apology and Reconciliation*, Stanford, CA: Stanford University Press, 1991, pp. 37-44.

<sup>69</sup> たとえば、西尾幹二『国家と謝罪——対日戦争の聲音が聞こえる』（徳間書店、2007年）。

である。戦後から今日にかけて日本政府は数多くの「反省」を行ってきたが、そのなか、本当の謝罪といえるものは稀であり、謝罪というより、むしろレトリックといったほうが妥当であろう<sup>70</sup>。福岡和哉が1990年以降の日本の謝罪について「ジェスチャーは外国向けであるが、モチベーションは勝手気ままである」と指摘しているように、日本政府の謝罪は内向きと外向きの区別を意識し、計算されているという側面が強い<sup>71</sup>。

謝罪は和解のために必要であるのか。馬立誠は日本の中国に対する謝罪について、日本は今まで戦争侵略に関して中国側に計26回以上の謝罪を行ってきたにもかかわらず、日中間は依然として和解が実現していない。それはもはや日本側ではなく、中国側はもっと寛容的な行動をとらえるべきではないかと訴えた<sup>72</sup>。また、リンドは国家間の和解における謝罪の役割に対し懐疑的な態度を示している<sup>73</sup>。リンドは独仏和解と日韓和解との比較を経て、「謝罪無用論」の主張をより一層強めている。ドイツとフランスの間に、謝罪と悔恨がそれほど重要視されなかったことに対して、日本の場合はこれまで何回も謝罪したにもかかわらず、隣国との和解がまだ現実味を持っていないということである。

日本は確かにこれまで何回も「謝罪」してきたが、「謝罪」の本意、もしくは本質に対しては懐疑的にならざるを得ないということである。さらに、「謝罪」は単に言葉で済むものではなく、反省の一側面としてその後の行為の在り方が重要となる。そのため、日本の政治家は反省と言いながら、他方で侵略戦争を否定する発言をし、また靖国神社に参拝するなど、「謝罪」・「反省」の意味が信憑性を失う行為がしばしばみられるのである。

仮に上記の「謝罪無用論」の主張が通じるとすれば、謝罪以外のオルタナティブ（選択肢）は戦争賠償であろうか。もちろん戦争賠償と謝罪との間には内在的な関連性がある。すなわち、相手に与えた被害に対して謝罪し、その謝罪の意味を賠償金でもって表すということである<sup>74</sup>。しかし戦後の日本はたとえ「謝罪」・「反省」を行ったと

---

<sup>70</sup> Chalmers Johnson, "Japan in Search of a 'Normal' Role", *Daedalus*, Vol. 121, No. 4, Immobile Democracy? (Fall, 1992), p. 22; Yamazaki, *Japanese Apologies for World War II*.

<sup>71</sup> Kazuya Fukuoka, "Memory and Others: Japan's Mnemonic Turn in the 1990s", in Mikyoung Kim ed., *Routledge Handbook of Memory and Reconciliation in East Asia*, London and New York: Routledge, 2015, pp. 63-78.

<sup>72</sup> 馬立誠著、箭子喜美江訳『謝罪を超えて』（文芸春秋、2006年）。

<sup>73</sup> Lind, *Sorry States*.

<sup>74</sup> 野田正彰、石坂浩一、大里浩秋「アジア 記憶から未来へ」『神奈川大学評論』（2001年、第39号）、24-26頁。

しても、「両国及びその国民間の請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決された」と規定された以上、日本政府は追加の賠償・補償を行う責任は生じないと認識してきたのである。

日本は言葉として「謝罪」・「反省」を繰り返し行ってきたが、行動としての「賠償」・「補償」は回避しようとしてきた。その理由として木村幹の次の指摘は示唆的である。「日本政府は、賠償の責任が生じることを懸念せず、いくらでも『反省』の意を表すことができた、というのが当時の状況だった。『反省』は『無料』であり、また『反省』さえすれば問題が解決するなら、これ以上に容易な方法は存在しない」というわけである<sup>75</sup>。木村は基本的に日韓請求権問題に関して問題提起したが、これが日韓関係のみならず、日本の対外関係全般の論理としても成り立つと思われる。しかし、日本政府の「無料」の謝罪は問題の解決を導くことはできなかった。その理由の深層は、戦後処理の原点、つまり戦争賠償問題にまでさかのぼらなければならない。日本の戦争賠償問題に関しては、第三章で検討するが、ここでは日本側の戦争賠償問題の論理と概要について提示しておこう。

賠償が戦後処理のなかできわめて重要な過程であり、賠償の実行は和解実現のために不可欠な措置であると考えられる<sup>76</sup>。しかし、第二次世界大戦後における戦後処理では「無賠償原則」が貫かれ、戦争賠償は決して必須条項とはならなかった。「無賠償」という原則は掲げられたが、実行においては各被害国と交渉しなければならない。これは日本にとって国際復帰への重要なプロセスであった。だが、第三章で検討するように、日本の賠償観は積極的というより、むしろ消極的であって、できるだけ無賠償、或いは賠償を最小限にするために粘り強い交渉が行われたのである。確かに戦後の一時期において日本は、国民生活の困窮を乗り越えるのが精一杯という事情はあったが、経済高度成長が軌道に乗ってきた時期でも積極的に戦争賠償を支給する動きはみられなかった。また、日本政府は「日韓基本条約」（1965年）及び「日中共同声明」（1972年）において戦争賠償を請求しないという条項を援用し、一切の賠償・補償請求（特に民間賠償・補償）に対して拒否的姿勢を崩すことはなかった。

これは日中国交正常化以降における日本政府の基本的姿勢であるが、はたして国交正常

---

<sup>75</sup> 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か：歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』（ミネルヴァ書房、2014年）、163-164頁。

<sup>76</sup> Stephanie Wolfe, *The Politics of Reparations and Apologies*, New York: Springer, 2014.

化以前において日本政府は積極的に戦争賠償問題に取り組んできたのか。劉建平によれば、戦争賠償に対して日本政府の姿勢は一貫して消極的であり、積極的にこれを議論し、賠償を支給する動きは一度も示されなかったと述べている。たとえば当時「親中派」といわれる社会党、公明党などが中国訪問する際にも、中国政府側の戦争賠償放棄の可能性を打診したことがしばしば見られた<sup>77</sup>。国益の視点から見れば、賠償額を最小限にするか、あるいは無賠償を求めるのは日本の利益に合致していたのである。

当時の中国の戦争賠償放棄は、一時的に日中国交の正常化にとって有利な選択肢となったかもしれないが、長いスパンで見れば、決して日中両国の友好と和解を導くものではなかった。それは単に中国政府が国民の同意を得られないという理由によるだけでなく、日本側が正しい賠償観を持っていなかったことが挙げられよう。さらに、中国側の寛容（「寛大政策」と呼ばれる）が「寛容」として理解されなかったことも指摘しておきたい。中国政府が「道徳的」に「寛容」を取り上げ、日本に対して「戦略的」にこれを利用することがしばしば指摘されている。また、中国側の一方的な戦争賠償放棄が、たとえ当時中国国内の反発を招かなかったとしても、言論の自由が益々進んでいる今日において中国国民から批判されることになるのは必至である。本論文において筆者が国内政治の観点から戦争賠償の認識の在り方を再考しようとする意味はまさにここにある。

### 第三節 日中和解：記憶と忘却の弁証法

#### 一 記憶と忘却の仕方

前節では被害者の「寛容」と加害者の「反省」を和解の前提として、その重要性を検討した。本節では「記憶」と「忘却」が和解において果たす役割を検討することにする。「記憶」（remembering）と「忘却」（forgetting）は一對の概念であるが、しばしば一つの言葉「記憶」（memory）によって統合されている。つまり、記憶（memory）の中には「記憶」と「忘却」両方の意味合いが含まれているということである。先行研究では明確に「記憶」と「忘却」を区別する研究もあれば、一つの「記憶」（memory）に凝縮される研究もある<sup>78</sup>。本論文では特に断らない限り、「記憶」の意味は「remembering」と「forgetting」両方

<sup>77</sup> 劉建平「戦後中日關係的『賠償問題史』」『中國圖書評論』（2009年、第3号）、34-44頁。

<sup>78</sup> Gerrit W. Gong ed., *Remembering and Forgetting: The Legacy of War and Peace in East Asia*, Washington D. C.: The Center for Strategic International Studies, 1996; John W. Dower, *Ways of Forgetting, Ways of Remembering: Japan in the Modern World*, New York: Free Press, 2012; Mikyoung Kim ed., *Routledge Handbook of Memory and Reconciliation in East Asia*, London and New York: Routledge, 2015; 石田雄『記憶と忘却の政治学：同化政策・戦争責任・集合的記憶』（明石書店、2000年）；呂芳上主編『戦争的歴史與記憶』

の意味を有するものとする。

同様に「忘却」といっても、そこには二つの意味がある。高橋雅延によれば、その一つは、長い年月がたってしまうことで、記憶が消滅してしまうケースである。もう一つは、どこかに記憶としては残ってはいるが、それをうまく引き出さないケースである<sup>79</sup>。本論文では第二の意味を強調したい。すなわち、かつての出来事は、どのような要因によって忘却され、想起されるかという問題、及びその間に介在する政治的力学についての観点である。

戦争に関していえば、なぜ覚えているのか、なぜ忘れてしまったのか、というような問いが発生する。こうした問いがうまれる妥当的な解釈としては、国家が政治的に人々の記憶を利用したからである。日本ではこの問題に関して戦争の加害責任を認める研究者は、しばしば「自虐史観」と批判されるのに対し、中国では「政治的な正しさ」(political correctness)が優先され、その結果必ずしも価値中立的な研究成果が生み出されてきたとは言えないのである。「自虐史観」にせよ、「政治的な正しさ」にせよ、何れも歴史事実ではなく、歴史をいかに記憶するのか、語るのかに関係している。そのため、政治社会学における和解研究では基本的に、記憶を重要な変数として位置付ける。

前節では寛容を検討してきたが、「寛容の政治学」と同時に成立しなければならないのは「記憶の政治学」である。たとえ「寛容は無条件である」と主張する思想家であっても、彼らは一つの条件を堅持している。それは具体的に言うと、「寛容が忘却を意味しない、そして記憶の義務(duty of memory)を要求している」ということである<sup>80</sup>。しかしながら、記憶を判定することは難しい。それは記憶が客観的に存在するものではなく、政治的に操作されて人々の意識のなかで生きているからである。

このような記憶は「不正確」というより、特定目的のために作られた記憶といったほうがよい。P・リクール(Paul Ricoeur)はこれを「記憶力の濫用」と定義している。彼によれば、「記憶力の濫用」は具体的には以下三つの形態として現れる。即ち、阻まれる記憶力(blocked memory)、操作される記憶力(manipulated memory)、強いられる記憶力(obligated memory)である<sup>81</sup>。

---

(國史館、2015年)。

<sup>79</sup> 高橋雅延『記憶力の正体——人はなぜ忘れるのか?』(ちくま新書、2014年)、19頁。

<sup>80</sup> 朱元鴻「前掲論文」、375頁。

<sup>81</sup> Paul Ricoeur, *Memory, History, Forgetting*, (translated by Kathleen Blamey and David Pellauer), Chicago and London: The University of Chicago Press, 2004, pp.69-92. ポール・リクール著、久米博訳『記憶・歴史・忘却(上)』(新曜社、2004年)、122-151頁。

阻まれる記憶は時として歪曲され、病的な意識のもとに形作られてきた。とりわけ外傷的記憶（トラウマ）を想起する過程で、被害者が思い出したくないという抑圧的な現象が見られた。たとえば、従軍慰安婦にとっては、騙された、脅迫された、そして凌辱された経歴が想起したくない記憶といってもよい。1990年代に入って、「従軍慰安婦問題が最近になって明らかになった」といった表現には首を傾げる人が多いが、それは「忘却」されていたわけではなく、「忘却の蘇り」であり、「忘れない記憶」、「語れない記憶」、「歴史化できない記憶」、「痕跡としての記憶」である<sup>82</sup>。このような記憶はポスト構造主義やフェミニズムなどの批判的国際関係論において提唱され、「沈黙」（silence）に関する研究として現れた<sup>83</sup>。

操作される記憶とは、権力の保持者によって記憶と忘却を意図的に操作されることから生じてくる記憶である。リクールは阻まれる記憶力を「傷ついた記憶」と定義するのに対し、操作される記憶を「道具化された記憶」と定義している。この記憶に関して、かつて紛争を経験した当事国にとっては、同じ出来事が一方では栄光を意味し、他方では屈辱を意味することになる。こうして紛争当事国の間でしばしば同じ出来事に対して齟齬が生じ、最悪の場合には国家間関係に悪影響を与えることにもなりかねない。日中関係の場合においては、歴史事実というより、同じ歴史事実に対する解釈が多岐にわたり、結局は不毛な論争に陥ることが極めて多かった。

「強いられた記憶」とは重要な出来事に対し、常に訓練され義務化された記憶のことを指す。このような記憶に関して、よく「思い出して！」（Remember It!）、「忘れるな！」（Never Forget It!）というスローガンが考えられる。国家に即して言えば、それは一種の「記念顕彰の強迫観念」である。たとえば、中国政府の「勿忘國恥」（国家が経験した恥を忘るべからず）は「強いられた記憶」の論理によって生まれたものである<sup>84</sup>。

記憶する「主体」から見れば、記憶を個人の記憶（individual memory, personal memory）、集会的記憶（collective memory）そして国家の記憶（national memory）の三つの種類に分けることができる<sup>85</sup>。「個人の記憶」は、文字通りの個人のほかに、家族や親族集団、友人

<sup>82</sup> 金石範「忘却は蘇るか——『つづやきの政治思想』への断想」『思想』（1998年、5月号）、48頁。

<sup>83</sup> Sophia Dingli, “We Need to Talk about Silence: Re-examining Silence in International Relations Theory”, *European Journal of International Relations*, Vol.21, No.4 (Winter, 2015), pp. 721-742.

<sup>84</sup> Zheng Wang, *Never Forget Historical Humiliation: Historical Memory in Chinese Politics and Foreign Relations*, New York: Columbia University Press, 2012.

<sup>85</sup> 聶莉莉『中国民衆の戦争記憶——日本軍の細菌戦による痕跡』（明石書店、2006年）、32頁。

など親密な関係にある人々の間に存在する記憶である。「集合的記憶」とは、親密な関係を越えた一般の人々との間、特に地域コミュニティで共有される記憶である。国家の記憶とは、国家的イデオロギーに維持された正統性を持つ記憶である。また、その共有領域の性格の相違により、私的記憶 (private memory) と公的記憶 (public memory) に分類することが可能である。私的記憶は、公的な要素を介在せずにプライベートな記憶であるのに対して、公的記憶は、公的な政治組織や社会組織が介在し、または何らかの公共的媒介を通して社会の広範囲に共有される記憶を意味する<sup>86</sup>。

フランスの社会学者 M・アルフバフ (Maurice Halbwachs) は同じように記憶の三類型を提示している。第一は個的 (ないし自伝的) 記憶、第二は家族や地域的な社会集団の集合的記憶、そして第三は歴史である<sup>87</sup>。アルフバフはこの歴史を主に国民的な事柄と考え、三つの異なる記憶のかたちがどのような関係にあるかを見きわめようとしたが、結局は完遂されていない。しかし、彼が一方に国家の歴史 (記憶) を、他方に個人や集団の記憶を対置する二分法にこだわっていることを読み取ることはできる<sup>88</sup>。国家の記憶は決して個人々の記憶と断絶するのではなく、場合によって、人々の自伝的な記憶や、集合的記憶と、国家の記憶と歴史の教育を融合させようとする側面もみられるのである。

本論文で取り扱っているのは国家を主体とする記憶、つまり公的記憶のことである。しかし、ある特定の記憶は個人の私的記憶から集合的記憶を経て国家の公的記憶へと進化することも認められるものである。とりわけ大規模な被害を受けた場合 (本論文では「南京大虐殺」を指す) は、最初の段階は個人の私的な記憶にとどまっており、次に集合体あるいはその地域 (コミュニティ) に生活する人々の記憶となっており、最終的には国家の意思によって国家の記憶へと発展していく。こうしてみると、戦後の「南京大虐殺」や広島原爆に対する記憶はいずれもこのようなアプローチをたどってきたといえる<sup>89</sup>。さらに、「南京大虐殺」なり広島原爆なり、それらに対する記憶の断層 (忘却の一時期) が現出したことに注目すべきだろう。そこで本論文ではこの記憶の中の「忘却」を取り上げて、記憶と忘却のなかの「南京大虐殺」の語り方が、日中和解に与える影響を分析することにし

---

<sup>86</sup> 同上、32 頁。

<sup>87</sup> Maurice Halbwachs, translated by Lewis A. Coser, *On Collective Memory*, Chicago: University of Chicago Press, 1992. モリス・アルフバフ著、小関藤一郎訳『集合的記憶』(行路社、1989 年)。

<sup>88</sup> テッサ・モーリス=鈴木著、大久保佳子訳「グローバルな記憶・ナショナルな記述」『思想』(1998 年、8 月号)、44 頁。

<sup>89</sup> Anna Shipilova, "From Local to National Experience: Has Hiroshima Become a 'Trauma for Everybody'?" *Japanese Studies*, Vol. 34, No. 2 (2014), pp. 193-211.

たい。

歴史は、記憶と忘却が相交錯するなかで作られてきたとあってよいだろう。現在の人間は過去に対してどのように記憶もしくは忘却するのかについて、A・アスマン（Aleida Assmann）は次のように述べている。「過去の良いものだけを選び出して、自分たちの遺産として受け取り、その一方で、悪いものは単純に無視して、時が自ずとあまねき忘却に沈めてくれるであろう、死せる重りを見なす」<sup>90</sup>。しかし、自分にとっての「よいもの」が、他者にとって必ずしも「よいもの」とは限らない。とりわけ「加害・被害関係」が明確されている国家間ではこの側面が露呈してくる。加害国にとって「良いもの」はしばしば被害国の犠牲を以て作られたものである。加害国にとっての「悪いもの」はしばしば被害国のトラウマとなる。ゆえに、加害国で高揚しようとする記憶は、被害国が批判しようとするものとなり、逆に同じ論理が繰り返される。

## 二 歴史と記憶の間

「歴史とは何か」という問いに対し、E.H.カーはこのように答えている。「歴史とは歴史家と事実との間の相互作用の不断の過程であり、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話」なのである<sup>91</sup>。カーは定義の中で二つの関係を提示している。それは「歴史家と事実」、「現在と過去」との相互関係である。歴史事実というスタティックな概念より、カーが強調したのは現在に生きている歴史家がどのようにその事実を解釈し、そして現在と連繋させるかというダイナミックな概念である。ここで生じる問題は、歴史家は必然的に選択的なものであり、「歴史家の解釈から独立に客観的に存在する歴史的事実という固い芯を信じるのは、前後顛倒の誤謬」である<sup>92</sup>。これによって、「歴史的事実という地位は解釈の問題に依存することになる」とカーは結論付けている。

異なる解釈によって全く別様な記憶が形成される。それは結局「歴史」を飛び越えて、「記憶」の範疇に入っていくことになる。「歴史」と「記憶」の関係について、上野千鶴子は「歴史とは、現在における過去の絶えざる再構築である。歴史が過去にあった事実をそのまま語り伝えることがもはや不可能であり、現在の私たちが、現在にとって意味のある過去をどうやって構成し、それを共有の記憶とし、かつそれを伝達していくかという課

<sup>90</sup> アライダ・アスマン著、安川晴基訳「トラウマ的な過去と付き合うための四つのモデル」『思想』（2015年、第8号）、35頁。

<sup>91</sup> E.H.カー著、清水幾太郎訳『歴史とは何か』（岩波新書、1962年）、40頁。

<sup>92</sup> 同上、9頁。



題こそが重要である」と指摘している<sup>93</sup>。ここでいう歴史はかつて起こった事実ではなく、その事実をどのように語ってきたのかという意味である。具体的にいうと、誰が誰を代表し、何を何のために語ってきたのかという問題が「記憶」を解剖する場合に注目すべき点である。

歴史が過去を忠実に復元できないため、歴史を巡る問題は時系列でいえば「当時」より「現在」の方が重視されている。いわゆる歴史問題や歴史認識問題は決して「過去の事実」ではなく、その事実に対して当事者同士が現在までどのように語ってきたのかという歴史叙述 (narrative) に由来している。歴史と記憶との相違がここから生じてくる。それは「歴史が事実性に基づいているのに対して、記憶には過去のある一面を強調し、ほかを忘却することが許される」からである<sup>94</sup>。ここでは、歴史は（記憶と同じように）それぞれが特定の社会集団と結びついた、矛盾する物語の集積にすぎなくなってしまう。こうした見解のもつ危険性について、テッサ・モーリス＝鈴木は「否認の歴史叙述が横行し、特定の集団（優位な集団である場合が多い）が、自分たちの記憶こそ絶対的な権威があると主張しかねない」と指摘している<sup>95</sup>。

その延長線上、つまり「政治学」における歴史事実に対する問題関心は、歴史家と違い国家などの権力側が歴史事実に対してどのようなスタンスで解釈するかに凝縮されている。歴史的な事実関係を正確に確認することよりも、事実をどのように解釈するかは、最も重要な問題関心である。この「歴史」には常に政治的要素が介入し、歴史家が行った解釈は権力側によって審査されることもしばしばである<sup>96</sup>。いわゆる歴史問題は、国家のアイデンティティや政治的な関係性、さらに国家の歴史叙述がいまだ流動的であるが故に生じたことにほかならないのではないか<sup>97</sup>。国家がなぜそのように解釈してきたのか、その解釈がいつ形成され、どのように定着されたのか、また、その解釈は普遍的なものなのか、それとも時代によって流動的なものなのか、という問題に対しての政治的分析が不可欠となってくる。すなわち、事実性が問題とされるよりも、むしろそうした言説がどのように生み出され、どのような構造をもたらし、そして変化するのかという点が重要となる<sup>98</sup>。そう

<sup>93</sup> 上野千鶴子「記憶の政治学:国民・個人・わたし」『インパクション』（1997年、6月号）、162頁。

<sup>94</sup> 栗津賢太「慰霊・追悼研究の現在——想起の文化をめぐる」『思想』（2015年8月号）、21頁。

<sup>95</sup> テッサ・モーリス＝鈴木「前掲論文」、51頁。

<sup>96</sup> Laura Hein and Mark Selden eds., *Censoring History: Citizenship and Memory in Japan, Germany, and the United States*, New York and London: M. E. Sharpe, 2000.

<sup>97</sup> 上村威『文化と国家アイデンティティの構築：関係と中国外交』（勁草書房、2015年）、72頁。

<sup>98</sup> 栗津「前掲論文」、17頁。

したなかで、国家間関係とりわけ紛争当事国の間に同じ歴史事実に対して全く異なった解釈が展開され、結果として歴史和解の妨げとなったケースは少なくない。

歴史家のC・メイア (Charles S. Maier) は政治の問題を歴史の外部にある要素ではなく、それに内在する要素とみなして分析している。メイアが述べるように、「歴史的諸解釈は、同時に政治的諸解釈たらざるをえず、そこではいかに権力が機能し、他者を片付けてしまうかについての一定の信念が支持される。しかし歴史的諸解釈は政治化された諸解釈になる必要はない。今現在のイデオロギー上の闘争に勝利するための武器に作り上げる必要はないのである」<sup>99</sup>。残念なことに、現状はまさにメイアの指摘と背反している。歴史的解釈がイデオロギー闘争のみならず、ナショナリズムの扇動、国益の追求、政権正統性維持のための武器と利用されることは常に存在している。

G・オーウェル (George Orwell) は小説『1984年』に「過去を支配する者は未来まで支配する；現在を支配するものは過去まで支配する」と言っている<sup>100</sup>。オーウェルは過去・現在・未来をつなぐ権力側の圧倒的優位を強調している。いうまでもなく、権力側というのは、ほとんどの場合国家もしくはそれを代表する政府（政党）を意味する。この権力側の振る舞いのかたちは公式見解（「official narrative」）と呼ばれるものである。バーガーによれば、権力側は主に以下五つの形を通じて操作するという。具体的には、①レトリック (rhetoric、権力側が過去についてどう語るかということなど)；②記念 (commemoration、記念館・博物館・祝日など)；③教育 (education、歴史教科書)；④償い (compensation、不幸に遭った犠牲者のための政策など)；⑤懲罰 (punishment、加害者に対する懲罰) である<sup>101</sup>。本論文ではとくに「記憶と忘却」に関係するレトリック、記念、教育について、「南京大虐殺」を事例に検討してみたい。

### 三 日中関係における記憶と忘却

末木文美士は、戦後日本の歴史記憶を「隔世史観」 (atavistic view of history) と呼んでいる。それは「直前の過去を否定し、その前の時代につながろうとする傾向」を意味し、「戦後の史観は、しばしば大正デモクラシーから昭和初期の共産主義運動までを肯定的に

<sup>99</sup> Charles S. Maier, *The Unmasterable Past: History, Holocaust, and German National Identity*, Cambridge: Harvard University Press, 1988, p. 31. 和訳は、楊大慶「歴史家への挑戦——『南京アトロシティ』研究をめぐって」『思想』(1998年、8月号)、93-94頁より引用。

<sup>100</sup> ジョージ・オーウェル著、新庄哲夫訳『1984年』(早川書房、1975年)、34頁。

<sup>101</sup> Thomas Berger, *War, Guilt, and World Politics after World War II*, New York: Cambridge University Press, 2012. p.12

描き、その流れを押しつぶすものとして、直前の時代のファシズム・軍国主義を否定するというかたちで、やはり隔世史観といわなければならない。隔世史観は、歴史の連続性に目を背け、過ぎ去った過去を恣意的に美化し、直面している現実から目を背けよう」とする<sup>102</sup>。

この隔世史観に反映される記憶と忘却の実態は、丸山真男が述べているように、「過去は過去として自覚的に現在と向き合わずに、傍におしやられ、あるいは下に沈降して意識から消え忘却されるので、それは時あって突如として『思い出』として噴出する」ことになる<sup>103</sup>。また、会田雄次は日本人の意識構造を議論する時に、「直接の過去はすべて否定される」という日本人の独特な記憶法を指摘している。会田によれば、「この時代には、直接の過去は現状を招いたものとして否定される。歴史が求められたとするなら、直接の過去を飛び越えた、より古い時代だ。この場合、このより古い時代は事実ありのままの過去でなく、理想化されるのを普通とする」<sup>104</sup>。

集合的記憶の形成過程は、制度的には歴史教育や国家的行事における象徴的祭典によって促進される<sup>105</sup>。日本人の戦没者の追悼だけを目的とした「内向け」の「全国戦没者追悼式典」はその好例である。1963年の日本政府閣議決定に、「本式典の戦没者の範囲は、支那事変以降の戦争による死没者（軍人・軍属及び準軍属のほか、外地において非命にたおれた者、内地における戦災死没者等をも含むもの）とする」<sup>106</sup>とあるように、欧米諸国だけでなく日本の侵略戦争の直接の対象となったアジア地域の戦争犠牲者の存在が完全に視野の外に置かれていたのである。

総じていえば、日本の戦争加害に関する記憶が非常に希薄で、場合によっては忘却される傾向を示している。さらに、近年における「自虐史観」批判の影響で日本歴史における加害の部分は「忘却」ではなく、事実そのものが「否認」されてきた。それは一旦記憶されていた戦争と侵略が時間とともに記憶から薄らいでいったというような意味ではなく、そうした行為それ自体が否認されたのである<sup>107</sup>。ここで明確に峻別すべきなのは、「忘却」

---

<sup>102</sup> 末木文美士「<原型=古層>から世界宗教へ——『丸山真男講義録「第四冊」』を読む」大隅和雄 平石直昭編『思想史家丸山真男』（ペリカン社、2002年）、93頁。一部の研究者はこれを「司馬史観」として批判している。Alexander Bukh, “Historical Memory and Shiba Ryotaro: Remembering Russia, Creating Japan”, in Sven Saaler and Wolfgang Schwentker eds., *The Power of Memory in Modern Japan*, Kent, UK: Global Oriental, 2008, pp. 96-115.

<sup>103</sup> 丸山真男『日本の思想』（岩波書店、1957年）、13頁。

<sup>104</sup> 会田雄次『日本人の意識構造：風土・歴史・社会』（講談社現代新書、1972年）、91頁。

<sup>105</sup> 石田『前掲書』、163頁。

<sup>106</sup> 吉田裕『日本人の戦争観』（岩波書店、1995年）、109頁。

<sup>107</sup> 野田他「前掲論文」7頁。

と「否定」の相違である。「忘却」はあくまでも想起したくないことであるのに対し、「否定」とは最初から加害事実が無かったことを強調する。「忘却」は「想起」される可能性もあれば、「否定」に至る可能性もある<sup>108</sup>。「歴史教科書検定制度」のもとで、当時文部省が「南京事件」の記述を教科書の本文から脚注に移すよう執筆者に強要したこと、また歴史家の家永三郎が編集した歴史教科書における「南京事件」に関する記述の修正を強要したことは、「虐殺」の事実を忘却させようとする好例といえよう<sup>109</sup>。

ここで一つ補足しておきたいのは、戦時中の中国大陆における日本軍の残虐行為を認めることへの日本の消極的な姿勢は、時として日本の事情に精通していない批判者たちに「日本人」は「歴史的健忘症」に陥っているとの非難の格好の材料となっているのである。しかし、残虐行為を含む十五年戦争の研究のほとんどすべての分野において、最も先進的な研究は日本の学者によって行われていることも事実である<sup>110</sup>。また、王宏倫が的確に批判しているように、「日本には、戦争の歴史、記憶、責任、補償その他を含め、戦争とその遺産に関する大量の研究が存在する一方で、中国や台湾や韓国といった他の近隣諸国にはそれに匹敵する研究の蓄積が存在しない」<sup>111</sup>。もちろん、これは日本研究の業績がすべて評価に値する意味でもなければ、日本政府の公式な見解を代弁するという意味でもない。本論文ではまさにこのような日本における研究成果を渉猟して、戦後日本政府の主導により（加害の）歴史に対する「記憶」と「忘却」の実態を検証するものである。

戦争に関する中国人の記憶のなかでは、「被害者」認識の割合が桁違いに多い。それはいつ、どのようにして形成されてきたかについて、議論は多岐にわたっている。中国政府に対して批判的なスタンスをとる欧米や日本の研究は、この「被害者意識の氾濫」を基本的に中国政府の操作によるものであると指摘している<sup>112</sup>。これに関する議論は二つの系譜でまとめることができる。その一つは、中国は他の国と同様、権力の正統性を求め、国益と符合する記憶を一方的に駆使するという考え方である。たとえば、何憶楠

<sup>108</sup> 1982年の歴史教科書問題が忘却から想起への事例として挙げられが、それと同時に、1982年の歴史教科書問題は忘却から「否定」へと強行する勢力も無視できない。服部龍二『ドキュメンタリ 歴史認識』（岩波書店、2015年）を参照。

<sup>109</sup> 吉田裕『天皇の軍隊と南京事件：もう一つの日中戦争史』（岩波書店、1985年）、5-6頁；家永三郎『戦争責任』（岩波書店、1985年）、67-68頁。

<sup>110</sup> Joshua A. Fogel, "Introduction: The Nanjing Massacre in History", in Joshua A. Fogel ed., *The Nanjing Massacre in History and Historiography*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2000, p. 8.

<sup>111</sup> 王宏倫著、小山裕・河村賢訳「東アジアの近代の理論化のために——日本と中国における『戦争のフレーム』」『思想』（2014年、2月号）、33頁。

<sup>112</sup> 例えば、Wang, *Never Forget Historical Humiliation* ; Anne F. Thurston, "Community and Isolation: Memory and Forgetting-China in Search of Itself", in Gong ed., *Memory and History in East and South East Asia*, pp.149-172.

の「国家神話構築理論」(national myth-making theory)がその代表である<sup>113</sup>。これに対してもう一つは、中国が社会主義国家である故恣意的に国民の歴史記憶を操作するという見方である<sup>114</sup>。「日本叩き」を目的とする「愛国教育」や「反日運動」(デモ、ボイコット)は結局中国共産党によって許容されたものであるという解釈である。つまり、中国人の歴史記憶(とりわけ対日の部分)が共産党政権側に作られてきたという解釈の成立である。この論理を敷衍すれば、中国側の記憶操作が日本との和解ではなく、紛争再来させるという結論が導かれていくのである<sup>115</sup>。

しかし、中国の日本に対するマイナス的な記憶が「ゼロ」から作られてきた訳ではない。日本に対する憎しみや敵意の源はかつての侵略、虐殺の記憶に由来せざるを得ないのである。これは中国人の被害者意識の原点ともいえるものである。アヘン戦争以来の150年間、中国は「弱国」の立場を甘受してきた。「中国は第二次世界大戦の戦勝国の一員とはなったものの、『弱国』としての立場は変わらなかった。そればかりではない。『弱国意識』がそのまま『被害者意識』につながった」と劉傑が鋭く指摘している<sup>116</sup>。この被害者意識のなかで、戦争に対する記憶は基本的に侵略された経験に基づいた記憶そのものにほかならない。こうした観点からみれば、中国人はこの記憶から簡単に抜け出すことができないということになる。

それにもかかわらず、戦後とりわけ1949年の新中国成立以降、中国政府は一貫して「屈辱」の記憶を強調してきたわけでもなかった。「屈辱」の記憶ではなく、「栄光」の記憶を求める一時期もあった。たとえば、第四章で詳述するように、「南京大虐殺」に関する記憶は、新中国成立後1970年代までの間に、中国共産党は中国という国の歴史、とりわけ「国恥」に関する「物語」を活用することはなかった<sup>117</sup>。中国研究者のK・デントン(Kirk Denton)は毛沢東の時代には「南京大虐殺」に関する歴史書も意図的に禁圧されていたこと(「国恥としての南京」)を指摘している<sup>118</sup>。その代わりに、栄光の部分(特に毛沢東個人の栄光部分)だけを取り上げて大いに宣伝した。その理由としては事例研究の章で詳

---

<sup>113</sup> He, *The Search for Reconciliation*.

<sup>114</sup> Berger, *War, Guilt, and World Politics*; Wang, *Never Forget Historical Humiliation*; James Reilly, *Strong Society, Smart State: The Rise of Public Opinion in China's Japan Policy*, New York: Columbia University Press, 2011.

<sup>115</sup> Edward Friedman, "Preventing War Between China and Japan", in Edward Friedman and Barrett L. McCormick, eds., *What if China Doesn't Democratize? Implications for War and Peace*, New York: East Gate, 2000, pp.99-119.

<sup>116</sup> 劉傑『中国人の歴史観』(文藝春秋、1999年)、16頁。

<sup>117</sup> Wang, *Never Forget Historical Humiliation*, p.127.

<sup>118</sup> Kirk A. Denton, "Heroic Resistance and Victims of Atrocity: Negotiating the Memory of Japanese Imperialism in Chinese Museums", *Japan Focus*, (October. 17, 2007), pp. 1-29.

述するが、大ざっぱに言うとそれはイデオロギー上の必要性、対日政策及び国共闘争の必要性が考えられる<sup>119</sup>。1980年代に入って、中国側で「南京大虐殺」に関する言説が急増するようになったことは、単に日本側の教科書問題に起因するのみならず、中国自身の政策変化もこの「屈辱」に関するナラティブを助長する一役を果たしてきたのである<sup>120</sup>。

中国における「南京大虐殺」に関する記憶の仕方は幾つかの段階を経て今日に至っている。前述した記憶の類型に当てはめると、一時期に忘却されたことを「阻まれる記憶力」と呼ぶことに対して、後になって想起されるものを「強いられる記憶力」と呼んでも間違いではなかろう。「阻まれる記憶力」から「強いられる記憶力」への変化の過程には、「操作される記憶力」が作用している。といわけ本論文では誰が何のために記憶を操作したかという問題に注目する。記憶の主体性から見れば、政府は忘れようとしても、実際に被害を受けた人々及びその周囲の人々にとっては「個体的記憶」、「集合的記憶」（私的記憶）として留まっていた。しかし、1980年代以降、「南京大虐殺」に関する記憶は専ら「個体的記憶」の位置付けがなくなり、「国家の記憶」としてシンボル化されてきた。こうした過程における国家の政治的操作や国民のアイデンティティのあり方は常に流動的であり、それゆえ記憶との位置関係を検証することが今日の急務の課題となっているのである。

## 小括

本章では和解の定義と類型を網羅的にまとめたうえで和解達成の条件を重点的に分析してきた。上述したように、和解の達成には幾つかの条件を必要とするが、和解の類型及び性質の相違によって、それぞれ条件の重要さも異なっている。諸条件のなかで、筆者は「寛容」と「記憶」を抽出し、和解を理解するための分析概念として議論を進めてきた。

「寛容」について言えば、「反省」は必ず伴わなければならない。むしろ「反省」があってこそ「寛容」は生まれてくるのである。加害者は何らかのかたちで「反省の態度」を表明しなければならない。ここでいう「反省の態度」とは、単に言葉や一時的な便宜でもなく、常に加害者の行為と関連付けられていなければならない。加害者は「反省の態度」をもってはじめて、被害者の赦しを求め、双方にとって和解の第一歩が踏み出されるので

---

<sup>119</sup> Buruma Ian (1999), "The Joys and Perils of Victimhood", *New York Review of Books*, (April 8), 1999, pp.1-9; 遠藤誉『毛沢東：日本軍と共謀した男』（新潮社、2015年）、115-124頁。

<sup>120</sup> 李紅濤、黃順銘（2014）「『恥化』叙事與文化創傷的建構：《人民日報》南京大屠殺紀念文章（1949-2012）的內容分析」『新聞與傳播研究』（2014年、第1号）、37-54頁。

ある。

本論文の分析枠組みと論文の構成についてまとめると以下のようなになる。第一章では冒頭で指摘したように、「和解」に関する研究について、日中間における大きな差異は、「寛容」と「反省」の立場の相違として指摘される。被害国の中国にとっては、「寛容」及び「和解」を求める立場にはなく、求められる側としての存在である。そのため、日中和解に関する研究は日本語文献・日本人研究者に偏重していたともいえる。日本側は中国からの寛容を求めると同時に、反省、謝罪、賠償などの意思表示を必要としている。第二章と第三章は主に中国の寛容と日本の反省を中心に、「戦争賠償問題」を事例として議論するものである。

記憶についていえば、本論文は「記憶」の重要性を強調したが、日中両国の間には戦争に関する記憶はかなりの差異を示している。日本側は常に被害の記憶を有し、加害の記憶を出来るだけ排除しようとしている。中国側はもちろん被害者であるが、被害の記憶を常に有するのではなく、政治的な操作により想起されたり、忘却されたりしている。

そこで本論文が指摘したいのは、和解のために記憶と忘却がもたらすマイナスの影響である。具体的にいうと、同じ歴史的な出来事に対し、日中両国の間にはしばしば齟齬が生じ、異なった解釈がなされてきた。そのため、筆者は基本的には「記憶の共有性」を主張したい。つまり、同一の時期における主体間（加害者と被害者の間）の認識のズレを最小限にすることである。

しかしながら、戦後日中関係史のなかで、「記憶の共有性」の部分はむしろ皆無といっても過言ではない。これに関して日本では日本国内の加害者意識の希薄さ、保守政治による教科書検定制度などが挙げられる。また、中国では階級史観、「政治的な正しさ」の要請に応じて選択的に想起させる場合が否定できないが、第四章と第五章は専らこの日中両国の記憶の仕方に注目し、「南京大虐殺」の言説空間を事例として検証するものである。

## 第二章 「友好」と「寛大」： 中国の対日戦争責任区別論と賠償政策

本章では第一章で提示した被害者側の寛容の視点に着目し、中国の戦争賠償放棄政策を批判的に検証する。中国の対日戦争賠償放棄政策は一般的に「寛大政策」と呼ばれるが、寛大政策の起源と論理、政策決定過程及びそれがもたらす問題点については、これまで体系だって究明されることはなかった。

1972年の日中国交正常化の際に締結された「日中共同声明」は、第五項において「中華人民共和国は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」と述べている<sup>1</sup>。これによって、戦後処理問題のなかで一番厄介な戦争賠償問題に区切りがつけられ、日本と中国の間に存在していた「不正常な状態」に終止符が打たれた。

中国の国際法学者梅汝璈氏の1951年における試算によれば、満州事変から抗日戦争終了時まで、中国は1000万人以上の人命と500億ドル以上の財産を失ったとされる<sup>2</sup>。それ以来、中国政府は基本的にこの数字を踏まえ、政府要人や外交スポークスマンによる発言もこの試算のデータを踏襲してきた。これほどの甚大な損失にもかかわらず、国民政府（以下国府）と中華人民共和国政府（以下中国政府）はいずれも対日戦争賠償を放棄すると表明したのである。

国府及び中国政府の対日戦争賠償請求（権）放棄についての先行研究の概略は以下の通りである。国府の動機については、しばしば蒋介石の「恩義論」に言及されるのに対し、中国政府の動機については、主として「人民友好」のために放棄したという解釈が一般的である<sup>3</sup>。国府の戦争賠償放棄に関しては、既に殷燕軍の研究で示される通り、蒋介石はそもそも自発的に賠償請求権を放棄したわけではなく、アメリカからの外交的圧力の下、

<sup>1</sup> 「日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明」（1972年9月29日）鹿島平和研究所編『現代国際関係の基本文書（上）』（日本評論社、2013年）、296頁。

<sup>2</sup> 梅汝璈「対日講和問題」『光明日報』（1951年1月1日）。また、外務省中国課「中共の対日賠償請求問題について」『日中国交正常化交渉』（外務省外交史料館、歴史資料としての価値が認められる開示文書 整理番号02-175-10）。中国の抗戦損失について諸説があるが、これに関しては、孟國祥、喻徳文『中國抗戦損失與戦後索賠始末』（安徽人民出版社、1995年）。

<sup>3</sup> とりわけ国府や中国の対日関係者の回想と回顧録のなかで、このような特徴が述べられている。たとえば、国府側の言説に関して、蔣経国「中華民国断腸の記」『文芸春秋』（1972年10月号）；サンケイ新聞社『蒋介石秘録 下』（サンケイ出版、1985年）、409-413頁；張群著、古屋奎二訳『日華・風雲の七十年：張群外交秘録』（サンケイ出版、1980年）、96-99頁を参照。中国側の言説に関しては、呉學文『風雨陰晴：我所經歷的中日關係』（世界知識出版社、2002年）；張香山『中日關係管窺與見證』（當代世界出版社、1998年）を参照。



反共政策という共通目的を以て放棄したのであった<sup>4</sup>。中国側の研究動向については多くの研究がなされているが、依然として体系的な分析が十分ではなく、そこでは、日中両国の「人民友好」論に基づき、中国政府が対日戦争賠償請求を放棄したという分析が通説となっている<sup>5</sup>。現在、中国国内では依然としてこの論理が堅持されており、とりわけ当時の対日政策関係者たちによるオーラル・ヒストリー（Oral History）のなかで、この点が強調されている。

朱建栄は中国の対日戦争賠償放棄の要因として、「人民友好」の論理のみならず、中国政府としては、「蔣匪」（蒋介石集団）の対日政策（国府の対日戦争賠償権放棄政策）より劣ることのないようにという政治的駆引きの要素が含まれると指摘している<sup>6</sup>。袁成毅は「人民友好」の論理に加えて、アメリカへの外交的配慮を中心に、中国側の戦争賠償放棄の理由を述べている<sup>7</sup>。このような分析は主として中国政府の公式的見解を踏まえて、積極的に中国の賠償放棄政策を評価するものであり、賠償放棄政策そのものがもたらすマイナス効果については全く触れていないのが特徴的である。近年刊行された劉建平の研究は、中国の対日戦争賠償放棄政策を批判的に分析し、そのなかで、劉は「人民外交」に基づいた賠償政策が政治的な戦後処理であったとし、賠償問題の解決は「人民友好」の論理ではなく、法律的な観点から粘り強く交渉されるべきであったと主張している<sup>8</sup>。

以上のような研究動向を踏まえ、本論文では、中国側が主張した「戦争責任区別論」・「人民友好論」がどの時点で形成され、そしてどのようにして戦争賠償放棄政策につながっていったのか。また、中国国内政治過程及び国際的な要因はどのように戦争賠償放棄政策に影響を与えたのか。戦争賠償請求の放棄に関して、中国政府はこれをどのように国民に説明し、そして国民はどのように応えてきたのか、といった問題に焦点を当て、中国対日戦争賠償政策を機に中国対日寛大政策（いわゆる中国の「寛容」）を考察することにした。

---

<sup>4</sup> 殷燕軍『中日戦争賠償問題:中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に』（御茶の水書房、1996年）。

<sup>5</sup> たとえば、高凡夫「論中國政府放棄對日戦争賠償要求的友好因素」『抗日戦争研究』（2008年、第2号）、196-211頁。

<sup>6</sup> 朱建栄「中国はなぜ賠償を放棄したか」『外交フォーラム』（1992年、10月号）。

<sup>7</sup> 袁成毅『誰來承擔戰爭賠償的責任：日本對華戰爭賠償問題新論』（黑龍江人民出版社、2011年）。

<sup>8</sup> 劉建平「戦後中日關係的賠償問題史」『中國圖書評論』（2009年、第3号）。

## 第一節 「戦争責任区別論」の提出：蒋介石と毛沢東

### 一 蒋介石の「戦争責任区別論」

中国の中日関係研究者及び国際政治研究者にとって、「戦争責任区別論」は中国独自の説明概念として用いられてきたが、近年台湾との関係が緩和されることに伴い、抗日戦争における国民党の役割を客観的に評価することが可能になっている。特に、蒋介石研究では蔣の抗日政策を含め、対日認識に関する研究も登場するようになってきている<sup>9</sup>。「戦争責任区別論」はどのような時代背景の下で提出されたのか、また戦争賠償問題とどのように関連付けられたのか、という問題を理解しないまま中国対日賠償政策の全貌を明らかにすることはできない。そこで本節では蒋介石と毛沢東の対日認識を手がかりにして、抗日戦争中及び戦後初期における中国（国民政府及び中国共産党側）の「戦争責任区別論」の系譜を辿ってみたい<sup>10</sup>。

抗日戦争期において蒋介石が率いた南京国民政府は中国を代表する正統政府であり、国民党軍が果たした役割については当時毛沢東も否定することはなかった<sup>11</sup>。蒋介石は極めて政治的パフォーマンスに注意をはらう指導者で、この時期、彼は抗日戦争の戦略や政策などについて多数の談話・講演を行っていた<sup>12</sup>。そのなかには、日本人民に対する呼びかけというかたちで明示的な「区別論」の言説が数多く残っている。

たとえば、蒋介石は抗日戦争一周年にあたる1938年7月7日、日中戦争開始後初めて「日本国民に告ぐ」という「告書」を発表した。この「告書」のなかで、蒋介石は「中国は抗戦してより今日に至るまでただ日本の軍閥を敵として認め、日本国民の諸君を敵視していない。中国軍民は平和を愛好し、軍閥の圧迫を受けている諸君に対し始めより利害の共同する良友と認め、満腔無限の熱情と期待を抱くものである」と述べた<sup>13</sup>。その後、蔣

<sup>9</sup> たとえば、楊天石『抗戦と戦後中国』（中國人民大學出版社、2007年）；楊天石『蒋介石與南京國民政府』（中國人民大學出版社、2007年）；袁南生『毛澤東、蒋介石與斯大林』（湖南人民出版社、2014年）。

<sup>10</sup> 家近亮子是对日政策において蒋介石と毛沢東との比較を問題提起したが、本論文では「利益論」と「道徳論」という二つの側面から両者の認識を比較したうえ、戦争賠償放棄との関連性を検証する。家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』（岩波書店、2012年）；家近亮子「中国における『戦争責任二分論』の系譜—蒋介石・毛沢東・周恩来、日中戦争の語り方」添谷芳秀編『現代中国外交の六十年—変化と持続』（慶應義塾大学出版会、2011年）を参照。

<sup>11</sup> 竹内実が監訳した『毛沢東集』のなかで、中国語版『毛沢東選集』で削除された内容を復元し、国民党軍隊に対する肯定的評価が記載された。竹内実監訳『毛沢東集』（第六巻）、（北望社、1970年）、70頁を参照。

<sup>12</sup> 蒋介石の対日言論については、蔣中正著、黃自進編『蔣中正先生對日言論選集』（中正文教基金會、2004年）を参照。

<sup>13</sup> 蒋介石著、山田礼三訳『暴を以て暴に報ゆる勿れ』（白揚社、1947年）、18頁。

はほぼ毎年、「抗戦記念日」において上記のような談話を発表し、同じ主張を繰り返した。

蒋介石はどのような目的を以て日本国民に「告書」を繰り返し発表したのか。そこには、いち早く戦争を終結したいという意図があったことは否めないが、蒋介石は新潟県の高田連隊に入隊した経験もあり、日本の兵士に対して常に柔軟な姿勢をとっていたことが挙げられよう。中国侵略の過程で日本陸軍が起こした済南事件（1928年）、満州事変（1931年）、盧溝橋事件（1937年）など一連の軍事行動は、あくまでも一部の軍人の「猪突的」な行動であり、日本政治の一時的な「歪み」としてとらえられていた。この「歪み」を修正するために、日本の民衆が「速やかに起こって、軍閥を責める」ことに期待をかけた<sup>14</sup>。この「日本の民衆」と「軍閥」の区別は論理的にいえば後述する毛沢東の「日本人民」と「日本軍国主義」の区別と同様な狙いがあったといえよう。

さらに、捕虜となった日本人兵士に対して、蒋介石は寛大な政策をとっていた。日本の在中国軍隊が降伏した後、蒋介石は日本人兵士に対しては捕虜と呼ばず、「徒手官兵」（武装を解いた将兵）と呼ぶように部下に命令したという記録が残っている<sup>15</sup>。また、1945年8月12日、蒋介石を首班とする「国防最高委員会」が作成した「日本問題に関する意見書」（処理日本問題意見書）のなかで、「今後の対日工作の展開は、政治、外交、文化、学術などの機関団体の名義を以て行うべき、日本人の反感を惹起するような名称及び方式をなるべく避けるべき」という原則が盛り込まれた<sup>16</sup>。これはまさに、毛沢東がかつて述べた「日本軍兵士の誇り（自尊心）を損なわず、この誇りを知ったうえで誘導するべきだ」という考え方と酷似しているといつてよい<sup>17</sup>。

蒋介石の対日政策の核心とも呼ばれる「以德報怨」（徳を以って、怨恨を報じる）演説が発表されたのは1945年8月15日の日本無条件降伏の直後に当たる。蔣はラジオ演説で「我々は一貫して日本の武力をほしいままにしてきた軍閥を敵とみなし、日本の人民を敵とはしていない」と中国及び日本国民に呼びかけた<sup>18</sup>。しかし、この演説は後の戦犯裁判の寛大処理には直結するかもしれないが、戦争賠償の放棄との関連性はそれほど強くないといつてよいだろう。

<sup>14</sup> 家近『前掲書』、194頁。

<sup>15</sup> 岡村寧次著、稲葉正夫編『岡村寧次大将資料（上）——戦場回想編』（原書房、1970年）、1頁。

<sup>16</sup> 「処理日本意見書——民國34年8月12日国防最高委員会審定参考資料」秦孝儀編『中華民國重要史料初編 對日抗戰時期第七編：戰後中國（四）』（中國國民黨中央委員會黨史委員會、1981年）、640頁。

<sup>17</sup> 竹内実監修『毛沢東集』（第六巻）、228-229頁。

<sup>18</sup> 秦孝儀主編『前掲書』（卷三十二 書告）、123頁。

確かに恩義論や道徳論など感情的な要素は蒋介石の日本認識のなかで非常に大きな部分を占めるものであり、それゆえ蒋介石自身が親日派ではないかという議論までもしばしば提起されてきたのである<sup>19</sup>。日本の親台湾派政治家やジャーナリストなどは、国府の戦争賠償放棄を蒋介石の「以德報怨」演説によるものだと説いたが、後に言及するように、日本降伏の時点において蒋介石は戦争賠償を放棄するつもりはなかったのである。

しかるに南京国民政府成立の翌年に当たる1928年3月6日、蒋介石が日本人記者との談話のなかで、「不念旧悪」、「以直報怨」など孔子の言葉を引用し、それが中華民族の本性であり、国民党の対外政策の基本であると強調していた<sup>20</sup>。この蒋発言のなかでは、前述した「以德報怨」ではなく「以直報怨」であったことに注目したい。一文字の違いであるが、じつは本質的な相違がそこにはある。

「以德報怨」のそもそもの出典は道教先哲である老子の『道德経』にある<sup>21</sup>。しかし、孔子はこれに賛同せず、その代りに、「以直報怨、以德報徳」と主張している<sup>22</sup>。「直」は事実に基づく「不偏不党の判断」という意味を有するものである。それに対して「以德報怨」はかなり高い道徳水準であるため、実際に世間に通じがたいものであるといえる。周知の通り、中国の伝統思想のなかで主導的な役割を果たしてきたのが儒教であり、「道家」の思想はあくまでも遁世的で、現実を超然視することがその特徴である。

蒋介石は当初「以直報怨」を取り上げて国民政府の対外政策の方針としたと思われるが、日本の降伏に当たり、蒋介石が主張した「以德報怨」説はこれとは異なっていた<sup>23</sup>。また、蒋介石は中華伝統の道徳や信義を常に立国の基礎にしているが、この「以德報怨」説は中華思想の反映ではなく、正にキリスト教の「汝の敵を愛せ」と同じではないかと感じざるを得ない<sup>24</sup>。非常に理想的な道徳要求であるが、外交政策の分野においてはいささか不適切な観が残る。なお、その後の蒋介石の対日政策のなかで、道義論の射程はどこにまで至

<sup>19</sup> この論述に関して、黄自進『蒋介石と日本——友と敵のはざままで』（武田ランダムハウスジャパン、2011年）；関栄治『蒋介石が愛した日本』（PHP研究所、2011年）を参照。

<sup>20</sup> 秦孝儀主編『先總統蔣公思想言論總集』（卷三十八 談話）、（中國國民黨中央委員會、1984年）、6頁。

<sup>21</sup> 老子『道德経』第63章。

<sup>22</sup> 孔子『論語』、憲問。

<sup>23</sup> 殷燕軍も「以德報怨」と「以直報怨」の意味を区別し、蒋介石の「以德報怨」説が中国伝統的道徳観ではないと指摘している。殷燕軍『日中講和の研究：戦後日中関係の原点』（柏書房、2007年）、357頁。

<sup>24</sup> 蒋介石が熱心なクリスチャンであったことは留意されるべきであろう。蒋介石は講演や談話のなかで、頻繁に儒教的な道徳を説きながら、キリスト教的な道徳をも説いている。1945年8月15日に発表されたラジオ演説ではキリスト教義の「敵を愛せ」の論理を説いた。秦孝儀主編『前掲書』（卷三十二 書告）、123頁。

るのか、それは利益計算も含むのか、という問題については第三節で検討する。

## 二 毛沢東の「戦争責任区別論」

「日本軍国主義と日本人民」とを区別することは中華人民共和国の対日公式イデオロギーであった。1972年に実現された日中国交正常化は「戦争責任区別論」に基づく「人民外交」の成果であるというのがこれまでの中国政府の公式見解であり、日本においても1980年代までの主流的な認識であったといえよう<sup>25</sup>。

中国側の先行文献では、「戦争責任区別論」を中華人民共和国側とりわけ毛沢東個人の考案であるという認識が一般的であり、したがって「区別論」を中華人民共和国成立以降に限っている。つまり、「区別論」は1949年新中国成立後に生まれたというのが公式見解である<sup>26</sup>。しかし、近年の研究で明らかにされたように、「区別論」の思想的な源流は抗日戦争時代の毛沢東の言説にさかのぼることができる。馬場公彦は「この区別論の起源として、中国共産党の文献において最も初期に確認できるのは、一九三八年五月の毛沢東の『持久戦論』であろう」と指摘している<sup>27</sup>。たとえば、1938年にアメリカ新聞記者E・P・スノウ（Edgar P. Snow）との対談のなかで、毛は次のように述べた。

われわれは、捕虜になった日本の士官と兵士に対しては、武装解除後は、よい待遇を与えます。われわれは彼らを殺しません。彼らにたいする態度は兄弟的です。われわれは日本のプロレタリア出身の兵士に敵意を持たず、かれらをファシスト抑圧者に反対して動員するために、あらゆる方法をとります。われわれのスローガンはこうです。「団結して、共通の抑圧者——ファシスト首領にたいして蜂起せよ！」。反ファッショの日本軍隊はわれわれの友人であり、われわれの目的はかれらの目的とちがいはありません。<sup>28</sup>

<sup>25</sup> もちろん、当時中ソ同盟崩壊及び米中接近など国際環境の変化は日中国交回復にとって好機であるが、中国政府は専ら「人民外交」の積み重なるの効果を強調する。井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）、3頁。

<sup>26</sup> 中国の日中関係研究は基本的に1949年の新中国成立以後を中心としており、戦前・戦中及び内戦期からの連続性に対する観点は稀薄であると思われる。後述するように戦後中国の日本政策は少なくとも抗日戦争期までさかのぼることができる。この点についての最近の中国側の研究としては、たとえば、劉建平『戦後中日関係——「不正常」歴史的過程與結構』（中國社會科學文獻出版社、2010年）。

<sup>27</sup> 馬場公彦『戦後日本人の中国像：日本敗戦から文化大革命・日中復交まで』（新曜社、2012年）、326頁。また、馬場が歴史学者の山極晃氏に対するインタビューでは、山極は毛沢東の「区別論」の起源としては「1920年代の内戦時代にまで遡ることができるのでは」と語っている。馬場『前掲書』、514頁。

<sup>28</sup> この段落はエドガー・スノウとの対談で毛が述べたものである。後の『持久戦論』ではほとんどこ

毛が提出した「区別論」は、戦争賠償や戦犯処理などの寛大政策とは関係なく、捕虜となった日本側兵士に対する処理の原則とされた。なお、この時期に共産党統治区域の下に、日本共産党員や日本人捕虜によって作られた「日本人反戦同盟」、「日本人覚醒同盟」、「日本労農学校」などが、もっぱら「区別論」の論理に依拠して日本兵捕虜の優遇政策と反戦教育を実施していた<sup>29</sup>。要するに、兵士一般と軍国指導者を分けることが抗日戦略上において極めて重大視されていたのである。なお、明確に「日本人民と日本軍国主義と」を区別する言説は管見のかぎりではあるがこの時期には見つけることはできなかった。

戦争の進行に伴い、日本軍の劣勢が徐々に明らかになると、毛沢東の「区別論」に日本人民が登場し始めた。ここでの毛沢東の「区別論」は、日本人民が軍国主義と決別し、自らの力で日本人民政府を作ることを援助しようという姿勢へと転換していた。毛沢東はその「連合政府論」のなかで、日本に関する部分を次のよう述べている。

我々は、日本侵略者がうちやぶられ、無条件降伏したのちには、日本のファシズム、軍国主義、及びその生まれる政治的、経済的、社会的原因を徹底的に消滅するために、日本人民のすべての民主主義勢力が日本人民の民主主義制度を樹立するのを援助すべきだと考える。<sup>30</sup>

新中国成立後、中国政府は日本政府との公式的な外交関係がないなかで、日本の政党のなかでは、日本共産党を支持する方針を貫いていた<sup>31</sup>。なぜならば、中国政府は日本共産党が日本人民の民主主義勢力の代表者であると考えたからである。抗日戦争期における「区別論」は抗日戦争勝利を導く一つ的手段であったが、戦後とくに新中国成立後の「区別論」は政治的現実味を一層帯びることになった。

以上からわかるように、戦時における毛沢東の「区別論」は、政治情勢に応じてその内容が変化してきたといえよう。抗日戦争時においては、毛沢東の「区別論」は捕虜を優遇する政策の根拠となったのに対し、戦争の最終段階では、戦後日本民主主義国家建設の在り方として提起されていた。なお、毛沢東の「区別論」はとくに日本だけを対象とはせず、

---

の談話のあらすじをそのまま記載したが、この段落だけが削除されたという。なお、この段落は日本の中国研究者の竹内実によって補完された。中国語原文は、竹内実監修『毛沢東集』（第六巻）、58頁。日本語訳文は、玉嶋信義編訳『中国の日本観』（弘文堂新社、1967年）、77頁を参照。

<sup>29</sup> 馬場『前掲書』、327-328頁。

<sup>30</sup> 毛沢東『毛沢東選集』（第三巻）、（人民出版社、1991年）、1086頁。

<sup>31</sup> 田桓主編『戦後中日関係史』（中國社會科學出版社、2002年）、81-84頁。

アメリカなどの資本主義国家・帝国主義国家の情勢を理解するうえでも、「区別論」の枠組みを適用すべき原則として考慮していた。そこでは、毛沢東の「区別論」に含意される多様なイデオロギー的色彩を看取することができる<sup>32</sup>。

中華人民共和国成立後、長期にわたって『人民日報』など政府系メディアの報道のなかで「日本国民」ではなく、「日本人民」が用いられることについて、劉建平は毛沢東が「日本軍国主義」と区別される日本人民に過剰な期待を寄せていたのではないかと指摘している<sup>33</sup>。1972年の日中国交正常化交渉では中国は「人民友好のために」戦争賠償を放棄したが、それは戦争賠償放棄政策において20年間余り説き続けた「人民友好外交」言説の必然的帰結であったといえよう。もちろん後述するように中国の対日戦争賠償放棄政策の決定はさまざまな要素を考慮した結果には違いないが、「戦争責任区別論」及び「人民友好外交」言説の重要性を決して無視してはならない。

以上述べてきたように、抗日戦争期において蒋介石と毛沢東は対日政策（とくに日本人捕虜及び日本人民に対して）に関して同じような認識を持っていたことが分かった。しかし、その経歴からみれば、青年時における蒋介石と毛沢東は全く別様な人生を送っていた。とりわけ日本に関して、蒋介石が日本に長期滞在し日本と深い関係を持ったのに対して、毛沢東は一度も日本にわたることはなく、また日本に対する認識及び知識は必ずしも多いとはいえなかった<sup>34</sup>。しかしながら、中国共産党と中華民国政府をそれぞれ代表する二人の指導者は、抗日戦争期において、全く同じような対日政策を採用し、抗日戦争を勝利に導いた。両者が基づく論理的根拠は相違するものの、結果として同様の効果を持ったのである。また、日本人民と日本軍閥（軍国主義者）を区別したにもかかわらず、対日戦争賠償政策に関して、毛沢東と蒋介石はいずれもこの問題に触れなかった。逆に、次節で検討するように中国政府を代表する国民党政権は、1943年頃に戦争賠償政策の制定に着手し、本格的に戦後東アジア構想を策定したということが明らかになっている。

抗日戦争中及び戦後初期において、毛沢東と蒋介石はいずれも対日戦争賠償を放棄する意欲を表明しなかったにもかかわらず、二人の「戦争責任区別論」はそのまま大陸の中華

<sup>32</sup> 『毛澤東選集』のなかで、「人民」、「帝国主義」などの言葉は頻繁に出ており、毛沢東独特の戦略論といえよう。

<sup>33</sup> 劉建平「野坂参三與中國共產黨的日本認識」『開放時代』（2007年、第6号）、88-90頁を参照。

<sup>34</sup> 毛の日本に対する知識の不足については本人及び当時の対日関係者が証言している。たとえば、「中日關係和世界大戰問題」（1955年10月15日）『毛澤東外交文選』（中央文獻出版社、1994年）、222-223頁。劉徳友著、王雅丹訳『時は流れて：日中關係秘史五十年（上）』（藤原書店、2002年）、289頁を参照。

人民共和国政府と台湾の国民政府に受け継がれ、対日政府政策決定に当たっての理論的な根拠となっていた。1952年の「日華条約」と1972年の「日中共同声明」のなかでの対日戦争賠償放棄に関する条文は、この抗日戦争期に形成された「戦争責任区別論」に起因するものである。

## 第二節 国民政府と対日戦争賠償政策

抗日戦争終結後間もなく、国共内戦が始まり、国際的には冷戦の幕が開かれた。東アジアの共産主義運動を阻止すべく、アメリカをはじめとする西側連合国は対日政策の変換を迫られた。アメリカの対日政策の変換は幅広い分野に及んでいたが、とりわけ注目されたのは対日戦争賠償の放棄にあった。アメリカの対日政策の転換は、自らが賠償請求を放棄するのみならず、アジア諸国にも放棄を促そうとした<sup>35</sup>。中国は最大の被害国として、戦争賠償を放棄する理由はなかったが、アメリカとの協調が国民政府既定の外交路線であり、既に弱体化した国府はアメリカの意に反するような行動をとることはできなかった。また、大陸の中華人民共和国政府は建国間もない1950年2月にソ連と「友好同盟条約」を結び、本格的にアメリカの冷戦政策に応じた。このような時代背景のなかで、台湾に敗走した国民政府にとっては孤立の窮地を乗り切るべく、日本との関係回復が重要な選択肢となった。

なお、アメリカは国府の賠償請求に理解を示しはしたが、冷戦における日本の役割を優先させ、対日戦争賠償の放棄を国府に要求したのである。殷燕軍によれば、アメリカ側の考慮は主に次の通りである。

第一に、国共内戦により国民政府が次第に劣勢になっていたから、賠償の割当率の最も高い中国への賠償支払いは、むしろ共産主義勢力を助長するものと認識され、この意味で対日賠償の意味も変わりつつあった。

第二に、東西冷戦下で、主要敵国がソ連となり、また、中国情勢の変化により、アジ

---

<sup>35</sup> アメリカの対日賠償政策の転換及び国民政府の政策主張などに関しては（博士論文）第三章を参照。本章で論じている国民政府の賠償政策はあくまでも蒋介石の「以德報怨」説と関連させるものである。



アにおける米国の戦略的拠点は中国から日本へと置き換わっていた。<sup>36</sup>

結局、フィリピンなど東南アジアの国々（いずれも少額の賠償請求）を除く、戦勝国側は対日戦争賠償の放棄を前提に、「サンフランシスコ条約」を締結したのである。中華人民共和国と台湾の国民政府はいずれも講和会議に招請されなかったため、日本は会議後に単独で国民政府と交渉し、「サンフランシスコ条約」の発効日と合わせ「日華平和条約」が1952年4月28日に調印されたのである。

台北で調印された「日華平和条約」に付属する議定書の1(b)項目は「中華民国は、日本国民に対する寛厚と善意の表徴として、サンフランシスコ条約第十四条(a)1に基づき日本国がすべき役務の利益を自発的に放棄する」と規定している<sup>37</sup>。一見したところ、放棄の理由は1972年の「日中共同声明」第五項の内容と変わらないという印象を受ける。本論文では中華人民共和国の対日戦争賠償政策を主眼にするため、日華条約交渉の過程については本論文では省くことにするが、関連性のある国府の対日戦争賠償政策及び蒋介石の思惑を簡単に述べてみたい。

日華交渉の結果として、中華民国は「自発的」に日本に対する戦争賠償の請求権を放棄したが、当初は放棄の考えはなく、戦争賠償請求について既に1943年頃から着手していた。戦争賠償問題に関して中国国民政府は戦時から戦後にかけて一貫して厳しい姿勢を取り、独自の対日政策を作り、連合国の対日賠償政策にも影響を与えようとしていた<sup>38</sup>。1943年11月カイロ会議の際、蒋介石は夕食会の席上で、対日賠償に関する中国側の主張を米ローズベルト大統領に開陳した。蒋介石は1943年11月のカイロ会談にむけて、国民政府が作った会談議案の草案に基づき、「戦後中国における日本の公私財産のすべてを完全に中国は接收し、また日本の軍艦・商船及びその他の設備の大多数(much)を中国に引渡すべき」と述べた。これに対しローズベルトは賛意を示したという<sup>39</sup>。それは結局のところ、国民政府の戦争賠償政策はカイロ宣言に盛り込まれなかったが、後のポツダム宣言においては実物賠償に関する条文が設けられた。

戦争賠償政策の一環として、国民政府は対日戦争賠償に関する研究機構を設置し、戦争

<sup>36</sup> 殷燕軍『中日戦争賠償問題』、165-166頁。

<sup>37</sup> 「日本国と中華民国との間の平和条約」（1952年4月28日）外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集1949-1969年』（霞山会、1970年）、34頁。

<sup>38</sup> 殷燕軍『中日戦争賠償問題』、ii頁。

<sup>39</sup> *FRUS, The Conferences at Cairo and Tehran, 1943*, p. 324.

賠償請求活動を展開していた。1945年8月、当時国民政府行政院長であった張群は、国民参政会において対日賠償請求について「中国は報復措置は取らないが、当然とるべき賠償要求は放棄しない」と述べた<sup>40</sup>。1946年3月、極東委員会が賠償委員会を設置し、本格的に対日賠償問題を検討した際、国民政府は『中国対日賠償請求計画』（「中国抗戦損失説帖」）<sup>41</sup>を作成し、中国側の賠償要求を連合国側に提出した。戦争勝利後の国共内戦時においては、国民政府は対日戦争賠償請求権を放棄する意思はなかったのである<sup>42</sup>。

1952年の日華交渉の段階で国府は役務賠償の請求を打ち出したのである。国府が賠償を固持した理由は単に最大の被害国という事実のみならず、内外政上の考慮とりわけ共産党政権に対抗する思惑が考えられる。陳肇斌によれば、その理由は主に次のようなものであった。

第一に、賠償条項を条約に入れるのは単にサンフランシスコ平和条約第十四条をそのまま移したに過ぎず、この条文の削除はサンフランシスコ平和条約の精神に一致しない。第二に、賠償条項を削除すれば、国民政府が最も被害を蒙った中国大陸の人民の権利を放棄したと見なされ、中国大陸のあらゆる政治的立場からの批判を免れない。国民政府の大陸における支持勢力は、これによってさらに弱まり、中国共産党もこの点を利用して大々的にキャンペーンを行うのであろう。第三に、フィリピン政府の不興を招くことである。第四の理由として国民政府側が挙げたのは、国民政府内部、とくに立法院からの批判に晒されるということであった。<sup>43</sup>

しかし当時の国府は既に台湾に敗走し、国際的に発言力が弱くなる一方で、結局アメリカの圧力を受け入れ、日本に対す戦争賠償請求権の放棄を余儀なくされた<sup>44</sup>。戦後日本の政界、学界及び言論界では基本的にこの国民政府の対日戦争賠償放棄政策を蒋介石の対日寛大の「恩義論」に帰結させるが、中華人民共和国の公式見解及び先行研究は再三にわた

<sup>40</sup> 「中共の対日賠償請求問題について」『日中国交正常化交渉』（外務省外交史料館、歴史資料としての価値が認められる開示文書 整理番号 02-175-10）。

<sup>41</sup> 同説帖の名称及びその内容に関してはさまざまな説があるが、本論文では中国第二歴史档案馆の史料に依拠する。「王炳文擬抗戦損失説帖」（1946年X月、詳細未知）中国第二歴史档案馆編『中華民国史檔案資料彙編 第五輯第三編外交分冊』（江蘇古籍出版社、2000年）、219頁。

<sup>42</sup> 「日本賠償問題」『中央日報』（1947年1月30日社論）。

<sup>43</sup> 陳肇斌『戦後日本の中国政策』（東京大学出版会、2000年）、85頁。

<sup>44</sup> 井上正也によれば、国府側は日本側から賠償を獲得できると期待しないながら、役務賠償の権利を有することを強調していたのである。井上、『前掲書』、50頁。

って蒋介石の寛大政策を強く批判している<sup>45</sup>。実際に、国民政府は日華条約締結交渉の最後の段階まで戦争賠償権を請求していたことが先行研究によって解明されている。確かに、蒋介石は日本に対する特殊な感情を持っていたには違いないが、1945年8月15日「以德報怨」に関するラジオ演説は対日戦争賠償の放棄との直接的な関連性はなく、むしろ対日戦争賠償の請求を固持してきたと言うべきであろう。

蒋介石の長男蔣経国は、1972年の「中日関係追記」（日本語訳は「中華民国断腸の記」）のなかで、戦争賠償放棄政策について、およそ次のように回想している「二、三年前、私は日本を訪問した折、多少そういったことを話し、帰って父に報告したところ、ひどく叱られた。東洋のモラルは他人にいいことをしても黙っている、いつまでも口にするものではない」というのである<sup>46</sup>。

蔣経国は蒋介石の戦争賠償権の放棄をモラルの高さで説明しようとしたが、蒋介石の真意は単に道徳論に留まるのではなく、日本が中国共産党政権に対抗できる一翼になることに期待をかけたということである。「赤色帝国主義が日本をねらっているいま、多額の賠償負担によって日本を弱体化するような措置は避けなくてはならない。アジアの安定のために、日本が強力な反共国家であってくれなくてはならないのだ」と蒋介石は述べている<sup>47</sup>。

かつて国民政府の外交部長、行政院長等の要職を務めた張群氏は蒋介石と同じような発想で対日戦争賠償権の放棄を説明している。張はアメリカの対日占領政策の転換や蒋介石の道義論を認めるとともに、より重要視するのは当時進行していた「国共闘争」という大きな時代背景への考慮である。1948年、国民政府行政院長を辞したあと、張群は対日政策の策定にあたり8月21日に訪日し、9月13日まで三週間滞在した。張群は訪日のあいだ、四回にわたってマッカーサーと会談し、占領政策などについて意見交換をおこなっている。会談のなかで、張は特に共産勢力の進出阻止をマッカーサーと相互に確認し、「防

---

<sup>45</sup> 蒋介石の「以德報怨」言説に関する研究は、黄自進「抗戦結束前後蒋介石の対日態度：『以德報怨』真相的探討」『近代史研究所集刊』（2004年9月、第45巻）を参照。また、蒋介石の「恩義論」は日本一部の国民及び政治家の台湾に対する「親近感」を持たせるようになることについて、陳肇斌は「日本政府関係者の台湾に対する『親近感』は、普通言われているように戦後寛大な対日政策をとった蒋介石個人に感じた『恩義』ではなく、旧植民地台湾への『郷愁』から発したものである。いわゆる『恩義論』は『台湾派』と称された一部の政治家が一般国民の情に訴えて、大陸との関係断絶の原因であった国民政府との外交関係を正当化し、世論による政府批判をかわすには一定の説得力を持ったが、中国政策の決定に関わった政府関係者には実質的な意味をなさなかった」と反論した。陳肇斌『戦後日本の中国政策』（東京大学出版会、2000年）、104頁。

<sup>46</sup> 蔣経国「中華民国 断腸の記」『文芸春秋』（1972年、10月号）、102-112頁。

<sup>47</sup> サンケイ新聞社『蒋介石秘録 下』、411頁。

共という観点からいえば、対日政策はもっと緩和されたほうがいい」と回想している<sup>48</sup>。帰国後の張群は、中華民国の対日政策について「対日寛大政策を実現するため、外交上、宣伝上、積極的に対日平和条約会議の早期召集を促進する」という意見を蒋介石に提出し、そのなかで戦争賠償の緩和が言及された可能性が高い<sup>49</sup>。

つまり、戦争賠償政策は、日中（華）関係の問題でありながら、中国国内政治及び中国を取り巻く国際政治環境の問題でもあったと言えよう<sup>50</sup>。日本を共産主義の脅威から守り、台湾の国民党政権の方に引き寄せるために、戦争賠償政策を「アメ」として日本に投げたという解釈が妥当であろう。なお、日本側は国民党政府の意図を見抜き、戦争賠償権の放棄を強く国民政府に要求することになった。換言すれば、日本政府は逆に中国の分断及び台湾の弱体化を利用して日華交渉の主導権を掌握しようという意欲を持っていたのである<sup>51</sup>。なお、吉田茂首相はそもそも反共色の濃い人物であり、吉田にとって、日華交渉の内実は明らかに防共・反共の平和条約であったといえよう。

以上、国民政府側の対日賠償政策を簡単に検討してみた。全体的に概括してみれば、国民政府の対日賠償政策は次第に緩和され、結局無賠償の結末を余儀なくされた。その理由は決して国民政府の主導的な思惑ではなく、専ら国民政府の弱体及び反共戦略の需要によるものであった。国家の分断という理由で結果的には対日賠償を放棄せざるを得なくなったことは、20年後日中国交正常化交渉の際に再び現れた。

### 第三節 中華人民共和国の成立と対日賠償政策

#### 一 「人民友好外交」の誕生

抗日戦争終結後、中国共産党は蒋介石のいわゆる対日寛大政策を批判し始めた。1945年8月15日に日本の無条件降伏から1952年4月28日の日華条約の締結まで、中国共産党（後の中国政府）は一度も国民政府の戦争賠償政策を批判したことはなく、もっぱら戦犯の寛大処理を批判の焦点としていた<sup>52</sup>。日華条約のなかで国府側が「自発的」に戦争賠償の請求権を放棄したことについても、周恩来は外交部声明のなかでこの問題には触れな

<sup>48</sup> 張群『前掲書』、111頁。

<sup>49</sup> 同上、116頁。

<sup>50</sup> 石井明「日華平和条約締結交渉をめぐる若干の問題」『教養学科紀要』（1988年、第21号）、86頁。国共対立と日華交渉との関連については、井上『前掲書』、12-73頁を参照。

<sup>51</sup> 井上『前掲書』、52-58頁。

<sup>52</sup> 「南京国民政府の対華侵略日本人戦犯釈放に関する中共中央委員会の声明」（1949年4月2日）、石川忠雄、中嶋嶺雄、池井優編『戦後資料：日中関係』（日本評論社、1970年）、1頁。

った<sup>53</sup>。なぜなら、中国政府は日華条約自体を認めることはなく、したがって戦争賠償に関して言及することはしなかったからである。

新中国成立以後、中国政府は日本の軍国主義復活を批判しながらも、同時に対日講和工作に着手しようとした<sup>54</sup>。吉田政権はアメリカの意向を汲み取り、中華人民共和国を交渉の相手とせず、もっぱら台湾政権と交渉し前述した「日華平和条約」を締結したのである。中国政府にとって、日中国交回復を打開するには、別の方法を求めるほかなかった。そこで「日本軍国主義と日本人民」及び「日本政府と日本人民」を区別する論理に基づき、いわゆる「人民外交」を追求することになった。ここで「戦争責任区別論」につき、二つに分けていることは注目に値する。

とりわけ二番目の「日本政府と日本人民」の区別については、二つの理由に基づいて作成されたと思われる。第一に、吉田政権が中華人民共和国を「交渉相手とせず」としたことへの対処である。これによって中国側は日本軍国主義批判キャンペーンへと向かったのである<sup>55</sup>。第二に、中国共産党と日本共産党との関係からみれば、戦後中国共産党は基本的に日本共産党の掲げる「人民闘争路線」を経て人民民主国家を建設しようとする政策を支持していた。たとえば、1950年7月7日に「盧溝橋事件」を記念するために発表された『人民日報』の社説で、「日本共産党の指導のもとで、日本人民は粘り強く大衆闘争を展開し、マッカーサー及びその走狗吉田政府の反動的命令と恐怖政策に反対している。

(中略)これは日本共産党がすでに日本民族の利益を代表する指導的な力量を備えていることを日本の人民に証明している」と日本共産党の役割を積極的に評価した<sup>56</sup>。

さらに、当時新華社記者であった呉学文は当時中国政府の指導者が、①日本軍国主義と日本人民を区別すること、また②日本政府内でも政策を決定した「元凶」と「一般官僚」を分け、「大きな罪悪」と「一般的な誤り」を区別するべきだ、と回想している<sup>57</sup>。1953年9月28日、大山郁夫との談話のなかで、周恩来は「日本の軍国主義の対外侵略の罪悪行為は、中国人民及び極東各国人民に大きな損失を受けさせたばかりでなく、同時に日本人民にも未曾有の災難を蒙らせました」と「日本軍国主義と日本人民」を明確に区別して

<sup>53</sup> 「対日平和条約発効および日華平和条約調印に関する周恩来外交部長の声明」（1952年5月5日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、39-42頁。

<sup>54</sup> 「対日平和条約問題に関する周恩来外交部長の声明」（1950年12月4日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、12-13頁。

<sup>55</sup> 朱建榮「中国の対日関係史における軍国主義批判」近代日本研究会編『年報・近代日本研究・16 戦後外交の形成』（山川出版社、1994年）、308-314頁。

<sup>56</sup> 「日本人民闘争の現勢」『人民日報』（1950年7月7日社論）。

<sup>57</sup> 呉学文『風雨陰晴——我所經歷的中日關係』（世界知識出版社、2002年）、17頁。

いた<sup>58</sup>。また、10月29日、中国政協副主席、政務院副総理である郭沫若は日中議連代表団に対しての談話の冒頭で、「中国人民は日本人民と日本政府とを、はっきりと区別している。日本政府と日本人民の間には、共通のものはありません。日本人民は、我々の友人であり、一緒に人民間の友情を深めてゆきたい。しかし、日本政府が、我々を敵とみていることは疑いないことです」と述べた<sup>59</sup>。

こうしたなかで、中国の「区別論」に影響を与えたのは、中国の同盟国であるソ連が、朝鮮戦争の停戦に伴い対日国交回復を呼びかけたことである。中国の対日政策にとって、ソ連の影響力は無視できないものであった。1954年10月11日、周恩来は日本の国会議員訪中団及び学術文化訪中団と会見した際、「我々は日本人民の日本を承認する。日本人民が吉田さん（吉田茂、当時内閣総理大臣——筆者注）を選ぶなら、我々は吉田さんが日本の代表であることを認める。日本人民が鈴木さん（鈴木茂三郎、当時日本社会党委員長——筆者注）を選ぶなら、我々は鈴木さんが日本の代表であることを認める。これは日本人民の選択によって決められるもので、中国側が決めるものではない」と述べた。<sup>60</sup>

この発言をみると、彼が提起した平和五原則のなかにある「内政不干涉」原則の具体的な表われと見ることができるが、実は上記発言の翌日の10月12日、中ソ両国は「日本との関係に関する共同宣言」を公表し、日本政府を相手に外交関係の正常化を図ろうとしていた<sup>61</sup>。なお、ソ連側が発表した日ソ関係正常化声明について、中国側は全面的に支持し擁護する旨を『人民日報』において表明した<sup>62</sup>。さらに、周恩来は12月21日に開催された中国人民政治協商会議第二期全国委員会第一回全体会議の政治報告で、ソ連外交部長V・モロトフ（Vyacheslav Molotov）の対日関連の声明に対し、熱烈な支持を表明した。周

<sup>58</sup> 「日中関係に関する周恩来総理の大山都夫教授に対する談話」（1953年9月28日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、50頁。

<sup>59</sup> 「日中関係に関する郭沫若副総理の訪中議員団に対する談話」（1953年10月28日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、52頁。

<sup>60</sup> 周恩来『周恩来外交文選』（中央文献出版社、1990年）、91-93頁。1955年1月23日、日本国際貿易促進協会会長村田省蔵、日中貿易促進会常務理事鈴木一雄と会見した際に、周恩来は日本側が危惧した「革命輸出」について、「中国人民は決して日本の内政に干渉せず、日本人民がどの政党を選択し政府を作るのか、我々はこれをすべて承認する。中国人民は社会主義に賛成するが、これを制度として日本に輸出してはいけない」と述べた。中央文献研究室編『周恩來年譜 1949-1976（上巻）』（中央文献出版社、1997年）、443頁。また、『世界知識』記者の質問に答えるというかたちで発表された郭沫若の文章のなかで、郭は「中国人民は、元来日本人民と、日本の軍国主義反動派とを、別々に区別して考えている」と、先述した「日本政府を敵視する」という言説は見当たらなかった。郭沫若「どうしたら中日関係の正常化を促進できるか」外務省アジア局第二課『中共対日重要言論集』（1952年12月1日より1955年3月末日まで）（外務省、1955年7月刊行）、136頁。

<sup>61</sup> 「中華人民共和国政府とソビエト社会主義共和国連邦政府の日本との関係についての共同宣言」（1954年10月12日）石川忠雄、中嶋嶺雄、池井優編『前掲書』、84頁。

<sup>62</sup> 「論日本和中國恢復正常關係」『人民日報』（1954年12月30日社論）。

は「わが国は日本との正常関係を打ち立てたいと願っている。もし日本政府が同様の希望を持っており、同時にこれに相応した措置をとるならば、中国政府も段階を追って準備をし、中国と日本との関係を正常化したい」と述べた<sup>63</sup>。日中国交正常化へのソ連側の働きかけは明らかであり、中国側は日ソ国交正常化への配慮もあって次第に「日本政府と日本人民」とを区別する姿勢を放棄し、「日本軍国主義と日本人民」とを区別することを前面に出したのである。

1953年3月のスターリンの死去及び7月の朝鮮停戦協定の締結もあり、中国はより自主的な対日政策の策定が可能となったのであるが、中国政府は、ソ連が中国に代わって日本に圧力を加えるという点に関しては消極的な態度で臨んでいた<sup>64</sup>。中国とソ連の間に反日条項が含まれる「中ソ同盟友好相互援助条約」を締結したにもかかわらず、中国は対日政策の分野でソ連に見捨てられることを常に危惧していた。そのため、ソ連が日本との国交回復の意図を表明すると、中国は機会を見逃さず日中関係正常化を主張するようになった。

以上述べてきたように、人民友好に基づく「戦争責任区別論」の提起は中国政府側の対日プロパガンダであり、日本を中国側に接近させるための政治戦術であった側面は否めない。劉建平の分析によれば、1950年代前半において、中国側が頻繁に人民外交を主張する理由はほかでもなく「以民促官」（人民外交を以て政府間関係を促す）を求めるためであった。また、中国政府は「人民外交」と言いながら、それは「民間外交」の域を出た「半官半民」外交といってもよいものであった。たとえば、中国から日本に派遣された諸々の代表団は、各自の名刺に政府と民間の二つの肩書を並べていたが、政府の肩書が先に書かれていたと当時の『人民中国』誌記者であった劉徳友氏は回想している<sup>65</sup>。

中国には中国人民のみならず、「日本人民」という主体的存在を強調する側面が見られた。この「人民友好」説が後の日中国交正常化にどれほど貢献したのかについては議論の余地は残るが、当時日本政府が抱えた現実的な問題の解決に役立ったことは間違いない。たとえば、戦犯裁判の寛大処理、在留日本人引き揚げなどの問題は、中国側の「日本人民は罪がない」、「人民友好外交」などの論理に基づいて円満に解決されたという<sup>66</sup>。しか

<sup>63</sup> 「中国人民政治協商会議第二期全国委員会第一回会議の席上における周恩来報告」（1954年12月21日）外務省アジア局第二課編『前掲書』、153頁。

<sup>64</sup> R・G・ボイド著、鹿島守之助訳『中共の外交政策』（日本国際問題研究所/鹿島研究所出版会、1964年）、95頁。

<sup>65</sup> 劉徳友『前掲書』、104頁。

<sup>66</sup> 「中日兩國間僑民問題的真相」『人民日報』（1955年9月14日社論）；「對日本戰爭犯罪分子的寬

し、戦犯釈放と在留邦人の引揚に関して、それは日本政府側から見れば基本的に「人道問題」であり、ことさら中国を評価すべき事柄ではなかった<sup>67</sup>。言い換えれば、「戦争責任区別論」に基づいた中国政府の寛大政策は日本政府の感謝と好意を獲得することはなかった。

## 二 対日戦争賠償政策に関する中国側の態度

前述のように、台湾は「サンフランシスコ講和条約」及びその後の「日華平和条約」に基づき、戦争賠償の請求権を放棄せざるを得なかったのであるが、中国政府は最初からこの講和条約が不法かつ無効であると主張した。中国政府がサンフランシスコ講和会議に招かれなかったことが、日華条約の不法性と無効性を主張する最大の根拠であり、いわんや日華平和条約の適用範囲がそもそも中国大陆に及ばないことは議論の余地がなかった。中国大陆の戦争賠償問題については、しばしば日本国内で取り上げられたが、日本政府は「日本国と中華民国との間の関係は既に処理済みである」という解釈に固執した。要するに、日本側は、中華民国であれ、中華人民共和国であれ、対日戦争賠償請求権の放棄を当然視していたのである。

中国政府が戦争賠償問題について一体どのような態度をとり、いつから戦争賠償の放棄を明確に政府内部で決めたのであろうか。1949年の新中国成立から1972年の日中国交正常化達成までの23年間、中国政府による戦争賠償政策に関する言及は極めて少ない。また、戦争賠償政策を中心に議論された公式表明や新聞報道は皆無に等しい。その理由として筆者は次の二つが考えられると推測する。第一は、周恩来が指摘したように、国交正常化以前の中国政府は対日戦争賠償政策を本格的に議論することはなかったという点である。たとえ議論したとしても実際に請求するか放棄するかについて結論がまとめられなかったというものである。第二は、政府内部で戦争賠償政策を作成したが、公表されることはなかったという点である。つまり、請求するか否かは日本政府の対応次第ということであり、もし日本政府が誠意を持って中国との国交正常化を図ろうとすれば、中国側は戦争賠償問題を政治的に解決する方向をとるのであり、逆に日本政府が敵視政策を取り続けるなら、中国側は戦争賠償問題をカードとして日本を批判し続けるという柔軟な対応である。

---

大處理」『人民日報』（1956年7月1日社論）。

<sup>67</sup> 井上『前掲書』、119頁。



さらに、戦争賠償政策が戦犯釈放や日本人引揚問題などとは異なる点に注意しなければならない。戦犯釈放や引揚問題は国交関係の有無に関わらず基本的に人道問題である。しかしながら、戦争賠償問題は政府間の交渉によるものであり、戦後処理において最も重要な問題である。日本が中華人民共和国を交渉の相手としないとするれば、中国政府は日本政府との公式なパイプを持つことができず、当時の中国政府が戦争賠償政策を明確に公表すると、逆に不利な局面に陥りかねなかった。

中華民国と同様に、中華人民共和国政府は最初に戦争賠償の請求を主張しながら、実際上は日本からの賠償を獲得できると思っていなかった。1950年、当時の中国政府副主席であった劉少奇は「日本帝国主義は戦争で中国の無数の財産を破壊した。そもそも日本に対して賠償を請求してもおかしくないが、アメリカ帝国主義の世界政策によって、賠償の獲得は断念せざるを得ない」と述べていた<sup>68</sup>。同時に、劉少奇は戦争賠償を利用して社会主義を建設するような政策は取らないと補足した<sup>69</sup>。当時の国際環境からみれば、確かに劉少奇が指摘したように、アメリカがほかの連合国に対し戦争賠償の請求を放棄させる方針を打ち出したため、関係諸国も相次ぎ対日戦争賠償請求権を放棄し、もしくは寛大な姿勢へと変わっていた。

ただし上記の劉少奇発言の中心は、主として工業化建設の資金調達についてであり、中国の戦争賠償政策に関わるものではなかった。中国政府が公式の場で対日戦争賠償問題に最初に言及したのは、「対日平和条約米英草案とサンフランシスコ会議に関する周恩来外交部長の声明」であると考えられる。この声明のなかで、周は「日本に占領されて大損害を被り、そして自力で再建することが困難である諸国は、賠償を請求する権利を留保すべきである」と述べていた<sup>70</sup>。中国は確かに日本の侵略によって大きな損害を被ったのであるが、「自力で再建することが困難である諸国」の категорияに含まれるか否かについて周は明言していない。前述した劉少奇の報告「自力で社会主義を建設する方針」に照らしてみれば、恐らく中国が「自力で再建することが困難な諸国」に含まれることはないと認識していただろう。

1955年8月16日に行った中国外交部スポークスマンの声明は、戦争賠償問題に関し次

<sup>68</sup> この文章は未公開のため、出来上がりの時期がおおよそ1950年前半に当たる。劉少奇『建國以來劉少奇文稿（第二冊）』（中央文獻出版社、2005年）、9頁。

<sup>69</sup> 同上、6頁。

<sup>70</sup> 「対日平和条約米英草案とサンフランシスコ会議に関する周恩来外交部長の声明」（1951年8月15日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、23頁。

のように述べている。「日本軍国主義が中国侵略戦争の期間中に、一千万以上の中国人民を殺戮し、中国の公私の財産に数百億米ドルにのぼる損害を与え、また何千何万もの中国人を捕えて日本につれて行き、奴隷のようにこき使ったり殺害したりした…。日本政府は、中国人民がその受けた極めて大きな損害について賠償を要求する権利を持っていることを理解すべき」である<sup>71</sup>。これは「日本政府が提出した、所謂在華日本人引揚げ問題についての声明」の一節で、対日賠償請求権を直接目的としたものではないものの、中国が戦争賠償の請求権を持つことが、ここにはじめて表明されたのであった。翌8月17日、日本人記者と会見した際、周恩来は「中国は戦争で大きな損害を蒙ったのに、日本外務省コミュニケは一言もこれに触れておらず、かえって中国側が日本政府に何か申し訳をせねばならぬかのように書いてある。日本政府に考えさせるのもいいことでしょう。賠償の具体策については政府でもまだ討論していないから答えられない」と述べた<sup>72</sup>。

11月15日、日本憲法擁護国民連合片山哲議長を団長とする日本憲法擁護国民連合中国訪問団と会見した時、周恩来は中国の戦争賠償政策について、次のように言及した。

日本に対して戦争賠償の要求を提出するのが中国人民の権利である。中日戦争状態がまだ終結しておらず、且つ中日国交がまだ回復していない現在では（戦争賠償を）要求しないことは考えられない。当時アメリカの支配下にあったフィリピンが戦争賠償を要求したのに対し、中国人民が要求しないのは考えられない。<sup>73</sup>

これによって周は明白に中国が戦争賠償請求権を有することを再確認した。しかし、周は近い将来に日中国交正常化の兆候を考慮して、状況が変わってくる可能性についても言及した。周は「状況は変化するものである。国交回復後の中日間において、平和友好を愛する日本人民が新たな困難に直面するならば、日本人民に同情する中国人民はこれを無視することができない。中国は古くから「投桃報李」（自分が徳を施せば、相手も必ずそれに報いること）ということわざがあり、我々はそれなりの礼ではなく、きっとそれ以上の礼を返答するだろう」と指摘した<sup>74</sup>。言い換えれば、現在戦争状態でいまだに国交回復し

<sup>71</sup> 「邦人引揚げ問題等に関する中共外交部の声明」（1955年8月16日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、91頁。

<sup>72</sup> 「周恩来総理の日本新聞・放送関係訪中代表団に対する談話」（1955年8月17日）外務省アジア局中国課監修『前掲書』、98頁。

<sup>73</sup> 中央文献研究室編『周恩来年譜 1949-1976（上巻）』（中央文献出版社、1997年）、518頁。

<sup>74</sup> 同上。

ていない状況では、中国は戦争賠償の放棄を明言するのではなく、逆に戦争賠償権を有することを強調したのである。ここには日本政府が国交回復について、何らかの好意を示せば、戦争賠償問題は譲歩できるという中国政府の意図を読み取ることができる。これについて、岩村三千夫は「まだ国交正常化の交渉のはじまらない現在（1957年当時——筆者注）においては、中国側でとくに寛大な政策を声明する理由もないのであるが、しかし戦犯問題にたいする中国側の寛大な政策に照らしても、中国経済建設の順調な発展に照らしても、中国政府が日本からの賠償金に大きな期待をかけているとは思われない」と指摘している<sup>75</sup>。

上記の戦争賠償問題に関する周恩来の一連の発言は、公での発言や現在公開されている外交文書を見るかぎり、日中国交正常化交渉の直前まで中国政府の公式的な主張であったと看做されよう。その後、日本から政党及び民間訪問団がしばしば対日戦争賠償寛大政策について周恩来に打診したが、周恩来は上記の姿勢を崩すことはなかった<sup>76</sup>。

以上述べてきたように、対日戦争賠償問題について、中国政府は請求権を有することを主張しつつも、それ以上の明言は避けていた。しかし、中国政府内部で対日戦争賠償問題をどのように認識していたか、またこの認識はその後日中国交正常化時の戦争賠償放棄とどのように関わっていくかについては、次節で考察する。

### 三 対日戦争賠償放棄に関する政府内部決定

中国の対日政策に長期にわたって関与し、中国「知日派」を代表する張香山氏の回顧によると、1955年3月1日、中国共産党対外連絡部長の王稼祥を首班とする研究グループは「中共中央対日政策及び対日活動に関する方針と計画」（中共中央関与対日政策和対日活動的方針和計画）を作成した。当時王稼祥の秘書を務めていた張香山は「恐らくこの文書は中国建国後政治局によって可決された最も全面的なものである」とその重要性を評価

<sup>75</sup> 岩村三千夫「日中国交回復の問題点：日本外交と新安保条約」日本国際政治学会編『国際政治』（第2号、1957年）、40頁。

<sup>76</sup> たとえば、1957年日本社会党訪中親善使節団のメンバー勝間田清一氏が周恩来に「日中国交正常化の時、戦争賠償問題を戦犯処理のように寛大政策を取ってくれないか」という質問を出した。周は「国交正常化の時にまた相談しよう」と答えた。張香山「中日復交談判回顧」『日本學刊』（1998年、第1号）、38頁。1960年10月、北京を訪問した自民党高碓達之助氏は周恩来との会談で再び戦争賠償問題を触れた。高碓によると、周は「賠償問題についてはそんなことは心配しなくてよろしい。過去は論じないでおこうじゃないか。」これに対して高碓は「じゃ賠償を要求しないのか」と聞くと、「約束はない、お前の方の出方次第だ」と周は答えた。高碓達之助「周恩来と会談して」『中央公論』（1961年、2月号）、249頁。

している<sup>77</sup>。同文書では当面の対日活動として主に①中日貿易、②漁業問題、③文化友好交流、④中日両国間の議会交流、⑤在中国遺留民及び戦犯問題、⑥中日国交正常化の問題、⑦世論対策など七つの項目が取りあげられた。そのなかの⑥中日国交正常化の問題、とくに戦争賠償政策に関して、「戦争賠償問題は今の段階で表明するのはよくない。中日国交正常化を実現する以前においては、戦争賠償放棄の明言を控えるべき」と強調する一方、中国側はこの問題を解決する意欲を持つことも主張している<sup>78</sup>。すなわち、中国政府内部では戦争賠償問題を検討したのであるが、賠償を請求するかどうか、もし請求するならばどれぐらい請求するかという細部の問題には触れなかった。周恩来及び他の対日関係者の戦争賠償問題に関する曖昧な発言は恐らくこの文書に依拠するものと考えられる。

この文書の起草に当たって、「知日派」と呼ばれる対日関係者はどの程度関与したのかについてはまだ解明されていないが、責任者の王稼祥は当時中国共産党対外連絡部の部長であった。張香山によれば、外交部副部長（当時）の張聞天が全面的な対日政策文書の必要性を説き、周恩来からの同意を得て王稼祥氏が起草することになったという<sup>79</sup>。張聞天と王稼祥は外交に熟達してはいたが、何れもソ連留学の経験者で、日本に対する認識は必ずしも豊富とはいえなかった。中国の対日政策の作成に当たり、元ソ連大使出身の王稼祥に任されたことは、どちらかというソ連ファクターがより重要であったことの表明であろう。

大澤武司によれば、当時、中共中央はすでに日本関連業務を「知日派」の廖承志氏に担当させる決定を下していた<sup>80</sup>。新中国成立後の対日政策決定は一般的に「毛沢東—周恩来—廖承志」という「上意下達」方式といわれるが、いうまでもなく、下部組織としての「廖班」からの情報収集及び政策助言が対日政策決定において大きな役割を果たしていた。文書の草案は王稼祥が対日関係部門の責任者を集めて、検討を重ねたとされるが、廖班のメンバーたちがどれほど参与したのかはいまだ定かではない。だが、1955年文書草案の作成は「知日派」が作り、党中央政治局の討議を経て、公式の文書に上がってきたものといっていよう<sup>81</sup>。

具体的に戦争賠償問題について「知日派」の一人ひとりがどう考えていたのか、また指

<sup>77</sup> 張香山「通往中日邦交正常化之路」『日本學刊』（1997年、第5號）、7頁。

<sup>78</sup> 同上、5-6頁。

<sup>79</sup> 同上、6頁。

<sup>80</sup> 大澤武司「日本人引揚と廖承志——廖班の形成・展開とその関与」王雪萍編著『戦後日中関係と廖承志：中国の知日派と対日政策』（慶應義塾大学出版会、2013年）、49-73頁。

<sup>81</sup> 同上、60頁。

導者がどう考えていたのか、については現在の段階では明言することはできないが、当時の政治体制の下では、対日担当者なり外交政策決定者なりが、個人的な意見を表明及び公表することは不可能であった。戦争賠償問題に関する中国の態度にはもちろん「中央指示の精神」が必要となるが、この中央の指示については、一般論としては毛沢東の指示と考えられる。絶対権力を握っていた毛沢東はカリスマ的な存在であり、彼の一言一行はそのまま政策決定に直結することは珍しいことではなく、対日戦争賠償政策の策定は毛沢東の同意なしにはあり得なかったといつてよい。

しかし、1950年代においては毛沢東が権力の頂点に立っていたというよりは、集団指導体制の可能性が高く、この点に関して張は「確かに個人崇拜盛行が盛んな時期で上意下達の政策決定がなされていたが、すべてではない。とくに対日政策に関しては、50年代、60年代には周到な議論をへて、政治局で策定されたものがほとんどである」と説明している<sup>82</sup>。戦争賠償問題は対日関係のなかでもっとも重要なテーマの一つであり、毛沢東を含めた共産党中央指導部の集団決定のかたちで検討されていたとしてもおかしくはない。

上記の「対日政策報告書」は公開されなかったが、政府内部では専ら報告書の諸原則に基づいて対日政策を展開するようになった。1956年6月中国「最高人民法院特別軍事法廷」（最高裁判所特別軍事裁判所）が日本の戦犯に対する寛大の判決を下し、335名の戦犯を無罪釈放した。当時「中国解放軍軍事法院」の副院長であった袁光の回顧によれば、戦犯審議の決議書を起草した際、日本の侵略によって、多大な損失と災難に蒙ったこと及び戦争賠償要求を明記すべきだとの意見があったが、このような考えを周恩来に報告すると、周は直ちに「賠償はもう止めましょう、それは結局日本人民のお金じゃないですか。政府として出す気があるのですかね」と返答し、結局賠償請求の問題に触れることはしなかった<sup>83</sup>。

このように、50年代にあって中国政府は戦争賠償問題にある程度の善意を示したとしても、公式の宣言や表明を避け、基本的には人民外交の枠内で敷衍してきた。60年代に入ってから、戦犯釈放や在留日本人の引揚などの問題が既に解決されたため、人民外交はその限界を呈していくようになった。日本の政治家・実業家及び民間団体は訪中する際に、頻繁に中国の戦争賠償政策を打診したが、中国政府の方針としては相変わらず、民間レベルでは戦争賠償の問題を議論する立場にないとして、政府間交渉の要請を呼びかけ

<sup>82</sup> 張香山「通往邦交正常化之路」、7頁。

<sup>83</sup> 何力『大審判：日本戦犯秘録』（團結出版社、1993年）、213頁。

た。中国政府は戦争賠償問題で寛大な姿勢を見せながら、放棄するか否かは日本政府の対応とパッケージで考えられたのである。

朱建栄が当初の関係者に対するインタビューでも言及しているように、中国政府内部で戦争賠償の放棄を明確に決めたのは1964年である<sup>84</sup>。この朱建栄の研究は後の日中両国の研究者によって頻繁に引用され、高く評価された<sup>85</sup>。本論文では朱の先行研究を踏まえながら、筆者なりの解釈を行うことにする。中国政府の戦争賠償放棄の理由について、朱は次の四つを挙げている。

①台湾もアメリカも日本に賠償を求めなかった。中国は一貫して日台条約の無効を主張したが、ともかく、中国より先に蔣がこの条約で行った賠償放棄の意思表示を、北京指導部はかなり意識していたようである。

②東南アジアの一部の国は日本に賠償を請求したが、結果から見ると、賠償金で経済が著しく伸びる結果にはならなかった。

③戦前の日本軍国主義者が加えた損害の賠償を次世代の日本国民に求めるとすれば、日本の国民と軍国主義者を区別するという毛沢東の思想に相反する。

④仮に賠償を求めるとしても、どれだけの金額を請求するかが問題になる。額が小さいと請求する意味がない。だが、高額の戦争賠償を請求するとなれば交渉が長引くし、必ずしも実現しない。<sup>86</sup>

なお、張香山によると、中国政府内部で対日戦争賠償放棄に関する決定を下されたのは1960年代に入ってからで、具体的な年月日は明らかにされていない。また、放棄の理由についても、前述した朱建栄論文で述べられた理由とは多少異なっている。張は主に次の三つの理由を述べた。

① 日本人民との友好関係を維持するために、戦争賠償を放棄した。これは毛沢東の「戦争責任区別論」による人民友好のためである。中国人民は戦争賠償で苦しんでき

<sup>84</sup> 朱建栄「中国はなぜ賠償を放棄したか」、30頁。

<sup>85</sup> たとえば、楊志輝「戦争賠償問題から戦後補償問題へ」劉傑・楊多慶・三谷博編『国境を超える歴史認識——日中対話の試み』（東京大学出版会、2006年）；毛里和子『日中関係——戦後から新時代へ』（岩波新書、2006年）を参照。

<sup>86</sup> 朱建栄「前掲論文」、31頁。

た経験もあり、日本人民にそのような負担を掛けないようにする。これは恐らく一番重要な理由である。

②第一次世界大戦後のドイツの教訓から、巨額の戦争賠償を請求すれば、敗戦国を復讐主義の窮地に追い込み、結局、世界の平和には脅威となる。

③ある国が既に日本に対して戦争賠償の請求を放棄した。しかし、蒋介石政権の戦争賠償放棄は中国側の対日戦争賠償を放棄する理由とならない。蔣は既に台湾に敗走し、中国人民を代表する資格はなく、彼の戦争賠償放棄政策は総じていえば「慷他人之慨」（他人の禰で相撲を取る）というに他ならない。<sup>87</sup>

張の説明を朱の研究と比較してみると、台湾の戦争賠償放棄をどう見るべきかについて両者に相違がある。張はあくまでも中国政府の公式見解を踏まえ、台湾政権の非法性を強調しているのに対して、朱は当時の対日関係者に対するインタビューから特に台湾とアメリカが対日戦争賠償を放棄している点を重要視している。どちらが当時の政策決定の正鵠を射たものかは明らかにされていないが、少なくともその後の中国政府関係者による対日戦争賠償政策に関する発言が、台湾の戦争賠償放棄に言及することはなかった。

1964年の戦争賠償放棄の決定はあくまでも政府内部の秘密事項であり、これについて部外とりわけ日本側に情報を漏らすことは許されなかった。1965年5月31日、自民党議員宇都宮徳馬に会見した際、中日友好協会秘書長である趙安博氏は、戦争賠償に対する中国の基本的態度について、「中国は他国の賠償によって自国の建設を行おうとは思っていない。一般的にいて巨大な戦争賠償を敗戦国に課することは第一次大戦後のドイツの例をみても明らかなように、平和のためには有害である。そして戦争賠償はその戦争に責任のない世代にも支払わせることになるので不合理である」と述べ、戦争賠償放棄の方向を示した<sup>88</sup>。これに対して、6月2日の『読売新聞』は趙の発言に基づき、「日本の賠償をあてにして国内建設を進める意向のないことを示唆したものと思われる。日本に過酷な賠償を課することは適当ではない」という記事を掲載した<sup>89</sup>。趙安博の発言は新中国における外交政策の実際を反映したものと考えられる。中ソ同盟崩壊から改革開放までの中国外交政策を振り返ってみると、「中国の共産党政権は、人民が飢餓に瀕し、史上かつてない

<sup>87</sup> 張香山「中日復交談判回顧」、39頁。

<sup>88</sup> 「趙安博談話（宇都宮徳馬）」（1965年5月31日）日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』（日中国交資料委員会、1974年）、531頁。

<sup>89</sup> 「宇都宮氏、陳毅副総理と会談」『読売新聞』1962年6月2日。

規模の自然災害（例えば天津地震）に見舞われたときでも、外国のいかなる援助ないし支援も一貫して拒んできた<sup>90</sup>。この大国としての「矜持」は外からの援助を拒否し、「自力更生」を強調しようとしたものである<sup>91</sup>。この観点からすれば、中国が対日戦争賠償によって、社会主義建設をすることは考慮されていなかったといつてよいだろう。

6月2日の『読売新聞』の記事を受けて、趙安博の上司、中日友好協会会長である廖承志は宇都宮徳馬に対し、趙安博の談話に同意しつつも、「中国は賠償をとらないともいつていないが、それ以上にとるともいつていない。われわれは中国の社会主義建設を、日本の賠償で行おうとは思っていない。しかし、一般的空気として賠償請求権のない蒋介石が賠償を放棄したからといって、中国に請求権がないという議論には反発している」と追加説明をした<sup>92</sup>。

以上述べてきたように、中国は戦争賠償の放棄を表明しないものの、実際に放棄する方針を早い段階で内部決定のかたちで決めていた。田中訪中の直前に竹入義勝公明党委員長が訪中した際、周恩来は初めて中国政府の戦争賠償放棄政策を日本に打ち明けた。周は「毛主席は賠償請求を放棄するといっています。賠償を求めれば、日本人民に負担がかかります。そのことは、中国人民が身をもって知っています。（中略）賠償の請求権を放棄するというを共同声明に書いても良いと思います」と述べた<sup>93</sup>。この中国側の戦争賠償放棄の意向を聞いて、田中角栄は一気に国交正常化を実現する決意を固めたのであった。

#### 四 田中訪中と国民説得・教育活動

1972年7月7日、佐藤栄作内閣が総辞職し、田中角栄内閣が発足した。翌8日、周恩来は外交部の対外実務・宣伝部門責任者を集めて会議を開いた。この会議では「田中談話」が検討され、田中が中日関係の推進に重点をおいていると判断したようである。報道部門に対し、周は田中就任のことを積極的に報道すべきで、「全面的かつ正しく中日友好の精

<sup>90</sup> ジョシエ・A・フォーゲル編、岡田良之助訳『歴史学のなかの南京大虐殺』（柏書房、2000年）、23頁。

<sup>91</sup> 中国は中ソ同盟崩壊後にただ外国からの援助を拒否するのみならず、多額対外援助を途上国に与えたという。張清敏「中國對發展中國家政策的佈局」『外交評論』（2007年、第2号）。

<sup>92</sup> 「廖承志談話（宇都宮徳馬）」（1965年6月2日）日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』、532頁。

<sup>93</sup> 「竹入義勝公明党委員長・周恩来総理会談」（第一回・1972年7月27日）石井明他『前掲書』、14頁。



神を示すものでなければならない」という指示を出した<sup>94</sup>。1972年7月以後の『人民日報』の報道では、旧来の日本政府に対する批判的な文体、とりわけ佐藤政権期における軍国主義批判が一掃され、日本政府の積極的な対中姿勢に注目していた。

中国の戦争賠償放棄に関する決定は政府内部に限定されていたため、1972年の田中角栄首相の中国公式訪問に当たって、対日戦争賠償放棄政策の中国国民に対する説得教育が急務となった。しかし、中国政府は対日戦争賠償放棄の政策を前面に掲げ、中国の国民を意識的に説得するのではなく、田中訪中の受け入れに最重要の力点を置いていた。中国国民に田中の訪中を納得させるための最大の課題が対日戦争賠償放棄政策の論理をどのように国民に説明するかにあったことは間違いない。佐藤政権が「人民日報」によって激しく「軍国主義復活」と批判されていたこともあり、中国国民にとって日本政府に対する認識を転換することは容易ではなかったと思われる。

1972年7月に周恩来との事前交渉に当たった公明党委員長の竹入義勝は、「最も衝撃だったのは、中国側が賠償請求を放棄することをいとも簡単に、抵抗感もなしに周恩来が毛沢東主席の決断として口にしたことだった」と述懐している<sup>95</sup>。戦争賠償放棄の政策決定は毛沢東のみならず、周恩来及び中央指導グループの意思も反映されていたが、毛自らの決定といった意味合いが強く、ここには文化大革命時代における毛沢東の権威を窺うことができる。それにしても、日本から見て「いとも簡単」になされた戦争賠償放棄の公表の背後には、中国政府の中国国民に対する説得の苦心が実際にはあったのである。当時文化大革命中の中国は政策決定において国民に問う必要もなければ、国民の同意を得る必要もなかったとはいえ、いきなり国民に戦後ずっと批判し続けてきた日本政府に対し、戦争賠償請求を放棄することを公表すると、下からの疑念や不満が起こることも予想された。

言うまでもなく、中国国民は戦争の最大の被害者であり、日本に対する不満・怨恨などの感情を持つのが少なくない。1972年当時、多くの中国人の脳裏にあった日本人イメージは、日中戦争当時の日本軍人、いわゆる「侵略者」の姿であった。また、中高年の人たちの間では、日本の田中首相訪問を貴賓として迎えることに、どうしても納得できないという意見が根強かった。とりわけ戦争賠償請求の放棄について民間にはさまざまな声があった<sup>96</sup>。この国民の不満を考慮して、中国政府は1972年9月、周恩来の指示に従い、広大

<sup>94</sup> 金沖及主編、劉俊南、譚佐強訳『周恩来伝 1948-1976（下）』（岩波書店、2000年）、336頁；吳学文著、加藤優子訳「民間外交と政府交渉をつなぐルール」石井他編著『前掲書』、287-288頁。

<sup>95</sup> 石井明他編著『前掲書』、201頁。

<sup>96</sup> この民間の意見については、胡鳴「田中訪中における中国の国民教育キャンペーン」『国際公共政

な説得・教育キャンペーンを展開し始めた。

中国外交部は8月後半、「日本田中角栄首相を接待する内部宣伝提綱」（關於接待日本田中角栄首相訪華的内部宣伝提綱）の草稿を作成した。この「宣伝提綱」は、（幹部や大衆のなかには）「日の丸を見て悲憤慷慨するかもしれない。……だが、日本人民も軍国主義侵略戦争の被害者であり、過去の中国侵略の罪は日本人民が責めを負うことはできない」と強調し、対日戦争賠償の放棄政策を示唆した<sup>97</sup>。9月5日、周恩来はこの「内部宣伝提綱」を党中央政治局に提出し、「提綱」の方針を各部門の共産党組織に配布するよう指示した。また、各部門の共産党組織が「提綱」の方針を学習し、9月20日までに北京・上海・天津をはじめとする18の都市では家庭単位に至るまで、その内容を国民に確実に宣伝・教育させようとした<sup>98</sup>。

「内部宣伝提綱」の内容は、主として三つの部分より構成されている。①「田中首相はなぜ中国を訪問するのか」、②「田中首相をなぜ招請するのか」、③「真剣に準備し、田中一行への応対を立派に成し遂げよう」という呼びかけである<sup>99</sup>。このなかの第③項目において大衆への宣伝説明が強調され、日本軍国主義者と日本人民との区別が特筆されたのである。

張香山によると、この「内部宣伝提綱」では戦争賠償問題に触れられていなかったが、それは「毛沢東主席は中国の国民大衆のなかで非常に高い威信があるため、彼が決めた戦争賠償放棄を国民大衆が批判することはあり得なかったからである」と述べている<sup>100</sup>。確かに中国国民は公に毛沢東を批判することはあり得ないが、裏で懐疑、そして不満を抱くことは十分に考えられたことであった。

中国政府は、戦争賠償放棄の問題が国民の最も反発する事項であることを承知しており、対日戦争賠償請求の放棄に関する国民への説得を作業の重点課題とし、全国的に展開するよう指示した。朱建栄によれば、国民のあいだでは戦争賠償の請求ができるという噂が流されており、当初国民は戦争賠償の請求を楽観視していた<sup>101</sup>。その理由は、①日本は中国を侵略して敗戦したのだから、賠償金を支払うのは国際的な常識であり、②中国も日清戦争以来、何度も日本に巨額な賠償金を支払っており、③日本はすでに経済大国で中国

策研究』第16巻（2012年、第2号）、63-64頁を参照。

<sup>97</sup> 羅平漢『中国対日政策與中日邦交正常化』（時事出版社、2000年）。

<sup>98</sup> 中央文獻研究室編『周恩來年譜1949-1976（下巻）』（中央文獻出版社、1997年）、548頁。

<sup>99</sup> 胡鳴「前掲論文」、65-69頁。

<sup>100</sup> 張香山『中日關係管窺與見證』（當代世界出版社、1998年）、69頁。

<sup>101</sup> 朱建栄「前掲論文」、39頁。

はまだ貧しい国だと一般的に考えられていたからである<sup>102</sup>。上記三つの理由は中国国民の一般的な発想であり、戦争被害者の立場としてはごく当たり前のことであったと思われるが、中国政府の回答はそうした中国国民の希望を逸らすものであった。

国民の大多数は政府が対日戦争賠償請求を放棄することを聞いて、がっかりしたことが地方政府の内部報告書によって明らかにされた。これに関して、中国の国民は、①戦争賠償放棄の理屈は分かるが、感情的にはすっきりしない、②国交樹立はよいことであるが、賠償を放棄することは日本側に譲歩しすぎるのではないか、③日本から賠償金をとるなら中国の経済建設にも役立つし、労働者の給料も上がるだろう、というのが大方の意見であった<sup>103</sup>。しかし、これら戦争賠償を請求する理由が、かえって日本人民を苦しめるものになりかねないという中国政府の戦争賠償放棄の根拠になったともいえる。これまで述べてきたように、①中国が第一次世界大戦後のドイツの教訓から学び、苛酷な請求は平和に寄与しないこと、②清末以来の中国人民が身を以て戦争賠償の重荷に苦しんできたこと、③他国の力ではなく、自力で社会主義建設をすること、といった観点が対日戦争賠償を放棄する主な理由となっている。

こうした理由もあって、当時の中国政府は国民に対し戦争賠償を放棄する理由を改めて次のように説明した。

- ① 台湾の蒋介石はすでに我々より先に賠償の要求を放棄した。共産党の度量は蒋介石より広くなければならない。
- ② 日本は我々と国交を回復するには台湾と断交をしなければならない。賠償問題で寛大な気持ちを示すことは日本側を中国側に歩み寄らせる上で有利である。
- ③ 日本が中国に賠償金を支払うとすれば、この負担は最終的に広範な日本の国民はかけられることになる。彼らは長期にわたって中国へ賠償金を支払うため、ズボンのベルトを引き締めなければならない。これは日本人民と世々代々友好的になっていくという、我々の願望と相反することになる。<sup>104</sup>

この戦争賠償放棄に関する国民説得の論理は前述した 1964 年の政府部内の意見とそれ

---

<sup>102</sup> 同上、34 頁；胡鳴「前掲論文」、69 頁。

<sup>103</sup> 朱建栄「前掲論文」、39 頁。

<sup>104</sup> 同上、38 頁。

ほど相違はないが、日中国交正常化の事前交渉及び公式交渉の場で、中国政府は日本政府に対して、主として③を強調し、①と②は国内説得のために使われた。それ故に、「日中共同声明」には「中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する」という項目が盛り込まれたのである。さらに日中国交正常化交渉では台湾問題が一番重要な問題であるため、法的に台湾の戦争賠償放棄は無効であると主張したのである。たとえ国府の対日賠償放棄政策を踏襲するつもりであっても、日本側にはそのように明言することができなかつたであろう。一言にいえば、戦争賠償放棄の理由に関して、「戦争責任区別論」を対内的・対外的双方において有効的に利用したのであり、蒋介石・台湾の戦争賠償放棄政策は専ら国内向けの説得に利用されたといえよう。

1972年10月6日、周恩来は台湾同胞及び海外華僑の代表と会見した際、中国政府は戦争賠償を放棄する理由の一つとして、「中日国交正常化の障害を取り除くためだ」と説明した<sup>105</sup>。すなわち、中国側は戦争賠償放棄の決定を日本側に伝え、国交回復という「国家戦略」のために、中国人民大衆一人ひとりの利益を犠牲にせざるを得なかつたのである。当時の国民への説得が効果的であったかどうかについては、検証することは難しいが、中国人民が戦争賠償放棄を前提とする日中国交正常化は恐らく国民の心からの納得ではなく、「文革大革命」という狂熱的なムードのもとでの毛沢東への忠誠心のあらわれではなかつたかと考えられる。

1972年9月29日、日中国交回復に関する両国政府の共同声明が調印された。中国は確かに挙国一致で復交を祝う演出を見せたが、政府と国民の間の溝を埋め得たとはいえない。もちろん、当時は文化大革命の最中であり、個人崇拜、言論統制及び大衆動員の時代であったし、中国国民は上からの命令に従うことしかできなかつた<sup>106</sup>。戦争賠償問題に関しては国民感情としてどうしても許せないものではあつたが、日本側の戦争犯罪は「上意下達」というかたちで抹殺された。さらに、当時の日本側の外務官僚であつた栗山尚一が回顧しているように、「田中角栄総理一行が北京を発つて上海に行く直前、飛行場までの沿道に数多の群衆が立ち並び、旗を振り、祝意を表した」ということであつた<sup>107</sup>。

<sup>105</sup> 中華人民共和國外交部外交史研究室編『周恩來外交活動大事記（1949-1975）』（世界知識出版社、1993年）、651頁。国交正常化前後、日本に駐在した『北京日報』の特派記者であつた王泰平氏も同じような理由をまとめた。王泰平『王泰平文存——中日建交前後在東京』（社會科學文獻出版社、2012年）、474頁。

<sup>106</sup> 文革の個人崇拜及び大衆動員に関する研究は、金野純『中国社会と大衆動員——毛沢東時代の政治権力と民衆』（御茶の水書房、2008年）を参照。

<sup>107</sup> 栗山尚一著、中島琢磨、服部龍二、江藤名保子編『外交証言録：沖縄返還・日中国交正常化・日米「密約」』（岩波書店、2010年）、144頁。

これに対して、かつて日本侵略の被害を受けた中国人は別様な対応であった。アイリス・チャンによれば、南京大虐殺のときに日本人に焼き殺されそうになった一人の男性は、中華人民共和国が日本の過去の犯罪を許すという噂を聞いたときには、自分を抑制できなくなって嘆き悲しんだと言った。南京大虐殺で父親を処刑された別の女性は、日本の首相の訪問のニュースをラジオで聞いたときに、母親が気を失ったと話した<sup>108</sup>。

日中国交正常化の際には、表裏一体と見えた中国政府と中国国民の間には、戦争賠償政策について、実際には齟齬が存在していた。しかし、国民はこの齟齬を公にすることができず、それを覆い隠しながら田中の訪中を歓迎せざるを得なかったのである。文化大革命の最中であり、国民への説得が功を奏したかにみえたが、国民が心から納得したか否かについては正確には把握し得ない。1990年以降の言論動向を踏まえてみると、国民への説得が成功したかは疑問であると言ったほうがよいだろう。

## 小括

本論文では中国の対日戦争賠償政策を中心に検討を進めてきたが、戦争賠償政策に触れる前提として、戦後中国の対日外交の基本精神といわれる「戦争責任区別論」及び「人民友好外交」政策の由来と発展を、毛沢東と蒋介石との比較という形で検討してきた。そのなかで、抗日戦争期においては、毛沢東を代表する共産党は基本的に蒋介石の国民政府と同じ政策を取っていたことを明らかにした。これらの政策は後の「戦争責任区別論」及び「人民友好外交」の原型となったが、毛沢東と蒋介石は当初はいずれも対日戦争賠償を放棄するという考えを持っていたのではなく、むしろ積極的に戦争賠償の請求を立案していたといえよう。

新中国成立後、中国政府は日本政府との公式関係を持たず、「戦争責任区別論」と「人民友好外交」を掲げ、民間レベルの交流によって、国交回復を図ろうとした。この過程で、中国の戦争賠償政策は非常に重要な役割を果たしたことが明らかである。60年代において中国政府は正式に対日戦争賠償請求を放棄する方針を決定したにもかかわらず、日本に対しては明言を避け、曖昧な対応を行ってきた。しかし、日中国交正常化の直前になると、一気に戦争賠償の放棄を日本に言い渡し、これによって国交正常化の交渉を順調に進める

---

<sup>108</sup> アイリス・チャン著、巫召鴻訳『ザ・レイプ・オブ・南京：第二次世界大戦の忘れられたホロコースト』（同時代社、2007年）、218頁。

ことができたのである。

しかし、新中国成立から 1972 年までの 23 年間、中国は日本との公式関係を持たなかったのであり、日本政府に対して批判的な姿勢を繰り返してきた。1972 年の前半までに展開された日本軍国主義批判キャンペーンもあり、中国人民はこのような日本政府批判に馴染んでいたといえよう。中国国民は田中内閣の発足により、急展開した日中関係に対して、戦争賠償放棄を含めた日中国交正常化の原則を簡単に受け止めるわけにはいかなかった。そのうえ、中国政府の政策決定が少人数の内部決定に留まり、中国人民は結局政府の指令に服従することしかできなかつたのである。本論文で検討した対日戦争賠償請求権の放棄に関する決定もこのような特徴を有している。田中訪中に当たり、中国政府は下からの意見を受け入れず、「トップダウン」のかたちで戦争賠償放棄の理由を国民に説得するようとした。戦争賠償請求の放棄は確かに日中国交正常化交渉を円滑に押し進めたが、そもそも対日賠償請求を放棄すべきかどうかという重大な問題について事前に国民の意見を問うことはなく、国民の同意も求めていなかった。戦後処理諸問題が政府だけではなく、国民の大多数が納得できるかたちで解決されたか否かという問題を再び想起しなければならない。

もちろん、第二次世界大戦後、主要な戦争被害国が、続々と戦争賠償の請求権を自発的に放棄したという事実を踏まえれば、中国側の戦争賠償請求の放棄も合理性があるかもしれない。また、冷戦の展開に伴い、東西両陣営に分断されたなかで、日中両国の国交正常化は戦後 27 年目にあたる 1972 年の時点でようやく実現できたということからみれば、その時点で再び戦争賠償を請求することは逆に相応しくないとも思われる。このように見てくると、対日戦争賠償の放棄政策は中国の国内・国際環境のなかで生まれたとすることができる。

しかし、中国国民はそもそも政府内部の戦争賠償放棄の政策を知る由もなく、むしろ中国政府が正々堂々と戦争賠償を請求するものと確信してきた。上田信氏が指摘しているように、戦争賠償の放棄は、日本側にとっては過去の戦争責任を十分に認識できていないままとなり、他方、実際の人的・物的被害を受けた中国の「老百姓」（一般国民）にとっては、国民党政権にせよ共産党政権にせよ、日本から賠償を獲得する機会を奪われたことになる。彼らにとって戦争被害の賠償とは、「その金額が問題なのではなく、賠償するということで、一人ひとりの被害者に対して、日本国が加害者であるということを認める」と

いうことであった<sup>109</sup>。言い換えれば、1972年の日中間の国交回復における政府間の和解の成立は、中国政府と「老百姓」との和解を意味することはなく、結局は日本政府だけではなく中国政府をも悩ませることになったのである<sup>110</sup>。

最後に「日中共同声明」の条文に戻ってみよう。この戦争賠償放棄に関する条文について、毛里和子氏は「一五年間におよぶ軍事的侵略とそれがもたらす苦痛、損害、そして感情的問題をたった四日間の交渉、たった一枚の共同声明で『すべて処理する』ことがそもそもできるのだろうか。『賠償を放棄する』という七文字のもつ深い意味合い、それが将来に残す問題に当然思いをいたすべきだったろう」と指摘している<sup>111</sup>。この七文字が日中関係における不幸な歴史を一掃させ、日中国交正常化をもたらした。そして、1972年は日中国交正常化、日中和解の原点として記念され、「1972年体制」とも呼ばれるようになった。<sup>112</sup>しかしながら、日中国交正常化は果たして日中間すべての問題を解決したのだろうか。それは日中間の真の和解といえるだろうか。その答えは恐らく「否」であろう。

日中国交正常化以後の日中関係は1970—1980年代初期のいわゆる蜜月期を経たにもかかわらず、再び相互不信の「悪循環」に陥っている。戦争賠償問題に関していうなら、日中両国間の対中政府開発援助（ODA）をめぐる齟齬、中国人労働者強制連行をめぐる民間賠償運動の台頭は、日中両国内及び国際環境の変容によるものであるとともに、日中国交正常化（とくに戦争賠償放棄政策）による負の遺産といっても過言ではない。これらの諸問題を解決すべく改めて中国戦争賠償政策決定の経緯及びその問題点を発掘し、中国側の寛容の論理を再考せざるを得ない。

---

<sup>109</sup> 上田信「中国人の歴史意識」尾形勇ほか編『日本にとって中国とは何か』（中国の歴史12巻）、（講談社、2005年）、170頁。

<sup>110</sup> 波多野澄雄『国家と歴史——戦後日本の歴史問題』（中公新書、2011年）、48頁。

<sup>111</sup> 毛里『前掲書』、81-82頁。

<sup>112</sup> 国分良成「冷戦終結後の日中関係——『72年体制』の転換」『国際問題』（2001年、1月号）；Ming Wan, *Sino-Japanese Relations: Interaction, Logic, and Transformation*, California: Stanford University Press, 2006, pp. 83-108.

### 第三章 「利益」と「道義」：

## 日本の戦争賠償問題と対中政策

第二章では中国の対日戦争賠償政策を中国側の寛容の実例として考察してきたが、本章では同じく戦争賠償問題を取り上げ、寛容される側である日本側の認識及び政策決定について検証することとし、日本側の反省のありかたを、中国の寛大政策と絡めながら議論を進めていく。

1972年の「日中共同声明」で中国は日本に対して戦争賠償の請求を放棄することを宣言した。共同声明発表後の記者会見において大平正芳外相は、「中華人民共和国政府の賠償放棄につきましては、過去の日中間の不幸な戦争の結果、中国国民が蒙った損害が極めて大きなものであったことに思いを致すならば、我々としては、これを率直かつ正当に評価すべきものと考えております」と述べた<sup>1</sup>。大平は中国の戦争賠償放棄に関し、日本側の加害責任を認識したうえで最大限の評価をし、感謝の意を表明したのであった。

一言で「戦争賠償の請求を放棄する」といっても、これは被害国としての中国政府からの一方的な表明であり、これと同様に重要なのは、加害責任を負うべき日本側の賠償問題に対する認識及び対応政策である。日中戦争賠償問題の全般的な考察や中国戦争賠償放棄政策の決定過程などについては、すでに多くの先行研究によって論じられてきたが<sup>2</sup>、日本政府が戦争賠償問題に対してどのように認識し、いかなる政策をとったのか、また、それが日本の対中外交のなかでどのように位置づけられるかという問題については、必ずしも十分に解明されてきたとは言い難い。もちろん、日本政府の動向を中心とする研究は皆無とは言えないが、いずれも基本的には、賠償支払いという日本側の負担免除による利益を強調する「利益中心主義的」(egocentrism)な認識に留まっており、その後の日中間

<sup>1</sup> 「台湾関係に関する大平外務大臣記者会見詳録」(1972年9月29日)鹿島平和研究所編『現代国際関係の基本文書(上)』(日本評論社、2013年)、299頁。

<sup>2</sup> 日中戦争賠償問題に関する先行研究は主に二つのパターンをまとめることができる。その一つは賠償問題を日中関係研究全体の枠組みのなかに入れて考察するものである。代表的な研究は、井上正也『日中国交正常化の政治史』(名古屋大学出版会、2010年)、殷燕軍『日中講和の研究：戦後日中関係の原点』(柏書房、2007年)、陳肇斌『戦後日本の中国政策』(東京大学出版会、2000年)、劉建平『戦後中日関係——「不正常」歴史的過程與結構』(中國社會科學文獻出版社、2010年)などである。もう一つは賠償問題を中心に議論する研究である。例えば、浅田正彦『日中戦後賠償と国際法』(東信堂、2015年)、殷燕軍『中日戦争賠償問題：中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に』(御茶の水書房、1996年)、劉建平「戦後中日關係的賠償問題史」『中國圖書評論』(2009年、第3號)などである。



の外交関係への影響についての議論や道義的な問題として賠償免除を考察する研究は稀であるといえよう<sup>3</sup>。

戦争賠償を単純に「利益中心主義」でのみ捉えることは紛争当事国間の和解に寄与するものではなく、逆に再び紛争の種をまく可能性を残してしまうということにもなりかねない。そこで本論文では、「戦争責任と和解」という観点に基づき、日本賠償問題の政策決定過程に着目し、さらに日本国内における賠償観と対中国政策とを関連付けて検証してみることにはしたい。

## 第一節 アメリカの対日賠償政策とサンフランシスコ講和

### 一 アメリカの対日賠償政策の形成と変容

1945年8月15日、日本は「ポツダム宣言」を受諾し、「無条件降伏」というかたちで「アジア・太平洋戦争」を終結した。「ポツダム宣言」は、賠償問題に関わる第11条において次のように述べている。

日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ。<sup>4</sup>

同条文からは少なくとも以下の三つの特徴を読み取ることができる。第一に、「ポツダム宣言」は非軍事化を基本目的として賠償政策を策定したものであり、「非軍事化」のために、物理的な戦争能力である軍事設備などを実物賠償として戦勝国に引き渡すことである。第二に、「ポツダム宣言」は第一次世界大戦後のドイツに対する賠償政策の教訓を受け、決して報復的・懲罰的目的を以て対日戦争賠償を請求せず、また、交戦国や侵略地域に与えた被害額に沿うような算定も行わず、日本の支払い能力を配慮した点である。そして第三に、賠償の方法としては、賠償金ではなく、実物賠償という従前と異なるかたちが

<sup>3</sup> 道義的に日本の賠償政策を批判する研究は、内田雅敏『「戦後補償」を考える』（講談社現代新書、1994年）；朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』（朝日新聞社、1999年）；内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』（山川出版社、2010年）を参照。

<sup>4</sup> 「ベルリン（ポツダム）宣言：日本の降伏条件に関する宣言」（1945年7月26日）鹿島平和研究所編『前掲書』、442頁。

とられたことである。

「ポツダム宣言」は米・英・中三カ国による「連合国宣言」であったが、降伏後の対日政策に関して圧倒的な影響力を発揮したのはアメリカである。9月22日、アメリカが作成した「降伏後における米国の初期の対日方針」では、その第四部（経済）第四項の賠償問題に関して、「①日本国の保有すべき領域外にある日本国有財産を関係連合国当局の決定に従い引き渡すこと；②平和的日本経済又は占領軍に対する補給のため必要ならざる物資又は現存設備及び施設を引渡すこと」が明記されている<sup>5</sup>。さらに、賠償に供せられる工業の種類や軍需工場の選別基準を定めるため、アメリカ政府はE・W・ポーレー（Edwin W. Pauley）を特命全権とし、実情調査を行うべく派遣した。

ポーレー大使は1945年11月13日に渡日し、中国の東北地区（旧満州）を視察した後、日米開戦四周年記念日にあたる12月7日に「大統領に対する報告、日本からの賠償即時実施計画」いわゆる「中間賠償案」を発表した<sup>6</sup>。ポーレーはアメリカ大統領の特使として来日したため、当時日本側は「ポーレー委員会の如きはアメリカの一機関に過ぎず、一試案を提供するに過ぎない」と重視しなかったが、最終的には日本を管理する連合国公式機構である極東委員会（Far Eastern Commission, FEC）は、ポーレーの中間賠償計画案を踏まえ、1946年12月に自らの中間賠償計画を公表した。

しかし、極東委員会の中間賠償計画はその後計画通りに実行されることはなかった。その理由の一つは、戦勝国の間で賠償の分配比率をめぐる対立が発生したためである<sup>7</sup>。中国は最大の被害国であると主張し、割当率の50%を要求したのに対し、アメリカ、フィリピンが異議を申し立てたのである<sup>8</sup>。そのほか、東アジア及び国際情勢の激変に伴い、アメリカ政府内部においても、国務省と国防省との意見の対立が顕在化し、結局、対日賠償政策の変更を余儀なくされたのである<sup>9</sup>。実権を握っていたGHQ マッカーサー元帥

<sup>5</sup> *The Department of State Bulletin*, Vol. XIII, No. 236, September 23, 1945, pp. 423-427.

<sup>6</sup> 「ポーレー大使声明（1945.12.7）」『占領下の対日賠償関係 ポーレー大使来朝関係』（外務省外交史料館マイクフィルム、分類番号B'3-1-1-1-3）。「中間賠償」とは、工業資産のみならず流動資産ならびに在外資産をも含めた最終的に賠償計画が決定されるまでに要する時間を考慮して、より具体的な賠償政策の方針を確定するためになされた第一歩として、日本における明らかに過剰な工業資産のみに関する中間計画である。竹前栄治・中村隆英監修『GHQ 日本占領史 25 賠償』（日本図書センター、1990年）、6頁。

<sup>7</sup> 吳半農「有關日本賠償歸還工作的一些史實」中國人民政治協商會議全國委員會、文字資料研究委員會編『文史資料選輯』（1985年、第72輯、中國文史出版社）、222頁。

<sup>8</sup> 「中國駐日代表團擬關於日本賠償及歸還物資問題意見」（1947年8月）中國第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料彙編 第五輯第三編外交分冊』（江蘇古籍出版社、2000年）、251頁。

<sup>9</sup> 坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』（有斐閣、2000年）、15-19頁。米国務省と国防省との対立については、宮里政玄「アメリカ合衆国政府と講和」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』（東京大学出版会、1986年）、113-144頁を参照。国務省と国防省の対立は対日平和条

(General Douglas MacArthur) は賠償緩和政策の一貫した支持者であり、極東委員会に対して彼は、ポーレー案が提示した賠償額の緩和及び撤去機械の審査基準についてさらなる見直しを求めたという<sup>10</sup>。

1947年1月及び8月、米国陸軍省は前後二回にわたってC・ストライク (Cliff Strike) を日本に派遣し、賠償案の見直しを図ろうとした。ストライクは日本及び旧満州・朝鮮での現地調査を経て、従来の賠償計画よりも緩和された賠償報告書を公表し、実質的な対日賠償政策の変換を提示した。同報告書はポーレー案及び極東委員会の中間賠償案の問題点を指摘し、日本の経済復興を最優先の課題に据えながら、賠償案を策定した<sup>11</sup>。この後、アメリカからドレーパー使節団 (William Draper)、ジェンストン調査団 (Perey H. Johnston) が相次いで派遣され、それ以上に緩和された賠償案が発表された。1949年5月12日極東委員会米国代表F・R・マッコイ (France R. McCoy) 少将は、中間賠償撤去中止を声明し、対日賠償の打切りを明言した<sup>12</sup>。これら各調査団の派遣の経緯及び詳細については、当時賠償庁秘書課長を務めた広田稔が、対日賠償政策が緩和される様子を詳しく分析しており、本論文では省略することにした<sup>13</sup>。

アメリカは対日賠償が「非軍事化」ではなく、「自立経済」の促進が目的であるという「対日賠償の新原則」を決定し、対日賠償案そのものを日本経済復興案へと変貌させようとした。こうした変化の背景としては、経済的利益よりも政治的そして安全保障上の利益がより優先するようになってきたことが挙げられる。そこには、当時東アジアの国際情勢の激変に対応し、日本経済の復興を最優先にし、日本を自由主義国家陣営の一員として念頭に置こうとするアメリカ側の意図が如実に示されたのである。米ソ冷戦の開始に伴い、アメリカの対日政策の方針は次第に「日本を対象とする」安全保障 (security against Japan) から「日本のため」の安全保障 (security for Japan) へと変更するようになっていった<sup>14</sup>。

アメリカの対日賠償政策の緩和によって、対日賠償に対する中国とアメリカとの間に意見の食違いが次第に明らかになった。前述した極東委員会の中間賠償案は基本的に関係十

---

約交渉まで対立し続けており、ダレス顧問の訪日を機にようやく妥協できたという。外務省『日本外交文書：平和条約の締結に関する調書第二冊 (IV・V) (2002年)、9頁。

<sup>10</sup> *Foreign Relations of the United States (FRUS)*, 1946, The Far East, Vol. VIII, p. 124.

<sup>11</sup> ポーレー案とストライク案との比較について、Martin Toscan Bennett, "Japanese Reparations: Fact of Fantasy", *Pacific Affairs*, Vol. 21, No. 2 (Jun., 1948), pp. 185-194; 小林良正「ポーレーよりストライクへ——対日賠償問題の推移が意味するもの」『改造』(1948年、5月号と6月号)を参照。

<sup>12</sup> 「占領下の対日賠償関係 マッコイ声明関係」(外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号B'3-1-1-1-6)。

<sup>13</sup> 広田稔「賠償の経緯」『改造』(1951年、11月号)、46-51頁。

<sup>14</sup> 坂元『前掲書』、7-8頁。

一カ国の合意によって作られたものであり、そのなかでは中国の意見も十分に反映されていた。しかし、アメリカが独自に作った賠償案をそのまま連合国の公式見解にしようとすることは、各国の反発を招きかねなかった。1949年5月19日及び26日に行われた極東委員会会議において中国とフィリピンは、米国の対日賠償打ち切り政策に対する反対意見を表明し、今後の会議ではほかの連合国も意見を開陳するよう提案した<sup>15</sup>。

1949年8月、アメリカ政府は『中国白書』を発表し、事実上の「中国喪失」を宣言したことに従い<sup>16</sup>、国共内戦においてアメリカの支援を仰ぐ国府はすでに敗色濃厚という事態に直面していた。国府にとっては、対日戦争賠償が重要であるとはいえ、対米協調がより死活的な政策課題であるため、戦争賠償を対米協調の枠内に置くことを余儀なくされた<sup>17</sup>。これによって、国民政府は対日賠償と対米協調という二者択一の窮地に追い込まれ、結局のところ、対米協調を選択することになった。

## 二 サンフランシスコ会議と戦争賠償問題

1950年9月14日、トルーマン米大統領は対日講和に関する声明を発表し、その翌日、米務省は対日講和に関する米国の構想を明らかにした。トルーマン大統領の声明及び米務省の構想の表明を受け、外務省西村熊雄条約局長は「米国の対日平和条約案の構想」を作成し、10月5日に吉田首相に提出した<sup>18</sup>。同構想は賠償問題について、「米国は過重な賠償を規定しない寛大条約を望んでいる。問題は、フィリピンであるが、賠償が新たに請求されることはないものと思われる」という「無賠償原則」を見込んでいた<sup>19</sup>。日本は戦争賠償の放棄にあたって障碍となる相手をフィリピンと想定し、中国には特に言及しなかった。

しかしながら、占領期におけるアメリカの無賠償政策が既に中国、フィリピン諸国に強く反発された事情に鑑み、各関係国の国民感情を考慮したうえで、「平和条約」第十四条に但し書、「この条約に別段の定がある場合を除き」という例外措置が加えられた。アメリカにとって、無賠償原則ではフィリピン国内の反発を招きかねないため、フィリピンが

<sup>15</sup> 「占領下の対日賠償関係 各国の態度及び論調」（外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号B'3-1-1-1-10）。

<sup>16</sup> 松村史紀『「大国中国」の崩壊』（勁草書房、2011年）、259頁。

<sup>17</sup> 対日賠償政策と『中国白書』との関係などについて、西川博史『戦中戦後の中国とアメリカ・日本』（北海学園北東アジア研究交流センター、2014）、356-371頁を参照。

<sup>18</sup> 西村熊雄『日本外交史 27 サンフランシスコ平和条約』（鹿島研究所出版会、1971年）、80頁。

<sup>19</sup> 「米国の対日平和条約案の構想」（1950年10月2日）外務省『日本外交文書——サンフランシスコ平和条約対米交渉』（2007年）、15頁。

何らかのかたちで賠償を受ける政治的理由があることを認めざるを得なかったのであった<sup>20</sup>。一方、国民政府の反応に関しては、12月19日、駐米大使顧維鈞は米國務省顧問J・F・ダレス（John Foster Dulles）と会談した。顧は「国府としては基本的にアメリカの意に沿うが、ほかの同盟国が賠償の要求を堅持し、それをアメリカが認めるならば、国府はこれに準じ賠償の要求を堅持する」と条件付きながら賠償放棄政策を表明した<sup>21</sup>。

サンフランシスコ会議の各国代表が行った意見陳述のなかで、フィリピンのC・P・ロムロ（Carlos P. Romulo）外相は、対日平和条約が標榜する「寛大な講和」を、戦争被害の実態に応じた補償よりも日本の経済復興を優先する制限的な賠償条項であると鋭く批判した<sup>22</sup>。なかでも同条約の第十四条（a）1項の賠償条項に不満を示し、「本条約の特質は非懲罰的な条約である点にあるという理由は、主として同情的な賠償条項に由来している」とサンフランシスコ講和会議の性格そのものにまで言及した<sup>23</sup>。

北東アジア諸国が不在であったサンフランシスコ平和会議において、フィリピンが日本の国際復帰に対する最も厳しい批判者の役割を果たしたとしばしば言及されるが<sup>24</sup>、しかし、フィリピンが被害国の代弁者であるか否かについては留保すべきであろう。フィリピンは自国の被害を強調しつつも、結局同条約の諸原則に同意し、賠償問題に関して日比二国間の交渉によって解決すると了承していた。また、フィリピン代表は自国の意見陳述において、中国側の被害及び賠償請求の正当性などに触れる義務もなければ、必要もなかった。

講和条約の締結と独立の実現を優先させる日本政府は、サンフランシスコ会議における中国の代表権問題をそれほど重要視していなかった<sup>25</sup>。サンフランシスコ会議では中国が招請されなかったことについて、吉田茂は遺憾の意を表明したものの、むしろ、中国不在の講和会議であるからこそ、講和条約の締結は順調に進められたといってもよいのではないだろうか<sup>26</sup>。たとえば、1951年5月19日、外務省井口貞夫事務次官は中国問題に関する

<sup>20</sup> 西村『前掲書』、100頁。

<sup>21</sup> 顧維鈞著、中國社會科學院近代史研究所譯、『顧維鈞回憶錄 第九分冊』（中華書局、1989年）、40頁。顧維鈞と国府の対日講和交渉に関する研究は、廉徳瑰「顧維鈞と国民政府の対日講和交渉について」（富士ゼロックス 小林節太郎記念基金 1999年度研究助成論文）を参照。

<sup>22</sup> 中野聡「フィリピンが見た戦後日本——和解と忘却」『思想』（2005年12月）、42頁。

<sup>23</sup> 「ロムロ・フィリピン全権の意見陳述」（1951年9月7日）外務省編『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約調印・発効』（2009年）、128頁。

<sup>24</sup> 中野「前掲論文」、43頁。

<sup>25</sup> 井上『前掲書』、17頁。

<sup>26</sup> 「吉田全権の平和条約受諾演説」（1951年9月7日）外務省編『日本外交文書——サンフランシスコ平和条約調印・発効』、139頁。

る日本側の回答案のなかで、「中国代表問題のような手続問題のために平和条約の署名が延引されることは、極めて、苦痛とするところである」という文言を残している<sup>27</sup>。

こうしたなかでアメリカは日本の立場に同調し、ダレスは中国招請と対日講和会議のあいだでは、米国は後者を選ぶ意向を顧維鈞に表明した<sup>28</sup>。カイロ宣言の時には中国を含める連合国側の全面的対日講和というかたちで合意されたにもかかわらず、「中国分断」という理由で最大の被害国が除外されることになったのである。

## 第二節 戦争賠償に関する日本の賠償認識と対応

### 一 日本政府の積極的対応

日本にとって、賠償問題は国のゆくえに関わる重大な問題であった。日本側は当事国であるがゆえに受動的に戦勝国の賠償政策に順応するのではなく、自らの主張を積極的に連合国側に伝えようとした。終戦連絡中央事務局長を務めた朝海浩一郎によれば、「賠償問題に関して賠償委員会と接触した結果、日本産業の将来に付き深く憂慮するところあり、日本政府及び産業界は消極的に賠償に関する決定を手を空しくしてまつことなく、進んで占領軍の決定自体をインフルエンス<影響>し得るよう合理的なる助力を傾くべき旨の意見を具申」した<sup>29</sup>。このように、賠償案の策定にあたり、日本政府は頻繁に意見を具申し、賠償額や撤去されるべき産業施設の数量を抑えようと努めた。

日本政府は来るべき戦争賠償に備えるべく、終戦後間もなく 1945 年 8 月 22 日に「終戦処理会議」を設置し、その下に連合国側との連絡窓口機構として「終戦連絡中央事務局」を設けた。同局が政治、経済など諸分野にわたって、連合国との連絡及び情報収集を行うこととなり、賠償問題は同局総務部第二課の主要任務となった<sup>30</sup>。その後、正式の賠償処理機構として「賠償協議会」が設置され、賠償問題について調査審議の機能が付された。政府は極東委員会の中間賠償案の実施に備え、1946 年 10 月終戦連絡中央事務局に新たに賠償部を設置し、賠償に関する総司令部及び政府内部における実施業務の総合的運営の衝に当らせた。さらに産業施設の撤去が開始されるに従い同機構は拡張され、1948 年 2 月

<sup>27</sup> 「中国代表問題——1951 年 5 月西村条約局長作成のメモ」外務省条約局法規課『平和条約の締結に関する調書Ⅱ——主として中国問題を中心として』（1966 年 4 月）、73 頁。

<sup>28</sup> 顧維鈞『前掲書』、123 頁。FRUS, 1950, East Asia and the Pacific, Vol. VI, p. 1325.

<sup>29</sup> 外務省編『初期対日占領政策 朝海浩一郎報告書（上）』（毎日新聞社、1978 年）、64 頁。

<sup>30</sup> 外務省編『日本占領・外交関係資料集』（第一巻）、（柏書房、1991 年）

から総理府外局の賠償庁となった<sup>31</sup>。これら組織機構の設置は、日本政府が本格的に賠償問題に取り込み、積極的に日本側の要望を連合国側に影響しようという意図を示すものであった。

日本はなぜこれほど積極的に連合国やアメリカに働きかけたのか。それは日本が「合理的」かつ日本の利益をなるべく損なわないかたちでの賠償案を望んだからであろう。大野勝巳賠償部長が作成した「ポーレー大使の対日賠償最終報告に関する見解」は、「日本人は今日において全国民を挙げて賠償が今回の戦争に対する制裁であることは充分自覚し、敗戦の結果極端な生活の切つめを必要とすることも覚悟している所ではあるが、合理的な限度を超えた生活水準の低下を余儀なくせられるとするならば、将来の平和日本の建設は単なる空想にのみ終わり、飢餓と混乱のみが将来の日本に残されるにすぎない」という結論を下していた<sup>32</sup>。日本政府が日本国民全体の代表として、賠償額をなるべく抑えようとするこうした政策は当然のことであるが、何の理由もなく賠償額の削減を訴えるわけにはいかなかった。そこで、賠償支払による日本経済及び国民生活への悪影響が賠償削減の最大の理由とされたのである。

前述したポーレー中間賠償案はきわめて厳しいものと言われていたが、日本政府側の説得がなければ、これが実行された可能性も否めなかった<sup>33</sup>。当時外務大臣を務めていた吉田茂は、「官民有識者からなる賠償協議会を設置し、撤去指令の実行に際して、混乱や摩擦を極力回避するよう対策検討に当たることとしたが、一方また関係各省が協同して報告の具体的内容を検討し、そのうちの若干については、方針緩和の要望をも行った」と回想している<sup>34</sup>。日本政府の努力は決して無駄ではなかった。当時賠償問題に携わった朝海浩一郎は同僚の大来佐武郎と一緒に、H・D・マクスウェル（H.D. Maxwell）、G・アチソン（George Atcheson）などアメリカ側の関係者と十数回にわたって会談をし、鋭意説明に努めた結果、極東委員会において正式に採択された中間賠償案はさらに設備や種目の緩和が認められたと述べている<sup>35</sup>。

<sup>31</sup> 吉田茂『回想十年』（第三巻）、（新潮社、1957年）、155頁。

<sup>32</sup> 「占領下の対日賠償関係 ポーレー大使来朝関係」（外務省外交史料館マイクフィルム、分類番号B'3-1-1-1-3）。

<sup>33</sup> 当時世論の一部は日本政府対応の怠慢さを強く批判した。たとえば、「賠償計画と経済民主革命」『読売報知新聞』（1945年12月11日社説）を参照。

<sup>34</sup> 吉田『前掲書』、154頁。

<sup>35</sup> ポーレー中間賠償案発表後、朝海、大来など終戦連絡中央事務局員はアメリカ側との接触記録について、外務省編『初期対日占領政策——朝海浩一郎報告書』、75—121頁、及び外務省『日本外交文書——サンフランシスコ平和条約準備対策』、82—154頁を参照。

また、ポーレー案が日本経済に及ぼす影響の調査と並行して、日本政府は1946年11月末から12月初頭にかけて「ポーレー総括報告に対する見解」をまとめ、そのなかで、「基礎産業や輸出企業の極度の制限によって、日本の輸出能力が明らかに削減され、これによって、失業者の吸収能力が極めて限定され、輸出雇用の両面からみれば将来の国民生活は根本的に破壊されざるを得ない」と指摘した<sup>36</sup>。ここにみられるように、日本政府はポーレー案に対し相当に厳しいスタンスで批判したといえるだろう。その背景には日本国内の産業界及び世論の不満があり、さらにアメリカ政府内部でも同案に対する批判が起こっていた点を挙げることができる。日本政府は国内の事情とアメリカ内部の意見の不一致を巧みに利用し、アメリカの賠償政策を日本にとって有利な方向へと導こうとした。

その後提案されたストライク報告は、かなり緩和された賠償案であったが、賠償庁はこれに対する要望書を作成し、日本側の懸念を表明した。日本側はストライク報告が示した撤去引下げの勧告に謝意を表明しつつも、若干の産業についての事実誤認を指摘し、硝酸・石油精製・軽金属・造船・第一次軍事施設の五部門につき、残置能力の増大を求めることを強く要請した<sup>37</sup>。ストライク報告は上述のポーレー報告より明らかに緩和されたものであったが、日本政府はより一層の緩和を要請し、国民生活及び経済復興の大義名分で負担軽減を求めたのである。

1947年7月22日になると日本外務省は「アチソン大使に提出すべき日本側要望案」を作成し、7月26日、芦田均外相からアチソンに手交された。「要望案」はその第八項の「賠償」問題について、「賠償義務は如何に苦しくても履行する積りであるが、賠償の性格と範囲を決定される場合には特に左の二点について特別の考慮を拂われない。(一)日本をして自立経済に到達し、一定の生活水準を維持することが可能なこと、(二)平和条約に定められた賠償の支拂によって日本が戦争に関連して各國に與えた被害に対する責任を最終的に解除するようにすること」と述べ、賠償の履行というより、日本側の履行の困難さを強調した<sup>38</sup>。日本側の要望案については以下の二点が読み取ることができる。それは第一に、日本側としては賠償の義務を履行する意図を表明するにも関わらず、国民の生活水準や経済復興を理由としてできるだけ賠償額を抑えようとしたこと、第二に、日本側

<sup>36</sup> 大蔵省財政室編『昭和財政史：終戦から講和まで』（第一巻総説 賠償・終戦処理）、（東洋経済新報社、1984年）、264頁。

<sup>37</sup> 大蔵省財政室編『前掲書』、407頁。また、「占領下の対日賠償関係 ストライク調査団報告書関係報告書」（外務省外交史料館マイクロフィルム、B'3-1-1-4-1）。

<sup>38</sup> 「アチソンに対する会談案」外務省『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約準備対策』（2006年）、247頁。



は賠償の実行によって、被害国に与えた侵略責任の解決と清算を求めようとしたことの二点である。言い換えれば、占領下において具体的な賠償案については合意に至っていないにもかかわらず、日本政府が戦争責任を逸早く清算しようとする意図が窺えるのである。

## 二 日本国内における賠償認識の諸相

戦争賠償を抑えようという主張については、政府与党のみならず、野党、産業団体及び知識人の間で意識的に、時には無意識的に共有されていた。各政党側はそれぞれの賠償方針を作成したが、その要点は賠償の軽減論や打切り論にあった。例えば、共産党の野坂参三はポーレー中間賠償案について、これが実施されたならば日本は1900年の水準に逆戻りだと憂慮した<sup>39</sup>。1948年9月、共産党機関紙『アカハタ』は、日本の非軍事化と経済復興のバランスを考慮して、「わが産業の軍事化を防止するに必要な程度を超えないような、あるいは自立再建と平和産業の発展を妨げないような賠償」を主張していた<sup>40</sup>。1951年1月31日にダレスが対日講和準備のため来日した際、民主党は賠償取立ての中止を申し入れ、無賠償の講和をダレスに求めた<sup>41</sup>。また、社会党鈴木茂三郎委員長はダレスへの書簡において、賠償の打切り及び海外資産に対する好意ある解決を要請していた<sup>42</sup>。これら野党は、それぞれの政治理念や戦後日本が歩むべき道に関する政策主張は異なるものの、賠償問題に関する主張においてそれほど変わらなかった。

戦争賠償問題が直接に影響を与えるのは産業団体であった。戦後初期における連合国が作成した賠償政策のなかでもっとも注目されたのは、軍需企業工場の賠償撤去に関する決定であった。産業界から見れば、中核企業設備の撤去は戦後日本の復興のみならず、国民生活水準の向上にも不利益であると主張し、連合国の賠償政策に対して不満を抱いていたからである。ポーレー大使の賠償問題最終報告について、日本産業協議会（日産協のちに経団連に改称）の石川一郎会長は、「われわれは、不当な侵略戦争の責を問われ、連合国に対する損害賠償の義務を負わねばならぬことは当然であるから、われわれは賠償負担が軽いことをのみいたずらに懇請するものではない。われわれの希望するところは、軍閥支配の桎梏から解放された国民を飢餓と窮乏の恐怖から解放し、平和的国民としての謙虚なる最低生活を維持しうる工業力を残置せられたいという一点である」と国内需要に応じた

<sup>39</sup> マーク・ゲイン著、井本威夫訳『ニッポン日記』（筑摩書房、1963年）、201頁。

<sup>40</sup> 「講和に対する基本方針」『アカハタ』（1948年9月1日）

<sup>41</sup> 朝日新聞社編『朝日年鑑1952』（朝日新聞社、1951年）、127頁。

<sup>42</sup> 同上、128頁。

生産能力を保有することを主張した<sup>43</sup>。1951年1月にダレスが来日した際、経団連をはじめとする財界八団体は、「講和条約に対する基本的要望」を公表し、そのなかには「賠償の完全打切り」が明記されていた<sup>44</sup>。産業界は戦争賠償の支払いを認めるとともに、国民生活の維持と生産能力の保有を主張していた。

次に学界からの賠償問題に関する働きかけについて述べると、1947年に日本学術会議の緊急問題処理委員会が賠償問題特別委員会を設置し、「賠償問題のわが国民経済にとっての意義に関する中間報告」を公表した点が注目される。当委員会は当時の俊英なる経済学者（大内兵衛、有澤広巳など）及び政府終戦処理関係者（美濃部亮吉、大来佐武郎など）を集め、賠償問題をめぐる最善策を模索した。「報告書」は賠償について、日本経済が復興した後に生産物補償で支払うと主張したが、設備の撤去については「当分のあいだ日本の原料、動力事情から見て余剰なものである限り、一時の苦しみはあっても一回限りの設備撤去によることが望ましい」と指摘し、また生産物賠償については、「日本の経済がほぼ正常に回復してから生産物賠償を支払うことであり、それもできるだけ国内の労働力による付加価値の大きい製品で支払うことが望ましい」と結論付けている<sup>45</sup>。同報告書の結論はアメリカ及び連合国の賠償政策に対していくつかの誤認があったにもかかわらず、サンフランシスコ講和後における日本政府賠償政策の指針となったことは間違いない<sup>46</sup>。

ここで石橋湛山の言説を手掛かりにして、彼の戦争賠償に関する認識を検証しておこう。占領期にあってジャーナリスト、政治家、教育者として活躍した石橋は、賠償問題について積極的に意見を開陳し、世論に一定の影響を与えたと考えられる。終戦後間もない、9月22日及び9月29日付けの『東洋経済新聞』の「社説」で石橋は、賠償問題について以下のように述べている。

もちろんわが国は敗戦国として賠償を支払う義務は免れない。われわれは誠意をもってその義務を果たさなければならぬ。しかし誠意をもって支払わんとすれば、その決定はわが国の力に耐える限度及び方法においてなされることが必要である。前陳せるところによって連合国の意（「ポツダム宣言」を指す——筆者注）もまたここに存すること

<sup>43</sup> 石川一郎「ポーレー大使の賠償問題最終報告について」『日産協月報』（第二巻第一号、1947年1月）、1頁。

<sup>44</sup> 荒敬『日本占領史研究序説』（柏書房、1994年）、306-307頁。

<sup>45</sup> 学術研究会議緊急問題処理委員会『賠償問題のわが国民経済にとっての意義に関する中間報告』（国立国会図書館近代デジタルライブラリー、1947年）、54頁。

<sup>46</sup> 吉川洋子『日比賠償外交交渉の研究 1949-1956』（勁草書房、1991年）、59頁。

が察せられる。わが国としてはここに着眼し、果たしてどれほどまでの賠償をわれわれは払いうるかの力を自ら検討し、もって無理なき決定に到達するように努めなければならない。<sup>47</sup>

この社説は終戦後一カ月の時点で執筆されたものだが、当初連合側がまだ具体的な政策案を作成しなかったにもかかわらず、石橋は鋭く賠償問題の焦点を指摘したといえよう。戦後初期の石橋はジャーナリストとして戦争賠償問題に取り込んでいたが、後に石橋が政界に進出し、彼の賠償観も次第にアメリカの無賠償原則に傾斜するようになった。サンフランシスコ講和会議では、無賠償原則を貫くことができなかつたといっても、石橋は条約の精神が無賠償であると解釈していた。また、石橋は「日本経済の存立に懸念を残す如き賠償は、断じてこれを払ってはならない。少しは無理でも、できる限り多額の賠償を差しだすのが、日本の誠意を尽くすゆえんだなどという考えは（とかく日本人の抱きたがるところだが）、これを実は全く逆である」と指摘した<sup>48</sup>。

占領期にあつて、政界や世論では、このような考え方を抱く人は必ずしも少数ではなく、彼らの関心は専ら急迫する窮乏を乗り越えようという点にあつた。日本側の対応は殷燕軍によれば、「自国経済のためのもので、侵略戦争でアジア諸国に与える損失、人的被害等相手国のことをほとんど考慮していない」点で際立っていた<sup>49</sup>。経済学者の高橋正雄が指摘している通り、「賠償の交渉はできるだけ引き延ばし、実際の賠償はできるだけ小さいものにしたい」という態度は日本政府の本音であつた<sup>50</sup>。この点において、戦争賠償問題は経済維持及び国民負担軽減に矮小化され、その本質から逸らされてはいないかという疑問が生じざるをえない。つまり、賠償が日本によって侵略された国々に対する戦争責任の実行であるという観点は、当時の日本において共有されていなかった。

それでは、日本政府や産業界が賠償緩和を積極的に求めようとする姿勢に対して、国民の側は果たしてどのように賠償問題を認識していたのだろうか。戦後賠償問題をめぐると言説が圧倒的に、日本政府・産業界に傾く一方で、日本国民の主張はほとんど無視された。日本政府が過大な賠償が国民生活の窮地に追い込ませると説き続けることに対し、日本国民はこの問題に対して無関心であつたように見える。その理由について小林義雄は「それ

<sup>47</sup> 石橋湛山『石橋湛山全集 第十三巻』（東洋経済新報社、1970年）、41頁。

<sup>48</sup> 石橋湛山『石橋湛山全集 第十四巻』（東洋経済新報社、1970年）、41頁

<sup>49</sup> 殷燕軍『中日戦争賠償問題』、130頁。

<sup>50</sup> 高橋正雄「国民生活への影響——賠償の経済学」『改造』（1951年、12月号）、44頁。

は恐らく日々の窮迫した生活や目前の闘争のために、賠償の問題を顧みただけの余裕もないことが一つの原因であり、また恐らくは、賠償中止となればお互いに良くはなっても、悪くはなることがないと考えていることもその原因であろう」と指摘している<sup>51</sup>。

当時、大多数の国民は「日本は戦争に負けたから、賠償を支払わねばならない」という賠償観をもっていた。これと対照をなすのは「日本が挑発した侵略戦争で多数の他国の人々に被害を蒙らせたため、その償いとして我々は賠償しなければならない」という賠償観である。残念ながら、当時の時代の空気のなかで後者への認識転換は困難であった。国民の意識から見れば、戦争は軍部の戦争であって、敗戦も軍部の責任によるものであり、受け身としての国民は、敗戦直後専ら被害者としての経験を語り、反戦または厭戦という意味での平和主義を強調しても、(戦争賠償を含めて)加害者としての戦争責任に言及しえなかったのは—自然であったろう<sup>52</sup>。また、戦後初期という時点にあつて国民が積極的に発言しようという空間が形成されておらず、戦争賠償に関する世論調査が整えられていなかったことも考慮されよう。このような政府側の主観的な認識の欠如、客観的な時代状況の制限を受け、国民は本来あるべき賠償観をもつことができなかった。

### 三 戦争賠償問題と戦争責任

戦後初期においては、「戦争責任」という言葉が使われていたが、今日的な意味合いとは異なるものであった。「戦争責任」とは当初、かつて侵略された国々に対する贖罪意識が含まれるような「戦争責任」ではなく、むしろ日本はなぜ戦争に負けたかという「敗戦責任」が濃厚であった。

日本政府は敗戦直後の国家体制において軍民の「一枚岩」化を確保するため、できるだけ国民の戦争責任者に関する議論を抑えようとした<sup>53</sup>。1945年8月28日、東久邇首相は記者会見において初めて日本の敗戦を認め、その敗戦の原因として、①戦力の急速な破壊、②戦災・原子爆弾・ソ連参戦、③過度な戦時統制、④国民道義の低下などを挙げ、「軍官民、国民全体が徹底的に反省し懺悔しなければならぬ」とし、いわゆる「一億総懺悔」を

<sup>51</sup> 小林義雄「賠償問題と日本の立場」『朝日評論』(1949年、7月号)、50頁。

<sup>52</sup> 加藤周一「『過去の克服』覚書」中村政則他編『過去の清算 新装版戦後日本：占領と戦後改革第5巻』(岩波書店、2005)、10頁；Jennifer Lind, *Sorry States: Apologies in International Politics*, Ithaca and London: Cornell University Press, 2008, p. 33を参照。

<sup>53</sup> 栗屋憲太郎「東京裁判に見る戦後処理」栗屋憲太郎他『戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか』(朝日新聞社、1994年)、109頁。

唱えた<sup>54</sup>。日本が戦争に負けた理由としてアメリカの原爆及びソ連の参戦が取り上げられたのに対し、中国戦場に日本兵力の半数以上が投入されていたことには全く触れておらず、ましてや中国が戦勝国の一つであると認識されるどころまでには至っていなかった。これによって、日本国内では中国への敗北よりも、対米降伏の意識が強く記憶されることになったのであり、この点はきわめて重要である<sup>55</sup>。さらに、古在由重が提示しているように、戦勝国の有力な一国だった中国は、何ら日本人民にとっての屈辱的な束縛を強制する必要はなかったし、実際また強制しなかっただけのことである<sup>56</sup>。つまり、侵略・占領された経験を甘受してきた中国であるからこそ、対日報復という軍事行動を断っていたのである<sup>57</sup>。アメリカの対日占領という存在感と違って、中国に敗北したという実感が薄いといわれる理由はここにもある。

こうした戦争観が支配的ななかで、敗戦直後にたとえ「責任」を問われたとしても、それは内向きの責任にとどまるものであり、対外的な責任までに及ぶことはなかったであろう。小熊英二が指摘する通り、「多くの人々が肉親や友人を失い、家屋や財産を失った敗戦直後においては、まず「国民」の被害が注目され、その被害をもたらした為政者の責任が問われたのは、無理からぬこと」であった。アジア諸国に対する加害責任については、「為政者と一般国民を一括して『日本人』とみなし、その『日本人』が外部に与えた責任を問うという論調は、多い」とはいえなかった<sup>58</sup>。戦後日本の論壇に着目して中国像を分析する馬場公彦も「終戦処理に伴う中国との講和問題や、戦争被害者の賠償補償問題については、この時期目立って、論じられた形跡は乏しい」と指摘している<sup>59</sup>。

1945年11月26日に開催された第89回帝国議会では、日本の戦争責任問題が取り上げられ、自由党と進歩党はそれぞれ「戦争責任に関する決議案」を提出した。しかし、その内容は被害国への謝罪や賠償ではなく、敗戦の原因と責任者の究明が目的とされたものであった<sup>60</sup>。ここにみられるように被害国に対する戦争責任の欠如のなかで、戦争賠償問題

<sup>54</sup> 「首相宮殿下の談話」『朝日新聞』（1945年8月30日）。

<sup>55</sup> 川島真「1949年以前の日中関係」国分良成他『日中関係史』（有斐閣、2013）、32頁；波多野澄雄『国家と歴史』（中公新書、2011年）、26-28頁；藤原帰一『戦争を記憶する』（講談社現代新書、2000年）、112-123頁を参照。

<sup>56</sup> 古在由重『人間讃歌』（岩波書店、1974年）、278頁。

<sup>57</sup> これについて、Barak Kushner, *Men to Devils, Devils to Men: Japanese War Crimes and Chinese Justice*, Cambridge and London: Harvard University Press, 2015, pp.31-32を参照。

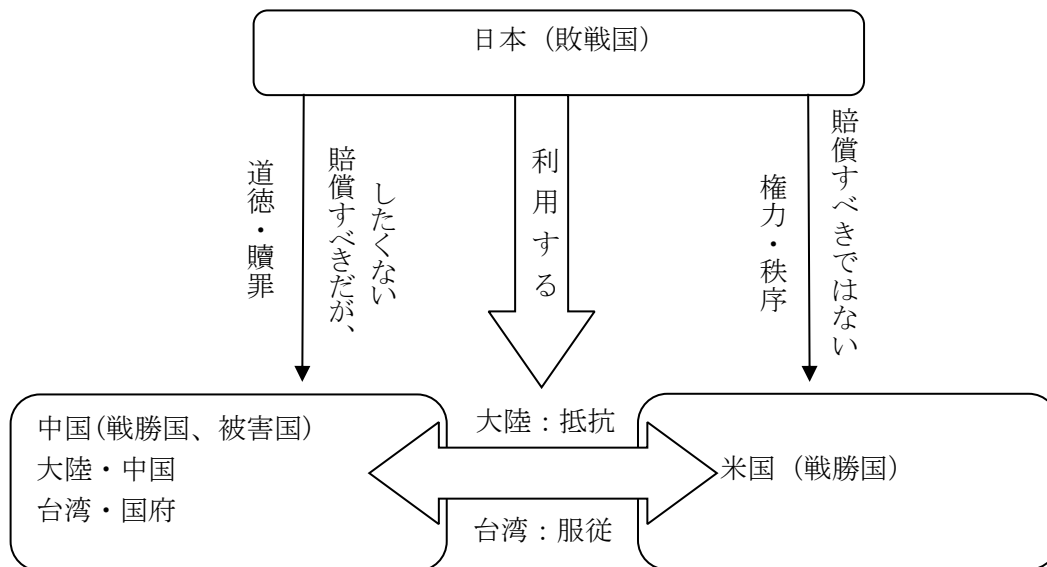
<sup>58</sup> 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉：戦後日本のナショナリズムと公共性』（新曜社、2002年）、107-108頁。

<sup>59</sup> 馬場公彦『戦後日本人の中国像：日本敗戦から文化大革命・日中復交まで』（新曜社、2012年）、100頁。

<sup>60</sup> 天川晃『占領下の議会と官僚』（現代史料出版、2014年）、3-5頁、11-14頁を参照。

は専ら日本国内の被害に結びつけられ、被害国への配慮が無視されていたのである。

図 3-1 日本の賠償観及び日中米三ヵ国関係



出所：筆者作成

伊藤信哉はこのような賠償観を「権力」、「秩序」の文脈に基づいて発せられたものであると指摘し、「道義」や「贖罪」の文脈が明らかに足りないと批判している<sup>61</sup>。賠償政策については、日本側は国民生活水準の維持という理由で緩和された方が望ましいとはいえ、道徳的にいえば、侵略された国民のそれより低くなければならないのではという疑問が当然に出てくる。それは、「侵略という罪過を犯した日本国民が、被害国の人々より高いレベルの生活を享受することは道徳的には許されないから」と、伊藤は指摘している<sup>62</sup>。このような「権力」「秩序」対「道徳」「贖罪」の賠償観をそれぞれアメリカと中国に当てはめると上記の図 3-1 になる。

周知のように、敗戦を境に総合雑誌が復刊し、知識人の政治的参与及び政治分野に対する批判が解禁されるようになった。しかしながら、戦後初期における日本知識人の論壇活動はもっぱら民主主義や平和主義という国家制度に関わる根本的な問題に注目し、賠償問

<sup>61</sup> 伊藤信哉「戦争賠償と日本の世論：占領・講和期における戦争賠償論の形成と展開」長谷川雄一編『日本外交のアイデンティティ』（南窓社、2004年）、66頁。真鍋俊二は伊藤と同じような視点で戦争賠償に関する「秩序」と「権力」の側面を考察した。真鍋俊二「戦争責任・戦後補償問題の基礎視角」関西大学経済・政治研究所『ドイツ・日本問題研究Ⅲ——戦争責任と戦後補償問題——』（関西大学経済・政治研究所、1995年）、1-28頁。

<sup>62</sup> 伊藤「前掲論文」、45頁。

題をはじめとする加害責任への言及はさしあたり執筆内容の中心とはならなかった。戦争賠償は本来、平和の問題と不可分であるはずだったが、小熊が指摘しているように、敗戦後の窮乏した経済状態のなかでは、平和への願望が先行し、賠償問題は軽視されがちだったのである<sup>63</sup>。

その後、連合国側から、東京裁判・BC級戦犯裁判・公職追放の実施というかたちで、法的・政治的・行政的に日本人の戦争責任を問う動きが急速に進行していったことに従い、日本国内では戦時中の不正や人権無視の行為及び戦争協力の発言が暴露され、政治的・思想的に責任の追及が行われるようになった<sup>64</sup>。この戦争責任追及の主体は連合国であったが、日本の論壇においても戦争責任論の幕が落とされ議論される契機となった<sup>65</sup>。しかしながら、当時は戦争賠償問題については全く不明瞭な段階であり、戦争賠償問題を戦争責任論の観点から議論することは稀であった<sup>66</sup>。道義的に賠償問題を取り扱った少数の知識人のなかで、小林義雄は次のような予見的な言及を行っている。

戦前や殊に戦時中に日本の帝国主義が侵略した東亜諸国に対しては、現在の日本としてはそれら諸国が賠償の必要を認めないか、または早くそれを免除するのでない限りは、あくまでも賠償を実行する用意がなくてはならない。何人といえども好んで賠償を行うものでないことは明らかであるが、過去の非行を認めるかぎり、隣接諸国の正当な賠償要求に応えるだけの覚悟は当然持つべきであり、これは新しい日本としての国際的信義の問題である。<sup>67</sup>

小林のこうした議論はあくまでも一研究者の主張にとどまり、大きな反響を及ぼすことはなかった。日本が主体的に戦争責任論を提起し始めたのは占領終了後の1950年代半ばを待たなければならなかった。この時期の論壇では、天皇、軍国主義者、知識人、共産党

<sup>63</sup> 小熊『前掲書』、486頁。

<sup>64</sup> 赤澤史朗「戦後日本の戦争責任論の動向」『立命館法学』（2000年6月、274号）、140頁。

<sup>65</sup> 戦後日本の戦争責任論の歴史的推移や思想動向に関する研究は、赤澤「前掲論文」；石田雄『記憶と忘却の政治学』（明石書店、2000年）、159-235頁；住谷雄幸「戦争犯罪裁判論・戦争責任論の動向」『思想』（1984年、5月号）、123-131頁。

<sup>66</sup> この時期、被害国の立場で戦争賠償問題を取り上げる代表的な研究は、大熊信行『戦争責任論』（唯人社、1948年）。管見の限り同書は「戦争責任論」をタイトルとして議論した最初の著作である。また、これと関連する研究は、竹内好「中国人の抗戦意識と日本人の道徳意識」『知性』（1949年、5月号）；中西功「アジアの新生——日本は如何に贖罪すべきか」『言論』（1946年、2月号）を参照。

<sup>67</sup> 小林秀雄「賠償問題と日本の立場」『朝日評論』（1949年、7月号）、51頁。

などの戦争責任が問われていったのである<sup>68</sup>。しかし、戦争責任論が問われ始めたといっても、そこに加害責任の要素がどれぐらい含まれていたか、また中国への加害者としての責任感覚がどれぐらい実感されていたのかについては、改めて議論する余地があると思われる。以上みてきたように日本側の責任認識、責任感覚が不十分ななかで、中国（1952年国府と1972年中華人民共和国と）との国交正常化を迎えることになったのである。

### 第三節 戦争賠償問題と日本の中国政策

#### 一 戦争賠償問題の実態と本質

サンフランシスコ講和条約が署名された前日の1951年9月7日、吉田茂首相は講和条約が「復讐の条約ではなく、『和解と信頼』の文書」であるとし、「日本全権はこの公平寛大なる平和条約を欣然受諾」する旨の受諾演説を行った<sup>69</sup>。賠償問題に関しては、サンフランシスコ講和条約では無賠償の原則を貫きながら、フィリピンなどの被害国を配慮して賠償の余地を残し、条約発効後の当事者間の交渉に委ねることにした。

この条約に従うならば、日本に対して正式に戦争賠償を請求できる国はフィリピンとベトナムしかなかった。ビルマはサンフランシスコ講和会議に参加せず、インドネシアはサンフランシスコ講和条約に署名したが、国会はこれを批准しなかったのである。その後、インドネシアとビルマはサンフランシスコ講和条約に基づき、個別に日本と講和条約及び賠償協定を結んでいった。以上四カ国との賠償交渉は、賠償額をめぐる主張の相違もあり、交渉はいずれも難航した<sup>70</sup>。東南アジア諸国が高い賠償金を請求したことに対し、日本はサンフランシスコ平和条約の原則に基づき、日本政府の許す範囲で賠償を支払うことを貫いたからである。サンフランシスコ平和条約では日本の賠償に関して「役務賠償」の原則を規定し、また、日本政府も当初「賠償は純粋の役務に限るべき」であるという狭義の解釈を主張したが、これに対して被害国が不満を述べた経緯もあり、結局日本は生産物を賠償として提供することを受償国と約束した<sup>71</sup>。

<sup>68</sup> 例えば、鶴見俊輔「知識人の戦争責任」『中央公論』（1956年、1月号）；吉本隆明、武井昭夫『文学者の戦争責任』（淡路書房、1956年）；丸山眞男「戦争責任の盲点」『思想』（1956年、3月号）；村上兵衛「天皇の戦争責任」『中央公論』（1956年、6月号）を参照。

<sup>69</sup> 「吉田全権の平和条約受諾演説」外務省編『日本外交文書 サンフランシスコ講和条約調印・発効』（外務省、2009年）、136頁。

<sup>70</sup> 日本と上記四カ国との交渉の詳細は、永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後補償——アジア経済協力の出発』（勁草書房、1999年）を参照。

<sup>71</sup> 賠償問題研究会編『日本の賠償1963』（世界ジャーナル社、1963年）、23頁。



日本外務省の統計によれば、日本がビルマ、フィリピン、インドネシアそしてベトナム四カ国に対する賠償額の総計は 3643 億 4880 万円に達している。国民一人当たりの負担額について外務省賠償部は、「日本が東南アジア諸国に対して行った賠償は必ずしも日本国民にとって重い負担とは言えない。もちろん、賠償は国家予算に含まれたため、国民の税金を拠出しなければならない。日本人口（1959年）を 9300 万人として、一人当たりの賠償分は 3900 円になり、決して多くとは言えない」と説明している<sup>72</sup>。

連合国の対日賠償政策に対して、日本政府は国民生活への悪影響を理由に賠償額を必要最小限にするよう努めた。古関彰一によると、かつてダレスが吉田に対して再軍備を求めた際、吉田は「日本は戦争賠償をしなければならないから、再軍備するお金がない」と敷衍したという<sup>73</sup>。賠償を重要視したかにみえた吉田政府であったが、結局のところ賠償を投資に置き換え、自国経済の回復に専念するようになった。当時外務省アジア局が作成した「賠償問題解決の基本方針要領（案）」では、賠償を四つの順位を分けて、そのなかで第一順位にあったのは、優先的に賠償を実施するという方針であった。具体的には、第一順位に該当するものとして次のように規定している<sup>74</sup>。

- (イ) 我が国が輸入を希望する鉱産物、農産物などの増産援助に役立つもの。
- (ロ) 両国の紐帯強化に役立つもの。
- (ハ) 将来我が国の連帯輸出増加の可能性あるもの。

講和後の日本は間もなく高度成長の軌道に乗り、国民生活水準はアジア他の国々を凌ぐようになった。日本はサンフランシスコ平和条約を梃子に、東南アジア諸国との賠償交渉をできるだけ日本に有利な方向へ導こうとしたが、これは単に経済的な理由によるものみならず、日本の戦争責任に関わる問題でもあったと思われる。

もう一つ注目されるべき問題は、日本が支給した戦争賠償の性質である。サンフランシスコ条約では日本の賠償を役務賠償に限定したにもかかわらず、日本は自国の経済復興を優先させるべく、生産物賠償の原則を条文に取り込んでいたことは既に述べたが、役務賠償と生産物賠償は、いずれも現金支給のかたちではなく、むしろ日本の生産力の向上につ

<sup>72</sup> 賠償問題研究会編『日本の賠償——その現状と問題点』（外交時報社、1959年）、22頁。

<sup>73</sup> 内田『前掲書』112頁より引用。

<sup>74</sup> 「賠償問題解決の基本方針要領（案）」『対日賠償問題雑件 本邦の態度』（外務省外交史料館、管理番号 B'3-1-2-1-1）。

ながる賠償方式であった。そうすることで日本は対外賠償を賠償意識というより、通商政策の一部に改変させるようになった。

吉田は、「賠償は実は投資であって、少なければよいというものではない。有効な投資は必ず利益をもたらす」と述べていた<sup>75</sup>。外務省賠償部監修の『日本の賠償』も、「賠償の国内産業に対する効果として国内滞貨となった商品の賠償供与を見落とすことはできない」と指摘しており、賠償が滞貨となった商品やプラント類の一種の売手市場とせんとした意図は否定できない<sup>76</sup>。また、自民党の『政策月報』（1956年5月号）も、「賠償は日本経済発展の特権である」と述べ、賠償が「商売」へと変化したことが明らかにされた<sup>77</sup>。大蔵省財政室が主編した『昭和財政史』の第一巻では、日本の賠償問題について、このように述べている。

日本が賠償交渉で粘り強く相当の年数をかけて自分の立場を主張し続けたことも、結果的には賠償の実質的負担を大きく軽減させた。賠償の締結時期が遅くなった結果、高度経済成長期に入った日本は、大局的にみてさほど苦勞せず賠償を支払うことができたのである。加えて時期の遅れは復興した日本が東南アジアに経済的に再進出する際の絶好の足掛かりとして賠償支払や無償経済協力を利用するという効果をもたらしたといえよう。（昭和）二十八年以降東南アジア各国に対してつぎつぎに供与された円借款も含めてみれば、かつて戦前日本が軍事的に支配しようとした地域のうち、第二次大戦後に社会主義圏となった諸国を除く全地域に、賠償・経済協力・円借款供与を通じて戦後日本の経済力が波及していたのである。<sup>78</sup>

このように日本は、加藤周一が指摘したように、「日本の企業の進出に役立つような形ではらって、同時に儲かるように払うというやり方」で賠償問題を済ませようとしたのであった<sup>79</sup>。

以上、総括的に日本の戦争賠償認識およびその実行に関する実態と本質を素描してき

<sup>75</sup> 北岡伸一「賠償問題の政治力学」北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展——昭和政治史における権力と思想』（東京大学出版会、2000年）、191頁。

<sup>76</sup> 朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』（朝日新聞社、1999年）、38頁

<sup>77</sup> 賠償問題研究会編『日本の賠償1963』（世界ジャーナル社、1963年）、41-42頁。

<sup>78</sup> 大蔵省財政室編『前掲書』、537頁。

<sup>79</sup> 加藤周一「体制の持続と断絶」色川大吉編『敗戦から何を学んだか：日本・ドイツ・イタリア』（小学館、1995年）、35頁。

た。その実態と本質は一言でいえば、賠償を最小限もしくは無賠償にさせること、賠償から「商売」へと変身させることにあったと言えよう。後述するように、戦後国府及び中国政府はいずれも対日賠償を放棄したが、日本側が依拠した論理は専らこのような文脈であり、ここに私たちは賠償問題論議の最初からみられたボタンの掛け違い、日中間のすれ違いを指摘せざるをえないのである。

## 二 戦争賠償問題と「日華条約」

1949年10月1日、中華人民共和国中央人民政府（以下中国政府）が成立した。新中国の成立によって、中国が事実上分断されたことも宣告された。講和条約締結後の日本は、対中国外交において中国政府、国民政府のいずれかを相手とするかを考慮した結果、1951年12月24日のダレス宛の「吉田書簡」において、台湾に敗走した国民政府との「正常な関係を再建する条約を締結する用意があり（中略）、中国の共産政権と二国間条約を締結する意図を有しない」と表明した<sup>80</sup>。日華交渉の詳細については、すでに先行研究によって検証されてきたが、本論文ではこれらの研究を踏まえつつ、賠償問題に関わる日本側の動向を中心に検討を加えたい<sup>81</sup>。

日華交渉については、両者の事前接触が少なく、アメリカの仲介によって、本格的な交渉がはじまった。1951年12月、中国問題の解決に向け来日したダレスは、吉田茂首相及び外務省関係者との会談を経て、日本政府が国民政府を交渉相手にすることを承知し、日華交渉の早期開始を促そうとした。12月8日夜ダレスより一足先に来日した米上院外交委員会極東問題分科会委員長スパークマン議員は羽田空港で「ダレス氏がきてみなければはっきりいえないが、日本の再軍備および中国政府選択問題は日本政府と話し合ううえの主な議題となろう」と語った<sup>82</sup>。

12月13日に開かれた吉田・ダレス第一回会談において吉田は「日中正常関係の設定に関する協定案要領」をダレスに手交した。その内容は日華交渉が及ぶ交渉内容を規定した

<sup>80</sup> 「中国問題に関する吉田よりダレス宛書簡」（1951年12月24日）外務省『日本外交文書：サンフランシスコ平和条約調印・発効』（2009年）、361頁。

<sup>81</sup> 日華交渉に関する代表的な先行研究は、井上『前掲書』；殷燕軍『日中講和の研究』；浅田正彦『日中戦後賠償と国際法』（東信堂、2015年）；石井明「日華平和条約締結交渉をめぐる若干の問題」『教養学科紀要』（1988年、第21号）；林金莖『戦後の日華関係と国際法』（信山社、1995年）などを参照。

<sup>82</sup> 外務省条約局法規課『平和条約の締結に関する調書Ⅱ 主として中国問題を中心として』（1966年4月）、37頁。

ものの、賠償問題には直接触れていなかった<sup>83</sup>。当要領は、後の日華交渉における日本側の手本をなすもので、日本側の無賠償の立場が一目瞭然であった。日本政府は人民政府ではなく国府との講和交渉の意図を確定したものの、条約案の内容については秘密扱いのままであった。1952年2月6日、吉田首相は国府との交渉を準備していると表明し、条約草案の内容については「交渉に差支えがありますから」といって、説明を差し控えた<sup>84</sup>。当時国務大臣（のち外務大臣）を務めた岡崎勝男は国会答弁において、「中華民国政府との話し合いは、全権が向うへ行ってみませんか、向うでどういう考えを持っておるか、実は正確にはわからないのでありますが、こちらで考えておりますのは、賠償というものは、今取上げらるべきものではないと思って、こちらの案にはそれが入っておりません」と協定案要綱の内容を示唆した<sup>85</sup>。要するに日華交渉の直前に当たって、日本政府関係者は条約草案の内容を控えると同時に、賠償問題に対して拒否的な対応で臨むことが明らかにされたのである。

1952年2月18日、河田烈が日本政府の特命全権として台北に派遣され、国府との条約交渉を委ねられた。国府側は外交部長の葉公超自ら交渉全権を務め、対日交渉の重視ぶりが示された。交渉自体は三回の公式交渉及び十八回の非公式交渉を経て、延べ二か月以上に及ぶ相互にとって厳しいものとなった。そのなかで最も緊張を孕んだものは賠償問題と条約の適用範囲であった<sup>86</sup>。賠償問題もさることながら、適用範囲は賠償問題の延長線上にあったと考えてよいだろう。陳肇斌によれば、日華交渉における日本側の主張は主として「条文の簡潔性」、「実情への適応」、「友好協力」という三点に凝縮された。「実情への適応」とは「適用範囲」を限定する意味である。「条文の簡潔性」には、第三番目の「友好協力」と結び付けて、国民政府に対して戦争賠償の拒否を意味する側面もあった<sup>87</sup>。上記三つの主張はいずれも戦争賠償問題と緊密に関わっており、相互不可分なものであった。

1952年2月20日、第一回目の交渉において葉全権は国府側が作成した条約案を河田に提示した。条約案は「サンフランシスコ講和条約」とそれほど変わらない全文二十一か条から構成される長文であった。なかでも、賠償問題に関する条文（第五章の第十二条から

---

<sup>83</sup> 同上、42-43頁。

<sup>84</sup> 第十三回国会衆議院本会議録第十一号、（1952年2月6日）、3頁。

<sup>85</sup> 第十三回国会衆議院予算委員会議録第十七号、（1952年2月16日）、11頁。

<sup>86</sup> 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年（下）』（原書房、1969年）、812-813頁。

<sup>87</sup> 陳肇斌『戦後日本の中国政策』（東京大学出版会、2000年）、80頁。

第十八条まで) は全条約案の半分以上を占め、国府側の賠償に対する期待が万遍なく表われたものといえよう<sup>88</sup>。他方、日本側は出した条約案は全文が六か条という非常に簡潔なものであり、その内容は前述した協定案要領を踏襲したもので、賠償問題に言及していなかった。

賠償問題をめぐっては双方の認識のズレが明らかに存在しており、全交渉の過程で重要な懸案とされた。条約案のあり方については、日本側は日華条約がサンフランシスコ平和条約の再確認であり、同じような条文を繰り返して言及する必要はないと主張するとともに、一貫して条約の「簡潔性」を求めた。国府の条約草案に対して河田は、「蒋介石総統の崇高なる道義精神を十分に表した寛大な平和条約であれば、日本国民が喜んで受け入れる」と述べ、国府側の草案はそれほど寛大ではない一面もあることを暗示している<sup>89</sup>。

さらに、河田は条約の内容が専らサンフランシスコ平和条約の焼き直しであると指摘し、両国間の親密関係に相応しい条約を作り上げるべきであると強調した。その相応しさがどこにあるかという点、河田は日本の国民感情を取り上げて力説したのである。河田によれば、「桑港(サンフランシスコ——筆者注)条約に倣うことにより、貴案の規定よりは必然的に片務的に我が方に義務を負わせる形となっている箇所が目立つ。率直に言って、わが国民の中には今般の条約交渉に対して必ずしも、全幅の賛意をあらわしていない向があるという現状に鑑み、条約内容を可及的に我が国民感情を刺激しない形しておく必要があることを了解されたい」と言及した<sup>90</sup>。3月14日、日華交渉の難問を打開させるべく、外務省倭島英二アジア局長が国府要人の張群を訪問し、戦争賠償に関し、「終戦時の総統の寛大な気持ち」を取り上げ、説得を行ったという<sup>91</sup>。

この段階での日華交渉は、次の二つの特徴を有していたと言えよう。第一に、国府側が賠償請求を全面的に出したことに対して、日本側はこれを肯定することもなければ、否定することもなかったという点である。この柔軟な姿勢は、次の段階の交渉のために一定の余地を設け、妥協、調整の可能性を暗示したといつてよいだろう。河田は日本政府を代表する全権とはいっても、賠償問題における日華間のかかなりな温度差を認識し、慎重な姿勢で臨んだ。交渉段階での外交文書を読むと、交渉団と外務省との間で頻繁に連絡のやり取

<sup>88</sup> 中国国民党中央委員会党史委員会編『中華民國重要史料初編—對日抗戰期第七編：戰後中國(四)』(1981年)、799-811頁。

<sup>89</sup> 中国国民党中央委員会党史委員会編『前掲書』、813-814頁。

<sup>90</sup> 同上、819-820頁。

<sup>91</sup> 「張群・倭島局長会談要旨」『日華平和条約関係一件(本省来往電綴)』(外務省外交史料館、第九回公開 分類番号B'4-1-2-3)。

りが見られ、肝心な政策決定がすべて外務省及び吉田首相兼外相本人によって策定されたことがわかる。

第二の特徴としては、日本側がかつての中国（台湾を含める植民地）に対する加害責任にまったく触れず、条約の双務性あるいは平等性を求めたという点である。これに関して日本側は、賠償請求が日本に義務を負わせるものと認識しており、日本国民を刺激するおそれがあると強調していた。さらに、日本側は以前の蒋介石による寛大政策を賠償緩和の論理として利用しようとした。「戦後処理」という意味の「平和条約」は賠償や謝罪に関する規定が一般的であり、片務性で解釈するのが妥当ではなかったことは言うまでもないが<sup>92</sup>、仮に日本に義務を負わせるような形になるとすれば、それが事実に基づいて主張されたものであるかぎり、片務性や不平等とは言い難いと思われる。

条約の適用範囲について、吉田は、「現下の実態に鑑みて、同政府の現実に支配する地域に限られる」と河田に訓令し<sup>93</sup>、結果としては「中国国民政府の現実の支配下に現にあり、または今後入るべき領域」（the territories now or hereafter under the actual control of that Government）と主張したのである。これに対し、アメリカと国府はともに「または（or）」という字句に違和感を示し、交渉は難航した<sup>94</sup>。この点について陳肇斌は、アメリカと国府の思惑としては、いずれ国民政府の現在の支配地域の一部が人民政府の支配下に収められたとしても、日本と国民政府との講和条約をその部分の地域に適用せず、戦争賠償を含む講和の「果実」が人民政府の手に入ることはないとは強引に解釈しようとしたのである<sup>95</sup>。

しかし日本政府は、条約の適用範囲を賠償問題に関わるものと捉えており、あくまでも「台湾及びその付属地域」に限定しようとした。外務省が事前に作成した「条約審議の前提として諒解せぬべき事項」のなかでは、賠償条項に関しては「大陸事項となるため、不可」と規定していた<sup>96</sup>。日華交渉第六回非公式会談で、交渉に携わった日本側の木村四郎

<sup>92</sup> 「戦後処理」と「平和条約」との関係について、内海愛子他『戦後責任——アジアのまなざしに込めて』（岩波書店、2014年）、75-80頁。

<sup>93</sup> 「外務大臣より河田全権に対する訓令」『日華平和条約関係一件（中国問題に関する吉田、ダレス書簡交換関係を含む、第一巻）』（外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号B'4-1-2-3）。

<sup>94</sup> 日本側の主張については、外務省『平和条約の締結に関する調書Ⅱ』224-225頁；アメリカの主張については、*Foreign Relations of the United States (FRUS), 1952-1954, China and Japan (in two parts), Vol. XIV, pp. 1079-1080*；国府側の主張については、中國國民黨中央委員會當時委員會編『戦後中国（四）』（第十回非正式会談における葉全権の発言）を参照。

<sup>95</sup> 陳肇斌『前掲書』、65頁。

<sup>96</sup> 「条約審議の前提として諒解せぬべき事項（説明要領等）」『日華平和条約関係一件（交渉関係文書集）』（外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号B'4-1-2-3）。

七駐台北事務所長は賠償問題については「（日本の賠償責任）のほとんどは貴国の大陸に関係しており、今は検討する時期ではない。（中略）サンフランシスコ平和条約第十四条のなかで日本の在中国における財産・権利・利益の放棄を規定しており、これは日本国民にとってかなり重い負担である。今回貴国はサンフランシスコ平和条約の内容を踏襲するような形は徒に日本国民の反感を招きかねない」と語った<sup>97</sup>。

ここには日本政府の賠償問題に対する論理上の矛盾を看取することができる。日本政府は、大陸中国における戦争賠償については、条約の適用範囲外であるとして、賠償条項の削除を主張したのであった<sup>98</sup>。日本政府は最初から条約の適用範囲を現に支配が及ぶ地域に限定し、賠償問題というものは専ら中国大陸に関わる問題のように思慮していたが、交渉中河田及び木村は頻繁に「大陸に遺留したいわゆる海外資産を賠償に充てられる」という持論を正面に打ち出した。

例えば、第七回非公式会談で河田は「日本が中国大陸に多額の財産を遺留して、その財産をドルで計算すれば、数百億ドルに達するかもしれない。これを賠償に当てれば十分である。しかも、わが国の海外資産の八割強が貴国に残されており、現にわが国がサンフランシスコ平和条約の規定に沿い、その巨額の資産を貴国に対する賠償を当てることを承認したのは、我が方と致しましては既に最大限に尽力したのである」と指摘した<sup>99</sup>。つまり、河田は国府が大陸に対する支配権に及ばないことを理由に、賠償問題を条約に盛り込むべきではないと主張しておきながら、大陸に遺留した日本の財産を賠償に当てられるとも主張したのである。これは場合によって、国府の大陸に対する支配権を承認するのではないかという疑念を与えかねない。と同時に、戦争賠償を最小限に抑えるため、条約の適用範囲を利用する意図があったことも否定できないと思われる。

以上述べてきたように日華交渉の結果として、52年4月28日に「日華平和条約」が締結されたが、当条約の正文は戦争賠償に触れず、付属議定書の形で日本に対する役務賠償の請求を自発的に放棄すると国府側が一方向的に表明した。また、賠償問題に関する条約の適用範囲の問題も正文にはなく、付属の交換公文において「中華民国政府の支配下に現にあり、または今後入るすべての領域に適用がある旨」が盛り込まれた。賠償問題と適用範囲に関する折衝は双方にとって納得できるような形で合意したのであるが、後の「日華条

<sup>97</sup> 『戦後中国（四）』、867頁。

<sup>98</sup> 外務省編『外務省の百年 下巻』（原書房、1969年）、812頁。

<sup>99</sup> 『戦後中国（四）』、890頁。

約」に関する国会審議で再び取り上げられ、激しい議論が繰り広げられた<sup>100</sup>。そこでは大陸中国との関係を視野に入れて議論されていたのであり、次節においては賠償問題と対中共政策との関連性を検討することにしたい。

### 三 戦争賠償問題と対「中共」政策

本節では国交正常化以前、1952 - 1972年の20年間における日中賠償問題を取り上げる。この時期は日中間には正式な国交関係がなかったため、日本の対中国政策を便宜上「対中共政策」と規定する。

前節で述べたように、日華交渉を難航させた諸要素のなかで大陸中国の存在を無視することはできない。戦争賠償及び条約の適用範囲が「中国の分断」という現実を踏まえて合意されたといっても、人民政府と国府はともに中国を代表する唯一の正統政府を強く意識していたため、日本政府は迂回戦術を取りながら、対中政策の在り方を模索した<sup>101</sup>。日華条約締結後の国会審議では日華条約と大陸中国との関連性が取り上げられ、条約の適用範囲と賠償問題が議論の中心となった。

例えば、1952年5月23日に、衆議院外務委員会では共産党の林百郎議員が戦争賠償と日本国民の財産権の関係性について倭島英二外務省アジア局長に質問したところ、倭島は「賠償の問題は、将来賠償を負うという義務が生ずるのは、大ざっぱに申し上げれば、大体中国の大陸関係でなければ賠償義務は生じません。（中略）将来支配下に入った範囲内において賠償関係というものが起きる建前であります」と回答した<sup>102</sup>。一方、倭島は日本国及び日本国民の（大陸に遺留した）一切の財産・資産が賠償として中国（国府）に提供されるべきとの認識も持っていた。倭島の回答には明らかに法律問題と事実問題の双方が混在していた。つまり、大陸中国に対する賠償問題は法的観点から見れば処理済みのようであったが、事実認定の観点から見れば大陸の共産党政府が実存しており、国府の手が及ばないところという点に関しては日本政府も認めていたともいえる。

<sup>100</sup> 当条約に関する国会審議の内容について、日中貿易促進議員連盟『「日・台条約」に関する国会審議』（1969年8月）。

<sup>101</sup> 1952-1972年の間、日本の対中政策はしばしば「二つの中国」政策と呼ばれる。これに関する先行研究は、陳肇斌『前掲書』；平川幸子『「二つの中国」と日本方式』（勁草書房、2012年）；池田直隆『日米関係と「二つの中国」』（木鐸社、2004年）を参照。これに対して中国側は（人民政府及び国府）終始「一つの中国」原則を崩さなかった。福田円『中国外交と台湾——「一つの中国」原則の起源』（慶應義塾大学出版会、2013年）；邵宗海『兩岸談判中「一個中國」原則之探討』（香港海峽兩岸關係研究中心、1999年）を参照。

<sup>102</sup> 日中貿易促進議員連盟『前掲書』、33頁。



この法律問題と事実問題をめぐる解釈のズレについて、政府関係者による説明は一貫しておらず最終的な統一見解に至っていなかった。当時の外務省条約局長下田武三は戦争状態の終結と適用範囲との関係について、「日本という国と中国という国との国家間の戦争状態を終了させるということは、現実に支配している地域がどうのこうのという事実問題とは無関係な全面的な法律関係を意味するわけであります。従いまして或る地域に、いやそうでない、戦争状態は依然として継続しておると主張する政権があるかないかということとは、つまり事実問題でありまして、この条約の解釈論として両締結国の意思は明確にそこにある」と述べた<sup>103</sup>。これに関して、自由党議員の杉原荒太は「仮にこの政府というものが将来それを代表する正統な政府というものが変わった、という場合にも、その権利義務の関係は当然継承せられる」と補足し、法律論の原則を強調した<sup>104</sup>。

しかし、大陸中国との関係は、単に法律論によって收拾できるものではなかった。1952年6月26日の第十三回参議院外務委員会において、吉田首相は右派社会党議員の質問に対し、「日華条約は一に台湾政権との間の関係においていたしたのであって、中共政権についての関係はない」と強調し、さらに中共政権との関係について「将来の発展にまつよりいたし方ないか」と回答した<sup>105</sup>。日華条約は国民政府に対する全面承認ではないことを明確に認めた上で、大陸中国の間では、「事件を清算されない限りは、解決しない限りは、直ちに中共政府と条約関係その他に入るということは事実できない」と認めたのである<sup>106</sup>。清算されない事情とは何を指すのかは不明のままであったが、戦争賠償問題の対処が潜んでいたことは間違いなかつたろう。大陸を含め全中国と関係している戦争賠償問題は、台湾政権が「寛大な気持ち」で「自発的放棄」を宣言しても日本としては中国全土に適用できないとの認識を持っていたと解釈することができる<sup>107</sup>。しかし、吉田の解釈が日本政府の統一見解となったわけではなく、吉田以後の日本政府はしばしばこれとは異なった解釈を行うことになった。

いずれにしても日華条約締結を以て、大陸中国と日本との国交回復の可能性は断ち切られてしまった。これに対し中国政府は、政府間交渉のパイプを模索しながら、対応策として「人民外交」に力点を置いていった。公式関係が断絶されたため、日中関係における政

<sup>103</sup> 日中貿易促進議員連盟『前掲書』、219頁。

<sup>104</sup> 同上。

<sup>105</sup> 日中貿易促進議員連盟『前掲書』、243-244頁。

<sup>106</sup> 同上、245-246頁。

<sup>107</sup> 殷燕軍『中日戦争賠償問題』、308頁。

府間交渉はもはや不可能となり、以後中国政府は公式的に対日戦争賠償問題の言及を控えることを余儀なくされたのである<sup>108</sup>。他方、日本側は常に賠償問題を念頭に置きつつ、将来の国交正常化交渉の時に、中国政府よりこの問題が提起される可能性に備えることになった。だが政府関係者がそのような立場を取ったとしても、その裏面で彼らは如何にしたら責任回避ができるかを考慮してもいたのである。

1956年2月28日の衆議院外務委員会で、日中関係における賠償問題について重光葵外相は、「日本国と中華民国との間の関係はそれで処理ができた」という法律論の解釈を敷衍した<sup>109</sup>。満州事変以来の戦争賠償を仮に中国に支給するとした場合の被害額の査定について、外務省アジア局長中川融は「中国に対して今回の戦争の結果の賠償をするということに、もしかりになるとすれば、またそれが実際の戦禍の結果に応じてするというようなことにでもなりましたならば、これは日本の国力ではとうてい償い得ない金額ということになると思います。従って現実問題としては、想像し得ないところであるというほかない」と回答していた<sup>110</sup>。また、戦争中に二年間満州滞在した経験を持った高崎達之助は中川のこの答弁に同調し、「(中国への賠償額)日本の国力として耐え得られないようなものになる」と懸念した<sup>111</sup>。

以上の答弁からは、日本政府が、中国への戦争賠償額が天文学的数字であることを知ったうえで、戦争賠償に対して拒否的な態度で臨んでいたことが読み取れる。また、日華条約の存在を以って、戦争賠償を回避する根拠に用いようとした点も浮き彫りにされている<sup>112</sup>。このような考え方がその後の日本政府にも継承され、それが日中国交正常化交渉の場でも表出し中国への賠償を拒否する法律的根拠となったのであった。これに対して、井上正也は「将来的な中国大陸への戦争賠償は法的には決着済みという立場を取れば、将来の共産党政権との交渉において、戦争賠償支払いへの圧力を軽減できると考えても不思議ではない」と分析している<sup>113</sup>。

日本国内には中国に対する賠償を議論すべきではないかという主張も存在していた。そこには心情的及び道徳的に中国に対する贖罪を感じる人びともいれば、他方で国内政治を

---

<sup>108</sup> 日中両国にとって、「民間」(人民)は決して「非公式」(非政府)ではなかった。添谷芳秀『日本外交と中国 1945-1972』(慶應通信、1995年)、6-7頁。

<sup>109</sup> 第二十四回国会衆議院外務委員会議録第52号、(1956年5月28日)、3頁。

<sup>110</sup> 同上、7頁。

<sup>111</sup> 同上、7頁。

<sup>112</sup> James Reilly, *Strong Society, Smart State: The Rise of Public Opinion in China's Japan Policy*, (New York: Columbia University Press, 2012), p. 58.

<sup>113</sup> 井上『前掲書』、68頁。

めぐる政治闘争の道具として利用した側面もあったことも看過できない。賠償問題に関する議論は国会答弁においてのみならず、訪中する政治家、マスコミ関係者、友好団体（いわゆる「非正式接触者」）<sup>114</sup>によっても提起されたことは注目すべきである。

これらの訪中友好団体や政治家は基本的に中国の賠償政策について打診していたが、その目的はどちらかといえば戦争賠償政策の緩和を求めることにあったと言えよう<sup>115</sup>。中国政府は公式的には賠償政策への言及を控えたが、日本側関係者はできるだけ中国政府の姿勢を見きわめようとしたのである。前章でも述べたように、1955年8月17日、周恩来が日本の新聞や放送関係者の訪中団に会見した際のやりとりにおいて、日本の記者が賠償問題に言及し、中国政府の趣旨を周に尋ねた<sup>116</sup>、また、1964年6月19日に東京放送報道局長の橋本博が陳毅副総理兼外交部長に対して同じような質問をしていた<sup>117</sup>。

さらに自民党の親中派の動向に関していうと、自民党の宇都宮徳馬が中国を訪問した際、中日友好協会秘書長の趙安博が戦争賠償の放棄を示唆した発言を踏まえ、宇都宮は「我々は中国に対して道徳的責任を感じるが、この責任は日本が外国の間違った政策に反対し、平和を守ることを努力で果したい」と答えた<sup>118</sup>。この宇都宮の発言には、対中国の戦争責任が「道徳的」責任に限定されていたことに注意しておきたい。

これと同じような発言は当時「LT 貿易」日本側代表を務めた高碕達之助によっても証言されていた。

もし賠償を払わなきゃならないのならば、まずあなたのところ(中国—筆者注)に賠償を払うのが当然だと思う。ところが、ほかのところに賠償を払い、ちゃんと平和な関係を確立しているにもかかわらず、お前の国とは、まだ正常関係になっていないということはおれは承知できない。おれはどうしてもこの問題を解決しなければ死ねないんだ。これをやろうじゃないかといったわけです。<sup>119</sup>

<sup>114</sup> 日中関係における「非正式接触者」については、別枝行夫「戦後日中関係と非正式接触者」『国際政治』（第75号、1983年10月）、98-113頁。

<sup>115</sup> 劉建平「戦後中日関係の賠償問題史」『中國圖書評論』（2009年、第3号）。

<sup>116</sup> 「周恩来總理接見日本新聞界廣播界訪華代表團の經過情形」『日本問題文件彙編第二集：1955年1月-1958年7月中日關係文件』（世界知識出版社、1958年）、14頁。

<sup>117</sup> 「陳毅副總理答東京廣播報道局長橋本博問」『日本問題文件彙編第五集』（世界知識出版社、1965年）、10頁。

<sup>118</sup> 「宇都宮氏、帰国して語る：平和には役立たぬ賠償要求」『朝日新聞』（1965年6月8日）。

<sup>119</sup> 高碕達之助「周恩来と会談して」『中央公論』（1961年、2月号）、248-249頁。

日本政府・自民党内では親中派の言動を危惧し、統一見解を早急にまとめようとする動きが見られた。1961年5月15日、自民党外交調査委員会中国委員会委員長の松本俊一が作成した「中共問題に関する中間報告」は、「わが国の一部に中共に対する賠償を議論するものがあるが、これは戦争当事国である中華民国との間に結ばれた日華平和条約及びその議定書によって、国府が対日賠償の請求権を放棄しているもので、すでに解決されている問題である」と指摘し、「中共に対する賠償問題は絶対生ずるものではないという解釈を明確にしておくべきである」との注意を喚起している<sup>120</sup>。また、1968年6月に外務省中国課が作成した「中共の対日賠償請求問題について」からは対日賠償請求に関する中国政府の発言をまとめ、(中国側が)賠償を取らないのではないかという願望を読み取ることができる<sup>121</sup>。

戦後日本政府(自民党)が戦争責任問題をめぐる対内的・対外的に異なるスタンスをとっていたことに対して、歴史家の吉田裕はこれを「ダブル・スタンダード」であったと批判している<sup>122</sup>。他方、野党の立場にあった革新政党的対応には「逆・ダブル・スタンダード」のイメージを抱かざるを得ない。つまり、国内では日本政府・与党の戦争責任意識の希薄さを批判しながら、対外的には(ここで中国を指す)賠償問題の緩和を求めていたからである。ここには中国に対する戦争責任を拒否するのではなく、責任を認めると同時に戦争賠償の緩和を求めていた点を指摘することができる。

主要野党の社会党は戦争責任を認めるが、そこには戦争賠償の支払という主張は見当たらなかった。1955年11月15日に周恩来は日本憲法擁護国民連合片山哲議長(社会党)を団長とする日本憲法擁護国民連合中国訪問団と会見した。事前の予備会談において片山は「周・片山会談」の際に議論する問題をあらかじめ用意し、日本問題担当者の廖承志に示していた。そのなかで、片山は賠償問題に関する中国政府の態度について、周の回答を期待していた<sup>123</sup>。片山と廖の会談の内容については公開されていないが、会談後の廖から

<sup>120</sup> 「自民党外交調査委員会中国委員会委員長松本俊一の『中共問題に関する中間報告』」(1961年5月15日)石川忠雄、中嶋嶺雄、池井優編『戦後資料：日中関係』(日本評論社、1970年)、201頁。

<sup>121</sup> 「中共の対日賠償請求問題について」『日中国交正常化交渉』(外務省外交史料館、歴史資料としての価値が認められる開示文書 整理番号02-175-10)。

<sup>122</sup> 吉田によれば、「ダブルスタンダード」とは「対外的には東京裁判の判決を受諾するという形で必要最小限度の戦争責任を認めることによってアメリカの同盟者としての地位を獲得する。しかし国内においては、戦争責任の問題を事実上、否定する、あるいは不問に付す、というように、対外的な姿勢と国内的な取扱いを意識的にせよ無意識的にせよ、使い分けるような問題の処理の仕方」である。吉田裕『日本人の戦争観』(岩波書店、1995年)、82頁。

<sup>123</sup> 「廖承志致函周恩来」(1955年11月15日)田桓主編『戦後中日関係文獻集1945-1970』(中國社會科學出版社、1996年)、241頁

周恩来宛の手紙からは、片山が「独立・民主・平和という前提条件のもとで」、対日戦争賠償緩和の可能性があるのではという意味合いの内容を伝えていたことを読み取ることができる<sup>124</sup>。さらに、1957年4月浅沼稻次郎をはじめとする社会党訪中親善使節団の「訪中する前に交換すべき意見に関する方針」のなかには、「賠償については無賠償方針を期待する」という項目が書き込まれた<sup>125</sup>。

社会党と自民党ともに賠償緩和あるいは賠償に対して後ろ向きな姿勢であったことは基本的に相違なかったが、それぞれが依拠する論理は異なっていた。自民党が「日華条約」の存在を理由に賠償の義務を有しないことを主張したことに対し、社会党は賠償の義務を認めつつも、日本が平和国家であるという大前提で中国側の緩和や放棄の意向を打診していたのであった。

#### 四 日中国交正常化と賠償問題

1971年の米中和解を受けて、日中国交回復も日本政府の政策視野に入ってきたのをえなくなった<sup>126</sup>。日本政府にとって、賠償問題はその際の最も重要な関心事のひとつであった。そして、賠償問題に対する関心が国会討議にも反映された。加々美光行によると、最初に国会で賠償問題を取り上げたのは民社党衆議院議員の池田禎治であった<sup>127</sup>。7月12日付けの田中宛質問主意書のなかで池田は「中国に対する賠償問題について、中国側の好意に甘えるのではなく、謝罪の寸志あるいは経済協力の意味からして、当然支払うべしとの意見も多いが、政府としていかなる方針で臨むか」と質問した。これに対して、田中は7月18日付の答弁書では「わが国が中国人に多大の迷惑をかけたことを謙虚に反省すべきである」と敷衍したものの、直接に賠償問題に触れることはなかった<sup>128</sup>。

この曖昧な答弁の背後には、自民党内の親台湾派の圧力があったことは想像に難くな

---

<sup>124</sup> 同上。

<sup>125</sup> 『日中の国交回復へ：日本社会党訪中親善使節団報告書』（日中国交回復特別委員会、1957年）、11頁。

<sup>126</sup> 日中国交正常化に関する先行研究は主として国際環境の変化及び日本国内の政策決定を取り上げて検討してきたが、本節では賠償問題における日本側の政策対応に注目する。国際環境の変化を重要視する研究については、緒方貞子（添谷芳秀訳）『戦後日中・米中関係』（東京大学出版会、1992年）；田中明彦『日中関係 1945-1990』（東京大学出版会、1991年）；添谷芳秀『日本外交と中国 1945-1972』（慶應通信、1995年）などを参照。日本国内政策決定を重要視する研究については、別枝行夫「日中国交正常化の政治過程：政策決定者とその行動の背景」日本国際政治学会編『国際政治』（第66号、1980年）、1-18頁；井上『前掲書』などを参照。

<sup>127</sup> 加々美光行「日中国交正常化20周年と戦争責任：賠償問題を中心に」『愛知大学国際問題研究所紀要』（第97号、1991年9月）、251頁。

<sup>128</sup> 民主主義研究会『日本・中国交流年誌（1972年）』（1974年10月）、134-135頁。

い。まさにその頃（7月14日）、親台湾派議員が組織した外交問題懇話会が発表した「日中国交正常化対策」のなかには、「中共に対して謝罪、賠償等の噂があるが、これは国益及び情理上から慎重なる考慮を必要とし、いたずらに口にすべきものではない」との文言が記されていた<sup>129</sup>。ここでは「国益=無賠償」という図式は固まっており、それは戦争責任認識の欠如の表明でもあった。

野党においては、社会党及び公明党の動向が注目に値する。田中内閣発足直後、社会党元委員長の佐々木更三は中国を訪問したが、7月16日に周恩来は佐々木との会談で婉曲な表現を用いつつも、賠償請求放棄の意を明らかにした。帰国後の佐々木は田中と面会し、訪中報告を行ったが、賠償問題については自身の判断で言及しなかった<sup>130</sup>。田中は中国の戦争賠償放棄の内諾については公明党竹入義勝氏の訪中報告まで待たなければならなかった。竹入との会見で周恩来は初めて「戦争賠償請求の放棄」を言明し、田中訪中の要請を呼び掛けた。これに対して、竹入は「中国側が賠償請求を放棄することをいとも簡単に、抵抗感もなしに周恩来首相が毛沢東の決断として口にしたことだった。私は500億ドル程度払わなければいけないかと思っていたので、全く予想もしない回答に体が震えた」と回想している<sup>131</sup>。田中は「安保条約や日台条約に触れず、賠償請求もせず」という内容が含まれた「竹入メモ」を読んで中国訪問の決意を固めたのである。

田中本人の賠償観に関しては、これまでの先行研究ではあまり言及がない。アメリカ在住の日中関係研究者万明（Ming Wan）は当時の政府関係者へのインタビューを行い、田中が100億ドルの賠償金を用意していたという情報を得ている<sup>132</sup>。しかし、当時外務省官僚の中江要介によると、「中国が一円でも賠償をとると要求していたら正常化はできなかつただろう」と述懐している<sup>133</sup>。また当時外務省幹部の一人は「戦争賠償が出てきたら、さっさと帰国だな——田中角栄首相と大平正芳外相はそんな覚悟で北京入りした」と強調する<sup>134</sup>。田中・大平が自民党内親台湾派の反発を配慮し、そのような拒否的姿勢で臨んだかも知れないが、結果的には無賠償の原則を堅持した。

<sup>129</sup> 同上、203頁。また、別枝行夫「日中国交正常化の政治過程」、8頁。

<sup>130</sup> 別枝行夫「日中国交正常化の政治過程」、5頁；時事通信社政治部編『日中復交:ドキュメント』（時事通信社、1972年）、117-137頁を参照。

<sup>131</sup> 竹入義勝「歴史の歯車が回った 流れ決めた周首相の判断」石井明他編『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』（岩波書店、2003年）、201頁。

<sup>132</sup> Ming Wan, *Sino-Japanese Relations: Interaction, Logic, and Transformation*, California: Stanford University Press, 2006, p. 379.

<sup>133</sup> 中江要介『日中外交の証言』（蒼天社、2008年）、45頁。

<sup>134</sup> 「賠償放棄 条約論からみ確執」『朝日新聞』（1997年8月28日）。

戦争責任と戦争賠償について周恩来に詰め寄られた時、田中は「私は死ぬ覚悟で来ている。選挙もあれば、総裁選もある。あなたの国にはありますか」と反論し、妥協できない立場を強調した<sup>135</sup>。ここからみれば、田中は自分の立場はともかく、国内情勢（選挙、そして台湾派への配慮）を重要視していたことがわかる。根本的にいえば、戦争賠償問題はすでに1952年の「日華条約」によって終結されたことを、「法律論」を以て收拾しようという意図をここに読み取ることができる。

中国側は「法律論」ではなく、日中国交正常化を「政治的」に処理することを基本方針としている。もちろん戦争賠償問題について、中国側はすでに「放棄する」と表明したものの、中国国民向けの「政治的決着」がどうしても必要であった。それは具体的に言えば、中国側は何を以て戦争賠償を放棄したのか、日本側はどのようにして反省の表現を取るのかという政治的な取引に関わるものであった。田中は日本の民主主義（選挙のため）を挙げて揶揄したが、前章で述べたように中国は国民に対しての説得作業において相当な苦勞をしていたのである。

日本側が「法律論」を踏襲した結果、外務省高島益郎条約局長の発言が交渉の過程で大きな波紋を呼ぶことになった。9月26日第一回外相会談で、高島は「国際条約論の原則に基づけば、中華民国はこれ以前に、すでに一つの独立した政治実体となっています。自らの法律、政府、警察と軍隊を有しています。ずっとひとつの独立した政体として存在してきました。（中略）私は決して貴国の歴史から台湾を分割させようとするものではありません。（中略）まず、『日華平和条約』の調印が有効であるべきだということ、条約理論上で考えると、調印時、台湾政府はすでに国際社会の承認を得ている独立国家であったということです」と「法律論」を敷衍した<sup>136</sup>。さらに、高島は「日本と台湾の間にはすでに日台条約があって、蒋介石が戦争賠償放棄を明言した。中国との戦争賠償問題はすでに解決済みなので、中華人民共和国との共同声明の中にわざわざ賠償問題と書き入れるべきではない」と注文を付けた<sup>137</sup>。

高島の発言をのちに聞いた周恩来は激怒した。「蒋介石が放棄したからもういいだろうという考え方は我々には受け入れられない。これは我々に対する侮辱である。我々が戦争賠償の要求を放棄するということは、中日両国人民の友好関係から生まれたものなの

<sup>135</sup> 「元首相『死ぬ覚悟』自民『親台派』の抵抗」『朝日新聞』（1997年8月27日）。

<sup>136</sup> 鈴木英司『中南海の100日:秘録・日中国交正常化と周恩来』（三和書籍、2012年）、229-230頁。

<sup>137</sup> 張香山「中日復交談判回顧」『日本學刊』（1998年、第1號）、39頁。

で、日本国民の皆さんの負担が増えないように、放棄しようとしているのです」と大平外相に迫った。さらに、廖承志は「日華条約」の調印は「日本政府が中日両国の間に存在する事実を正視したくないという気持ちの結果です。このようなことから起きる悪い結果は、当然日本政府が責任を負わなければならないのです。したがって日台条約からなるゴタゴタは日本側の問題です。中国側の問題ではないのです」と反論した<sup>138</sup>。結局、「小異を残して、大同を求める」（求同存異）という周恩来の政治的発言に基づき、最後段階の共同声明では、賠償請求権の「権」を落とさせ合意に至ったが、これは日本側が「日華条約」の「法律論」に固持したことの証左であった。

国交正常化における戦争賠償問題の応酬の過程には、日中両国間の政治的取引における「表」と「裏」のさまざまな思惑が潜んでいた。日本側にとっては、「日華条約」という「法律論」は「表」であり、「裏」には戦争賠償に対する拒否的な姿勢があった。これに対して、中国側には「人民友好」という「区別論」は「表」であり、「裏」には「国民政府」に対する不承認の姿勢があった。日本側にある「二つの中国」の有無如何にかかわらず「法律論」の主張は、中国にとっては受け入れがたいものであった。

## 小括

本論文では戦争賠償問題を中心に、日本の賠償観と政策動向を検討してきた。結論的にいって、賠償問題は道義と責任に関わる問題とはいえ、日本政府はそれを権力と利益の問題に絡めようとした。1952年の日華交渉と1972年の日中国交正常化交渉はこのような日本側の「賠償観」を基に展開されてきたといえてよい。

その賠償観は、敷衍すれば戦争責任認識、そして歴史認識につながるものである。特に日中賠償問題の場合は、歴史の問題を考えると、田中宏が指摘しているように、「かつての戦争の被害に対して日本がどういう認識を持ってきたかの延長線上で考えるべき問題」である<sup>139</sup>。すなわち、日中間の賠償問題は、日本が過去の罪過について、いかに誠意を以て対処するかに関わっているともいえよう。また、高坂正堯によれば、「形式的には賠償と名づけなくても、日本は中国に対して、他のどの国よりも多額の賠償を支払うべきではないだろうか。それは具体的な形での戦争責任なの」である<sup>140</sup>。

<sup>138</sup> 鈴木『前掲書』、238-239頁。

<sup>139</sup> 田中宏「日中賠償問題と歴史認識」『季刊中国研究』（1991年、21号）、34頁。

<sup>140</sup> 高坂正堯『高坂正堯著作集第一巻 海洋国家日本の構想』（都市出版、1998年）、105頁。



もちろん、中国に対して加害責任を認め、それに相応しい賠償を支払うべきという認識を持つ一般国民は少なくなかった。しかし、本論文で明らかにしたように、日本政府は到底このような認識をもってきたとは言えない。国交正常化交渉に携わった外務省官僚の橋本恕は、戦争賠償について、「『日本は戦に負けました、これだけの賠償をやりましょう』と言って回るような性格のものでは全くない。賠償というものは、あくまでも勝者が敗者に対してこれだけのものを出せということで、賠償交渉が始まるわけ」と述べた<sup>141</sup>。

これと対照となるのは、中国側の賠償観である。中国政府は確かに 1972 年の時点で戦争賠償の請求を放棄したが、それが「侵略戦争」の責任と反省を前提とした放棄方針であった。この方針は、中国の寛大政策のよりどころとなったものである。中国語の語感からするならば、「反省」は結論ではなく、態度表明の宣言であり、そこから身を以て「反省」の意を示すことと理解されている。つまり、中国の立場としては、日本のその後の対応を見守る——どのような「反省」を見せるのかは日本側が考えるべきことである<sup>142</sup>。しかし、日本側はこれを一回切りの反省と捉え、あるいは必要に応じて「反省」を見せるという姿勢にとどまっている。すなわち、中国が歴史認識問題と戦争賠償問題とセットで考えることに対して、日本側は専ら「国益」を追求し、戦争賠償問題は処理済みという態度で応酬してきたのである。しかし、戦争賠償からの逃避あるいは回避が、「国益」と符合するか否か、さらに、賠償問題が「国益」によって考慮されるべき次元の問題であるかは、再度問われるべき問題である。

日本は確かに二度にわたる交渉を通じて国府及び中国政府から戦争賠償請求の放棄という「利益」を獲得し、国交回復を実現することができた。しかしながら、まさに殷燕軍が指摘しているように、「戦争賠償の支払いは戦争責任をとる重要な意味表示とされている。ここから逃避することで日本が逆に失ったのは、中国国民と日本国民との間の真の民族和解の機会という最も貴重なもの」である<sup>143</sup>。言い換えると、「国交回復」とは必ずしも「友好関係」を意味するものでもなければ、「和解」の達成を意味するものでもない。必要とされるのは「利益」を超える「道徳上」の、いわゆる「戦争責任」に関わる賠償観なのである。

<sup>141</sup> 服部龍二が橋本に対するインタビュー、服部『前掲書』、68-69 頁

<sup>142</sup> 丸川哲史『日中百年の歴史：二つの近代を問い直す』（光文社新書、2006 年）、232 頁。

<sup>143</sup> 殷燕軍『中日戦争賠償問題』、まえがき、v 頁。

## 第四章「忘却」と「想起」： 中国における「南京大虐殺」の語り方

本章では「南京大虐殺」をめぐる中国の記憶を焦点として具体的に検証する。「南京大虐殺」というのは現在の中国人にとって日常的な概念であり、対日戦争において中国国民被害のシンボリックな存在でもある。しかし、果たしてこのような記憶が虐殺発生直後にすでに形成されたのか、それとも何らかのきっかけでこのような記憶が定着してきたのだろうか。というのは、中国は戦争被害国であるものの、自国の被害に関する記憶は二転三転しており、時に完全に「忘却」してしまう時期もあった。「南京大虐殺」は、そうしたなかで最も代表的な例である。本章では「南京大虐殺」が忘却されたり、想起されたりするという事実関係の解明を直接の課題とするものではなく、「南京大虐殺」に関する記憶の急展開をもたらす負の遺産、とりわけ日中両国の歴史和解へのマイナス効果の分析を目的とするものである。

そこで「南京大虐殺」の概念と定義を明確にしたうえで、中国における虐殺の記憶を検証する。本章で明かにしたいことは次の通りである。第一に、呼称から見る日中両国における虐殺事件に対する認識の相違を明らかにすること。第二に、戦時中の中国国内における記憶の実態を検証すること。そこでは国民政府と共産党の記憶を分けて分析する。第三には、戦後中国国内における記憶の変遷、及びその要因について検討することである。本章では本論文の分析枠組みと同様に国内政治の観点に基づき、国共闘争・階級史観・政治的正しさを主要な論点として議論を進めることにする。

### 第一節 呼称とそのレトリックについての検討

1937年12月に南京で日本軍が中国軍民に対して引き起こした虐殺事件は一般的に「南京事件」と呼ばれるが、これは必ずしも定着した呼称ではない。当事件をめぐって日本、中国及びアメリカなどの国々は各様のスタンスを持っており、事件に対する呼称も同一ではない。この事件について、はたして我々は「価値中立」的な呼称で統一できるだろうか。ここでいう「価値中立」という判断基準はバイアスなく不偏不党な判断という意味を有す

が<sup>1</sup>、もし「価値中立」の基準に照らしてみるならば、この事件は「1937年の年末に南京で発生した大量な死亡事件」となる。この定義では加害者も被害者も明言されず、「価値中立」の原則を貫く一種の事実であるが、歴史的な分析にとっては有益な定義とはいえないだろう。

価値判断のほかに、「1937年の事件」をどう呼称するかについて合意がないということは、言語上の問題の一つの反映でもある<sup>2</sup>。日本ではこれを一般的に「南京事件」と呼んでおり、時に「大虐殺」と呼ぶ者もいるが、それは中国語「南京大屠殺」の訳語にあたると思われる。しかし、虐殺という言葉で果たして事件の全貌を再現できるのか、虐殺のほかに必然的に強姦・掠奪・放火などの非道な行為が含まれるのではないか。こういう出発点に立って、I・チャン（Iris Chang）は「レイプ」（rape）を使って当時の惨状を今日の人々に想起させようとした<sup>3</sup>。

日本では「南京事件」という呼称がよく使われているが、それは虐殺の意味合いを認めたくなくて、略称するかたちでこのように呼ぶものもあれば、単純な事件（「虐殺」とは認めない、認めたくない）としてこの言葉を使う場合もある。前者は「南京大虐殺肯定派」の言説にしばしば見られるものである。たとえば、笠原十九司は「南京大虐殺事件、略称としての南京事件は、日本の陸軍並びに海軍が、南京攻略戦と南京占領時において、中国の軍民に対して行った、戦時国際法と国際人道法に反した不法虐殺行為の総体のこと」と定義している<sup>4</sup>。吉田裕は「南京事件、それは日中戦争期の1937年（昭和十二年）12月13日、中国の首都南京を占領した日本軍が、その地でくりひろげた大規模な掠奪・放火・強姦・集団虐殺などの一大蛮行の総称であり、一般的には南京大虐殺とも言われる」と指摘している<sup>5</sup>。「中間派」と自称している秦郁彦はやや控え目なスタンスをとるものの、南京事件を「1937年末、日中戦争の最中に南京で日本軍が引き起こした残虐事件」とその残虐性を強調している<sup>6</sup>。当然日本では「南京事件」を否定するグループ（いわゆる「マボロシ派」）が存在しており、彼らが南京事件を否定するときにも、「南京事件」という言葉自体を使っている<sup>7</sup>。これに対して、小山常実は「日中戦争発生の際は日中いずれも

<sup>1</sup> マックス・ウェーバー著、尾高邦雄訳『職業としての学問』（岩波書店、1980年）。

<sup>2</sup> 楊大慶「南京大虐殺の課題——歴史研究についての考察」ジョシュア・A・フォーゲル編『歴史学のない南京大虐殺』（柏書房、2000年）、181頁。

<sup>3</sup> Iris Chang, *The Rape of Nanking: The Forgotten Holocaust of World War II*, New York: Basic Books, 1997.

<sup>4</sup> 笠原十九司『南京事件』（岩波新書、1997年）、214頁。

<sup>5</sup> 吉田裕『天皇の軍隊と南京事件』（青木書店、1986年）、4頁。

<sup>6</sup> 秦郁彦『南京事件：「虐殺」の構造』（中公新書、1997年）、242頁。

<sup>7</sup> 田中正文『南京虐殺の虚構』（日本教文社、1984年）；板倉由明『本当はこうだった：南京事件』（日

宣戦布告をせず、戦争という意識がないからこそ、『事件』と呼ばれてきた」と述べている<sup>8</sup>。

「南京大虐殺」より「南京事件」という言葉には中間的なイメージが与えられるため、左右いずれの立場の研究者にも使われているのが日本における現状である。それにもかかわらず、「南京大虐殺」と「南京事件」のいずれを使用するかについては、道徳的基準の意味合いも含まれている<sup>9</sup>。「大虐殺」に対して否定的な立場をとる板倉由明は明確に「南京事件」、「南京虐殺」、「南京大虐殺」を区別している。板倉によると、「虐殺」に対する明確な定義はないが、「南京大虐殺」という固有名詞となると話は異なる。それは中国側が主張する 30 万人の犠牲者を満たさなければならなかったためである。これに対して、板倉は「南京事件」（少量殺人の不祥事）を認めたが、「南京虐殺」と「南京大虐殺」という呼称は認めていない<sup>10</sup>。

一方、中国では政府から民間人まで基本的に虐殺の存在を主張するため、「南京大虐殺」と呼ばれるのが一般的である。虐殺事件発生後の 12 月 25 日、中国で代表的な『漢口大公報』紙は「外国人證實日軍在南京大屠殺」（和訳：外人側の情報が確認 敵、南京で大虐殺）というタイトルの記事を掲載した<sup>11</sup>。管見の限りでは、これは虐殺事件発生後「南京大虐殺」という言葉を初めて用いたものである。その後「虐殺」・「殺戮」・「暴行」という表現が使われていたため、「南京大虐殺」が必ずしも定着した呼称とはならなかった。東京裁判をきっかけに、中国政府及び世論は大々的に「南京大虐殺」を使い始めたと考えられる。1946 年に始まった東京裁判において中国側裁判官の梅汝璈は「南京大虐殺」という呼称を頻繁に使い、「南京大虐殺」が世界的に用いられるようになり、日本軍部が中国軍民に対して行った代表的な犯行の一つとして知られるようになった<sup>12</sup>。新中国成立以降、断続的でありながら「大虐殺」という呼称が用いられてきたが、本格的に想起されたのは 1980 年代に以降を待たなければならなかった。この時期から、「南京大虐殺」という呼称が定着し、シンボル化されていたことは周知の通りである。

---

本図書刊行会、1990 年）を参照。

<sup>8</sup> 小山常実『歴史教科書の歴史』（草思社、2001 年）、33 頁。

<sup>9</sup> Jane Yamazaki, *Japanese Apologies for World War II: A Rhetorical Study*, London and New York: Routledge, 2006, p.viii.

<sup>10</sup> 板倉『前掲書』、47-52 頁。

<sup>11</sup> 中國國民黨中央委員會黨史委員會編『日軍在華暴行——南京大屠殺下冊』（革命文獻第 109 輯）、（中央文物供應社、1987 年）、165 頁；南京事件調査研究会編訳『南京事件資料集 2 中国関係資料編』（青木書店、1992 年）、24-25 頁。

<sup>12</sup> 梅汝璈『東京大審判：遠東國際軍事法庭中國法官梅汝璈日記』（江西教育出版社、2005 年）、127 頁。

南京における「虐殺」の意味及びその位置づけについてはどのようになっているのだろうか。ここでもやはり呼称の検討から始めることにする。虐殺の英訳には「atrocitiy」と「massacre」という二つの言葉が当てられている。「atrocitiy」という言葉は広く残虐行為を意味し、虐殺と同義ではない。これに対して、「massacre」は事件全体の性格、特に組織性・計画性を強調する意味合いが強い<sup>13</sup>。英語文献では基本的に以上二つの呼称を使う傾向が一般的であるが、日本ではやや中立的に「南京事件」(Nanking Incident)を使うのがその特徴である。これに対し、前述したようにチャンは「Rape of Nanking」という言葉を使い、それは多面的な残虐性の事実を強調するものである<sup>14</sup>。また、楊大慶(Daqing Yang)、吉田俊(Takashi Yoshida)はチャンと同じように「レイプ」という言葉自体を使うが、彼らの研究は虐殺そのものではなく、虐殺をめぐる各国の認識に注目している<sup>15</sup>。

呼称をめぐってもう一つ言及しなければならないのは、南京事件とよく類比される他の事件である。チャンは南京大虐殺を忘れられた「ホロコースト」と見做して国際的に注目されたが<sup>16</sup>、その後「ナンキン・ホロコースト」(Nanking Holocaust)と名づけられる研究が見られるようになった<sup>17</sup>。そのなかで、最も早く南京をナチス・ドイツのホロコーストと比較したのは、かつて東京裁判で中国側の代表判事を務めた梅汝璈であった。梅は「(南京大虐殺の)残虐さは、第二次世界大戦すべての虐殺の中で、ナチス・ドイツがアウシュビッツで行ったユダヤ人ホロコーストに次ぐものかもしれない」と指摘している<sup>18</sup>。また、その性質が異なるにもかかわらず、アウシュビッツ・南京及び広島を並べて議論する既存研究も少なくない<sup>19</sup>。

これに対する批判は、虐殺の性質及び程度の差に焦点を絞るものである。なかでも南京とアウシュビッツとの比較が、しばしば批判の対象となった。岡崎久彦は「ホロコーストは民族の計画的絶滅であるのに対して、南京事件は戦争状態における一般市民の被害の問題である。法的に分類すれば、南京事件はむしろ、広島、長崎の原爆投下やドレスデン、

---

<sup>13</sup> 秦『前掲書』、185-186頁。

<sup>14</sup> Chang, *The Rape of Nanking*.

<sup>15</sup> Daqing Yang, "Convergence or Divergence: Recent Historical Writings on the Rape of Nanjing", *American Historical Review*, Vol. 104, No. 3 (June, 1999), pp. 842-865; Takashi Yoshida, *The Making of the "Rape of Nanking": History and Memory in Japan, China, and the United States*, New York: Oxford University Press, 2006.

<sup>16</sup> Chang, *The Rape of Nanking*.

<sup>17</sup> Peter Li, "The Nanking Holocaust Tragedy, Trauma and Reconciliation", *Society*, Vol.37, No.2(2000), pp.56-65.

<sup>18</sup> 梅汝璈「前掲論文」、19頁。

<sup>19</sup> イアン・ブルマ著、石井信平訳『戦争の記憶——日本人とドイツ人』(TBSブリタニカ、1994年) *Wages of Guilt: Memories of War in Germany and Japan*; 藤原彰編『南京事件をどう見るか——日・中・米研究者による検証』(青木書店、1998年); 馬振犢「侵華日軍暴行與納粹暴行原因比較研究初探」張連紅、孫宅巍主編『南京大屠殺研究：歴史與言説』(江蘇人民出版社、2014年)、277-292頁。

東京の絨毯爆撃、満州、樺太にけるソ連兵の暴行と同じ種類の問題として論じられるべき性質のもの」と指摘している<sup>20</sup>。政治学者の北岡伸一は戦争の侵略性を認めるものの、戦争の残虐さ及び日本における戦争犯罪はナチス・ドイツのホロコーストに及ばないと主張する<sup>21</sup>。すなわち、南京事件は単に日本軍による偶然なインシデント (incident) であるのに対し、ホロコーストは専ら人種絶滅のための計画的なイベント (event) のように捉えられている<sup>22</sup>。しかし、ドイツでは、ヒトラーという人物が出なければ、ホロコーストは避けられたのではないかという指摘もあり、また、ホロコーストはドイツ史における一種の偶然的出来事ではないかという声さえ出されている<sup>23</sup>。

A・S・ホワイトニング (Allen S. Whiting) によれば、中国のマスコミが南京での死者総数は広島と長崎に落とされた原爆の被害より大きいと繰り返し報道するのは、いくつかの理由に基づくものであると述べている<sup>24</sup>。その第一として、これらの報道が二重基準を用いていると示唆している。つまり世界の注目は原爆の犠牲者の方に注がれ、中国におけるこのより大きな人命の損失を無視しているという主張である。第二は、これらの報道は日本が戦争を始めたにもかかわらず、日本が同情される被害者であり、アメリカは原爆使用者として悪者になっていること、したがってこれは、日本人に中国侵略、南京大虐殺の罪悪感を免れさせていることを指摘している。第三に、南京大虐殺は広島や長崎よりもっと残虐的であったと主張している点である。なぜならば、南京大虐殺は個人の行動による積み重ねの結果であるのに対して、原爆による大量殺戮は上空からの爆撃によって瞬時に生じたものであるという。

この議論の不毛性について、メリアは次のように述べている。「(「南京大虐殺」と「ホロコースト」は) 同列の事件だと主張するために、より修辭的な言い方をすれば、20世紀における戦争の残虐化を象徴するものとして引き合いにだされる」ことにある。南京の共謀性は、それが「ホロコーストのぞっとするような面——官僚機構による計画と機械的な処刑——ではなく、個人としての兵士が、銃弾のみならず刀や銃剣を使っておそらくは何万人もの民間人をしばしば陽気な気分で殺害したことを意味するがゆえに、それだけいっ

<sup>20</sup> 岡崎久彦『重光・東郷とその時代』(PHP文庫、2003年)、243-244頁。

<sup>21</sup> 北岡伸一「常任理事国入りは日本が果たすべき責任である」『中央公論』(2005年、1月号)、125-145頁。

<sup>22</sup> 前述した梅汝璈の分析は基本的にナチのホロコーストを「システムの殺人」と位置づけ、日本軍が中国に対する暴行を区別している。Barak Kushner, *Men to Devils, Devils to Men: Japanese War Crimes and Chinese Justice*, Cambridge and London: Harvard University Press, 2015, pp.22-23.

<sup>23</sup> プルマ『前掲書』、114-115頁。

<sup>24</sup> アレン S. ホワイトニング著、岡部達味訳『中国人の日本観』(岩波書店、2000年)、83頁。

そう残虐であるように思われる」とメイアは述べている<sup>25</sup>。南京虐殺をホロコーストと同一視する、あるいは南京をアウシュビッツと同一視する見方に関しては、もう少し議論する余地があると思われるが、結果から見れば、南京大虐殺にせよ、ホロコーストにせよ、同様に「人道に対する罪」で審判され、その後の「人道主義の理念」に多大な影響を与えたことは間違いない<sup>26</sup>。そこで本論文では「南京大虐殺」という大虐殺の性格を念頭に置きながら、便宜的に「南京事件」という呼称を用いることにする。

「南京事件」に関する先行研究の多さは「汗牛充棟」といっても過言ではない。そのなかで、当事件がどのように記憶され、どのように語られてきたかというのが本論文の目的である。概略的に述べると、「南京事件」に関する研究は「歴史」と「記憶」という二つの系譜に集約できる<sup>27</sup>。「歴史」としては、主として歴史学者による事件発生当時の論考である<sup>28</sup>。「記憶」については、事件発生後の日中両国及び第三国（主にアメリカ）による認識と語り方を中心とする研究である。それらの研究には歴史学者のみならず、政治学者や社会学者も積極的に関与しているが、これらの議論の主題は「南京事件」の解明ではなく、事件をめぐる論争である<sup>29</sup>。第一章でも述べたように、「歴史」と「記憶」はまったく別個の性格を持っている。R・エバンス（Richard Evans）の言を用いれば、「記憶はプロパガンダの一形態であるが、歴史は真実そのものに関わっている」ということになる<sup>30</sup>。

本論文では中国における「南京大虐殺」をめぐる言説空間の変遷を検証するが、ここでいう「言説」は小熊英二が指摘しているように、「単に文字に書かれた文言のことではない。ある社会の、特定の時代において支配的だった言葉の体系ないし構造」を「言説」と

<sup>25</sup> チャールズ・S・メイア「まえがき」ジョシュア・A・フォーゲル編、田岡良之助訳『歴史学のなかの南京大虐殺』（柏書房、2000年）、7-8頁。

<sup>26</sup> 加藤典洋『戦後入門』（ちくま新書、2015年）、182頁；Kunie Tokudome, “The Holocaust and the Japanese Atrocities”, in Rosenbaum Alan S. ed., *Is the Holocaust Unique? Perspectives on Comparative Genocide*, Boulder, CO: Westview, 2009, pp.201-213.

<sup>27</sup> 張連紅、孫宅巍主編『南京大屠殺研究：歴史與言説』（江蘇人民出版社、2014年）；Feifei Li, Robert Sabella and David Liu eds., *Nanking 1937: Memory and Healing*, New York and London: M. E. Sharpe, 2001.

<sup>28</sup> 洞富雄『決定版 南京大虐殺』（徳間書店、1982年）；笠原『前掲書』；吉田『前掲書』；秦『前掲書』；高興祖『日軍侵華暴行——南京大屠殺』（上海人民出版社、1985年）；孫宅巍編『南京大屠殺』（北京出版社、1997年）；Timothy Brook, *Documents on the Rape of Nanking*, Ann Arbor: The University of Michigan Press, 1999.

<sup>29</sup> 笠原十九司『南京事件論争史：日本人は史実をどう認識してきたか』（平凡社新書、2007年）；藤原『戦争を記憶する』（講談社、2000年）；魏楚雄「歴史與歴史學家：海外南京大屠殺研究的爭議綜述」『歴史研究』（2009年第5号）、152-169頁；フォーゲル編『前掲書』；Yoshida, *The Making of the “Rape of Nanking”*.

<sup>30</sup> Richard J. Evans, “History, Memory, and the Law: The Historian as Expert Witness”, *History and Theory*, Vol.41, No.3, (October, 2002), pp.333-334.

呼ぶことにする<sup>31</sup>。すなわち、「論調」と「言葉づかい」から「南京大虐殺」をめぐる政治的構造を読み取ることが本論文の中心課題である。

## 第二節 戦中と内戦期における「虐殺」の形成

### 一 戦中における国民政府と共産党の記憶

本節では取り扱う時期は南京事件発生した直後（1937年12月）から1949年の中華人民共和国成立（1949年10月）までの期間である。1949年を境界線とする意味はやはり「中華人民共和国成立」という節目と合わせ、新中国の成立による南京に対する新たな言説の可能性を念頭に置くためである。

この時期の中国の国内事情を考慮するとき、対日抗戦期と国共内戦期に分けることができる。抗戦期において最も注目される一つの時期は虐殺直後であり、日本軍の虐殺とほぼ同時期である。具体的にいえば、1937年12月中旬から1938年前半までの半年間である。内戦期において注目される時期は、戦後直後から東京裁判の最終判決までの期間である。抗戦期に関しては「記憶」というより「歴史」の性格が濃厚であるため、この時期の言説はしばしば第一次資料として利用されている<sup>32</sup>。もちろん資料の出自、信憑性に問題点はあるが、本論文ではもっぱら新聞報道の内容から当時の時代背景と言説空間を探り出し、資料の有効性というより資料が出された経緯、政治的背景を中心に論じていく。

南京事件発生後、南京は日本軍の完全占領下におかれ、外部との交通・通信が遮断され「陸の孤島」、「密室犯罪」的な環境のもとにおかれていた<sup>33</sup>。当時、最初に南京からこの事件を世界に知らせたのは、地元の中国人ではなく、日本軍の南京占領前後に残留した外国人新聞記者及び「南京国際安全区」（Nanking Safety Zone）のジャーナリストと駐在工作員たちである。彼らは直接あるいは間接に虐殺の実態を目撃し、それを外国の報道機関に打電したのである。

南京陥落後間もなく、南京で発生した惨事はアメリカの『ニューヨーク・タイムズ』（*New York Times*）、『シカゴ・デーリー・ニューズ』（*Chicago Daily News*）や『ワシ

<sup>31</sup> 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉——戦後日本のナショナリズムと公共性』（新曜社、2002年）、17-18頁。

<sup>32</sup> 南京事件調査研究会『前掲書』、6頁。

<sup>33</sup> 笠原『南京事件』、192頁。



ントン・ポスト』 (*Washington Post*) などによって報道され、世界的に注目されることになった<sup>34</sup>。当時、国民政府と南京との連絡は完全に遮断されていたため、南京に関する情報源は欧米メディアの報道に拠るしかなかった。それ故、南京事件発生後における中国メディアの報道は基本的に欧米メディアの報道をそのまま引用し、中国国民に向けて報道したものとなっている。そのため、報道の迅速性及び実効性に欠けており、報道内容に対する峻別を厳密に行うことができなかった。

たとえば、1937年12月25日に虐殺の詳細を初めて報道した『漢口大公報』の情報源は、ニューヨーク・タイムズ上海特派員の電報によるものであった<sup>35</sup>。その後、虐殺行為の報道及び批判は相変わらず欧米メディアが主導であり、中国国内の報道は外電を引用したものがもっぱらであった。虐殺事件発生当時、南京に一番近い中央通信社の拠点は江蘇省北部にある徐州であったが、それでも距離的にかなり離れていた。このため、国民政府独自の情報源は南京から徐州に逃れてきた人の証言に頼るしかなかった。たとえば、1937年12月16日の『漢口大公報』の「南京退出時に市街戦」、同17日の「南京の敵軍の放火掠奪」、同18日の「壮烈な一幕」などの記事は全て「徐州発」であった<sup>36</sup>。しかも、これら記事が注目したのは戦争経過であり、虐殺行為はその中心ではなかった。中国の報道機関が自ら体系的に南京大虐殺の実体を報道し始めたのは、1938年1月以後を待たなければならなかった。ここでは南京からの脱出者の情報や南京の難民からの手紙が相次いで掲載され、生存者による虐殺の証言が一気に出されたのであった<sup>37</sup>。

当時の国民政府は虐殺事件に対してどのような認識を持っていたのだろうか。南京は国民政府の首都であり、南京陥落がもたらした意味は極めて重大であったというしかない。国民政府はその後、臨時首都を武漢、重慶に移転し、南京大虐殺を利用して国際社会に向け、日本軍の暴行を大々的に宣伝した。当時戦時宣伝に携わる蒋介石夫人宋美齡はこれを「日本人の宣伝 (propaganda) とは異なり、信憑性のある資料に基づく事実の伝播 (publicity)」と位置付けた<sup>38</sup>。文俊雄のまとめによると、国民政府側が取った具体的な措置はおもに以下のようなものである。①日本・アメリカ・イギリスなどの国々で南京大

<sup>34</sup> Yoshida, *The Making of the "Rape of Nanking"*, p.36.

<sup>35</sup> 張憲文、呂晶『南京大屠殺史料集・特輯 74：中方史料（下）』（鳳凰出版傳媒集團、江蘇人民出版社、2010年）、403-405頁。

<sup>36</sup> 南京事件研究会『前掲書』、23-24頁。

<sup>37</sup> 南京事件研究会『前掲書』、7頁。

<sup>38</sup> 文俊雄「國民黨戰時對外宣傳與南京大屠殺真相傳播」張連紅、孫宅巍主編『前掲書』、306頁。

虐殺に関するドキュメンタリを上映すること。②イギリスの編集者と協力し、南京大虐殺に関するパンフレットを出版すること。③H・ティンパーリー（Harold J. Timperley, 田伯烈）氏の『戦争とは何か』（*What War Means: The Japanese Terror in China*, 「外人目睹之日軍暴行」）を出版すること<sup>39</sup>。国民政府の宣伝は精力的なものであり、宣伝の標的は国内ではなく、国際向けであることを注目すべきであろう。国民政府の目的はそれを恥辱として国民に知らせるのではなく、南京の惨事を通じて、国際的な注目を集め、欧米からの同情及び援助を獲得することにあった。それ故、宣伝自体は国内に向けての対応及び国内の情報源の利用については物足りなさを感じざるを得ない。

中国において南京事件は今日的には日本軍が中国人に対して行った暴行のシンボルとされているが、当時果たしてどれほど重要視されていたかについては検討する余地がある。国民政府は国際社会に大々的に宣伝したとはいえ、宣伝自体は単に南京事件を取り上げるものではなく、日本軍による一連の犯行の一つとしてこれをアピールしたのである。また、吉田は当時国民政府の宣伝及び報道の重心はもっぱら虐殺事件ではなく、日本軍による毒ガスの使用及び空襲であったことに注目している<sup>40</sup>。そのため、当時の中国にとって「南京大虐殺」は今日的な位置づけとは異なっていた。この時期の「南京大虐殺」事件は国家レベルの記憶というより、地域的かつ被害者個々人の記憶に限定されていたというほうが妥当である。

もう一つ言及しなければならないのは、これに対する中国共産党の反応である。国共合作によって全民族の抗日統一戦線が形成されたとはいえ、共産党が政治的にも、軍事的にも、独立した組織として認められ、また宣伝報道においても独自の新聞や機関誌の発行も許されていた。そこでは共産党の反応を独立のファクターとして見做すことは可能である。日本では虐殺を否定する研究者は南京事件発生後、中国共産党側の報道機関は日本軍による「大虐殺」という報道を掲げていないことを理由に、南京事件が「マボロシ」であると断言する<sup>41</sup>。

当時の状況をみれば、共産党は国民政府と同様に情報源不足の問題を抱え、即時に虐殺に関する報道を行うことができなかった。ある意味では、共産党が直面した状況はさらに厳しかったといえよう。共産党の報道機関は財政的にも、地理的にも恵まれず、国

---

<sup>39</sup> 文俊雄「前掲論文」。

<sup>40</sup> Yoshida, *The Making of the "Rape of Nanking"*, p.35.

<sup>41</sup> 田中『前掲書』、58頁。

民政府統治地域において共産党の新聞が発行されたといっても、報道の制限や発行部数も制限されていた。しかし、共産党系の新聞は遅れがちなながらも、南京の虐殺事件を報道していたのである。井上久士、経盛鴻、孫宅巍などの研究者によると、当時の共産党は南京大虐殺の事実を知っていたのであり、それを積極的に報道したという<sup>42</sup>。延安地区にある『新中華報』及び『解放週刊』などの各紙は、非常に厳しい出版報道条件のなか、1938年に入ってから南京大虐殺事件を積極的に報道し、地域の国民に知らせようとした。情報源は国民政府系の新聞や欧米諸国の報道であるが、かなり正確な報道であったといえるだろう。たとえば、『新華日報』に掲載された「恐怖の南京城、大火三十九日未熄」（1938年1月23日）、「南京紫金山下殺人競賽、寇軍暴行慘絶人寰」（1938年1月25日）、「日寇在南京暴行」（1938年3月9日、11日）、「南京同胞慘遭的蹂躪」（1938年5月30日）などがあげられる<sup>43</sup>。

もちろん当時の共産党では、「南京大虐殺」が中国各地の日本軍による数多くの残虐事件のなかでもきわだって突出した出来事であるという認識は希薄であった。特に延安を本拠地とする中国共産党中央は、中国各地とりわけに華北の八路軍地区における日本軍の残虐行為にかなり注意を払っている反面、南京事件における被害規模の大きさ、「全人類に対する宣戦」という認識や当時の国際的反響に関する対応に欠けるところがあったのも事実である<sup>44</sup>。国民政府の戦時宣伝と同じように、その視角や関心の程度には差があるものの、虐殺自体を無視することはなかった。

## 二 国共内戦期における南京大虐殺の記憶

日本敗戦後、国民政府は首都を南京に戻した。「南京事件」は日本の侵略責任を問う象徴的な事件となった。敗戦の日本に対して蒋介石はすでに「以德報怨」の演説を行ったにもかかわらず、日本軍が行った「南京大虐殺」に対しては決して許そうとはしなかった<sup>45</sup>。その具体的な措置としては、「東京裁判」では南京大虐殺の責任者であった松井石根をA級戦犯とさせるとともに、「南京裁判」では部下の責任者をB・C級戦犯と

<sup>42</sup> 井上久士「南京事件と中国共産党」洞富雄、藤原彰、本多勝一編『南京事件を考える』（大月書店、1987年）、166-182頁；経盛鴻「延安中共報刊和圖書對日軍南京大屠殺的報道與評論」張連紅、孫宅巍主編『前掲書』、311-324頁；孫宅巍「論國共兩黨對南京大屠殺的共識」『民國檔案』（2005年、第2號）、105-109頁。

<sup>43</sup> これらの報道について和訳の一部は、南京事件調査研究会『前掲書』、59-63頁を参照。

<sup>44</sup> 井上「前掲論文」、180頁。

<sup>45</sup> 嚴海建「國民政府對南京大屠殺案審判的社會影響分析」張連紅、孫宅巍主編『前掲書』、475-485頁。

して虐殺の責任を厳しく追及したのである。この時期、国民政府は初めて「南京大虐殺」を国民的な記憶と位置付けたのである。

戦後における「南京大虐殺」の詳細について大きな役割を果たしたのは『中央日報』であった。国民政府の機関紙である『中央日報』は、南京軍事法廷及び極東国際軍事法廷における南京大虐殺に関する記事を随時報道し、国民の関心を呼び起こした。さらに『中央日報』は、積極的に生存者に対して聞き取り調査などの情報収集を行い、国民政府に裁判の進めかたなどへの助言もしくは批評を展開した。国民政府は南京軍事法廷の審判を一般公開して、できるかぎり国民（とりわけ南京市民）に虐殺の事実を伝達し、被害の記憶を想起させようとしたのである。

この時期における国民政府の宣伝は戦中とは全く違い、もっぱら南京事件のみを取り上げ、日本軍によるその他の暴行を寛大精神に基づき不問のままにしたのである。戦犯と認定される場合でも、普通の戦犯の場合は、特に事情がなければ迅速に審判し、寛大原則に則って日本に返還する方針が策定された<sup>46</sup>。特に日本軍が華北で起こした「三光政策」や都市に対する無差別爆撃はさほど重要視されなかった。その理由について、蒋介石の寛大政策があったことはもちろんのことだが、国共内戦の開始及び審判長期化に伴う経済的負担なども考慮されよう。しかし、「南京大虐殺」の取扱い方は明らかに異なるものであった。前述したように、南京が国民政府の首都であり、南京保衛戦で大きな犠牲を払ったことから、記憶の責任を痛感していたに違いない。

一方、中国共産党は「南京大虐殺」をそれほど重大視したとはいえない。1945年9月5日、日本政府が公式的に降伏文書に署名したことについて、中国共産党の機関紙『解放日報』は「慶祝抗戦最後勝利」（「抗戦最終的勝利を祝う」）という記事のなかで、1937年盧溝橋事変以来日本軍が犯した犯罪・虐殺など網羅的に並べていたが、「南京大虐殺」に関する記述は見つからなかった<sup>47</sup>。また、9月14日同『解放日報』の社説「嚴懲戦争罪犯」（「戦犯を厳しく懲罰せよ」）では松井石根の名が挙げられたが、それも一般レベルの戦犯者としてであり、特に南京における虐殺などに触れることはなかった<sup>48</sup>。さらにこの社説は、松井石根を侵略者としてではなく、半軍事団体及びファッショ団体の責任者及び戦争扇動者として批判していたのであった。つまり、「人道に対する

<sup>46</sup> 郭必強、姜良琴等編『南京大屠殺史料集・第19冊：日軍罪行調査委員會調査統計』（鳳凰出版傳媒集團、江蘇人民出版社、2006年）、28-29頁。

<sup>47</sup> 田桓主編『戦後中日関係文獻集』（中國社會科學出版社、1996年）、17頁。

<sup>48</sup> 同上。

罪」より、共産党が強調したのは松井の「平和に対する罪」である。ここからわかることは、当時の共産党側は未だ「南京大虐殺」に関する基本事実などについて把握していなかったと同時に、さほどの関心も持っていなかったことである。

「東京裁判」では「南京大虐殺」は日本軍部の代表的な犯罪として注目を集めた。東京裁判に関しては、共産党側は基本的に事実通りに報道し、裁判の実体を解放区の民衆に伝えたという。たとえば、1946年5月発行した共産党機関紙『人民日報』は虐殺の事実というより、中国人の東京裁判における証言が報道の中心であった。筆者は当時発行の『人民日報』に当たったが、「南京大虐殺」に関する記事は二つあり、いずれも1946年8月東京裁判の法廷における当事者の証言であった<sup>49</sup>。

こうした新聞の記事から見ると、当時国民政府の「南京大虐殺」に関する報道は共産党のそれより明らかに多かった。それは技術的な理由にもよるが、政治的な理由があったことも否定できない。前者についていえば、共産党系機関紙の発行数の少なさ、及び地理的に南京から離れていたことが挙げられる。これに対して、政治的な理由はより重要であり、それは今日至るまで中国人の南京に対する記憶に影響を与えているといえよう。当時、国共内戦はすでに一触即発の状態であり、共産党は一地方政権として、国民政府の首都（いわゆる国民統治地区、「国統区」）に発生した虐殺などを報道することが現実的利益をもたらすとは考えていなかったからである。I・ブルマ（Ian Buruma）は当時の共産党の思惑を次のように分析している。

1937年当時、国民党政府の首都南京には共産党の英雄たるべき指導者は存在していなかった。それどころか共産主義者自体、一人もいなかったのである。南京や上海など、中国南部の者の多くは蒋介石軍の兵士たちだった。そして生存者たちも、反共産主義的な階級あるいは政治的背景が原因で、毛沢東主義者らの粛清を生き延びるのに精いっぱいであり、日本侵略下の出来事などを構っている状況にはなかったのである。<sup>50</sup>

ブルマはここで単に国共内戦期における共産党の意図を分析するのみならず、その後誕生した新中国の対日政策全体の流れを踏まえていたと考えられる。当時共産党系の報道

---

<sup>49</sup> 「日本帝國主義屠殺南京血賬」『人民日報』（1946年8月1日）；「前金大教授貝德證明 日軍在南京殘暴空前」『人民日報』（1946年8月2日）。

<sup>50</sup> Ian Buruma, "The Joys and Perils of Victimhood", *New York Review of Books*, (April 8), 1999, pp.3-4.

を読むと、中共は一概に「南京大虐殺」を無視していたとはいえ、ただそれを国民党政権批判の矛先としていたのである。例えば、中共は蒋介石の「以德報怨」政策に対して最初から批判的な姿勢を貫いていた。1945年9月14日延安『解放日報』社説「嚴懲戦争罪犯」（戦犯を厳しく懲罰せよ）の冒頭で「日本軍国主義者に対して寛容的な態度を許しておきながら、同盟国人民の大きな犠牲と引き換えに達成された平和を保証することはできない」と説いた。同9月17日の社説「立即收繳在華日軍全部武装」（在華日本軍の武装を即時に接收する）では、「蒋介石が在中国日本軍の武装を接收しないままなのは、それを利用して共産党軍を攻撃するためだ」と批判し、蒋介石の日本に対する寛大政策は結局日本軍を再武装し、共産党軍への侵攻に繋げようとしているのだと述べている<sup>51</sup>。

国共内戦の開始に伴い、「南京大虐殺」は日本軍の中国侵略のシンボルであるとともに、国内的、国際的な政治闘争に道具化される側面も看過できなかった。それ故、「南京大虐殺」は「歴史事実」という性質より、政治化された「歴史事件」と捉えるほうが妥当である。また国共内戦における共産党軍の力も増強され、「南京大虐殺」に関する言説の語り方は、「国民党政権批判」から日本を支配しようとするアメリカ帝国主義批判に目が移った。1949年中華人民共和国成立の直前、『人民日報』は「南京大虐殺」生還者の証言を取り上げ、「国民党反動政府とアメリカ帝国主義の日本軍国主義戦犯の引渡しを厳罰する」と要求した<sup>52</sup>。さらに対日講和に関して、共産党はすでに国民政府を相手とせず、直接にアメリカ帝国主義を批判し、全中国を代表する合法政府であることをアピールした。

「南京事件」は中国では「南京大虐殺」として知られているという事実は、国民政府によって遂行された南京の戦犯裁判のプロセスによって部分的に説明することができる<sup>53</sup>。しかし、戦中及び戦後の国共内戦期における中国側の言説は、基本的に地域的な範囲を超えることができず、大虐殺に対する記憶も結局個人及び特定集団の記憶にとどまっていた<sup>54</sup>。聶莉莉の定義によれば、この時期においては「南京大虐殺」という記憶はあるものの、それは南京地元の「個人の記憶」と「集合的記憶」にすぎず、「国家の記憶」まで至ることはなかった<sup>55</sup>。

<sup>51</sup> これについては、Kushner, *Men to Devils, Devils to Men*, pp.93-121 を参照。

<sup>52</sup> 「南京各界控訴日寇罪行抗議美帝扶植日本侵略勢力復活 要求速定對日和約嚴懲侵華戦犯」『人民日報』（1949年7月10日）。

<sup>53</sup> 楊大慶著、小沢弘明訳「歴史家への挑戦：『南京アトロシティ』研究をめぐって」『思想』（1998年、8月号）87頁。

<sup>54</sup> 嚴海建「前掲論文」、484頁。

<sup>55</sup> 聶莉莉『中国民衆の戦争記憶——日本軍の細菌戦による痕跡』（明石書店、2006年）、32頁。

一方、共産党は内陸部の延安を拠点にし、技術的な制限を受けることもあり、結局南京大虐殺に対して積極的に取り組むところまではいかなかった。こうして「南京大虐殺」が政治的に利用されたことは否定できない。とりわけ国共内戦期においては、国民政府と共産党政権いずれもが虐殺を忘却しなかったにもかかわらず、その記憶の操作については根本的に相違が見られた。国民政府にとっては、南京が首都であり、その被害は国民政府軍による抗日戦争の犠牲の証でもあるため、それを積極的に宣伝しようとした。たとえ日本に対して宥和政策が出されたとしても、南京事件に対してはけっして寛容とはいえなかった。中国共産党側は当時非政権政党（野党でもない）の立場にあり、常に国民政府に対して批判的なスタンスをとっていた。つまり、「南京大虐殺」に対して直接に日本を批判するのではなく、むしろ南京大虐殺を梃子として国民政府の対日宥和政策を批判したのである。

さらに、国共内戦の最中でもあり、日本軍の残虐行為ではなく、国民党と共産党は、彼らの現前の敵対者（共産党にとっては国民党、国民党にとっては共産党）が中国人民に与えている「残虐行為」を宣伝することに腐心していた<sup>56</sup>。しばしばそのような「残虐行為」は日本軍のそれに喩えられ、時には後者をしのぐものとして描かれることさえあったのである。例えば、1945年12月13日付の国民党系『中央日報』は「山東省は苦しみ続けている——日本支配の八年間によってもたらされた損失より、共産党が三か月で与えた損失の方が大きなものとなった」という記事を掲載している。これに対して共産党系『人民日報』は「蔣の率いる盗賊は恥知らずにも日本の侵略者が人民を虐殺するのに使った方法を用いている」と国民政府の軍事政策を批判した。国共内戦のなかで、国民党と共産党がかつて共同的に抗日闘争するという姿勢はもはや消滅し、日本の残虐性が内戦期の宣伝道具として用いられたのである。それゆえ、「南京大虐殺」の「公式」の記憶は当事者によって二つに分れたが、両方の当事者とも内戦の敵対者を冒瀆する点では同じような行動をとった<sup>57</sup>。国共両党及びそれぞれが率いる人民が互いに憎悪を増す一方、結果として日本に対する憎悪は知らず知らずのうちに「緩和」或いは「解消」されることにもなった。

この戦時中及び戦後初期における「南京大虐殺」の言説は基本的に地域の範囲を超える

---

<sup>56</sup> 徐曉宏、リン・スピルマン「政治的中心、進歩的な物語と文化的なトラウマ」金美景、B・シュウォルト編著『北東アジアの歴史と記憶』（勁草書房、2014年）、128頁。

<sup>57</sup> 同上、132頁。

ものではなく、被害者個人及びその周辺に住む地域住民の集団的な記憶といえるだろう。国家はそれを一つの重要な記念行事とすることもなく、対日政策上における位置づけはそれほど重要なものとはならなかった。内戦中に南京大虐殺に関する唯一の記念論説と記事が、第八回と第十回の記念日を迎えたとき（1945年12月13日と1947年12月13日）に国民党の『中央日報』に掲載されたが、共産党の『人民日報』は関連記事を報道しなかった。この新聞記事の内容を読んでみても、「南京大虐殺」の重要度が一目瞭然である。

### 第三節 新中国における「南京大虐殺」の忘却と想起

新中国成立以後における「南京大虐殺」の記憶については、時期区分を行って検討する研究が多く見られる<sup>58</sup>。吉田俊は日・中・米三カ国の事情を踏まえながら、それぞれ南京大虐殺に関する記憶を「1945-1971年、1971年-1989年、1989年-現在」と三つの時期を区分している。1945年、1971年、1989年がそれぞれ第二次世界大戦の終結、米中和解・本多勝一の南京訪問、天安門事件であり、おおきな転換点として捉えられている。本論文では日中関係の動向を踏まえるとともに、『人民日報』の記事を基準にして以下のように三つの時期を区分して検討する。それは「1949-1960年、1961-1981年、1982年-現在」という三つの時期区分である。

まず本節では『人民日報』の新聞記事を中心に、事実の検証よりは、報道のスタイルから当時の中国の政治的思惑及び中国における対日政策の経緯を読み取ることにする。日本や西側民主国家ではメディアの監視機能の側面を評価し、「第四の権力」と呼ぶことが少なくない。他方、メディア自身が支配的権力に完全に従属し、単なる伝令とみなされる場合もあり、そこではメディアは「使用人」（Servant）的役割と批判的に呼ばれることになる<sup>59</sup>。そうしたなか『人民日報』は、中国共産党系の機関紙として、基本的に中国政府の意向を反映するものであることは言うまでもないが、『人民日報』の記事から中国政府の内外政策を読み取る研究は、まさにその「使用人」的役割を重視する証左ともなる。岡部達味の『人民日報』の記事を計量化して中国の対日政策に関する研究、張清敏の『人民

<sup>58</sup> Yoshida, *The Making of the "Rape of Nanking"*; 錢春霞「南京市民對南京大屠殺的記憶——以媒體報道爲中心」張連紅、孫宅巍主編『前掲書』、293-310頁。

<sup>59</sup> Susan Pharr, "Media as a Trickster in Japan: A Comparative Perspective", in Susan J. Pharr and Ellis S. Krauss eds., *Media and Politics in Japan*, Honolulu: University of Hawaii Press, 1996, pp. 19-43; 蒲島郁夫・竹下俊朗・芹川洋『メディアと政治』（有斐閣、2007年）。



日報』の記事からいくつかのキーワードを抽出した中国対外政策の思想根源に関する研究はその好例である<sup>60</sup>。

本節では「南京大虐殺」の記憶と言説を検証する代表的な研究を紹介していくことにする。既存の研究については、銭春霞が南京の地方紙『新華日報』と『南京日報』、何揚鳴が『東南日報』に基づく分析を行っており、また、李紅濤と黄順銘による『人民日報』に基づく分析などがその代表例である<sup>61</sup>。銭と何は中央機関誌や全国紙ではなく、地元紙を利用しており、一地域の集団記憶を検証するには一定の説得力を持っているが、「国家記憶」としての「南京大虐殺」に言及する場合にはやや物足りなさが感じられる。これに対して、李と黄の研究は「南京大虐殺」をキーワードにし、『人民日報』記事のタイトルと内容を検索するなど、「南京大虐殺」を報道する時期と軍国主義、右派批判との関連性を分析したものである。

本節では基本的に『人民日報』の報道に対する「コンテキスト分析」を行うことにするが、李と黄の業績との違いはキーワードの取り扱いについてである。筆者は「南京大虐殺」ではなく、まず「南京」をキーワードとして検索する。そして「南京」に関わるすべての記事のなかで「南京大虐殺」に言及する記事を改めて検索する。その理由は建国後しばらくの間「南京大虐殺」が固有概念として定着していなかったからである。こうした作業を通じて検索範囲を広め、そのなかから「南京大虐殺」に関する記事を網羅的に把握することができると考えている。

以上の方法を通して、筆者が検索できた「南京大虐殺」に関する新聞記事は以下のようになっている。検索方法（キーワード、タイトル、内容）によって得た結果が異なる場合はしばしばあるが、本研究ではそれに対しては特にこだわらない。たとえば、砂山幸雄の研究では1949年から2000年までの『人民日報』を検索した結果、1951年に8、1952年に2、1960年に5、1981年に0、1982年に40、1995年に70、1996年に49、2000年に78となっている<sup>62</sup>。また、李と黄の研究は「タイトル検索」と「内容検索」を踏まえ、1949-1965年に3、1966-1976年に0、1977-2012年に338となっている。

---

<sup>60</sup> 岡部達味『中国の対日政策』（東京大学出版会、1976年）；張清敏、李愷窺「中國對外行爲的思想根源探析」『外交評論』（2011年、第5号）、3-20頁。

<sup>61</sup> 銭春霞「前掲論文」；何揚鳴『《東南日報》——南京大屠殺報道研究』（浙江大學出版社、2014年）；李紅濤、黄順銘「『恥化』叙事與文化創傷的建構：《人民日報》南京大屠殺紀念文章（1949-2012）的內容分析」『新聞與傳播研究』（2014年、第1号）、37-54頁。

<sup>62</sup> 砂山幸雄「戦争をめぐる二つの記憶——日本と中国」『神奈川大学評論』（2001年、第39巻）、68頁。

表 4-1 南京大虐殺に関する『人民日報』の報道状況 (1946-2014)

年代	掲載回数	論点と主張
1946-1960	8	アメリカの日本再武装 米・日・蔣反動派批判
1961-1981	0	人民外交の提唱 日中国交正常化 日中平和友好条約
1982-2014	185	日本軍国主義復活批判 日本の歴史認識批判 愛国主義教育の高揚

出所:『人民日報』データベースに基づき、筆者が作成

#### 一 「他者批判」のための想起 (1946-1960)

『人民日報』は1946年5月15日に河北省平山県西柏坡で中国共産党「晋冀魯豫中央局」の機関紙として発行された。1949年3月人民解放軍の北京無血入城により、本拠地を北京に移し、1949年8月1日から中国共産党中央の機関紙として今日まで続いている。本論文は1946年以來の報道を取り扱っているが、1946-1949年の間は国共内戦の性質を有しながらも、同時に新中国成立の準備段階ともいえる時期である。

1949年10月1日、中華人民共和国中央政府の成立に従い、日本との国交正常化を中国政府の政策視野に入れようとしたが、日本政府が台湾の国民党政権を相手に講和交渉することによって、事実上断念せざるを得なかった。1950年前後「南京大虐殺」に関する二つの記事を検索した。日本軍国主義者による南京での暴行を取り上げたものであるが、その焦点は日本ではなくアメリカの共謀と戦後アメリカによる日本の取り込み政策である。例えば、1949年7月10日の報道では「南京各界人民は日本軍国主義者が南京を侵略した期間における暴行を控訴し、米帝国主義による日本軍国主義復活政策に抗議し、日本侵略戦犯を厳罰することを要求する」と書かれている<sup>63</sup>。1951年2月13日の報道では初めて30万人の数字が出され、「1937年12月南京陥落後、30万人以上の同胞が虐殺された南京市民は、アメリカが日本を再武装する陰謀に対し憤慨している」という表現が使われている

<sup>63</sup> 「南京各界控訴日寇罪行 抗議美帝扶植日本侵略勢力復活 要求速訂對日和約嚴懲侵華戰犯」『人民日報』（1949年7月10日）。

ここで注目したいのは、中国の批判の対象はアメリカであり、日本はその付属として批判されているという点である。こうした一連の批判のなかで、日本軍国主義は批判の直接の標的ではなく、単なる一つの批判対象でしかなかった。つまり、日本軍国主義はかつてあれほど南京人民を苦しめてきたのに、アメリカがこの軍国主義を復活させよとすることのほうに批判を集中させたのである。特に朝鮮戦争が勃発した後、中国は人民義勇軍を朝鮮に派遣させるなど、米軍との正面衝突がもはや避けられない状況となっていたのであり、中国人民の反米情熱を鼓舞するためにも、対外批判のなかで対日批判の分量を緩め、対米批判を重点的に行ったのである。これは中国政府の立場であるが、果たして中国国民はどのような視線でアメリカと日本を見ていたのだろうか。劉燕軍によれば、当時中国国民、とりわけ南京市民は「日本に対して非常に憎んでいるが、アメリカにはそれほどの憎みはなく、むしろ、南京大虐殺期間にアメリカ宣教師たちが行った積極的な救助に対して感謝の気持ちを多くの者が持っていた」ということである<sup>65</sup>。

「日本を通して反米する」（「透過日本來攻撃美國」）は「蒋介石の腐敗を通して米国の本性を暴露する」（「透過蒋介石政權的腐敗來揭露美國的真面目」）と同じく、新中国成立における外交政策の基本であった<sup>66</sup>。しかし、アメリカが戦時期において中国の同盟国であり、中国に与えた残虐行為は日本より遥かに少なかったものであり、そのため、日本の侵略を媒介してアメリカを批判するほかはなかった。当時の中国の行動綱領は「日本軍の南京暴行への控訴を出発点にし、米帝国主義と蔣匪反革命分子を連携し、米・蔣・日は意気の投合した悪者同士であること」を強調していた<sup>67</sup>。

さらに、朝鮮戦争の進行に従い、国内では「抗米援朝」の愛国運動が大々的に展開され、不幸にも「南京大虐殺」は反米の道具として利用されたという。例えば、南京陥落後にアメリカ人宣教師や大学教員によって組織された「南京難民区国際委員会」は「日本侵略軍の代弁者であり、日本軍の点呼に従い、婦人を日本軍に送るなどの行為が頻繁に発生した」と批判している<sup>68</sup>。これをきっかけに、「南京大虐殺」においてアメリカ側の不正行為を摘発するキャンペーンが南京市内で行われ、数多くのアメリカ人大学教員や宣教師が批判

<sup>64</sup> 「南京等五大城市人民遊行示威 堅決反對美國重新武裝日本」『人民日報』（1951年2月13日）。

<sup>65</sup> 劉燕軍「南京大屠殺的歷史記憶（1937-1985）」『抗日戰爭研究』（2009年、第4号）、5-22頁。

<sup>66</sup> 黃金鱗「以戰爲治的藝術：抗美援朝」汪宏倫主編『戰爭與社會』（聯經出版、2014年）、249頁。

<sup>67</sup> 中共南京市委党史弁公室、南京市档案局編『南京抗美援朝運動』（中共党史出版社、2002年）、38頁。

<sup>68</sup> 「追記日寇南京大屠殺的血海深仇」『新華日報』（1951年2月26日）。

の標的とされており、なかには強制返還される事例も出たという<sup>69</sup>。

1952-1959年の間、「南京大虐殺」に関する報道は一旦沈静化したが、1960年に入って再び活発になった。1960年は「日米安保条約」改定の年にあたり、中国政府は日本人民の反岸・反米運動を支援するかたちとして、日本軍国主義批判のキャンペーンを展開したのである。1960年に「南京大虐殺」について四つの記事が検索されたが、いずれも「安保闘争」最中の5月に掲載されたものである。たとえば、1960年5月14日の報道では「1937年に日本帝国主義侵略者に蹂躪された南京市では、40万人の市民によって自発的な『日米軍事同盟条約反対』の集会が行われた」という内容の記事が掲載されている<sup>70</sup>。注意したいのは、日本軍の南京における暴行のみならず、国共内戦の時にアメリカ人による暴行（三名の南京市民が溺死させられた事件）を取り上げて批判したことである。

朱建栄によれば、1949年の中華人民共和国建国から1972年の日中国交正常化に至るまでの間に、中国政府は前後三回の日本軍国主義批判のキャンペーンを展開した<sup>71</sup>。第一回目は新中国成立から朝鮮戦争までの間であり、第二回目は岸信介政権（1957-1960、特に1960年代の日米安保条約改正に対する批判が激しかった）の時代である。『人民日報』の「南京大虐殺」に関する記事は批判キャンペーンに合わせて1950年前後と1960年に集中的に登場したことは偶然ではない。ある意味では「南京大虐殺」は「日本軍国主義批判」の材料として使われたといっても過言ではない。しかしながら、中国政府による「日本軍国主義批判」は決して日本政府を名指して批判するのではなく、専ら「対米従属」的な「日本軍国主義」を批判の対象としてきたと解釈できる<sup>72</sup>。したがって、この時期における中国の対日批判はあくまでもアメリカが主要敵という全般的な認識のなかで行われたものであり、「対日批判の狙いは対アメリカ批判」と言い換えてもよい<sup>73</sup>。

こうして、「南京大虐殺」に対する感情と事実の間にはズレが生じてきたのであった。本来南京市民が最も憎むべき対象は日本であったにもかかわらず、結局中国政府の政策に従ってアメリカを批判せざるを得なかったのである。中国国民、特に南京の人々は正々堂々と真正面から「屈辱の記憶」を言い出す機会を逃してしまい、中国における記憶の断

<sup>69</sup> 「金陵大学対美帝的控訴」『人民日報』（1951年1月31日）；「基督教天主教愛国運動繼續發展」『人民日報』（1951年8月29日）；Yoshida, *The Making of the "Rape of Nanking"*, p.68.

<sup>70</sup> 「絶不容許日本軍国主義者在美國扶植下捲土重來 南京四十八萬人大示威」『人民日報』（1960年5月14日）。

<sup>71</sup> 朱建栄「中国の対日関係史における軍国主義批判」近代日本研究会編『年報・近代日本研究・16 戦後外交の形成』（山川出版社、1994年）、306-330頁。

<sup>72</sup> 岡部『前掲書』、80頁。

<sup>73</sup> 朱建栄「前掲論文」、309頁。

層がこれにより作られたといえるのである。

## 二 「人民友好外交」の代償（1961-1981）

1961-1982年の20年間は「南京大虐殺」に関する記事が完全に消えた時期である。

『人民日報』のような全国紙・党機関紙のみならず、南京などで発行される地方紙における「南京大虐殺」の記事数は激減した。銭春霞によれば、中共江蘇省委員会の機関紙である『新華日報』（本拠地は南京）は1952年から1981年まで「南京大虐殺」に関する記事数はゼロであった<sup>74</sup>。これと対照的なのは、1950-1951年の記事数は38であった。

この20年間、1972年の国交正常化を転換点にしてさらに二つの時期を区分することができる。1961年から1972年の日中国交正常化までは日中関係は依然として公式関係を有せず、いわゆる「政経分離」という「非正常関係」の継続期である。とりわけ佐藤栄作内閣期には、「日韓基本条約」の締結、日台関係の再確認及び日本資本の急速な東南アジア進出を背景に、急進的な文化大革命を進めていた中国は、日本軍国主義復活の可能性に警戒を示し、特に1970年から1971年は「日本の軍国主義はすでに復活した」としてその批判は頂点に達した<sup>75</sup>。前二回の批判と違い、今回の批判は頂点に達したにもかかわらず、「南京大虐殺」を取り上げて批判した痕跡はみつからない。1950年前後と1960年当時においては、数は多いとは言えないが、「南京大虐殺」は確実に『人民日報』に報道され、アメリカを名指して批判する一方で、日本軍国主義の加害行為の事実を認める中国人は少なくはなかった。したがってその後の20年間、南京大虐殺の記事の消滅は如何にも不可解であると言わざるを得ない。

その理由について、既存の研究ではよく「毛沢東の日本認識」、「文化大革命の影響」、「国際政治環境の変化」が取り上げられている。遠藤誉によると、「毛沢東は『南京大虐殺』に関して触れたがらず、教育現場でも基本的に教えていない。それは中国人民の反日感情と日本国民の反中感情を抑えて日本を台湾の蒋介石側にはなく、毛沢東側につけておきたいという気持ちもあったろうが、最も大きいのは、南京事件が起きたとき毛沢東らは延安という山奥に逃げていて日本軍とあまり戦っていなかったからである」<sup>76</sup>。さらに遠藤は「『南京大虐殺が中国の教科書に載りはじめたのは、毛沢東逝去後、改革開放が始

<sup>74</sup> 銭春霞「前掲論文」、532頁。

<sup>75</sup> 朱建榮「前掲論文」、307頁。

<sup>76</sup> 遠藤誉『毛沢東：日本軍と共謀した男』（新潮社、2015年）、19頁。

まっぴらからのことだ」と補足している<sup>77</sup>。

南京大虐殺の言及の有無に関して、毛沢東個人の日本観に帰結させることは多少信憑性を欠くと言わざるを得ない。また、遠藤の指摘のなかで事実誤認の部分も否定できない。たとえば、毛沢東が生きている間に、『人民日報』でも歴史教科書でもきちんと虐殺の事実を伝えた時期はあった。前述した1950年の『人民日報』の報道はその具体的な例である。歴史教科書についていえば、1956年、中国人民大学、北京大学、東北人民大学などの大学が編集した『中国通史——半封建半植民社会時代（下）教学大綱』（草案）が『教学と研究』誌に公刊され、「南京大虐殺」が日本軍国主義占領区の虐殺暴行の典型として『大綱』第三篇第十二章第三節第三項目のタイトルに選択された<sup>78</sup>。また、1957年版の高等学校教科書『中国歴史』第四冊では南京大虐殺の経緯を詳しく記述している<sup>79</sup>。

1960年代に言及が皆無であったのは、当時の中国政府の「人民友好」外交政策が最も重要な要因と考えられる。すなわち、日中友好という外交課題を優先させて、それに悪影響を与えかねない言及を控えようとしたのである<sup>80</sup>。対日「人民友好」政策は「以民促官」（民間交流を以て、政府レベルの交流を促す）のため、1950年後半に導入されたが、岸政権の反共政策で挫折していた<sup>81</sup>。1960年代に入って、岸政権を継いだ池田政権は政治的に低姿勢政策を取り、対中政策もある程度緩和される模様を呈した。これを受け、中国政府は民間交流を再開させ、経済分野においては「LT貿易」（廖・高碕）という「覚書貿易」のかたちで活発に展開されるようになった。中国は「民から官へ、経済から政治へ」というルートで徐々に日中関係を国交正常化の軌道に乗せることを望んでいたが、日本側が慎重な姿勢を崩さず、民間関係と公式関係、経済関係と政治関係を厳格に区分し、「人民友好」外交を国交正常化の打開策とする意図は実質的には難航したのであった<sup>82</sup>。

「人民外交」のもとで、1960年代においては、民間や知識人などの南京大虐殺に関する研究が出版あるいは公表されることは少なかった<sup>83</sup>。1960年5月26日の『人民日報』によると、日本人民の反岸政権・反米帝国主義を支持するかたちとして、南京大学歴史学科の若手研究グループは「南京大虐殺」というパンフレットを作り、日本ファシストが南

<sup>77</sup> 同上、20頁。

<sup>78</sup> 中国人民大学他「中国通史——半封建半植民社会時代（下）教学大綱（初稿）——新民主主義革命時期（1911-1949）」『教学と研究』（1956年、7月8月合併号）、70-82頁。

<sup>79</sup> 高級中学教本『中国歴史第四冊』（人民教育出版社、1957年）。

<sup>80</sup> 砂山「前掲論文」、68頁。

<sup>81</sup> 劉建平『戦後中日関係：「不正常」歴史的過程與結構』（社会科学文献出版社、2010年）、139頁。

<sup>82</sup> 井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）、295-296頁。

<sup>83</sup> 高蕊「記憶中的傷痛：階級建構邏輯下的集體認同與抗戰敘事」『社會』（2015年、第3號）、82頁。

京において行った暴行を暴いた<sup>84</sup>。しかし、2年後の1962年、当該グループの研究成果が完成した際に、『人民日報』はこれについて報道することもなく、研究成果の出版も禁止されてしまう<sup>85</sup>。また、東京裁判において中国側の裁判官を務めた梅汝璈は、1950年代から「南京大虐殺」に関する文筆活動に力を注いだが、1960年代に公表した「南京大虐殺」に関する文章は、「民族嫌悪感情に挑み、人民友好の大義を破壊した」という理由で批判されたのである<sup>86</sup>。梅の息子である梅小璈の証言によると、1960年代特に文革に入って以後、梅の東京裁判に関する回顧録や日記などは上記の理由で没収され、焼かれてしまったという<sup>87</sup>。笠原十九司によれば、中国政府当局は1950年代、60年代に南京事件に関し生存する被害者に面接調査を行ったが、その結果の詳細は公表されることはなかった。また、1966年から中国では「動乱の十年」といわれた文化大革命が展開されたが、この時は日本軍の慰安婦にされた人たちも日本兵と関係があったというだけで迫害の口実にされ、さらに日本軍に凌辱された女性さえも日本軍と関係があったとして迫害の対象になったのである<sup>88</sup>。

さらに1960年代は、中国国内階級闘争の最も激しい時期でもあった。とりわけ1966年に始まった文革大革命がこの傾向をより一層助長していた。高蕊が述べているように、中国における抗日戦争の記憶はすでに二つの次元で語られている。日本の侵略者は単に「表面的な敵」であり、「真の敵」は国民党政権を代表する「階級の敵」（階級敵人）であった<sup>89</sup>。1965年、当時国家副主席を務めた林彪が抗日戦争勝利20周年にあたり、日本侵略軍の暴行や犯罪など一言も触れず、国民党の「裏切り」、「消極抗戦、積極反共」、「虐殺」などは日本軍より野蛮な行為であったことが強調された<sup>90</sup>。秦郁彦によれば、1960年代における中国の歴史教科書は、南京事件に関して国民政府批判の立場から書かれていた。例えば当時の小中学用歴史教科書は、「国民党守軍十五万人は、ひとたび敵軍に包囲されると、すぐに慌てふためいて退却して……殺害された者は三十万人を下らなかった」と記している<sup>91</sup>。

<sup>84</sup> 「支持日本三池礦工的鬥争 南京三千煤礦工人集會」『人民日報』（1960年5月26日）。

<sup>85</sup> Yanan He, *The Search for Reconciliation: Sino-Japanese and German-Polish Relations since World War II*, New York: Cambridge University Press, 2009, p.153.

<sup>86</sup> He, *The Search for Reconciliation*, p. 153; Yang, “Convergence or Divergence”? p.858.

<sup>87</sup> 梅小璈「後書き」梅汝璈『東京大審判』、158頁。

<sup>88</sup> 笠原十九司『南京事件と日本人』（柏書房、2002年）、233頁

<sup>89</sup> 高蕊 「前掲論文」、83頁。

<sup>90</sup> 林彪『人民戦争勝利萬歳——紀念中國人民抗日戦争勝利二十週年』（人民出版社、1965年）；高蕊 「前掲論文」、84頁。

<sup>91</sup> 秦『前掲書』、264頁。

南京民間抗日戦争博物館館長を務めている呉先斌がこの時期について、「我々はトラウマを抱えていた。しかし、このトラウマに対して悲しむことはできなかった」（「我們有傷，卻從未傷悲過」）と回想している<sup>92</sup>。ここでの「トラウマ」は名実ともに心的外傷であり、それは心の中に潜む傷となって、表出されることはなかった。J・アレクサンダー（Jeffrey Alexander）の説明によれば、「出来事はこうであるが、出来事に対する表現は全く別のことである」と、まさに当時の南京民衆の心境を如実に言い当てている<sup>93</sup>。

このような状況は1970年代までに続いた。1972年の「日中国交正常化」と1978年の「日中平和友好条約」の締結によって、中国政府は「友好」を基調とする対日政策を貫いており、消極的なイメージを有する「南京大虐殺」は決して表面化することはなかった。『東京新聞・中日新聞』論説主幹であった清水美和によれば、1970年代に新人ジャーナリストとして、南京で「南京大虐殺犠牲者の慰霊碑を訪れたい」と何度も要望したが、南京市から「もう過去のことだから」と認められなかったと証言している<sup>94</sup>。こうした状況のなかで、中国国民は政府の説得教育を受けて、日本の指導者を歓声の中で迎えることになったのである。「文化大革命」という非常な時期を考えるうえで、国民は不満があるものの、秩序整然として歓迎した模様が筆者には想像される。

総じていえば1960-1970年代というのは、「階級闘争」が依然として主要任務とされた時期であった。「階級闘争」の持つパワーは抗日戦争の記憶より遥かに強固であり、「階級」は「民族」（日本人VS中国人、我々VS他者、加害者VS被害者）を越えて、ある種の普遍性を持つものであった<sup>95</sup>。こうすることによって、抗日戦争中における加害者と被害者という区分は「人種・民族・国境」を超える階級に代われ、本来加害者であった日本軍兵士が邪悪の加害者ではなく貧乏な無産階級と位置付けられた。中国が描いた図式は、日本人民と「日本軍国主義」の対立を基本とし、前者を中国人民が支援し、後者は「米帝国主義」が操っているという構図であった<sup>96</sup>。毛沢東時代における中国の「友好史観」、「戦争責任区別論」、「人民外交」政策の出発点は基本的にこの論理に依拠している<sup>97</sup>。

<sup>92</sup> 屈建軍「南京！南京！不能忘卻的歷史——訪南京民間抗日戦争博物館館長呉先斌」『中國檔案報』（2014年12月15日）。

<sup>93</sup> Jeffrey Alexander, Ron Eyerman, Bernhard Giesen, Neil Smelser, and Piotr Sztompka, *Cultural Trauma and Collective Identity*, Berkeley, CA: University of California Press, 2004, p.10.

<sup>94</sup> 清水美和『中国はなぜ「反日」になったか』（文春春秋、2003年）、9頁。

<sup>95</sup> 高蕊「前掲論文」、81頁。

<sup>96</sup> 江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本——「愛国主義」の変容と歴史認識問題』（勁草書房、2014年）。

<sup>97</sup> 南京大虐殺記念館館長を務めている朱成山は「革命史観」として解釈している。朱成山「中日邦交正常化對南京大屠殺史學研究與傳播的影響與展望」『南京大屠殺史研究』（2012年、第3卷）、1-9

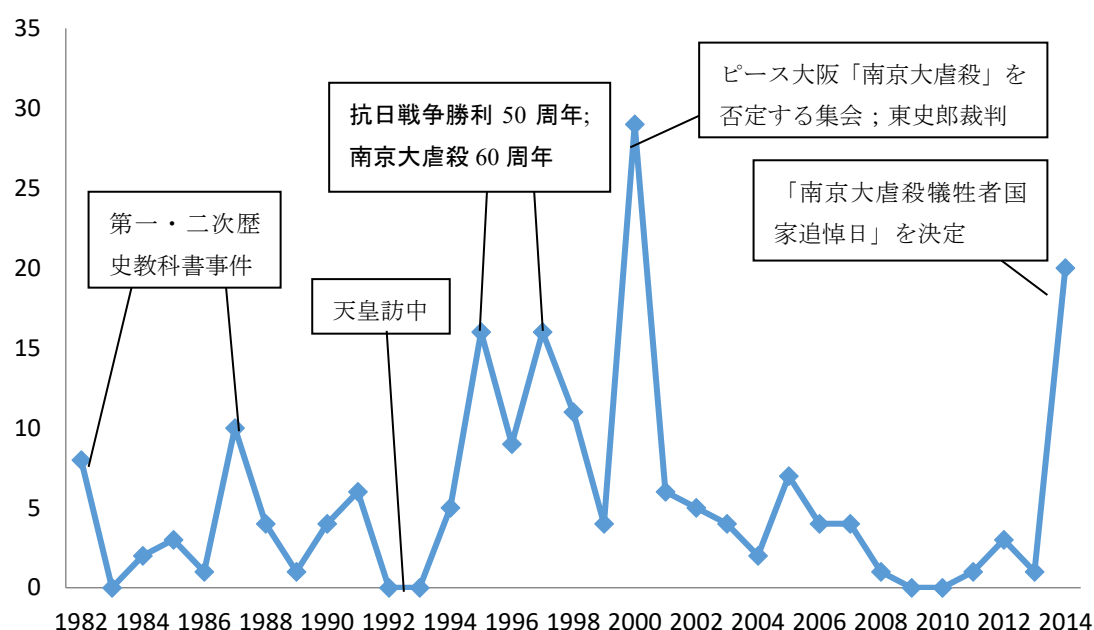


以上の検討から、1960-1970年代は「南京大虐殺」に関する「記憶の断層期」にほかない。社会学者の高蕊はこの時期を「文化性健忘」(cultural amnesia)と定義し、中国政治外交研究者のJ・レーリ(James Reilly)はこの時期を「善意的忘却」(China's benevolent amnesia)の一時期と呼んでいる<sup>98</sup>。上記諸定義のいずれも中国政府の政策を踏まえたものであり、結局のところ「南京大虐殺」の記憶には政治的操作がおおしく介在していたのである。

### 三 「記念儀式」の象徴としての南京大虐殺(1982-2014)

1980年代に入ると、『南京大虐殺』に関する報道は急増し始めた。筆者の調査によると、1982年から2014年までの32年間、『人民日報』による報道記事数は185計上され、ほぼ毎年(報道されない年は1983年、1992年、1993年、2009年、2010年だけ)それに関連する記事が掲載されてきた。そのなかで集中的に報道される年もあれば、それほど報道されていない年もあるが、急増したことは間違いない(図4-1参照)。

図4-1『人民日報』における「南京大虐殺」に関する報道数量(1982-2014)



出所:『人民日報』のデータベースに基づき、筆者が作成。

頁。

<sup>98</sup> 高蕊「前掲論文」; James Reilly, "Remember History, Not Hatred: Collective Remembrance of China's War of Resistance to Japan," *Morden Asian Studies*, Vol.45, No.2, (March, 2011), p.468.

図 4-1 で分かるように、1982-2014 年の報道記事上位 5 位の報道年はそれぞれ、2000 年 (29)、2014 年 (20)、1995 年 (16)、1997 年 (16)、1987 年 (10) である。これらの年に多く報道された理由は中国と日本の国内事情に求めることができる。2000 年が数の上で一位にランク付けられたのは専ら日本側の否定的認識に対する中国の批判である。大阪国際平和センターが「20 世紀最大のウソ『南京大虐殺』の徹底検証」の集会に施設使用を許可したことに対する反発、及び南京大虐殺をめぐる日本友好団体・個人（特筆すべきなのは「東史郎裁判」）の行動は 2000 年『人民日報』の主要内容である。1995 年と 1997 年はそれぞれ「抗日戦争勝利 50 周年」と「南京大虐殺 60 周年」に当たる年であった。2014 年は中国国内の事情、即ち中国政府が公式的に「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」を設定し、盛大に記念し始めた年であった。さらに、時期的に見れば、1995 年から 2000 年にかけて、他のいずれの時期より掲載記事が多かった。これと関連する議論は、当時江沢民指導下の中国における反日的愛国教育の効果であるという指摘もある<sup>99</sup>。つまり、「南京大虐殺」が多く言及されたことは、1994 年からの愛国主義教育の強化により歴史教育において「抗日戦争」が全面に押し出された典型的な例であった。

『人民日報』による報道の頻度は基本的に二つの側面に影響された。まず、日本側の行動それは、とりもなおさずいわゆる「歴史修正主義」的な発言と行動に求められる。つまり、日本側の否定的な発言と行動を受け、中国側からする反発行為と理解してよいだろう。たとえば、1982 年に起こった第一次歴史教科書問題は「南京大虐殺」が想起されるきっかけとなった。1982 年 6 月 26 日、日本文部省が歴史教科書検定に際して「侵略」を「進出」に書き換えようとしたことが、日本の新聞各紙に報道された。その後各紙が 6 月 26 日の報道を誤報と認めたにもかかわらず、中国の批判は止むことはなかった<sup>100</sup>。また、1990 年の「南京大虐殺」に関する報道については、四つの関連記事が検索されたが、いずれも当時衆議院議員を務めた石原慎太郎による「南京大虐殺」を否定する発言に対する批判であった<sup>101</sup>。こうして、まず日本の政治家や右翼団体から挑発的な発言や行動が行われ、それへの対応として中国が批判・反発するという応酬が基本的なパ

<sup>99</sup> Jessica Chen Weiss, *Powerful Patriots: Nationalist Protest in China's Foreign Relations*, New York: Oxford University Press, 2014.

<sup>100</sup> 服部龍二『外交ドキュメント 歴史認識』（岩波書店、2015 年）、24-28 頁。

<sup>101</sup> 「日本衆議員石原無視歴史事実 否認日軍在南京大屠殺的罪行」『人民日報』（1990 年 11 月 16 日）。

ターンである。

もう一つの側面は中国政府内部の行動に求められる<sup>102</sup>。すなわち、『人民日報』などの批判的な報道は基本的には、中国政府指導者の指示によるものであるという解釈である。江藤名保子は1982年第一次歴史教科書「歴史改ざん」批判キャンペーンの政策決定において、当時宣伝工作に携わった胡喬木が果たした役割は重大であったと指摘している<sup>103</sup>。江藤によれば、このような批判的報道は少なくとも二つの政治的効果をもっている。第一に、近代化を推進するにあたり、社会主義イデオロギーに代わる新しい国家凝集力の核として「愛国主義」を導入・普及させることである。第二に、日本に対して顕著であった過剰な期待・依存傾向を抑制し、国内の政治的要請に合わせて対外協調の範囲を調節することである<sup>104</sup>。

李紅濤と黄順銘の調査結果もこの中国の国内政治の側面を裏付けている。李と黄によると、『人民日報』を紙面別から見ると、「南京大虐殺」に関する報道数の6割は国内版に集中されており、残りの4割は国際版に掲載されているということが分かった<sup>105</sup>。さらに、近年の趨勢として国内版の報道数が増加する傾向にあり、国内向けの志向が読み取れる。こうした現状を踏まえて、「南京大虐殺」に関する情報発信は「国内問題」という位置付けが色濃くなってきているといえるだろう。

具体的にこの政治的要請とは何を指すのかというと、時期によってその内容は移り変わってきている。何憶楠は1980年代における中国の対日批判は基本的に「国内政治闘争の結果である」と指摘している<sup>106</sup>。対外政策の全般については、当時中国政府内部では、「改革派」と「保守派」に分かれ対立していた。胡耀邦をはじめとする「改革派」が宥和的な対日政策を取っていることに対して、陳雲や葉劍英などの元老は「保守派」と見做されていた。そして鄧小平は自分の改革開放政策を円滑に推し進めるために、対日政策の分野においても「保守派」の了承を得なければならなかったのである。そうしたなか「保守派」との妥協点の一つは歴史教科書問題をめぐる日本批判であり、「南京大虐殺」記事の頻出もその表れであったろう<sup>107</sup>。

<sup>102</sup> 岡田英弘「『教科書検定』は中国の内政問題だ」『中央公論』（1982年、10月特大号）、82-96頁。

<sup>103</sup> 胡喬木はかつて毛沢東の政治秘書を務め、『毛沢東選集』の編纂に携わったこともあり、中国共産党保守派の重鎮として1980年代に活躍していた。江藤『前掲書』、50-52頁。

<sup>104</sup> 同上、73頁。

<sup>105</sup> 李紅濤、黄順銘「前掲論文」、43頁。

<sup>106</sup> He, *The Search for Reconciliation*, p.230-232.

<sup>107</sup> He, *The Search for Reconciliation*, 212-214.

さらに1990年以降における対日報道の批判的なスタンスは、「反日愛国教育」云々との指摘があるが、愛国教育の最終目的は反日そのものではなく、政権維持の布石であるという点である。清水美和は「天安門事件で共産党の理想が色褪せ、党の威信が大きく揺らいだことで、共産党は支配の正当性を強調するために抗日戦争の記憶を呼び起こす必要がある」と愛国教育の本質を指摘している<sup>108</sup>。こうした状況はE.H.カーの言葉を使えば、国家的社会内の「一見融和しがたい利益を融和せしめる」ための「国内消費ナショナリズム」ということになろう<sup>109</sup>。

こうして「南京大虐殺」が日本を批判するための代表的な事例として取り上げられることが明らかになった。一方、ホワイティングが指摘したように、中国の対日認識は「友好」と「批判」の間の振り子のような存在でもある<sup>110</sup>。政策的合理性の下で批判する必要があるときに、大々的に取り上げて批判する。友好的な姿勢を演出するときには、「南京大虐殺」に関する報道が自制的になる傾向がある。その友好的な姿勢を必要とする事例については、図4-1で示しているように、1992年前後における「南京大虐殺」に関する報道数が「ゼロ」であったことは、天皇訪中のための雰囲気作りによるものと考えられる。また、2008-2009年の報道数が「ゼロ」であったのは、ポスト小泉時代における日中関係の回復と、「政権交代」後の民主党政権に対する期待をそこに読み取ることができる。

以上、「南京大虐殺」に関する報道の時期と頻度を国内政治的な見地に基づいて分析を試みた。以下では報道の内容を中心に、「国民の記憶」という本研究の趣旨に沿いながら、「南京大虐殺」報道の本質を検証してみたい。

李紅濤と黄順銘は報道内容を四つのカテゴリー（「記念的イベント」、「日本の否定的言説及びこれに対する中国側の批判」、「日本国内の反省」、「虐殺の証拠と証言」）に分けて、報道内容を検証している。彼らによれば、以上の四つのカテゴリーの中で、一番多いのは「記念的イベント」（43.1%）である。「日本の否定的言説及びこれに対する中国側の批判」、「日本国内の反省」、「虐殺の証拠と証言」はそれぞれ27.0%、17.6%と12.3%である<sup>111</sup>。記念的イベントの割合は半数近くに達しており、そのイベントに関する報道は象徴化される傾向にある。これに対して、1980年代から1990

<sup>108</sup> 清水『前掲書』、11頁。

<sup>109</sup> E.H.カー著、井上茂訳『危機の二十年』（岩波書店、1966年）、304頁。

<sup>110</sup> アレン・S.ホワイティング著、岡部達味訳『中国人の日本人観』（岩波書店、1993年）、42頁。

<sup>111</sup> 李紅濤、黄順銘「前掲論文」、45頁。

年代にかけては「日本国内の反省」と「虐殺の証拠と証言」に関する記事は比較的多かったが、近年では減少する傾向が見える。他方、「南京大虐殺」に関する新聞記事の内容はますます記念的な言説に偏重するようになっている。つまり、「南京大虐殺」に対して意識的且つ儀式的に記念する報道が多くみられるということである。もちろん、この儀式を操る主体はほかでもなく中国政府である。例えば、2014年12月14日『人民日報』の一面トップでは「南京大虐殺犠牲者国家追悼日」の盛況を詳しく報道し、南京大虐殺は恰も国家被害の象徴であるかのように位置付けられている<sup>112</sup>。一方、体験的な記事、とりわけ証言者や被害者に関する記事の数は遥かに減少しつつある。国はナショナル・アイデンティティを構築するために、ある歴史的出来事をシンボルとして設定し、記念させることは政治的な合理性を有するが、個人体験の記憶を犠牲にすることはその代償が大きすぎる<sup>113</sup>。少なくとも、その後の民間レベルをベースとする日中の歴史和解の障碍となってきた。

また、記念的イベントに関する記憶の増加と個人体験に関する記憶の減少という、相反した状況は前述した国内政治向けの側面と直結している。「南京大虐殺」をめぐる記憶のダイナミズムは追悼施設や記念的行事とも深く関わっている。1985年抗日戦争勝利四十周年に合わせて、8月15日に「南京大虐殺記念館」（「侵華日軍南京大屠殺遇難同胞記念館」）が開館した。そして、より多くの来館者を招致するため、「南京大虐殺記念館」は無料化することになった。さらに、1997年南京大虐殺事件の60周年にあたり「南京大虐殺記念館」は、第一次愛国主義教育模範基地に指定された。因みに、国家レベルの愛国主義基地「トップ100」のなかで対外紛争に関する基地は合計40カ所であり、そのうち、抗日戦争に関する基地は半分を占める<sup>114</sup>。1985年に建てられた「南京大虐殺記念館」は1995年に大規模な拡張工事を行い、開館以来、1000万人以上が来館している。毎年80以上の学校その他の組織が提携団体となっており、定期的な見学や、共産黨員になった人たち、共産主義青年団に加盟した人たちの記念式典など、各種行事も行われている<sup>115</sup>。これによって、1980年までに中国国内であまり知られていない「南京大虐殺」の実態が幅広く伝播することになり、抗日戦争に関する代表的な「国家の記

<sup>112</sup> 「南京大屠殺死難者國家公祭儀式隆重舉行」『人民日報』（2014年12月14日）。

<sup>113</sup> Joan W. Scott, “The Evidence of Experience”, *Critical Inquiry*, Vol. 17, No. 5, (Summer, 1991), pp.773-797.

<sup>114</sup> ワン・ジョン著、伊藤真訳『中国の歴史認識はどう作られたのか』（東京経済新報社、2014）、156頁。

<sup>115</sup> 同上、158頁。

憶」(national memory)へと格上げされたという。

## 小括

本章では中国における「南京大虐殺」の語り方及び、語り方の背後に政治的操作を中心に「南京大虐殺」の持つ意味を詳しく検討してきた。本章の結論として一言でいえば、中国における「南京大虐殺」の言説は時期によって、強調する側面、焦点及び頻度が移り変わっていることが明確にした。

結局「南京」をめぐる記憶は「国家の記憶」として統合され、戦争被害のシンボルとして定式化されたのである。その頂点は中国全人代による毎年の12月13日を「南京大虐殺犠牲者公式追悼日を設置に関する決定」である<sup>116</sup>。犠牲者を追悼することは理の当然であるが、要は虐殺事件発生から77年経ってはじめて、中国政府によって国家追悼がなされたのである。「今さら」という疑問は湧くかもしれないが、虐殺発生してから77年間における記憶の仕方を問いなおす時期が到来したといえよう

本章の作業としては、「南京大虐殺」直後から今日までいくつかの時期を区分し、中国における虐殺の記憶を検証してきた。この検証から分かることは、戦時期においては国共両党ともに「南京大虐殺」を重要視していたが、今日のようなシンボリックな存在とはなっていなかった。戦後の一時期（特に「東京裁判」前後）「南京大虐殺」は世に知られるようになったにもかかわらず、中華人民共和国の成立に伴い、政治的配慮から「虐殺」そのものがもっぱら焦点から外されてきたといえる。「抗米援朝」や「反米・反日・反蔣」の道具として大々的に宣伝された場合もあれば、「人民友好」や「階級史観」の要請に応じて一気に影を潜める時期もあった。ようやく1980年代に入って、「南京大虐殺」は概念として定着し、政府・メディア・国民が自由に語れるようになったが、その背後にある国家権力の誘導は無視できない。本章では「人民日報」の報道記事数に関する検証を通じて、「南京大虐殺」を日中両国それぞれの国内政治動向などの出来事と関連付けて、南京大虐殺の意味合いと記憶の仕方を明らかにした。少なくとも以下二つの点に触れておきたい。

第一に、「南京大虐殺」は日本侵略がもたらしたトラウマである同時に、中国国内政治による一種のトラウマともいえよう。チャンは「南京大虐殺」が忘れられたことを「二度

---

<sup>116</sup> 「全國人大常委會關於設立南京大屠殺死難者國家公祭日的決定」『人民日報』（2014年2月28日）。

目のレイプ」と定義付け、記憶の責任を強調している<sup>117</sup>。東京裁判の代表検事を務める梅汝璈も「過去の苦難を忘れたら未来に災禍を招きかねない」と説いている<sup>118</sup>。もちろん、チャンと梅はいずれも日本に向けての警告であるが、さしあたり被害国の中国にとってもその例外ではない。新中国成立から1982年「歴史教科書事件」までの間、南京大虐殺に対する記憶が二転三転され、決して一貫性を有する記憶とはいえなかった。これは結局、中国の人々、ことに南京の人々にとって二度目のトラウマと言っても過言ではない。さらに、中国の忘却は日本の一部の政治勢力にとって虐殺事件を否定する絶好の口実となってきた。その結果、この記憶に対する不当な操作は内面的に日中歴史和解に悪影響を与えてきたのであり、これからもその可能性は否定できない。

第二に、1982年以降の「南京大虐殺」の記憶に対し、「反日教育」のラベルが貼られるが、そうした作為的な側面はあるものの、決して「空穴来風」ではない。前節でも述べたように、『人民日報』に関する記事を検証すると、中国の記事数の増幅は基本的に日本側の否定的な行動・挑発的な発言によるものである（表4-1を参照）。すなわち、「日本側の否定的な行動と挑発的な発言がまずあって、中国側の批判と反発がそれに伴って起こる」という構図である。こうした観点からみると、あらためて日本側の南京に対する記憶の仕方を問い直す必要があるだろう。そして日本側における「南京事件」の記憶と忘却について、次章ではさらに詳しく検証していくことにしたい。

---

<sup>117</sup> チャン『前掲書』、239頁。

<sup>118</sup> 梅汝璈「前掲論文」、35-36頁。

## 第五章「隠匿」と「加害」： 日本における「南京事件」の語り方

前章では中国側の側面に注目し、南京大虐殺をめぐる記憶の実態を検証した。しかし、中国側の記憶はあくまでも被害者側からの一方的な記憶であり、加害者側の記憶に対する検証も「日中和解」の前提として欠かすことができないことは言うまでもない。そこで本章では「南京大虐殺」をめぐる日本側の記憶を詳細に考察することにする。

戦争に関する日本側の記憶について、これまで数多くの先行研究は出ているが、日中両国の比較研究はそれほど多くない<sup>1</sup>。そのため、本章冒頭の第一節では「南京」と「広島」を取りあげて、戦争被害記憶の比較を行うことにする。比較の目的は、日本における記憶の特徴を把握することであり、加害の記憶と被害の記憶との間にある相違を指摘するための有用な方法であると考えている。すなわち、日本の戦争に関する記憶は自国の被害の部分強調し、加害部分を軽視、あるいは意図的に隠匿する傾向が示されているからである。これは本章における分析の前提条件であり、この前提条件のもとでこそ、南京大虐殺に関する記憶の位置付けとその重要性ならびに日本人の戦争観が窺えると考えている。

本章の構成は以下のものである。第一に、南京と広島の記事を取り上げ、戦後日本における被害の記憶と加害の記憶の実態を究明する。第二に、戦時期における「南京事件」の隠匿を検討し、事件の隠匿による戦後の日本における加害の記憶について分析する。第三に、戦後における「南京事件」の再発見と忘却を『朝日新聞』の報道記事から説明し、日中歴史和解への影響と和解の可能性について考察する。その際の分析手法は前章と同じように、日本国内政治に注目し、保守化・歴史修正主義・右傾化などを論点として、議論を進めることにしたい。

### 第一節 南京とヒロシマ：加害と被害の相殺？

戦争に対する日中両国の記憶は異なる様相を示している。中国であれ、日本であれ、国

---

<sup>1</sup> Sven Saaler and Wolfgang Schwentker, eds., *The Power of Memory in Modern Japan*, Kent: Global Oriental, 2008. 「南京大虐殺」に関する日中両国記憶の比較については、Takashi Yoshida, *The Making of the "Rape of Nanking": History and Memory in Japan, China, and the United States*, New York: Oxford University Press, 2006 を参照。



民レベルでの戦争の記憶が最も深刻なのは、戦争の被害に関するものである。中国では、侵略戦争というキーワードに関して、「南京大虐殺」「731部隊」「三光作戦」などが挙げられるのに対して、日本の場合は主として「広島・長崎への原爆投下」「東京大空襲」「沖縄戦」などである<sup>2</sup>。そのなかで「南京大虐殺」と「広島への原爆投下」は、しばしば日中両国の戦争被害のシンボルとして記念され、学問的関心も高い<sup>3</sup>。

しかし、「南京」と「広島」とのあいだに一つ大きな相違点が存在している。それは被害事実の相違ではなく、両当事国の被害に対する記憶の仕方に由来するものである。そこでは日本が自国の被害を強調する一方で、他国（中国）に与えた加害の側面を無視している点がしばしば指摘されている。つまり、被害者意識の強調と対照的に加害者意識の希薄さということである<sup>4</sup>。山田朗はこれを「表の記憶」と「裏の記憶」と定義し、分析を行っている。「表の記憶」とは具体的に「栄光」と「被害」というキーワードで表される<sup>5</sup>。戦争の「栄光」の部分は戦勝や凱旋の記憶であるのに対して、「被害」の部分は空襲体験や疎開の「記憶」ということである。一方「裏の記憶」とは、「戦争責任」に直結するものとして、そのキーワードは「秘匿」と「加害」である。石田雄は「国民国家を単位として戦争で殺した敵国人のことは忘れ、殺された自国軍人だけを記憶し顕彰する傾向が」まさに記憶の「表」と「裏」の両面であると指摘している<sup>6</sup>。

さらに、「南京」と「ヒロシマ」はその性格及び事実に関していえば全く別様な事件である。「ヒロシマ」について、もし日本側が「被害者」と呼ばれるならば、その「加害者」は中国ではなくアメリカである。中国は原爆の直接の「加害者」ではないものの、「原爆投下」により日本の降伏を加速させる効果をもったため、当時原爆投下に対して肯定的な見方が主流であった。「南京大虐殺」「731部隊」「三光作戦」などの被害を受けた中国民衆からみれば、「日本が原子爆弾の投下を受けたことは、当然の報いというものであり、

---

<sup>2</sup> 歩平「日中歴史問題の対話空間」菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』（凱風社、2011年）、266頁。

<sup>3</sup> 本論文では南京大虐殺を課題として議論するため、その代表的な先行研究を随時に紹介する。広島への原爆とりわけ戦後の記憶に関して代表的な研究は Anna Shipilova, “From Local to National Experience: Has Hiroshima Become a ‘Trauma for Everybody’?” *Japanese Studies*, Vol. 34, No. 2, (2014), pp. 193-211; 藤原帰一『戦争を記憶する：広島・ホロコーストと現在』（講談社現代新書、2000年）；Lisa Yoneyama, *Hiroshima traces: time, space, and the dialectics of memory*, Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1999. 米山リサ著、小沢弘明、小澤祥子、小田島勝浩訳『広島：記憶のポリティクス』（岩波書店、2005年）。

<sup>4</sup> Roger Jeans, “Victims or Victimisers? Museums, Textbooks, and the War Debate in Contemporary Japan”, *The Journal of Military History*, Vol. 69, No. 1 (Jan., 2005), pp. 149-195.

<sup>5</sup> 山田朗「戦争責任論の現在と今後の課題——戦争の『記憶』の継承の観点から」『歴史評論』（2015年、8月号）、13頁。

<sup>6</sup> 石田雄『記憶と忘却の政治学：同化政策・戦争責任・集合的記憶』（明石書店、2000年）、163頁。

それは当時の圧倒的多数の中国人の認識と一致し<sup>7</sup>。それに対して中国共産党はやや留保的な立場をとった。「ファシズム侵略者にとって当然の報いであり、日本の軍閥に対していかなる同情の気持ちも持たないが、それに騙された罪のない日本人民は別である」と『新華日報』（1945年8月9日）の社説は述べている<sup>8</sup>。これは中国共産党特有の「階級史観」に基づく分析であり、新中国成立以降における対日「戦争責任区別論」政策の原型ともいえよう<sup>9</sup>。

しかしながら、「南京」に関しては、日本が加害者であることは疑いのない事実であった。侵略戦争を挑発した国として、日本はアメリカからの「原爆被害」を受ける一方で、戦争の「加害」という役割を担っていた。そのうえ、中国への「加害」は日本の「被害」より時期的にそれ以前のものであった。しかし、日本側の加害者意識は被害者意識より明らかに希薄であり、同じ土台に立って、「加害」と「被害」の記憶を共有することは困難なことであった。歴史学者の羽仁五郎は「東京空襲のことより南京虐殺のほうを先にはっきり認識しなきゃならない」と説いているが、まさに日本の現実の戦争認識に基づく批判であった<sup>10</sup>。

こうした「加害」と「被害」をめぐる日本側の認識のズレは解消できるものだろうか。大沼保昭は「平和の実現を目指す日中両国民の戦争体験が異なるために、歴史認識の相違が生じ、そのため戦争の歴史をともに記憶化していくことが難しくなっている」と指摘する<sup>11</sup>。日本人は戦争被害の視点から平和について考えがちなため、他民族への戦争責任を意識的に軽視するつもりがなくても、限定的な「自国内の狭い視野」の中にいる限り、「同じ歴史プロセスにおいて戦争被害を受けた国々の体験がどのようなものであるかは理解できない」と歴史学者の歩平は分析する<sup>12</sup>。歩平は「戦争責任区別論」の論理に立ち、この認識のズレを「政治家が意図的に侵略戦争の責任を否定する状況である」と述べるが、結果的に「自国内の狭い視野」が如何に形成されてきたのかということについては、政府・政治家の公式的な場での操作（Official Narrative）にまで遡らなければならない。

政治学者の京極純一が指摘しているように、「戦争責任」の追究については、「軍部が責任者であり、加害者である」という理解が当時日本国民の常識となっており、それを反

<sup>7</sup> 歩平「前掲論文」、268-269頁。

<sup>8</sup> 『新華日報』（1945年8月9日）、歩平「前掲論文」、269頁より引用。

<sup>9</sup> 「戦争責任区別論」について、詳しくは本論文第二章を参照。

<sup>10</sup> 羽仁五郎『日本軍国主義の復活』（現代評論社、1971年）、216頁。

<sup>11</sup> 大沼保昭『東京裁判・戦争責任・戦後責任』（東信堂、2007年）、144頁。

<sup>12</sup> 歩平「前掲論文」、271頁。

映して「日本国民もまた、第二次世界大戦における無辜の犠牲者また被害者である」という位置付けが成立した。こうして「加害者としての日本国民」という倫理的な悔悟の問題、さらに「善と悪」、「生と死」といった人間存在の根源的諸問題については実りある思想的展開が見られなかったのである<sup>13</sup>。日本国民による「軍部と一般国民」の区分は、政府の主張とさほど変わらないが、加害的な側面の無視は結果的に加害事実に対する記憶の共有を不可能にしていったといえよう。

ここにみられる日本側の加害者意識の不在と希薄さは、そのまま事件の「忘却」へと直結していった。フランス哲学者の J・E・ルナン（Joseph Ernest Renan）は「国民が基礎を置くのは、国民を強固に結合する忘却なのである」と指摘しつつ、「忘却それこそが、一つの国民の創造の本質的因子である」と忘却のもつ逆説的な重要性を強調している<sup>14</sup>。さらに、ルナンは歴史学の進歩がもたらす「危険性」について次のように述べている。「歴史学の進歩は往々にして国民性にとって危険です。歴史的探求は、あらゆる政治構成体、最も有益な結果をもたらした政治構成体の起源にさえ生起した暴力的な出来事を再び明るみに出してしまう」からである<sup>15</sup>。

日本は自国の国民性や国家像を構築するために、加害的な側面を軽視する一方、被害的側面を強調してきたのである。例えば、広島と長崎の原爆について、「占領期」が終わると逸早くそれに関する記念行事を行い、被爆者に対する補償なども着々と進めてきた。1952年4月8日、「全国戦没者追悼式の実施に関する件」は内閣によって決定され、1963年から毎年8月15日に日本武道館で行われるようになり、今日まで恒例化してきた。追悼の対象は第二次世界大戦で戦死した旧軍人・軍属約230万人と空襲や原子爆弾等で死亡した一般市民約80万人である。そこでは欧米諸国だけでなく、日本の侵略戦争の直接の対象となったアジア地域の戦争犠牲者の存在は全く視野の外に置かれているのである<sup>16</sup>。

さらに、かつて侵略戦争直接の加害者としての戦犯は、サンフランシスコ講和条約後の戦犯釈放論によって、次々と釈放された。波多野澄雄によれば、元来「大赦」とは戦争責任を認めたくらうで、その罪を赦し、忘却するという考え方である。しかし、国内的には、「戦犯者は責任の有無を曖昧にしたまま、戦争の『犠牲者』とされ、刑死は『公務死』と

<sup>13</sup> 京極純一『日本の政治』（東京大学出版会、1983年）、46頁。

<sup>14</sup> E.ルナン他著、鶴飼哲他訳『国民とは何か』（インスクリプト、1997年）、47頁。

<sup>15</sup> 同上。

<sup>16</sup> 吉田裕『日本人の戦争観』（岩波書店、1995年）、109頁。

なり、遺族援護法や恩給法の対象となり、靖国神社への合祀の道が開かれていくのである」<sup>17</sup>。これに対して、当時国会議員であった大野幸一（社会党）は戦犯釈放決議に「人道主義」の立場から基本的には賛成しつつも、戦犯、或いは残虐なる行為について、「過去に、他国、隣国、特に近きアジアの人民及び国民に対してなした日本の過誤に対しては、悔悟と改悛の意思を表示しなければならない」との反論を行っている<sup>18</sup>。しかし、日本の加害責任を重視する主張はわずかな例外を除き、基本的に少数派に属する。大沼保昭が指摘しているように、「戦争が終わってから 1970 年代初めまでの約 25 年間、日本国民は、日本から侵略され、殺された側の人々のことを考えることはほとんどできなかった。一般に尊敬されている優れた学者や作家などにも、そういう意識は驚くほど欠けていた」ということである<sup>19</sup>。

ここで明らかなことは、日本における「加害」と「被害」に関する特異なる認識と記憶のありようである。自らの被害に関しては、国家式典のかたちで記憶する一方、加害の部分にはできるだけ言及しないように努めてきた。さらに、戦犯釈放の論理で見てきたように、戦争加害という影の部分を栄光の部分に転化する動きが見られた。この日本政府の戦争観について、吉田裕は「ダブル・スタンダード」と呼び、日本国内の戦争責任の曖昧化を批判している<sup>20</sup>。こうした状況の下で、「南京大虐殺」のような加害は、戦後日本における意識構造の中ですっかり影を潜め、再び想起されたのに 20 年以上の歳月がかかったのである。

なぜ南京大虐殺は忘却されたのか。その理由については諸説があるが、筆者が最も注目するのは国家権力側の操作である。日本側の論理を一言でいえば、「加害の忘却」による戦争責任の逃避であり、さらにその上にたって「健全な国家像」を求めたということである。

「南京大虐殺はマボロシである」という「記憶の暗殺者」たちの集中的な出現は 1970 年代以降のことであるが、歴史修正主義者たちの否定的言説を批判する前に、最も注目すべきは、この否定的言説を生み出した戦中そして戦後日本の政治的ダイナミズムである。そこで、本論文では歴史事実や論争史というより、「南京事件」が日本において忘却され、そして想起される政治的作為性を主眼として検討していくことにする。

<sup>17</sup> 波多野澄雄『国家と歴史：戦後日本の歴史問題』（中公新書、2011年）、43-44頁。

<sup>18</sup> 第十三回参議院本会議、1952年6月9日、4頁。

<sup>19</sup> 大沼保昭『「歴史認識」とは何か：対立の構図を超えて』（中公新書、2015年）、76頁。

<sup>20</sup> 吉田裕『日本人の戦争観』、82頁。「ダブル・スタンダード」の定義は第四章注122を参照。

## 第二節 戦時期における「南京事件」の隠匿

「南京事件」の発生当時は日中戦争の最中であり、日本政府や軍部は厳しい言論統制を布いていた。日本軍の残虐行為については、「皇軍の威信を失墜する」として日本国民に知らせないようにしていたため、一般国民が「南京事件」について知ることは困難であった<sup>21</sup>。もちろん当時の政府・軍部指導者は明らかにこの虐殺の事実を知ったうえで、以上のような言論統制を行ったわけであるのだが。秦郁彦の統計によれば、南京攻略戦に従軍した日本人ジャーナリストは、石川達三<sup>22</sup>のような著名人を含めて総勢 100 人以上に達したが、彼らの記事の多くは軍当局が発表した戦況報告や、華々しい武勇伝や戦場美談のたぐいで、日本軍の恥部に触れた記事はほとんど見られない<sup>23</sup>。戦時の日本政府及び軍部の対応については少なくとも以下二つの側面が影響を与えていたと考えられる。

第一に、事件が戦局に与えた影響である。南京は国民政府の首都であり、南京陥落及び日本側の虐殺行為の中国への衝撃、及び国際社会への悪影響は重大であった。日本側の情報封鎖によって、大虐殺の国内的及び国際的な伝播は阻まれたのである。前章で検討してきたように、虐殺発生後の関連情報の少なさは中国の抗戦政策と国際宣伝を阻害する一要因とされ、結局一時期とはいうものの、中国における「南京大虐殺」の記憶の形成にマイナス効果を与えたといえる。

第二に、戦局より最も重要なのは、戦後日本における「加害意識」の形成に与えた影響である。日本軍の情報封鎖は単に中国や国際社会に向けたものではなく、日本国内でも厳しい情報統制のもとにおかれた。こうした政府及び軍部の言論報道統制によって、当時の多くの日本国民はリアルタイムで南京事件を知らされ、衝撃を受けるという歴史体験を持つことができなかった。「このリアルタイムの体験に基づく記憶がないことのもつ意味は深刻で、戦後になって南京事件を事実として認識することに関心を示さず、あるいは認識することに違和感、抵抗感を覚える心理につながることになる」と笠原十九司は指摘し、さらに日本側の隠蔽が功を奏するもう一つの理由として、戦地の南京が日本本土と離れた

<sup>21</sup> 笠原十九司『南京事件論争史』（平凡社新書、2007年）、20頁。

<sup>22</sup> 石川達三はジャーナリスト、小説家であり、戦時中央公論社の特派員として中国戦場に赴き、「南京事件」に関与したといわれる師団をモデルに創作した小説『生きている兵隊』（1938年）は日本国内では皇軍として威信のあった日本軍の実態を実写的に描いた問題作とされ、発禁処分、禁固4ヶ月執行猶予3年の判決を受ける。

<sup>23</sup> 秦郁彦『南京事件』（中公新書、2007年）、15頁。

ところにあった点を述べている<sup>24</sup>。戦時中のドイツでは、国内の各地にユダヤ人強制収容所を設置し、何らかの形でユダヤ人迫害の事実を見聞し、そのような歴史体験を持つドイツ人は少なくなかった<sup>25</sup>。これに対して、中国の戦場は日本の本土を離れて、言論・報道の統制のなかで、日本国民は結局真実を知る機会を奪われたのである。

本節では戦時期における日本側の新聞報道を中心に、日本政府・軍部の言論報道政策に遡及し、それが戦後日本社会における「南京事件」の加害の記憶にもたらした影響について分析する。

大虐殺を否定するいわゆる「マボロシ派」研究者の田中正明は南京事件発生時の新聞報道について、このように述べている。

日本の 120 人の特派記者やカメラマンのほかに、このように各国の記者やカメラマンが競って狭い南京市内の取材にあたったのである。このほかに揚子江には米・英の船五隻が停泊しており、さらに前記したように 27 人の外人が戦前から戦中にかけて駐留し、監視していた。いわば衆人環視、鵜の目鷹の目の中に日本軍は置かれていたのである。しかるに、八年後、日本が大東亜戦争に敗れて東京裁判が開かれるまでは、南京に 10 万、20 万、あるいは 30 万といった組織的・計画的な大虐殺があったというニュースはどこにも報ぜられていないのである。<sup>26</sup>

また、当時、日本国内における関連報道については、田中は次のように述べている。

私はこの本（『南京虐殺の虚構』）を書くため、「朝日」「毎日」（当時「東京日日新聞」）「読売」の三紙の昭和十二年十二月から翌年二月まで、すなわち「南京虐殺」のあったとされる時期の縮刷版（朝日）やマイクロフィルム（東日、読売）をコピーして、当時の新聞報道について詳しく点検した。自主規制や検閲があったとはいえ、この三紙のどのページをくってみても虐殺や暴行の匂いさえも感じされない<sup>27</sup>。

<sup>24</sup> 笠原『南京事件論争史』、20 頁。

<sup>25</sup> Jennifer Lind, *Sorry States: Apologies in International Politics*, Ithaca and London: Cornell University Press, 2008, p.101

<sup>26</sup> 田中正明『「南京虐殺」の虚構：松井大将の日記をめぐる』（日本教文社、1984 年）、224 頁。

<sup>27</sup> 同上、20 頁。

田中は虐殺行為を報道しない新聞を利用して虐殺行為を否定する証拠として挙げるのだが、さらに、当時日本国内の言論報道について、軍部から「箝口令」が出されていたのではないかという疑問に対して、田中は「陸軍省令、海軍省令、外務省令など全然出されていない」と指摘し、虐殺否定の論拠として提示している<sup>28</sup>。これらは田中による一方的な解釈であるが、実際には当時の軍部や政府は戦争の正当性を確保するため、虐殺や暴行に関する言論統制を厳しく行っていたのである。そこでは「内部検閲」と「外部封鎖」と二つの具体的な隠匿措置が最も注目される。

内部検閲とは、政府・軍部は日本人新聞記者からの報道や記事を事前に検閲し、日本軍に不利と考えられる報道を却下する方針をとった。内務省を中心とした検閲部門は新聞・雑誌・ラジオなどの言論報道を厳しく統制し、「南京事件」を含む虐殺などの加害行為に関する事実を国民に隠蔽するように努めていた。その結果、確かに田中が指摘している通り、報道関係各社の記事はほとんど見当たらず、軍事的勝利のニュースが紙面に満ちていた。筆者も当時の『朝日新聞』の報道記事を検索してみたが、ほとんどは日本軍の武勇と勝利の記事であり、戦場の惨烈及び虐殺の報道は見つからなかった。

紙面の新聞記事のほか、写真類も厳しく取り締まられていた<sup>29</sup>。軍部はその下部組織として新聞班を設置し、「新聞掲載事項許否判定要領」を発行した。「判定要領」のなかで、「我軍ニ不利ナル記事写真」及び「支那兵又ハ支那人逮捕訊問等ノ記事写真中虐待ノ感ヲ与フル虞アルモノ」等の禁止事項が明確化された<sup>30</sup>。この「不許可写真」について、評論家の草森紳一は次のように指摘している。「官憲（陸軍省や外務省、逓信省をふくめ）の『検閲』とは情報操作にほかならぬが、『検閲済み』の写真こそが、その主人公である。陽の目をみなかった『不許可』の写真、それに準ずる『保留』の写真は、情報操作の裏面のブラックボックスである。結局、この『不許可』の写真はある意味では目隠ししてしまう政治宣伝術」である<sup>31</sup>。表に現れる報道・記事・写真より、検閲によって「不公開・不許可」とされたものほうがよほど現場の真実を伝えるものであった。日本軍部は当時虐殺的行為を隠蔽する一方で、日本軍による「光」の部分積極的に報道するようにしていた。事実戦時下における日本のメディアは、戦闘による死や破壊そのものの描写は避けて、民

<sup>28</sup> 田中正明『南京事件の総括』（展転社、2001年）、227頁。

<sup>29</sup> 朝日新聞取材班『「過去の克服」と愛国心：歴史と向き合う2』（朝日新聞社、2007年）、89-110頁。

<sup>30</sup> 毎日新聞社編『シリーズ20世紀の記憶 秘蔵の不許可写真1』（毎日新聞社、1998年）、199頁。

<sup>31</sup> 草森紳一『不許可写真』（文藝春秋、2008年）、19-20頁。

間人と協力して大東亜共栄圏建設にいそしむ日本軍、といった類の、民心を鼓舞する映像を掲載しようとする傾向が全面にでていた<sup>32</sup>。

検閲というのは一回限りのものではなく、記事の作成から出版まで何度も検閲されるのが一般的である。従軍記者やジャーナリストの記事が自己検閲はもちろんのこと、自己検閲してのち出先陸軍報道部の検閲を受け、本社のデスクでチェックされることとなっていた。たとえ紙面に載せてみても、内務省図書科（憲兵が常駐）の検閲にかかれば、報道禁止、責任者の処分となるのは不可避であった<sup>33</sup>。南京戦に従軍した兵士が戦地から故郷に送った手紙は各部隊の上部官僚による検閲を受け、最終的に軍司令部が管轄する野戦郵便局の検閲を受けなければならなかった。そして南京戦における虐殺を体験したことのある帰還兵たちにも厳しい「箝口令」が布かれ、憲兵司令部からは全国の憲兵隊へ、内務省警保局からは全国の警察や官庁に対して、帰還兵の言論取締り強化が指示されたという<sup>34</sup>。

外部封鎖とは、国際社会からの南京に関する報道を日本国民に知らせないためにとる措置である。当時の日本政府の封鎖措置について、秦郁彦は「外務省、陸海軍、税関と連係して水も漏らさぬ警戒網が布かれていた」と説明し、海外からの輸入刊行物で「我軍が無辜ノ人民ニ惨虐ナル行為ヲ為セル如ク曲説スルモノ」や「我軍ガ国際公法違反ノ戦闘手段ヲ行使セル如ク曲説スルモノ」として、輸入禁止処分を受けたものはとりわけ南京事件発生後に急増した<sup>35</sup>。前述した石川達三など日本人の著作が発行禁止された例もあれば、外国とりわけ欧米諸国で刊行された書誌が輸入禁止処分を受けた事例も数多くあった。秦の調査によれば、戦争に入って 1938 年 1 月まで輸入禁止処分を受けたものは 25 件あったが、2 月には 109 件へと急増し、3 月には 79 件に減少している<sup>36</sup>。月刊誌などの発行は通常事件発生後 1 か月ほど時間を要するため、2 月に税関に届いた雑誌は 1937 年 12 月や 1938 年 1 月の出来事を報道したものと考えられる。

以上、二つの言論統制の実施に伴い、政府・軍部は日本国民に「良き天皇の軍隊」というイメージを植え付けようとしたが、虐殺の事実を完全に隠蔽することはできなかった。少なくとも、体験者として兵士やジャーナリストが見聞したことは抹殺できなかった。とりわけ虐殺に関わった兵士たちは戦後積極的に証言や記憶メモを残し、虐殺の記憶を残し

<sup>32</sup> テッサ・モーリス=鈴木著、田代泰子訳『過去は死なない——メディア・記憶・歴史』（岩波現代新書、2014 年）、119-120 頁。

<sup>33</sup> 秦『南京事件』、17 頁。

<sup>34</sup> 笠原『南京事件論争史』、37-38 頁。

<sup>35</sup> 秦『南京事件』、22 頁。

<sup>36</sup> 同上。



た<sup>37</sup>。当時ジャーナリストとして上海に駐在していた松本重治はその一人である。イギリスの記者の H・ティンパーレー (Harold J. Timperley) が編集した「戦争とは何か」 (*What War Means: The Japanese Terror in China*) は結局日本政府の情報封鎖によって日本国内に届くことはなかったが、松本はティンパーレーの編集した本の序文で「ティンパーレー君、私も日本人の端くれである。南京の暴行、虐殺は、全く恥ずかしいことだと思っている。貴著が一時は、反日的宣伝効果を持つだろうが、致し方がない。中国人に対し、また人類に対し、われわれ日本人は深く謝するとともに、君の本をわれわれの反省の糧としたい」と綴った<sup>38</sup>。虐殺事実の羅列や数字的検討に対して松本は決してティンパーレーに同意したとはいえないが、彼の言葉は専ら当時の体験者の虐殺認識と心境を如実に反映したものと見えるだろう。

前述した新聞記事の報道のなかで、虐殺に関する記事は許されなかったにもかかわらず、記事の文脈から虐殺に関して読み取れる部分はかなりの程度存在した。例えば、洞富雄は検閲された新聞記事を利用して、虐殺の証拠の発掘作業を行った<sup>39</sup>。そのなか、南京攻略戦最中の 1937 年 12 月 13 日、『東京日日新聞』に載った「百人斬り競争」の記事はその代表である<sup>40</sup>。戦後国民政府はこの記事を基に「百人斬り」を実施した向井、野田両少尉に対して死刑判決を下したという<sup>41</sup>。その他、政府・軍部が国内外を問わず、虐殺の情報を厳禁したとはいえ、巷間に溢れる伝聞は広汎に伝播していった<sup>42</sup>。

以上述べたように、日本政府・軍部がこの戦時期に起こった「虐殺」を「なかったこと」として、『忘却』しようとした戦略は確実に日本国民の記憶を操作する効果をもった。笠原によれば、南京虐殺の記憶は、「日本国民という国民意識を形成するうえで不都合の記憶であり、国民の記憶から忘却させなければならないものとして、権力により容易に操作される」ことになった<sup>43</sup>。しかし、後述のように、当時体験者の記憶は決して抹殺されたとはいえず、加害事実の材料として後に想起され、南京大虐殺を生々しく伝える契機となったことは無視できない。

<sup>37</sup> Aaron William Moore, “The Problem of Changing Language Communities: Veterans and Memory Writing in China, Taiwan, and Japan”, *Modern Asian Studies*, Vol.45, No. 2 (March, 2011), pp. 399-429.

<sup>38</sup> 松本重治『上海時代(下)』(中公新書、1975年)、250頁。

<sup>39</sup> 洞富雄『近代戦史の謎』(新人物往来社、1967年)。

<sup>40</sup> 「百人斬り超記録」『東京日日新聞』(1937年12月13日)。

<sup>41</sup> 程遙奇「再論百人斬」『江蘇社會科學』(2002年、第6號)、135-140頁。

<sup>42</sup> Takashi Yoshida, *The Making of the “Rape of Nanking”: History and Memory in Japan, China, and the United States*, New York: Oxford University Press, 2006, p.26.

<sup>43</sup> 笠原十九司「日中戦争期における日本人の南京虐殺の記憶と『忘却』(下)」『研究誌 季刊中国』(2006年、夏季号)、33頁。

### 第三節 戦後における南京事件の再発見と忘却

本節では新聞記事の報道に基づき、戦後日本における「南京事件」の記憶と忘却を検証する。「南京事件」に関する優れた研究が続出するものの、論争史として「南京事件」を戦後の政治的背景と関連付ける議論は必ずしも多いとはいえない<sup>44</sup>。本節では『朝日新聞』の報道数を基に、記事の内容、スタンス、数量から日本の国内、対外政策の変化をみながら、戦後日本における「南京事件」の言説空間及び戦争責任認識を検討することにする。分析の手法については、朝日新聞社の記事データベース「聞蔵」を利用し、「南京」をキーワードにして関連記事を検索した<sup>45</sup>。検索された記事の内容をさらに選別し、「南京事件」に相応しい記事を本節の分析材料とした。

『朝日新聞』は戦前から今日まで一貫して日本における有力紙であるが、戦時中は軍部・政府の検閲を受け、確かに結果的には前述の田中正明が指摘したように、虐殺や暴行に関する報道は皆無に近いといえよう。ここで筆者が定義する「南京事件」は「虐殺事件」としての事件であり、戦闘行為に関する報道は対象外とする。戦時中とりわけ南京戦の開始から秩序回復までの2か月間（1937.12.1-1938.1.31）においては、「南京」をキーワードにした場合に869件の関連記事が検索された。そこでは戦闘経過・秩序安定に関する記事が絶対的多数を占め、虐殺事件はさることながら捕虜の情報に関する記事は稀であった。

1945年8月15日の終戦を契機に、日本は連合国占領軍司令部（GHQ）による占領期を迎え、新聞報道の自由が原則的に与えられた。GHQによる検閲はあるにもかかわらず、「南京事件」は検閲の対象とはならなかった<sup>46</sup>。それゆえに、南京事件に関する報道の自主性と客観性が確保できるようになり、報道記事を通じて当時の政治的動向を把握することもできるようになった。

時期区分について、歴史家のA・ゴードン（Andrew Gordon）は「戦争直後としての戦後」（1945-1955）、「高度成長期としての戦後」（1955-1973）、「戦後後期」（1973-1990）の三つの時期を設定している<sup>47</sup>。ゴードンの研究は1993年に刊行されたが、冷戦後における日本経済の不況や国際情勢の変動を考慮すれば1990年代以来の「ポスト冷戦期」と

<sup>44</sup> 南京事件の論争史については、秦郁彦『南京事件』；笠原十九司『南京事件論争史』等を参照。

<sup>45</sup> 朝日新聞記事データベース：<https://database.asahi.com/index.shtml>

<sup>46</sup> ジョン・ダワーによれば、当初GHQの検閲を「検閲民主主義」と捉え、「軍国主義擁護、連合国批判」と見られる表現は「削除又は掲載発行禁止の対象」とされる。ジョン・ダワー著、三浦陽一ほか訳『増補版 敗北を抱きしめて（下）』（岩波書店、2004年）、181-186頁。

<sup>47</sup> アンドルー・ゴードン編、中村政則監訳『歴史としての戦後日本（上）』（みすず書房、2001年）、7-12頁。

呼ばれる時期も十分あり得るだろう。ゴードンは社会・経済の側面を重要視し、上記の時期区分を行った。戦争像の系譜をたどる考察では、成田龍一が「状況」としての戦争（1931-1945）、「体験」としての戦争（1945-1965）、「証言」としての戦争（1965-1990）、「記憶」としての戦争（1990-現在）と四つの戦争像を提示している<sup>48</sup>。このような時期区分は必ずしも「南京事件」をめぐる記憶の変容と一致するわけではないが、重なる部分が多いと思われる。本論文ではゴードンと成田の時期区分を参考にしながら、『朝日新聞』における各時期の「南京事件」に関する記事数の多寡に準じて、以下のような時期区分を行った。

表 4-1 「南京事件」に関する『朝日新聞』の報道

年代	掲載回数	論点と主張
1945-1947	15	日本の敗戦 東京裁判
1948-1970	0	日中関係の断絶 一九五五年体制
1971-1981	15	加害者意識の覚醒 日中国交正常化
1982-2015	452	歴史教科書問題 南京大虐殺論争

出所:『朝日新聞』データベースに基づき、筆者が作成

## 一 GHQ 占領期における「南京事件」

1946年5月3日から1948年11月12日にかけて、連合国は戦争犯罪人として指定した日本人指導者を裁くべく「東京裁判」を開廷した。戦争責任問題を考える上で見逃すことのできない東京裁判の一つの特徴は「アジアの不在」という問題である<sup>49</sup>。裁判官の構成（欧米出身の裁判官が多数を占める）にしても、開戦責任の認定（対アジア侵略か、それとも対米開戦か）にしても、この裁判は明らかに欧米諸国（とりわけ米英両国）による主

<sup>48</sup> 成田龍一「戦争像の系譜——状況・体験・証言・記憶」成田龍一ほか編集『岩波講座アジア・太平洋戦争1：なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』（岩波書店、2005年）、3-46頁。

<sup>49</sup> 吉田裕『日本人の戦争観』、64頁。

導のもとにおかれた。このように中国にとっては不利な状況のもとにはあったが、国民政府の努力によって「南京事件」は日本軍がアジアで起こした代表的な戦争犯罪として提起され、軍部の戦争責任を厳しく問ことになった<sup>50</sup>。

この時期における『朝日新聞』の記事は主として法廷の審判・立証・反証・判決を中心に掲載されている。検索された15件の記事はいずれも「東京裁判」にかかわるものであり、「東京裁判」によって「南京大虐殺」が初めて日本及び国際社会にあてて白日の下に晒されたといつてよかろう。実は、「東京裁判」開廷以前に、GHQは既に1945年11月早々に戦争犯罪人とされる11人の政府・軍関係者を巣鴨刑務所に拘禁し、そのなかには「陸軍の過激論者、南京暴行事件の責任を負うべきシナ派遣司令官の地位にあった」陸軍大将の松井石根の名も連ねられた<sup>51</sup>。

15件の記事の内容を詳しく分析すれば、以下のようにまとめることができる。記事の中心は虐殺自体ではなく、裁判の立証・反証過程を重点的に報道するものである<sup>52</sup>。15件の記事のなか、被害者の証言・戦争犯罪人の反証が大半を占めるのに対し、残虐行為の実態や検証側の証言はあまり触れられていない<sup>53</sup>。こうした『朝日新聞』の報道について、笠原は次のように批判している。

『朝日新聞』の報道からは、被害者が法廷で証言した生々しい日本軍の暴行の様子は伝えられず、読者は被害実態の凄惨さにショックを受けることもなく、したがって被害者の立場を想像して、同情することもなかったといえよう。南京事件の何人かの被害者たちが来日して法廷で直接被害体験を証言したにもかかわらず、一般の日本国民には、新聞の写真報道などで姿を見、ラジオで声を聞くなどして実在としてイメージする機会はなかったのである。それとは逆に、弁護側証人中心の報道からは検察側の立証しようとしている「南京虐殺は誇張」であり、松井石根らに責任はなかったという受けとめ方

---

<sup>50</sup> 東京裁判における「南京事件」の問題点及びそれに関する考察は、Timothy Brook, “The Tokyo Judgment and the Rape of Nanking”, *The Journal of Asian Studies*, Vol.60, No.3 (Aug., 2001), pp.673-700; James Burnham Sedgwick, “Memory on Trial: Constructing and Contesting the ‘Rape of Nanking’ at International Military Tribunal for the Far East, 1946-1948”, *Modern Asian Studies*, Vol.43, No.5 (Sep., 2009), pp.1129-1254 を参照。

<sup>51</sup> 「戦争犯罪人 11 氏に逮捕命令」『朝日新聞』（1945年11月2日）。

<sup>52</sup> 吉田俊の論文では『朝日新聞』以外の新聞紙の報道も取り上げている。吉田俊「戦争の記憶とナショナリズム：日・中・台・韓の博物館展示を中心に」『年報日本現代史：現代歴史学とナショナリズム』（現代史料出版、2007年、第12号）、133-134頁。

<sup>53</sup> 例えば、日本軍の残虐行為に関する記事は二つ検索されたが、その中の一つは小見出しの「声欄」の記事である。「支那事変から太平洋戦争へ 軍閥独裁の悲劇」『朝日新聞』（1945年12月8日）；「南京事件声欄」『朝日新聞』（1946年8月8日）。

をしていたところ、松井石根にたいする極刑の有罪判決がなされたことに衝撃を受け、東京裁判は「勝者の裁き」という不当、不公平感を抱くことになったのである。<sup>54</sup>

確かに『朝日新聞』の報道は意識的であれ無意識的であれ、「勝者の裁き」という反論を助長する結果を招くことになった。また、1945年8月の終戦から1952年4月の占領期終結にかけての七年間、「南京事件」に関する報道が1945-1947年の三年間に集中していることも興味深い。これは当時、「南京事件」は単に東京裁判の一環と見做され、戦争責任を含めた加害者意識が社会全体に広まることがなかったことを示している。『朝日新聞』は日本の社会認識を代表するメディアであり、「南京事件」に関する報道も当時の日本における戦争認識の代表的なものといえよう。さらにいえば、当時「南京事件」及びその連帯責任は東京裁判では問われたにもかかわらず、その後すっかり日本国民の視野から消えてしまったのであった

「南京事件」が「加害の記憶」として定着されなかった理由としては少なくとも以下二つの要因に求めることができる。その一つは、日本政府による意識的な操作にあると考えられる。これは東京裁判以前の日本政府の行動にさかのぼることができる。1945年8月14日、日本がポツダム宣言を受諾してから8月28日に連合軍部隊が日本に上陸するまでの2週間は「空白期間」であり、日本政府はこの二週間を利用して、軍部や政府に不利と見られる証拠を焼却した。南京虐殺の記録ならびに記憶との関係でいえば、最も関係のある陸軍、海軍そして内務省の文書の焼却が最も徹底していたと笠原は指摘している<sup>55</sup>。この証拠の焼却によって、「東京裁判」の立証は多大な影響を受け、国民的な記憶の形成にも妨げとなったのである。東京裁判当時、「南京虐殺」をめぐる裁判審理の不十分性がしばしば指摘されたが、結局のところ虐殺の実態が正確に伝わることはなかったのである<sup>56</sup>。さらに重要なのは、東京裁判における「人道に対する罪」の軽視が指摘できよう。栗屋憲太郎は東京裁判の起訴状の形成過程を検証し、「人道に対する罪」の位置が非常に低く、独立の訴因として設定されなかったと述べている<sup>57</sup>。南京大虐殺は「捕虜・一般人及び軍隊の殺害」として扱われ、責任を問われた松井石根もA級戦犯ではなく、B級戦犯と

<sup>54</sup> 笠原『南京事件論争史』、96-97頁。

<sup>55</sup> 日本政府による証拠の焼却について、笠原十九司「南京虐殺の記憶と歴史学」笠原十九司・吉田裕編『現代歴史学と南京事件』（柏書房、2006年）、26-34頁を参照。

<sup>56</sup> Sedgwick, "Memory on Trial".

<sup>57</sup> 栗屋憲太郎「東京裁判にみる戦後処理」栗屋憲太郎ほか『戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか』（朝日新聞社、1994年）、86頁。

して有罪判決を受けたのである。

二つ目の要因としては、日本政府による政治的操作や「東京裁判」の軽視、その結果としての国民レベルの加害意識の欠如を挙げることができる。東京裁判の判決と当時の世論について、米務省情報調査局極東調査課の「A級戦犯に対する日本人の反応」（1948年8月、OSS文書マイクフィルム）は、多くの日本人の裁判に対する態度は、敗戦による宿命的なものであり、被告に対しては、彼らの戦争犯罪による開戦責任よりも、国家を敗戦に導いて、著しい恥辱と不幸をもたらした責任が問われたと記している<sup>58</sup>。日本国民の「南京事件」に対する無関心さは、帰還兵や復員兵の証言にも見られた。海軍少年兵であった渡辺清の日記では、復員兵の一人から南京戦線での自慢話をしている内容が書かれている。その日記の内容は「二十人近くチャンコロをぶった斬ったかなあ。まあ大根を輪切りにするみてえなもんさ」「よりどりみどりで女にゃ不自由しなかった」「まあ命さえあぶなくなきゃ、兵隊ってのは、してえ事ができて面白えしょうばいさ。それでお上から金ももらえらんだから」といった類のものである<sup>59</sup>。もっぱら南方の海戦に従事し、中国戦線の様子を知らなかった渡辺は、これを聞いてショックを受けた。そして、政府と天皇が中国に謝罪していないことを思うとともに、こうした「無反省な自慢話ももとはといえば、政府や天皇のそういう無責任さからきているのかもしれない」と渡辺は考えていた。

渡辺のように、南京事件における加害の責任を認めつつも、それが結局のところ天皇制批判にまで向かうケースは少なくなかった。もう一つの例は当時の共産党の議論に見られるものである。共産党中央委員だった神山茂夫は、1948年に「南京事件」や「バタアン死の行進」、「マニラの虐殺」等々の原因となった天皇制こそが、「民族の汚辱」であると主張し、天皇制を存続させた日本国憲法を非難している<sup>60</sup>。天皇制批判と同時に、日本国民自身の加害責任を明確に自覚した議論はあるものの、「南京事件」と関連付けたものは見当たらなかった。一つ参考となる論考は左翼論者金子廉二による評論である。金子は南京事件に代表される中国民衆への残虐行為をとりあげて、「過去に於いて我々が喰った食物我々が着た衣服の中にはすべて中国民衆の血の一滴が浸み込んでいたのである。それは国民的罪科であり、その責任は国民全体が負わなければならない」と説いている<sup>61</sup>。しか

<sup>58</sup> 栗屋「前掲論文」、116頁。

<sup>59</sup> 渡辺清『砕かれた神』（朝日選書、1983年）、214頁。小熊英二『民主と愛国:戦後日本のナショナリズムと公共性』（新曜社、2002年）、114頁より引用。

<sup>60</sup> 神山茂夫編著『日本共産党戦後重要資料集第一巻』（三一書房、1971年）、144頁

<sup>61</sup> 金子廉二「天皇の軍隊」『人民評論』（1946年、第二巻第三号）。

し、このような加害と贖罪意識に基づく反省は、当時の主流の意識となることはなく、その後の国際・国内情勢の変容によって希薄化されていった。

## 二 「1955年体制」の成立と加害記憶の断絶

1948年から1970年の間、『朝日新聞』の記事のなかで「南京事件」に関する報道は完全に消えてしまった。一見不可解のようであるが、こうした結果を招いたのは必然的であったといえよう。この時期の報道はゼロであったため、記事の内容から南京事件の記憶を分析することは不可能である。そこで本節では「ゼロ」に導いた要因を検討し、当時の日本国民の記憶の構造を解明することにしたい。

この時期における「南京事件」の記事が「ゼロ」であることから、ここでは「南京事件」に関する記憶の「断絶」と呼ぶことにする。なぜこのような断絶が生じたのかといえば、その最大の要因は1940年代後半からの東西冷戦の進行であった。1951年に締結された対日講和条約は日本に対する戦争責任への言及がないなど宥和的な側面をもっていたが、その背景の一つとして、アメリカが日本を西側陣営に組み入れるために、日本の戦争責任追究の姿勢をとらなかつたことがあげられる<sup>62</sup>。

前述したように、当時の日本の世論は東京裁判の判決にもかかわらず、「南京事件」を深刻に受け止めることはなく、加害・虐殺に対する感受性と認識の欠如は国民の記憶形成の阻害要因となったことは否めない。それは民衆による主体的な「戦争責任論の欠落」を示すものと言えよう<sup>63</sup>。深刻な生活難に直面していた民衆は「戦争責任問題や東京裁判に対する関心は概して低調」であったが、戦争責任の問題を論じていた知識人の多くも、「指導者の責任の問題に議論を集中させつつ主体的戦争責任論の深化という課題をひとまず棚上げにして、問題をいわば先送りにした」のであった<sup>64</sup>。この主体的な戦争責任論の欠如のなかで、「南京事件」のような中国侵略の代表的な事件は、水面下に沈静することになった。それは当時のGHQ占領期の歴史教科書にも如実にあらわれた。

1946年、文部省はGHQ民政局や米国教育使節団の勧告に従い、歴史教科書の編纂を開始し、同年9月に国民学校（小学校）用の教科書『くにのあゆみ』、同年10月に中学校

<sup>62</sup> 鈴木千慧子「南京大虐殺をめぐる動向と課題」『季刊戦争責任研究』（第46号、2004年冬季号）、30頁。

<sup>63</sup> この加害責任認識の欠如については、本論文第三章第二節で詳しく論じている。占領期における戦争責任論に関する概説は、吉田裕「占領期における戦争責任論」『一橋論叢』（1991年、第105巻第2号）、21-38頁を参照。

<sup>64</sup> 吉田（裕）「前掲論文」、37頁。

の教科書『日本の歴史』、翌年12月から1948年1月までに師範学校の教科書『日本歴史』を発行した<sup>65</sup>。文部省編纂の教科書は「南京事件」（とりわけ虐殺行為について）に部分的には触れるものの、詳述することはなかった。たとえば、『日本歴史』は「支那事変と防共協定」の小見出しの下、次のように記述している。「戦闘はおおむね日本の優勢に進捗したが、戦局はますます複雑化を加へ、中国側の抗戦は南京における日本軍の加害行為を契機にさらに激化され、中国政府は重慶に移り長期戦の兆を呈するにいたった」。また、『日本の歴史（下）』（1946年）では、「南京を占領したとき同地で行った残虐行為が、一そう中華国民を徹底抗戦に導く結果をもたらした」と書かれている。一方、小学校用の「くにのあゆみ」は「中華民国の都南京をあらし」と記述されているにとどまり、虐殺の詳細について述べられていない<sup>66</sup>。これらの教科書の記述から二つの特徴を読み取ることができる。その一つは、ごく「一般的」且つ「簡明」に南京事件を述べていることである。特別な形容や修辞もなければ、粉飾もない記述は事件の「沈静化」の働きを促した。もう一つは、虐殺行為の原因を日本側に求めるのではなく、「中国の抵抗による」という責任転嫁がなされていることである。ここからも当時の日本社会における主体的な戦争責任論の欠如が窺える。

1950年代に入ると日本が直面する国内・国際情勢は一変した。国内的には、アメリカ占領軍がレッドパージを開始し、反共という口実で日本共産党員やその関係者など一万余人を政府機関・報道機関・教育機関・大企業等から追放し、いわゆる「逆コース」を敢行した。国際的には、米ソ冷戦の開始、中華人民共和国の成立及び朝鮮戦争の勃発がアメリカの対日宥和政策を導き、日本保守派の復権が展開されたことである。こうした状況のなかで、日本はサンフランシスコ講和会議を迎え、翌1952年には「片面講和」のかたちで国際社会への復帰が実現したのである。こうした国際情勢の変化について、五十嵐恵邦は「アジア・太平洋戦争の負の遺産から距離をとろうとする日本の努力は、アメリカの冷戦戦略によって助けられた」と説明している<sup>67</sup>。

独立後の日本が念頭に置いたのは、共産主義の排除と新しい愛国心の育成であった。こうした保守化しつつある雰囲気の中で、占領時代の教科書は侵略・加害等の記述が多い

<sup>65</sup> 小山常実『歴史教科書の歴史』（草思社、2001年）、16頁。

<sup>66</sup> 吉田俊「歴史をめぐる闘い——南京大虐殺は日本ではどう見られてきたか」ジョシュア・A・フォーゲル編、岡田良之助訳『歴史学のなかの南京大虐殺』（柏書房、2000年）、106頁；小山『前掲書』、35-36頁。

<sup>67</sup> 五十嵐恵邦『敗戦の記憶：身体・文化・物語1945-1970』（中央公論新社、2007年）、336頁。



と指摘され、「赤い教科書」と呼ばれるに至った。1953年10月、吉田政府の特使池田勇人はアメリカ国務省次官補ロバートソンと会談し、「日本政府は教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任を持つ」と述べ、教育内容への政府の介入が次第に強くなっていった<sup>68</sup>。さらに、日本民主党は、1955年同党が発行したパンフレット『憂うべき教科書の問題』で、教育界、教科書界における「偏向」として、日教組の政治活動タイプ、急進的労働運動タイプ、ソ連・中共讚美タイプなどに分け非難した<sup>69</sup>。その後、文部省による教科書検定が強化されるなか、アジア太平洋戦争における日本の役割についての批判を教科書に記述しないことが求められ、政府は中国を侵略したとする記述をすべて不相当と看做したのである<sup>70</sup>。文部省のこうした保守化を反映して、1955年以降1960年代を通じて、南京事件における虐殺行為の記述はすっかり消えてしまったのである。

他方、侵略戦争で虐殺などの行為を行った元兵士たちの回想や手記がこの時期から出版されはじめたが、これらの書物は保守派の不満を買い、日本国民に対する加害記憶の喚起は抑えられることになったのである。例えば、元兵士の証言を基に編集された『三光 日本人の中国における戦争犯罪の告白』は、中共のイデオロギー宣伝として当時保守派メディアの批判を浴び、結局「三光政策」という暴行が日本国民に伝えられることは閉ざされてしまったのである<sup>71</sup>。

南京虐殺事件が教科書の記述のなかで削除されたこと自体は日本の国内外をとりまく政治環境を反映したものであるが、こうしたなかで事件に関する『朝日新聞』の報道数も「ゼロ」となっていったのである。さらに、前章で述べてきたように、中国国内ではこの時期における「南京大虐殺」の記憶は「階級史観」、「人民友好史観」という「政治的正しさ」に従って、政治的に操作され忘却された。確かに「日本軍国主義批判」はあるものの、南京大虐殺は批判の標的とはならなかった。もし中国側が一貫して南京大虐殺を取り上げ、日本に対して厳しい批判を行っていたならば、日本側の新聞報道や世論などを喚起した可能性は十分あり得たであろう。そうした点で、中国側が主体的に南京事件を議論し

<sup>68</sup> 浪本勝年「一九五〇年代の教科書問題」『立正大学文学部論叢』（1986年3月、第83号）、68頁。

<sup>69</sup> 菊池一隆『東アジア歴史教科書問題の構図：日本・中国・台湾・韓国、および在日朝鮮人学校』（法律文化社、2013年）、4頁。

<sup>70</sup> 吉田（俊）「前掲論文」、109頁。

<sup>71</sup> この本を編集出版した神吉晴夫は出版界「元祖ベストセラーの達人」と呼ばれるが、この本はベストセラーに至っていなかった。神吉晴夫編『三光 日本人の中国における戦争犯罪の告白』（光文社、1957年）。Moore, “The Problem of Changing Language Communities”, p.409.

なかったことが、日本側の事件の忘却を導く一因となったといっても過言ではない。

### 三 「南京大虐殺」の想起と論争の開始

日本人の戦争観を問い直す契機となったのは 1960 年代半ばから 1970 年代初期までのベトナム戦争であった。先述した成田の時期区分で 1965 年を重要視する理由として、「冷戦のただなかであり、ベトナム戦争の激化により、あらためて戦時が想起され、〈証言〉として戦争が語られるようになった」ことが挙げられている<sup>72</sup>。ベトナム反戦運動に積極的に参加し作家の小田実は、ベトナム戦争が日本人にもたらしたインパクトについて次のように回想している。

六〇年の「安保闘争」についても同じことが言えた。そこに基本としてあったのは、「安保」があることによって日本は戦争に巻き込まれる、「被害者」になるという認識であったに違いない。日本は、そして、もちろん、日本人はそこではアメリカ合州国の「安保」の強制による「被害者」だった。その認識が間違っていたと言うのではない。ただ、そこに欠けていた認識が一つあって、「安保」の強制によってアメリカ合州国とともに力弱い他者にむかって「加害者」となる、なり得るという実態についての認識だった。何年かあと、ベトナム戦争は、まさに、その実態を私たちの前に明らかな形で突き付けて来た。<sup>73</sup>

ベトナム戦争について、アメリカの空爆に耐えるベトナム人民の姿は、多くの日本人に衝撃を与え、戦争末期の日本国内の空襲を想起させた。日本人が想起したのはかつての被害の記憶のみならず、ベトナム爆撃の B52 戦略爆撃機が沖縄を発着基地としていたことも、日本がアメリカの戦争遂行の共犯者であることを認識させた<sup>74</sup>。『朝日新聞』に「南京事件」に関する連載シリーズを載せた本多勝一は、「ベトナム戦争の衝撃」が彼の中国取材を促す一つの契機であったと回想している。

ベトナム戦争で、米軍はソンミ事件やバランアン事件などにみられるような虐殺をつ

<sup>72</sup> 成田「前掲論文」、25 頁。

<sup>73</sup> 小田実『「ベ平連」・回顧録でない回顧』（第三書館、1995 年）、49 頁。

<sup>74</sup> 朝日新聞取材班『前掲書』、295-296 頁。

づけているが、その報道に対して、日本の一部には「報道されるだけ、さすがにアメリカは立派だ」という議論があった。「さすがに立派」かどうかは一応別問題として、日本の報道がそのようではなかったこと、26年すぎてもまだそのままになっていることは事実である。ソンミ事件の報道に感嘆するよりは、実践したほうが良い。<sup>75</sup>

表 5-1 で示しているように、1971 年から 1982 年の歴史教科書問題が発生するまでの十年間、『朝日新聞』による南京事件の報道数は 15 件であるが、そのなかで本多勝一によるルポタージュ『中国の旅』が大半を占めた。本多のルポは三部で構成され、「南京事件」はその第三部であり、最も重要な部分でもある。「南京事件」が本多に与えた衝撃は彼の取材メモにも窺える。「日本では南京虐殺の噂は有名だけど、しかしそれも具体的なことは分かっていない。まして、上海その他のことも、反動政府の弾圧によって隠されてきたので、全く人民に知らされていなかった。しかし、今日皆さんのお話を聞いて、日本がいかに中国の至る所で犯罪を犯してきたか、具体的に、さらによく理解できた」。「今度皆様の話を詳しく聞いて、想像以上のひどさに、もはや言葉がないくらいです。今日まで自分が死ななくて本当によかったと思う。というのは、こういう重大な日本の罪悪を日本人民に暴露できないで死んでいたら、死んでも死にきれなかった」と取材メモに書かれている<sup>76</sup>。この取材メモの内容で明らかにされたのは、本多の目的が中国の訪問を通じて、かつて日本軍が行った虐殺事件を日本国民に想起させようとしたことである。

本多のルポは日本で大きな反響を呼び、戦時期における日本軍の残虐さが世に晒され、日本国民の加害者意識が公的に登場してきたのである。論壇では加害事実の強調や贖罪意識に関する記事が多くなり、日中国交回復を推し進める役割を果たしたのである<sup>77</sup>。日本政府側の反省のもとで、中国側が戦争賠償請求を放棄した経緯については第三章で検討してきたが、日本側の反省の源流には加害者意識の想起と贖罪意識があったといえよう。

1972 年の日中国交正常化から 1982 年までの十年間、『朝日新聞』は断続的ながら、「南京事件」に関する記事を報道した、その特徴は加害者意識に基づく反省に集中された。数についていえば、この時期の記事数は決して東京裁判の時期に及ばないが、その内容は明らかに異なるものであった。成田は 1965 年から 1990 年までの日本を「証言の時代」と名

<sup>75</sup> 本多勝一編『裁かれた南京大虐殺』（晩聲社、1989 年）、69-70 頁。

<sup>76</sup> 本多勝一『本多勝一集第 23 巻 南京大虐殺』（朝日新聞社、1997 年）。

<sup>77</sup> その反響について、馬場公彦『戦後日本人の中国像：日本敗戦から文化大革命・日中復交まで』（新曜社、2010 年）、358-371 頁；Yoshida, *The Making of the "Rape of Nanking"*, pp.84-89.

付けているが、南京事件に関する報道はまさにこの証言的特徴を有している。例えば、1972年11月7日付の記事では南京戦当時の元野戦郵便局長の証言を報道し、南京虐殺の実態を伝えていた<sup>78</sup>。

本多の『中国の旅』は、歴史教科書の記述に大きな影響を与えた。前述したように、1955年体制形成以降、日本の教科書から「南京大虐殺」に関する記述は消えてしまったのであるが、1970年に再び「南京大虐殺」が一部の教科書に載るようになった。虐殺に関する記述はそれほど詳細なものではなかったが、教科書に記載されたことの意味は大きかった。これは当時日本国内の世論の反映であり、日本国民の加害者意識が想起される兆しともなった。

本多の一連の議論は、日本の論壇における歴史問題論争の発端ともなった。南京事件にかかわる論争は専ら虐殺事実の有無に関する根本的な問題であった。例えば、鈴木明は本多を批判して1972年から『文藝春秋』に「南京大虐殺のまぼろし」を連載し、1973年には単行本として出版された<sup>79</sup>。鈴木明の批判は、本多が言及した証言の部分に注目し、証言に対する疑念を提示し、虐殺自体を否定した。この時期、南京事件の論争が活発化し、いわゆる「大虐殺派」と「マボロシ派」の応酬が続いた<sup>80</sup>。

「大虐殺派」と「マボロシ派」との論争については日本政府が関与した形跡は見つからないが、自民党寄りの体制派知識人・文化人の活躍ぶりを読み取ることはできる。1968年には保守系文化人を中心に「日本文化会議」が設立され、そのメンバーは主として『文藝春秋』、『諸君！』など保守系雑誌に執筆する知識人であった。1969年と1973年、保守系総合雑誌『諸君！』と『正論』はそれぞれ文藝春秋社、産経新聞社によって創刊され、「南京大虐殺否定派」の「大本営」となっていた。こうした1970年代における日本政府・自民党とメディアとの関係について、笠原は次のように述べている。1970年代に形成された自民党系・保守勢力の言論・出版・報道メディアの構造は、「言論・報道界のなかの『南京大虐殺否定の構造』そのものであり、この構造のなかから、次々と南京大虐殺否定論者が抜擢、育成され否定説が絶えることなく流布されていく」のである<sup>81</sup>。

「大虐殺派」と「マボロシ派」との論争はその後も継続していった。被害者の数・範囲・

<sup>78</sup> 「『南京大虐殺』私が書いた 戦時下、表現に苦勞 元野戦郵便長」『朝日新聞（1972年11月7日）』。

<sup>79</sup> 鈴木明『「南京事件」のまぼろし』（文藝春秋、1973年）。

<sup>80</sup> 本論文は南京事件の記憶を操作した政府側の動向に注目するため、論争の詳細には秦郁彦と笠原十九司の研究に参照されてよい秦『南京事件』、267-279頁；笠原『南京事件論争史』、109-126頁。

<sup>81</sup> 笠原『南京事件論争史』、128頁。

規模をめぐる両派の攻防はもちろん意味のある論争ではあるが、「南京事件」が戦争責任をめぐる事例(事実であるかどうか別に)として提起された意味は大きかった。また、日本政府は新聞・雑誌などのメディアを扇動して虐殺を否定していたものの、その後の1980年代の歴史教科書問題によって、政府は本格的に南京事件に関与し始めていくのである。

#### 四 「南京事件」の歴史問題化と政治化

中国側『人民日報』の事例と同じように、1980年代に入ると『朝日新聞』の「南京事件」に関する報道数は急増し始めた<sup>82</sup>。1982年から2015年までの32年間、報道記事数は452件に上り、いずれの年も「南京事件」に関する記事が報道された。(一番少ないのは2001年の1件である)。

図5-1で分かるように、1982-2015年の報道記事上位5位の年は1994年(79)、1998年(45)、2007年(29)、1995年(21)、2012年(21)である。中国側『人民日報』の報道と比較すると、報道数及び集中的に報道される時期に差が見られる。日中両国ともに上位5位にランクされた年は1995年しかない。1995年は終戦50周年という記念すべき年であり、日中両国ともに戦争に関する記憶の想起と記念的行事が当然の如く多く見られる。また、1994年(79)の報道数が一番多いのは当時法務大臣永野茂門の発言によるものである。永野が羽田孜内閣の法相就任直後(1994年5月4日)『毎日新聞』のインタビューに対して「南京大虐殺はでっち上げだ」と発言し、日本国内・海外に大きな波紋を起こした<sup>83</sup>。この時期の『朝日新聞』を検索すると、なんと45件の記事が「永野発言」に関わっていることが分かる。また、1998年(45)の報道数が1994年に次いで二番目となっているのは、日本国内の出来事によるものである。1998年中国・香港合作の映画「南京1937」の上映を機に、日本の右翼団体による上映妨害問題が発生し、とりわけ6月6日横浜において右翼青年が刃物でスクリーンを切り裂いた事件が多くの注目を惹いた<sup>84</sup>。2007年(29)と2012年(21)はそれぞれ「南京事件」70周年(2007年)、河村たかし名古屋市長の南京虐殺否定発言(2012)によるものであった。以上、

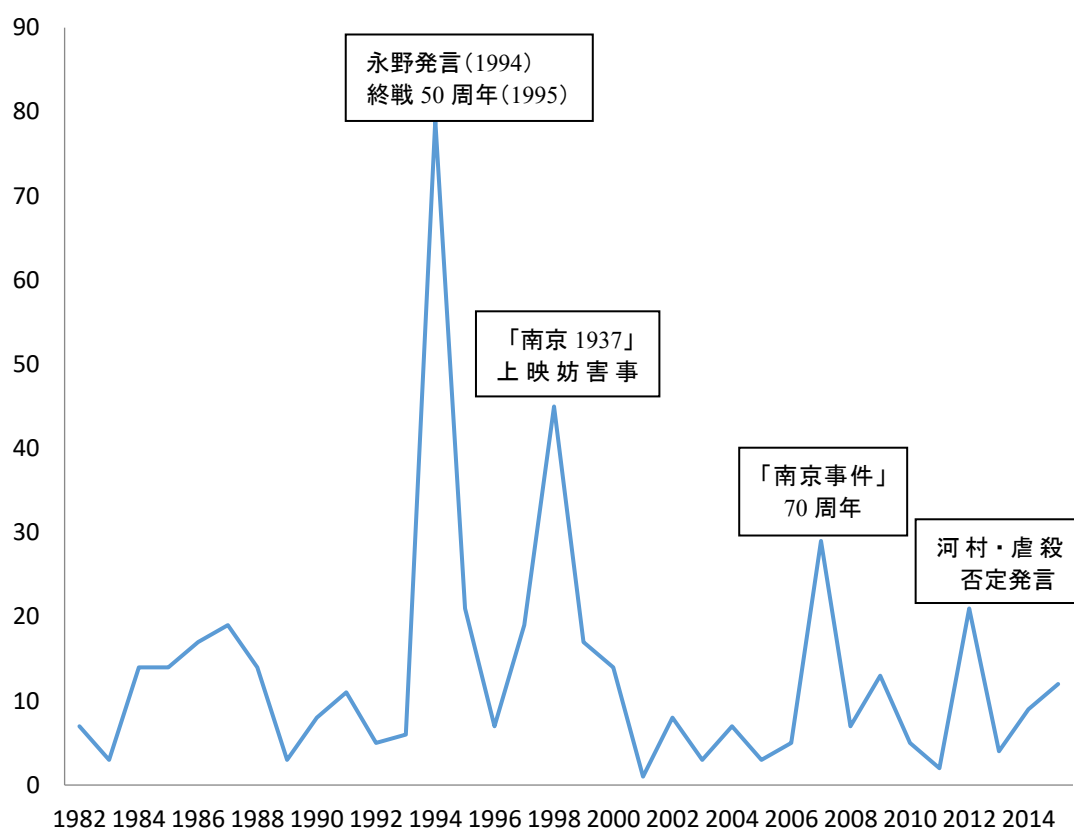
<sup>82</sup> もちろん『人民日報』と『朝日新聞』は相違点もあり、簡単に比較することができないが、本論文ではもっぱら発行部数や代表性の側面に考慮して両紙を取りあげている。

<sup>83</sup> 「『世にいう南京大虐殺、あったとは思わない』永野茂門法相が見解」『朝日新聞』(1994年5月5日、朝刊)。

<sup>84</sup> 「映画『南京1937』に刃物、スクリーン裂く 容疑のおとこを逮捕 横浜」『朝日新聞』(1998年6月7日、朝刊)。

上位5位の報道年のなかで、1995年と2007年は歴史的記念の年にあたり、「南京事件」に対する反省と否認の応酬が多く見られた。さらに1994年、1998年と2012年はいずれも日本国内における「南京事件」を否定する出来事をめぐって報道されたものである。

図 5-1 『朝日新聞』に「南京大虐殺」に関する報道数（1982-2015）



出所：『朝日新聞』の新聞記事に基づいて筆者が作成

報道数においては確かに1990年代以降に集中しているが、「南京事件」問題化の発端は間違いなく1982年に発生した「歴史教科書問題」によるものであった。1982年6月26日、文部省が高校の歴史教科書検定に際して「侵略」を「進出」に書き換えさせたという情報が新聞各社によって報じられた。後にこれは新聞各社の「誤報」であることが明らかにされたが、日本政府側に「侵略」を「進出」を書き換えさせる意図が全く無いとはいえなかった。7月30日、鈴木善幸首相は衆議院文教委員会において、文部省検定の修正意見で「進出」に改められた事例はないものの、「強制力を伴わない改善意見」が出された結果として「進出」となったことはあると答弁した。さらに改善意見が出された理由につ

いて、欧米のアジア政策が「進出」となっていたことから、同じような事実については「表記の統一」を求めたというのである<sup>85</sup>。つまり、日本政府の指示によって「侵略」を「進出」に書き換えたという事実は無いものの、そうした思惑があることは否定できない。もちろんその後日本政府、とりわけ外務省と文部省は中国、韓国などのアジア諸国に対して「宮沢官房長官談話」や「近隣諸国条項」などさまざまな工作を行ったが、歴史教科書問題の「国際問題化」は免れ得なかった<sup>86</sup>。

1982年の歴史教科書問題は中国からの批判を呼び、日中歴史認識問題の発火剤となったといっても過言ではない。歴史教科書問題を契機に、南京事件論争史に「日本政府」が新たに参入し、歴史問題の政治化と外交問題化がもたらされた。中国政府の反応（「過剰反応」とよく言われる）も問題の悪化を助長したのであるが、日本政府側の本意を看過することはできない。前述したように1982年時点で日本政府が「侵略」を「進出」に書き換えようとした意図は否定され得ない。さらに、1985年の中曽根康弘首相の靖国正式参拝と1987年の第二次歴史教科書問題は、いずれも大きな波紋を起し日本政府側の責任の重大性を物語っている。1980年代の日中関係においては概して信頼的な関係が築かれたとはいえ、歴史教科書問題や靖国参拝問題は今日まで継続している問題である。中曽根は中国の胡耀邦党総書記との間に、個人的な信頼関係を築いたものの、結果としては、日本政府の行動は日中関係に多大な悪影響を与えたのである。中曽根の意図はともかく、公式参拝にこだわった結果、負の遺産をもたらしたことは否めない<sup>87</sup>。

1982年以降の「南京大虐殺」に関する報道は以下の三つに類型化される。それは、①虐殺の事実、証言及び反省に関する記事、②日本政治家の失言や右翼団体（「新しい歴史教科書を作る会」等の団体を含む）による虐殺の否認に関する記事、③南京事件に対して中国国内の動きに関する記事、である。なかでも③は中国国内の事情に関わるもので、詳しくは第四章で検討したので、ここでは省くことにする。『朝日新聞』は積極的に日本国民の反省を報道する一方、虐殺を否定する発言と行動も取り上げている。一見すると矛盾するようであるが、実際には日本国内における認識の多岐、多様性を表すものであった。さ

<sup>85</sup> 具体的な経緯について、服部龍二『外交ドキュメント 歴史認識』（岩波新書、2015年）、24-28頁。

<sup>86</sup> 近隣諸国条項とは文部省の教科書検定基準に「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がされる」という規定である。その適用にあたっては「侵略」の表現や南京事件など十一項目については検定意見を付さないという方針を示した。秦『南京事件』、285頁。

<sup>87</sup> 服部龍二『中曽根康弘：「大統領首相」の軌跡』（中公新書、2015年）、249頁。

らにいえば、日本国民の反省なり、虐殺の否定なり、いずれも日本国内の事情であり国内政治が深く関わっていたことが明らかになった。日本側はしばしば中国政府の反日教育を取り上げ、「南京事件」を喧伝していると批判するが、今回の検索に限ってみれば、「南京事件」に関する日本の国内政治の動向を度外視することはできないだろう。

1990年代は、従軍慰安婦問題や戦後補償問題の噴出、さらに終戦50周年問題を背景にして、「侵略戦争」の評価をめぐり「言説」の応酬がなされた時代であった<sup>88</sup>。冷戦の終結を機に、冷戦期に埋もれたさまざまな不平や抑圧が表面化し、侵略や植民地支配をめぐる問題も加害国の謝罪と被害国からの補償を求める運動として表面化していった。こうしたなか「1955年体制」の崩壊に伴い、日本政府は戦争と植民地支配を見直す時期ことになったのである。「細川発言」（1993年）・「河野談話」（1993年）・「村山談話」（1995年）を代表する日本側の積極的な姿勢は、日本と東アジア諸国との和解を加速化する兆しにも見えた。他方、日本政府の閣僚や政治家たちによる侵略や植民地支配に関する不適切な発言も相次ぎ、結果としては指導者による謝罪の発言を相殺するどころか、むしろアジア諸国の不満を買うことになってしまった。こうして日本とアジア諸国との関係は、再び後退したのである。『朝日新聞』の「南京大虐殺」に関する記事のなかで、1994年と1995年が上位にランクされたのはそれぞれ「永野発言」と「村山談話」に対応しており、国内における戦争記憶の分断性をあらわしている。

21世紀になると、歴史認識に関する動きのなかでは「言説」より「行動」のほうが注目されるようになった。首相レベルでは小泉純一郎と安倍晋三の靖国神社参拝が挙げられる。その他民間レベルの動きでは、こうした歴史の記憶の抹殺、歴史歪曲を推し進めたのは「新しい歴史教科書をつくる会」と「日本会議」、それらに関係した知識人・文化人と政治家たちである<sup>89</sup>。『朝日新聞』の記事を詳しく検証してみると、1995年後半以降保守的な政治家、知識人及び市民団体が虐殺を否定するという記事が大半を占めている。これは根本的にいえば、「南京大虐殺」を否定することが日本社会における一種の風潮となり、国民認識のレベルで虐殺の事実を認めることが、簡単には受け入れられなくなったことを示している。

---

<sup>88</sup> 波多野『前掲書』、171頁。

<sup>89</sup> 俵義文「政治家・メディアと南京事件」『季刊 戦争責任研究』（2007年冬季号、第58号）、54頁。



## 小括

以上、本章では「南京事件」をめぐる日本側の記憶と忘却について検討を加えてきた。これまでの議論を以下の三点にまとめておこう。

第一に、中国における虐殺の記憶と同様に、日本においては「南京事件」の記憶は二転三転し、決して「固まった」記憶とはならなかった点である。本論文が明らかにしたのは「南京事件」が忘却され、想起された理由である。その理由については、一言でいえば日本の国内政治及び国内社会の変化に求めることができる。例えば、史実としての「南京事件」は戦時期の軍部の情報封鎖や関連文書の焼却によって真実の究明はさることながら、加害記憶の伝達をも妨げることになった。また、戦後における日本の国内政治の保守化やナショナリズムの煽りもあって、戦争に対する記憶も被害の側面に傾き、加害については無視されていったことが明らかにされた。日本が加害責任を感じ始めるのはベトナム戦争を待たなければならず、こうした日本国内の政治的・社会的雰囲気の中で、「南京事件」に関する加害の記憶は形成されてきたのである<sup>90</sup>。

第二に、日本では「南京事件」の加害の記憶が再発見されると同時に、加害を否定する言説も醸成され、現在に至っていることである。1970年代の「大虐殺派」と「マボロシ派」との論争はまだ学問的な分野の討論に限定されていたが、1980年代に入ると日本政府が新たに参入することで歴史教科書問題を引き起こし、「南京事件」をめぐる問題は政治化され、国際的な注目を浴びるようになった。日本政府（特に保守派政治家）の外交的立場はさておき、「マボロシ派」の代弁者となることがしばしば批判されてきた<sup>91</sup>。日本政府のこのような立場は、日本社会における「南京事件」否定の構造を形成したといえるが、この構造が続く限り、今後とも南京事件否定説はマスメディアを通して喧伝され、流布されていくであろう<sup>92</sup>。笠原十九司の考察によれば、「南京事件」関係の書籍の出版状況について、21世紀に入って否定派の書籍が増加しているという<sup>93</sup>。こうした状況は、現在日本社会における「南京事件」に対する記憶への反響とってよい。

第三に、日本側の忘却が与える日中両国の歴史和解への影響についてである。本論文第

<sup>90</sup> Takuji Kimura, "Nanking: Denial and Atonement in Contemporary Japan", Bob Tadashi Wakabayashi ed., *The Nanking Atrocity 1937-1938: Complicating the Picture*, New York and Oxford: Berhahn Books, 2007, pp.330-331.

<sup>91</sup> 俵「前掲論文」；保坂正康『安倍首相の「歴史観」を問う』（講談社、2015年）。

<sup>92</sup> 笠原『南京事件論争史』、271頁。

<sup>93</sup> 笠原『南京事件論争史』、285-293頁。

一章で述べたように、記憶は和解の過程においてはとりわけ重要なファクターであり、紛争に直面している当事国の中で、合意が達成されていないまま、一方的に紛争の記憶を忘却しようとする場合は、結果的に和解にダメージを与えることになる。とりわけ加害者側の忘却は、被害者側の反発を招きやすいため、忘却すること自体が過去の歴史の否認に直結することになる。この問題に対して、羽仁五郎は西ドイツのG・ハイネマン（Gustav W. Heinemann）大統領の話を用いつつ、次のような見解を述べている。「ハイネマンはオランダを訪問したあと、『われわれが忘れないということが、相手方に忘れてもらう唯一の方法だ』と述べています。自分が先に忘れちゃって、相手に忘れてくれなんていうことは絶対にできない」<sup>94</sup>。羽仁が強調したいのは加害者側の記憶責任である。これは正に本章で検証してきた日本側の記憶の問題点といえるだろう。

---

<sup>94</sup> 羽仁五郎『日本軍国主義の復活』（現代評論社、1971年）、44頁。

## 終章 日中和解の可能性と展望

### 第一節 事例の比較と検討

本論文では日中関係の歴史和解を課題に、「寛容」と「記憶」を分析概念として日中両国間の和解に横たわる問題点について考察してきた。「寛容」と「記憶」を中心的な分析概念とした理由は次のとおりである。その第一は「寛容」と「記憶」を設定することで和解の諸側面を総括することができるという点にある。筆者は和解に関する既存研究のなかで最も多く言及されるキーワードを検索した結果、和解の実現にむけてその障碍となっている概念として「寛容」と「記憶」の重要性を認識するとともに、その対概念として、「寛容」には「反省」を、「記憶」には「忘却」を概念設定した。こうした二組の対抗概念の設定は、和解の障碍となっている現状を乗り越えるによりダイナミックな分析を可能としたことをまず指摘しておきたい。

第二に、「寛容」と「記憶」を本論文の分析概念としたのは、両国政府及び国民の和解認識と国内の政治過程を考察する場合の有用性である。国内の政治過程において、「寛容」と「記憶」の認識主体となるのは当事国の政府や国民である。つまり、日中和解を阻害してきた諸要因として、日中両国の国内政治のメカニズムを分析するにあたり、この二つの概念とその下位概念の検討が有効的であると判断されるのである。

第三に、「寛容」と「記憶」を抽出することによって、日中関係における歴史和解のための代表的な事例を検証することができることである。具体的に、第二章と第三章は戦争賠償問題を「寛容」の具体的な事例として取り上げ、被害者の寛容(いわゆる「寛大政策」と加害者の反省(日本の賠償認識と政策対応)として双方向から分析することが可能となったのである。第四章と第五章に関する「南京大虐殺」(「南京事件」)の記憶についても、本論文では「想起」を「語り」としてとらえ直すことによって、記憶の「再現」の意味合いが変わってくることを念頭に置いた。「南京大虐殺」事件という「同じエピソードの集まりからなる出来事であっても、その時の立ち位置、すなわち想起の仕方ないしは語り口によって、『再現』されるものは幾通りも存在する」ということである<sup>1</sup>。

次に、本論文で事例の比較検討から以下二つの結論を述べておくことにしたい。まず、

---

<sup>1</sup> 高橋雅延『記憶力の正体——人はなぜ忘れるのか?』(ちくま新書、2014年)、251-252頁。

戦争賠償問題については、中国側の戦争賠償放棄政策は国交正常化に有利な方向に導いたが、そもそも中国政府の政策決定には当初からジレンマが介在していた。つまり、中国が戦争賠償放棄を「寛大政策」の表れとして重んじるのに対し、日本は中国から戦争賠償放棄を当然の約束事であるかのように認識したのである。日中国交回復後の両国関係において、中国側では、日本の「贖罪意識」を過度に当然視してきたのではないかという認識を持つ人々は少なくない。一部の論者の間では、中国が日本人の感情を過度に利用しようとしたと指摘する声もある<sup>2</sup>。本論文で指摘したように、戦争賠償問題に対する日本側の認識は非常に消極的なもので、むしろ敗戦直後から戦争賠償支給の削減と拒否に奔走してきたのが、戦争賠償問題における日中間に大きなズレが生じたのである。

M・ヴェーバー (Max Webber) は第一次世界大戦敗戦後のドイツにおいて次のような講演を行ったが、日中の和解を考えるとときその指摘はきわめて示唆的である。

(敗戦者の場合)男らしく峻厳な態度をとるものなら——戦争が社会構造によって起こったというのに——戦後になって「責任者」を追及するなどという愚痴っぽいことにせず、敵に向かってこう言うであろう。「我々は戦いに敗れ、君たちは勝った。さあ決着はついた。一方では戦争の原因ともなった実質的な利害のことを考え、他方ではとりわけ戦勝者に負わされた将来に対する責任——これが肝心な点——にもかんがみ、ここでどういう結論を引き出すべきか、一緒に話し合おうではないか」と。これ以外の言い方はすべて品位を欠き、禍根を残す。国民は利害の侵害は許しても、名誉の侵害、中でも説教じみた独善による名誉の侵害だけは断じて許さない。<sup>3</sup>

しかし、戦後日本の場合にはヴェーバーの指摘と全く反対に、敗戦者に負わされた将来に対する責任を意識的に回避しようとしたのである。結果的に言って、「利害の侵害」と「名誉の侵害」の間であって、日本政府が重要視したのは前者であった。後者について言えば、「利害」を追求するあまり、戦争責任や歴史認識問題において「不名誉」な結果を招来したと言えるだろう。

日本と中国の場合に起こったのは、協定を結ぶ前に敗者の側が勝者より豊かになってしまったという事態である (中国の勝利はいわゆる「惨勝」である)。日本は敗者としての

<sup>2</sup> 劉傑『中国人の歴史観』(文藝春秋、1999年)、96頁

<sup>3</sup> マックス・ヴェーバー著、脇圭平訳『職業としての政治』(岩波文庫、1980年)、83-84頁。

諦めのなかで反省を忘れ、他方勝者である中国の側には勝った者の雅量はすでにない。ここに、心理的には非常に厄介な問題が発生したのである<sup>4</sup>。つまり、日本は経済的には中国に対して優位を保ち、敗戦国として高度経済成長を達成したにもかかわらず、戦争賠償を最小限に、もしくは賠償しないことを国益として主張してきたのである。

さらに、日本では中国に提供した ODA を戦争賠償放棄とリンケージするという主張がある。日本では多額の ODA を中国に提供したことについて、中国側は「もっと感謝を」表明すべきだという批判もしばしばきかれる<sup>5</sup>。こうした議論はまさに「本末転倒」である。本来、戦争賠償放棄は中国側の道義性の顕彰であるが、日本はこれに対し十分に謝意を表明せず、対中 ODA を利用して自分の道義性を高めようとしたと言えよう。

なお、和解に関しては、両国の政府と国民の間に大きな溝が横たわっていることが事例研究で確認された。中国は「戦争責任区別論」を提唱し、「日本政府と日本人民」（1955 年以前）、「一握りの軍国主義者と大多数の日本人民」（1955 年以降）を区別して対応してきた。しかし、言うまでもなく戦後の日本政府は代議制民主体制であり、階級史観を以て簡単に政府と人民を分けるわけにはいかない事情がある。とりわけ戦争賠償問題に関して、一部の世論は加害責任を認めつつも、戦争賠償の負担をできるだけ減らそうとした意図については既に第三章で検証した通りである。一方、中国では「人民政府」といいながら、文革以前の政策決定において人民の関与は制度上においてはなかったのであり、日中国交正常化の時に戦争賠償放棄の政策決定について辛うじて国民に説得した点は第二章で検証したところである。1990 年代に入って中国国内で民間賠償請求運動が起きた際にも、一部の政治家は「政府・人民一元説」を固持し、民間賠償に対して消極的な姿勢を見せている。例えば、日中国交正常化交渉に携わった外交官の張香山はそのなかの代表の一人である。

この数年来、中日両国の間に起きている民間賠償問題は、私に言わせれば、われわれが引き起こしたのではなく日本側の一部の活動家が持ちかけたのだと思う。いかにこれに善処するかは当事者が考えるべきことだが、賠償政策に民間も含まれるかどうかについて、私個人の見方をいうと、わが国は社会主義国であり、中央から地方までの各レベ

<sup>4</sup> 高坂正堯『高坂正堯著作集第三巻 日本存亡のとき』（都市出版、1999 年）、518 頁。

<sup>5</sup> 徐顕芬『日本の対中 ODA 外交：利益・パワー・価値のダイナミズム』（勁草書房、2012 年）、215-224 頁。

ルの政府とも「人民政府」と表現することは、わが国の政府が人民の政権であり人民を代表することができる。したがって、わが国の中央政府は国民の意思を代表したものであり、また日本への賠償請求を放棄したことには民間賠償の放棄も含まれるのである。<sup>6</sup>

中国の対日寛大政策の決定において「中国人民」は不在だったのである。1990年代に入り、インターネットなどソーシャルメディアの発達によって、日中国交正常化交渉や平和友好条約交渉の時、中国側の問題点が議論できるようになっている。そうしたなかで、中国側の戦争賠償請求の放棄と日本側の無反省が取り上げられ、中国側の「赦し」と日本側の「反省」という戦争責任の基本原則を問いなおす時期が再び到来しているのである。

一方、「南京大虐殺」をめぐる日中両国記憶の齟齬に関しては、戦争賠償問題とは違い、これは基本的に「戦後責任論」に関わる問題である。戦争賠償問題に関する日中両国の「赦し」と「反省」は、加害と被害の事実（いわば「戦争責任」）を議論する場なのである。もちろん「南京大虐殺」に対する事実確認（事件の性質、範囲、犠牲者の数等）は戦争責任に関わるものであるが、本論文では歴史学的にその経緯を検証するものではなく、もっぱら事件発生後における日中両国による同事件の語り方を分析の焦点としてきた。つまり、本論文の事例研究は、戦後においてどのように記憶され、また忘却されたのか、あるいは想起されたのかという同時代史的考察に主眼を置いたのである。

高橋哲哉によれば、戦争責任とは、日本がアジア諸国を侵略し、植民地や占領地にし、さまざまな国際法違反や戦争犯罪、迫害行為を行ったことへの責任である。これに対して、戦後責任は戦争責任を前提とし、それと密接不可分ものである。戦後責任とは「日本政府が教科書検定を通じて日本戦争責任をうやむやにしようとする」ことに対して、「戦争の記憶の継承」である<sup>7</sup>。本論文では加害者の日本を一方的に批判するのではなく、被害者の中国の「戦争責任論」と「戦後責任論」にも着目した。なぜなら、日本の戦争賠償問題を批判する同時に、中国の対日戦争責任区別論に基づく対日戦争賠償政策自体にも問題点が存在するからである。筆者は、日本側の忘却と否認を批判する同時に、中国における「南京大虐殺」の語り方にもさまざまな問題点が介在していたと認識するからである。

さらにいえば、「南京大虐殺」議論を今日の膠着状況に導いている最も大きな要因とし

<sup>6</sup> 張香山著、鈴木英司訳『日中関係の管見と見証：国交正常化30年の歩み』（三和書籍、2002年）、83頁。

<sup>7</sup> 高橋哲哉『戦後責任論』（講談社、1999年）、30頁、47頁。

て、日中両国による事件の記憶における接点の欠如を指摘することができる。第三章と第四章では『人民日報』と『朝日新聞』の記事を用いて、戦後日中両国の記憶の仕方を検証した。この検証から明らかなように、日中両国における「南京大虐殺」の記憶、忘却及び想起は一貫してすれ違いを生じてきた。例えば、1946-1948年の間、東京裁判を契機に、日中両国は共に「南京大虐殺」事件を報道し、加害の記憶を想起させる側面を強調したが、その後の十何年間、日中両国は共に「南京大虐殺」について言及していない。そして、1980年代に入って再びこの事件が論壇に登場し、日中関係を影響する一つの問題点となっている。一言でいえば、日中両国の記憶のなかで、「南京大虐殺」の位置付けに関して接点がないこと、記憶の連続性より断続性が顕著となってきたことが、日中歴史記憶の共有を不可能とさせる最大の要因だと指摘しておきたい。

## 第二節 日中の現実政治とナショナリズム

本研究では寛容と記憶の視点で、日中両国の国内政治過程に注目し、日中の歴史和解を政治学の視点で分析した。しかし、国内政治過程では解釈できない部分、或いは国内政治過程のなかで無視されている部分もあるのではという疑問が出てくるかもしれない。これらの問題に関しては、既に序論で若干触れたが、ここでは現実政治 (realpolitik) とナショナリズムの観点から補足しておくことにしよう。

ここでいう「現実政治」は、主として日中間で現実が生じている政治問題を指している。現実政治問題といえば、真っ先に想起されるのは東シナ海をめぐる領土問題であろう。とりわけ、2009年9月尖閣諸島沖の漁船衝突と2012年9月の日本政府による「尖閣諸島国有化」が注目される。領土問題をめぐる係争については、日中両国の国力の逆転が重要な時代背景として挙げられるが、こうした現実の政治問題の所在は果たして本論文の枠組みで説明できうるだろうか。本論文の視点から見れば、日中間の問題は基本的に歴史問題にあり、日中の和解も日中両国の歴史和解という枠組みで理解している。尖閣列島や南シナ海をめぐる日中両国の齟齬は確かに現実問題のようにみえるが、それは歴史と無縁なものでは決してない。その理由は以下二つで説明できる。

第一に、尖閣問題については、松井芳郎、豊下櫛彦等が指摘しているように、尖閣紛争の「歴史問題」としての側面が浮上し肥大化しつつある事実を認めなければならない<sup>8</sup>。

---

<sup>8</sup> 松井芳郎「尖閣諸島について考える——国際法の観点から・4完」『法律時報』（2013年4月、85巻174

この問題に関して東郷和彦は、日本にとっても中国にとっても尖閣問題は「今のところ」領土問題であって歴史問題ではないが、中国にとってはこの問題が歴史問題に転化する危険があると警告した<sup>9</sup>。また、日中両国とも「歴史的にも、国際法上にも自国の固有領土」と宣伝しているところから、その「歴史的」な根拠が日中間の歴史問題につながり得ると言ってもよいだろう。

第二に、これらの現実問題は歴史問題と噛み合いながら、結局日中関係における対立を助長するものである。つまり、日中間では歴史問題があるからこそ、領土問題にみられるような現実政治問題の解決が不可能になっているのではないか。中国が領土問題を歴史問題化させる原因の大半は、「過去において中国に対して侵略戦争を行っただけでなく、その傷跡をいやすために同国とその国民に対する戦争責任と戦後責任とを十分には果たしてこなかった日本側にある」からである<sup>10</sup>。こうしてみると、現在の日中両国が和解できない理由は歴史問題と現実問題の相乗的な効果、「歴史」と「現実」の相互互換、相互乗り入れ状況によって説明されるとはいえないだろうか<sup>11</sup>。

2016年に実施された日本言論NPOと中国国際出版集団による共同世論調査の結果をみれば、日中歴史問題の重大性が窺える。日中両国の世論で相手国に対して「よくない印象の理由」の一番目にランクされたのはほかでもなく「歴史問題」である<sup>12</sup>。日本の世論は「歴史問題などで日本を批判するから」という理由で中国に対してよくない印象を持っている（55.1%）。一方、中国の世論は「中国を侵略した歴史についてきちんと謝罪し反省していないから」という理由で日本に対して「よくない印象」を持っている（70.5%）。因みに、尖閣諸島（釣魚島）等をめぐる領土問題はそれぞれ四番目、二番目の理由として挙げられている。こうした結果は、日中関係における歴史問題の緊迫性を裏付けるものである。

日中関係を悪化させる諸要因のなかで、ナショナリズムの問題も特別な位置を占めていると言えよう。ナショナリズムは独立に存在するものではなく、領土問題、歴史問題などとリンクして日中関係のゆくえに影響を与えている。ナショナリズムの定義について

---

4号）、72頁；豊下梢彦『「尖閣問題」とは何か』（岩波現代文庫、2012）、18-19頁。

<sup>9</sup> 東郷和彦・保坂正康『日本の領土問題——北方四島、竹島、尖閣諸島』（角川書店、2012年）、115頁。

<sup>10</sup> 松井「前掲論文」、73頁。

<sup>11</sup> Yanan He, “Ripe for Cooperation or Rivalry? Commerce, Realpolitik, and War Memory in Contemporary Sino-Japanese Relations”, *Asian Security*, Vol.4, No.2, (2008), pp.162-197; 王舒明「歴史問題安全化及其對 21 世紀中日安全關係的影響」『國際政治研究』（2016年、第3號）、41-61頁。

<sup>12</sup> 日本言論NPO:<http://www.genron-npo.net/world/archives/6011.html>（2017年3月4日閲覧）



は統一的なもの存在していないが、本論文ではナショナリズム、民族主義、愛国主義をほぼ同じ概念として理解することにする<sup>13</sup>。

既存研究のなかで日中関係の悪化を中国側のナショナリズムの煽動、とりわけ「反日愛国主義教育」に求めるという主張がみられるが、果たして中国の一方的なナショナリズムで上手く説明できるのだろうか<sup>14</sup>。同じ論理で中国国内の学界では、日中関係の悪化を日本の右傾化と歴史修正主義教育に帰結させる傾向がある<sup>15</sup>。また、ナショナリズムの煽動という観点から、日中両国はともに責任を持つという主張も現れている<sup>16</sup>。日中間のナショナリズムについては、以下のような認識の構造が存在する。

日本側の批判→愛国主義教育=反日
中国側の批判→歴史修正主義=反中

このようななかで、とりわけ中国の愛国主義への関心が集中し、先行研究においてもこのことが批判の対象となっていた<sup>17</sup>。しかし、中国の愛国主義（教育）については以下の三つの側面を理解しておく必要があると考える。まず、中国の愛国主義は反日教育ではないということである。これについて王智新は「中国の歴史教科書の趣旨は誰かへの恨みを青少年の脳裏に刻ませるためではなく、中国人自身がいかに『歴史を鑑にして未来に向かうか』を考えるためのもの」と述べている<sup>18</sup>。また、中国の反帝国主義批判の系譜のなかで、日本は一貫してその標的ではなかった。注目されるべきなのは、民衆の新たな民族主義台頭の嚆矢となったのは、1996年5月に中国で刊行された『NOと言える中国』（「中国可以説不」）であった<sup>19</sup>。この本は後にベストセラーになり、その民族主義の矛先は日

<sup>13</sup> 三者の意味と区別について、江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本』（勁草書房、2015年）、4-10頁。

<sup>14</sup> 飯塚敏夫「中国の愛国主義教育とは何だったのか——『反日感情は愛国主義教育が原因ではない』のか」日本大学国際関係学部中国情報センター『現代中国事情』（2009年3月、第24号）、51-81頁。

<sup>15</sup> 歩平、王希亮『日本右翼問題研究』（社会科学文献出版社、2005年）。

<sup>16</sup> 王宏倫著、小山裕・河村賢訳「東アジアの近代の理論化のために——日本と中国における『戦争のフレーム』」『思想』（2014年、2月号）、26-55頁。

<sup>17</sup> 中国のナショナリズムと対日政策に関する研究は、江藤『前掲書』；James Reilly, *Strong Society, Smart State: The Rise of Public Opinion in China's Japan Policy*, New York: Columbia University Press, 2011；Jessica Chen Weiss, *Powerful Patriots: Nationalist Protest in China's Foreign Relations*, New York: Oxford University Press, 2014 を参照。

<sup>18</sup> 王智新「中国の教科書制度と歴史教科書」『世界』（2005年、11月号）、248頁。

<sup>19</sup> 宋強ほか「中国可以説不」（中華工商聯合出版社、1996年）。

本ではなく、冷戦後の唯一の覇権国、米国に向けられていたのである<sup>20</sup>。

第二に、中国のナショナリズムは決して「官制民族主義」ではないということである。愛国主義を国家の安定と共産党の政権維持のために活用することは政府の規定方針ではあるが、「愛国主義」・「民族主義」は国民のなかから自然発生的に起こった点も無視できない<sup>21</sup>。1999年の反米デモ、2005年の反日デモ、2012年の反日デモについても、いずれもが中国政府の監視下に置かれてはいたが、政府のコントロールから逸脱する事例も多々見られた<sup>22</sup>。つまり、中国政府は政権維持のためにナショナリズムを利用してはいるものの、過剰な煽動がかえって中国政府に不利な状況をもたらすという懸念も否定できない。

第三に、中国のナショナリズムは民主化運動を阻止する選択肢の一つであるということである。中国共産党は民主的な手続きの導入によっては支配の正統性を補強することができないため、別な方法でその正統性を補強し続けるほかない<sup>23</sup>。経済成長の達成に加え、ナショナリズムの動員もその一つの選択肢となってきたことは否めない。しかし、加々美によれば、1980年代から中国政府は反日的な民族主義を呼びかけようとしたが、民衆レベルの反日ナショナリズムが燃え上げることはほとんどなかったと述べる。それは「民衆は国家に政治民主化を求め、国家は民族主義へ民衆を誘導しようとしたからである<sup>24</sup>。こうした点をみると、中国のナショナリズムは下からの民主化主張に対する上からの封じ込めの政策といってよいだろう。さらに、中国民主化の未成熟さがしばしば指摘され、それが日中和解されていない理由の一つとして提示されている。

筆者は、日中両国における排他的なナショナリズムが日中和解の障害となっていることを無視するものではない。本論文はむしろこのナショナリズム的な要因を記憶の枠組みに入れて、記憶の仕方を分析するための一つのファクターとして展開してきたのである。総じていえば、現実政治にせよ、ナショナリズムにせよ、「寛容」と「記憶」の分析枠組みで説明することが本研究の趣旨であった。

---

<sup>20</sup> 加々美光行『未完の中国：課題としての民主化』（岩波書店、2016年）、71頁。

<sup>21</sup> 劉傑『前掲書』、111頁。

<sup>22</sup> 中国民衆の過剰なナショナリズム、及びその反政府的な行動について、Reilly, *Strong Society, Smart State*; Weiss, *Powerful Patriots*; Christopher Cairns and Allen Carlson, “Real World Islands in a Social Media Sea: Nationalism and Censorship on Weibo during the 2012 Diaoyu/Senkaku Crisis”, *The China Quarterly*, Vol.225, (March, 2016), pp.23-49.

<sup>23</sup> 松田康博「中国の対外行動を制約する国内政治要因」防衛研究所『安全保障国際シンポジウム報告書第9回』（2007年12月）、40頁。

<sup>24</sup> 加々美『前掲書』、62頁。

### 第三節 課題と展望

最後に、課題としての日中和解に関しての日中両国の主張、論点及び展望を加えて言及し、本論文のまとめとしたい。日中和解を「寛容」と「記憶」の側面に着目するとき、両国の主張は以下ようになる。日本にとっての理想的な和解のあり方というのは、それが中国側に「赦してもらい忘却する」とするものである。一方、中国にとって理想的なあり方は、日本側が「反省して記憶しよう」とするものである。つまり、日中両国はいずれも自分の問題である以上に、相手に対して期待を寄せるのである。具体的にいえば、日本は中国の寛容を求めるとともに、加害の歴史を忘却しようとする主張している。中国は日本の無反省を批判するとともに、被害の歴史を記憶しようとする主張しているのである。

結局のところ、日本が寛容と忘却の側面を強調するのに対し、中国は反省と記憶の側面を強調する。日本から見れば、日本政府はこれまで何回も反省と謝罪をしたが、中国政府は依然として「歴史カード」で日本を批判していると考えられる。中国から見れば、日本政府の謝罪は極めて政治的な行為であり、たとえ謝罪したとしても、靖国神社参拝など侵略の歴史を否定するような行動を繰り返していることを批判する。

和解のために、これまで日中両国政府、有識者及び国民の間でさまざまな試みがなされてきたが、以上のようなすれ違いを克服することはできなかった。これを打開するための展望として以下の点を提示してみたい。政府間レベルにおいては講じる打開策はさまざまであるが、例えば、互いに敵意の減少や首脳訪問の増加などの常套手段が挙げられるが、これらの手段はいずれも結果論的な見方であり、政治的実効性に欠ける傾向は否めない。日中和解の要諦はまずは歴史問題であり、打開策としては歴史問題の原点を辿ることそれ以外はない。もちろん同じ歴史事実に対して、日中両国の主張と解釈は食い違うかもしれないが、重要なのは最低限の共通認識（合意、コンセンサス）の確立と共有である。第一章で寛容を議論するときに、すでに合意の重要性を指摘したが、記憶の場合もこの最低限の合意が必要とされるのである。つまり、日中両国は歴史事実の経緯に対して相違を持つことは合意のもとでは許されることであるが、それを乗り越え「共有される知識」を生かすこと、そして日中両国が本論文で検証した歴史を前に、現在から将来にむけて「共有できる方向」を見つけ出していくことが和解にとって不可欠ではないだろうか。

戦後の日中関係史のなかで、合意によって友好関係を維持した事例は数多くある。周恩来の「求同存異」（日本側の理解は「大同小異」であったが）はその一つの代表例である。

この主張のもとで、尖閣列島の問題は実質的に棚上げされてきたのである。近年、日中間で行った歴史共同研究はそれぞれの意見を尊重するかたちで、いくつかの合意が達成できた。そのなかで「南京大虐殺」をめぐるのは、犠牲者の数に対して異論が持ち上がったが虐殺の事実に対しては双方ともに異存がないという点で合意点が見いだされた<sup>25</sup>。

膠着状態に陥っている領土問題についても、最低限の合意が達成できた例を提示しておこう。2014年11月に北京で行われたAPEC会議に合わせ、日中両国政府は「四項目の文書」を発表した。その中の第三項目は、「双方は、尖閣諸島（魚釣島）など東シナ海の海域において近年緊張状態が生じていることについて異なる見解を有していると認識し、対話と協議を通じて、情勢の悪化を防ぐとともに、危機管理メカニズムを構築し、不測の実態の発生を回避することで意見の一致を見た」と書かれている<sup>26</sup>。これは船橋洋一の話によれば、一種の「合意できないことで合意した」（agree to disagree、不合意で合意）ということである<sup>27</sup>。日中間におけるこのような最低限の合意によって、歴史認識を相対化し、日中両国の間で共有できる部分を拡大し、国境を越える歴史認識の形成を目指すことが、歴史和解へと一歩前進していくものではないか。筆者は本論文の最後にあたりこのことを強く確信するものである。

---

<sup>25</sup> 北岡伸一「『日中歴史共同研究』を振り返る」『外交フォーラム』（2010年、4月号）、67-68頁。

<sup>26</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/c\\_m1/cn/page4\\_000789.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/cn/page4_000789.html)（2017年3月16日閲覧）

<sup>27</sup> 船橋洋一『21世紀地政学入門』（文藝春秋、2016年）、212頁。

## 引用・参考文献

### 公文書・外交資料

- 石川忠雄、中嶋嶺雄、池井優編『戦後資料：日中関係』（日本評論社、1970年）。
- 鹿島平和研究所編『現代国際関係の基本文書（上）』（日本評論社、2013年）。
- 外務省編『日本外交文書：平和条約の締結に関する調書第二冊（IV・V）』（2002年）。
- 外務省編『日本外交文書——サンフランシスコ平和条約準備対策』（2006年）。
- 外務省編『日本外交文書——サンフランシスコ平和条約対米交渉』（2007年）。
- 外務省編『日本外交文書 サンフランシスコ平和条約調印・発効』（2009年）。
- 外務省編『日本占領・外交関係資料集（第一巻）』（柏書房、1991年）。
- 外務省編『外務省の百年 下巻』（原書房、1969年）。
- 外務省編『初期対日占領政策 朝海浩一郎報告書（上）』（毎日新聞社、1978年）。
- 外務省アジア局第二課『中共対日重要言論集』（1952年12月1日より1955年3月末日まで）（外務省、1955年7月刊行）。
- 外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集 1949-1969年』（霞山会、1970年）。
- 外務省外交史料館「歴史資料としての価値が認められる開示文書」整理番号 02-175-10
- 外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号 B'3-1-1-1-3
- 外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号 B'3-1-1-1-6
- 外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号 B'3-1-1-1-10
- 外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号 B'3-1-1-1-4-1
- 外務省外交史料館マイクロフィルム、分類番号 B'3-1-2-1-1
- 外務省外交史料館マイクロフィルム 分類番号 B'4-1-2-3
- 外務省中国課編『日中関係基本資料集 1972-2008年』（霞山会、2008年）。
- 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年（下）』（原書房、1969年）。
- 学術研究会議緊急問題処理委員会『賠償問題のわが国民経済にとっての意義に関する中間報告』（国立国会図書館近代デジタルライブラリー、1947年）。
- 南京事件調査研究会編訳『南京事件資料集 2 中国関係資料編』（青木書店、1992年）。
- 日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』（日中国交資料委員会、1974年）。
- 日中貿易促進議員連盟『「日・台条約」に関する国会審議』（1969年8月）。
- 秦孝儀主編『中華民国重要史料初編 対日抗戦時期第七編：戦後中国（四）』（中國國民

- 黨中央委員會黨史委員會、1981年)。
- 秦孝儀主編『先總統蔣公思想言論總集』(卷三十二 書告)、(中國國民黨中央委員會、1984年)。
- 秦孝儀主編『先總統蔣公思想言論總集』(卷三十八 談話)、(中國國民黨中央委員會、1984年)。
- 竹內實監修『毛沢東集』(第六卷)、(北望社、1970年)。
- 中央文獻研究室編『周恩來年譜 1949-1976 (上卷)』(中央文獻出版社、1997年)。
- 中央文獻研究室編『周恩來年譜 1949-1976 (下卷)』(中央文獻出版社、1997年)。
- 中華人民共和國外交部外交史研究室編『周恩來外交活動大事記 (1949-1975)』(世界知識出版社、1993年)。
- 中國國民黨中央委員會黨史委員會編『日軍在華暴行——南京大屠殺下冊』(革命文獻第109輯)、(中央文物供應社、1987年)。
- 中國人民政治協商會議全國委員會、文字資料研究委員會編『文史資料選輯』(1985年、第72輯、中國文史出版社)。
- 中國第二歷史檔案館編『中華民國史檔案資料彙編 第五輯第三編外交分冊』(江蘇古籍出版社、2000年)。
- 毛澤東『毛澤東外交文選』(中央文獻出版社、1994年)。
- 毛澤東『毛澤東選集』(第三卷)、(人民出版社、1991年)。
- 劉少奇『建國以來劉少奇文稿 (第二冊)』(中央文獻出版社、2005年)。
- 周恩來『周恩來外交文選』(中央文獻出版社、1990年)。
- 田桓主編『戰後中日關係文獻集 1945-1970』(中國社會科學出版社、1996年)。
- 『日本問題文件彙編第二集』(世界知識出版社、1958年)。
- 『日本問題文件彙編第五集』(世界知識出版社、1965年)。
- Foreign Relations of United States (FRUS), The Conferences at Cairo and Tehran, 1943.*
- Foreign Relations of the United States (FRUS), The Far East, 1946, Vol. VIII.*
- Foreign Relations of United States (FRUS), East Asia and the Pacific, 1950, Vol. VI.*
- Foreign Relations of the United States (FRUS), China and Japan, 1952-1954, Vol. XIV.*
- Campbell Black H., *Black's Law Dictionary*, Fifth Edition, ST. Paul Minn: West Publishing, 1979.
- Hornby A. S., *Oxford Advanced Learner's Dictionary of Current English*, Oxford: Oxford University Press, 2010.
- The Department of State Bulletin, 1945, Vol. XIII.*

## 日本語文献

- 会田雄次『日本人の意識構造：風土・歴史・社会』（講談社現代新書、1972年）。
- 赤澤史朗「戦後日本の戦争責任論の動向」『立命館法学』（2000年、第6号）、137-163頁。
- 浅田正彦『日中戦後賠償と国際法』（東信堂、2015年）。
- 朝日新聞社編『朝日年鑑1952』（朝日新聞社、1951年）。
- 朝日新聞取材班『「過去の克服」と愛国心：歴史と向き合う2』（朝日新聞社、2007年）。
- 朝日新聞戦後補償問題取材班『戦後補償とは何か』（朝日新聞社、1999年）。
- 東史郎さんの南京裁判を支える会編『加害と赦し：南京大虐殺と東史郎裁判』（現代書館、2001年）。
- 安倍幸夫「寛容にすぎる思考について」実践女子大学内実践英文学会『実践英文学』（1988年、第34巻）、5-13頁。
- 天川晃『占領下の議会と官僚』（現代史料出版、2014年）。
- 荒井信一『歴史和解は可能か：東アジアでの対話を求めて』（岩波書店、2006年）。
- 荒敬『日本占領史研究序説』（柏書房、1994年）。
- アライダ・アスマン著、安川晴基訳「トラウマ的な過去と付き合うための四つのモデル」『思想』（2015年、第8号）、27-50頁。
- 栗屋憲太郎「東京裁判に見る戦後処理」栗屋憲太郎他『戦争責任・戦後責任：日本とドイツはどう違うか』（朝日新聞社、1994年）、73-122頁。
- 飯塚敏夫「中国の愛国主義教育とは何だったのか——『反日感情は愛国主義教育が原因ではない』のか」日本大学国際関係学部中国情報センター『現代中国事情』（2009年3月、第24号）、51-81頁。
- 家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』（岩波書店、2012年）。
- 「中国における『戦争責任二分論』の系譜—蒋介石・毛沢東・周恩来、日中戦争の語り方」添谷芳秀編『現代中国外交の六十年——変化と持続』（慶應義塾大学出版会、2011年）。
- 家永三郎『戦争責任』（岩波書店、1985年）。
- 池尾靖志編著『戦争の記憶と和解』（晃洋書房、2006年）。
- 池田直隆『日米関係と「二つの中国」』（木鐸社、2004年）。
- 石井剛「胡適の中国新哲学構想——儒家的因襲批判とプラグマティックな寛容」東京大学中国哲学研究会『中国哲学研究』（第28巻、2015年）、139-160頁。

- 石井明「日華平和条約締結交渉をめぐる若干の問題」東京大学教養学部教養学科『教養学科紀要』（1988年、第21号）、77-94頁。
- 石井明他編『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』（岩波書店、2003年）。
- 石川一郎「ポーレー大使の賠償問題最終報告について」『日産協月報』（1947年1月、第二巻第一号）、1-3頁。
- 石田雄『記憶と忘却の政治学：同化政策・戦争責任・集合的記憶』（明石書店、2000年）。
- 石橋湛山『石橋湛山全集 第十三巻』（東洋経済新報社、1970年）。
- 『石橋湛山全集 第十四巻』（東洋経済新報社、1970年）。
- 板倉由明『本当はこうだった：南京事件』（日本図書刊行会、1990年）。
- 伊藤信哉「戦争賠償と日本の世論：占領・講和期における戦争賠償論の形成と展開」長谷川雄一編『日本外交のアイデンティティ』（南窓社、2004年）。
- 井上正也『日中国交正常化の政治史』（名古屋大学出版会、2010年）。
- 岩村三千夫「日中国交回復の問題点：日本外交と新安保条約」日本国際政治学会編『国際政治』（1957年、第2号）、35-47頁。
- 殷燕軍『中日戦争賠償問題：中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に』（御茶の水書房、1996年）。
- 『日中講和の研究：戦後日中関係の原点』（柏書房、2007年）。
- 上田信「中国人の歴史意識」尾形勇他編『日本にとって中国とは何か』（中国の歴史12巻）（講談社、2005年）。
- 上野千鶴子「記憶の政治学：国民・個人・わたし」『インパクション』（1997年、6月号）、154-174頁。
- 上村威『文化と国家アイデンティティの構築：関係と中国外交』（勁草書房、2015年）。
- 宇羽野明子『政治的寛容』（有斐閣、2014年）。
- 内田雅敏『「戦後補償」を考える』（講談社現代新書、1994年）。
- 内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』（山川出版社、2010年）。
- 内海愛子他『戦後責任——アジアのまなざしに込めて』（岩波書店、2014年）。
- E・M・フォースター、小野寺建編訳『フォースター評論集』（岩波文庫、1996年）。
- E.ルナン他著、鶴飼哲他訳『国民とは何か』（インスクリプト、1997年）。
- 江藤名保子『中国ナショナリズムのなかの日本——「愛国主義」の変容と歴史認識問題』（勁草書房、2014年）。



- 遠藤誉『毛沢東：日本軍と共謀した男』（新潮社、2015年）。
- 大蔵省財政室編『昭和財政史：終戦から講和まで』（第一巻総説 賠償・終戦処理）、（東洋経済新報社、1984年）。
- 王宏倫著、小山裕・河村賢訳「東アジアの近代の理論化のために——日本と中国における『戦争のフレーム』」『思想』（2014年、2月号）、26-55頁。
- 王智新「中国の教科書制度と歴史教科書」『世界』（2005年、11月号）、244-250頁。
- 大澤武司「日本人引揚と廖承志——廖班の形成・展開とその関与」王雪萍編著『戦後日中関係と廖承志：中国の知日派と対日政策』（慶應義塾大学出版会、2013年）、49-73頁。
- 小田実『「ベ平連」・回顧録でない回顧』（第三書館、1995年）。
- 大隅和雄・平石直昭編『思想史家 丸山眞男』（ぺりかん社、2002年）。
- 大沼保昭『東京裁判から戦後責任の思想へ』（有信堂高文社、1985年）。
- 『東京裁判・戦争責任・戦後責任』（東信堂、2007年）。
- 『「歴史認識」とは何か：対立の構図を超えて』（中公新書、2015年）。
- 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉：戦後日本のナショナリズムと公共性』（新曜社、2002年）。
- 緒方貞子著、添谷芳秀訳『戦後日中・米中関係』（東京大学出版会、1992年）。
- 岡崎久彦『重光・東郷とその時代』（PHP文庫、2003年）。
- 岡部達味『日中関係の過去と将来：誤解を超えて』（岩波書店、2000年）。
- 岡村寧次著、稲葉正夫編『岡村寧次大将資料（上）——戦場回想編』（原書房、1970年）。
- 外交政策決定要因研究会編『日本の外交政策決定要因』（PHP研究所、1999年）
- 加々美光行「日中国交正常化20周年と戦争責任：賠償問題を中心に」『愛知大学国際問題研究所紀要』（1991年9月）、207-258頁。
- 『未完の中国：課題としての民主化』（岩波書店、2016年）。
- 笠原十九司「日中戦争期における日本人の南京虐殺の記憶と『忘却』（下）」『研究誌季刊中国』（2006年、夏季号）、27-35頁。
- 『南京事件』（岩波新書、1997年）。
- 『南京事件論争史：日本人は史実をどう認識してきたか』（平凡社、2007年）。
- 「南京虐殺の記憶と歴史学」笠原十九司・吉田裕編『現代歴史学と南京事件』（柏書房、2006年）。
- 加藤周一「体制の持続と断絶」色川大吉編『敗戦から何を学んだか：日本・ドイツ・イ

- タリア』(小学館、1995年)。
- 「『過去の克服』覚書」中村政則他編『過去の清算 新装版戦後日本：占領と戦後改革第5巻』(岩波書店、2005)。
- 加藤隆則『「反日」中国の真実』(講談社現代新書、2013年)。
- 加藤典洋『戦後入門』(ちくま新書、2015年)。
- 金子廉二「天皇の軍隊」『人民評論』(1946年、第二巻第三号)。
- 神山茂夫編著『日本共産党戦後重要資料集第一巻』(三一書房、1971年)。
- 川島真「1949年以前の日中関係」国分良成他『日中関係史』(有斐閣、2013)。
- 神吉晴夫編『三光 日本人の中国における戦争犯罪の告白』(光文社、1957年)。
- 菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』(凱風社、2011年)。
- 菊池一隆『東アジア歴史教科書問題の構図：日本・中国・台湾・韓国、および在日朝鮮人学校』(法律文化社、2013年)。
- 木村幹『日韓歴史認識問題とは何か：歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』(ミネルヴァ書房、2014年)。
- 木村純二「伊藤仁斎における『恕』の意義」国士舘大学哲学会『国士舘哲学』(2003年3月、第7巻)、149-168頁。
- 北岡伸一「常任理事国入りは日本が果たすべき責任である」『中央公論』(2005年、1月号)、125-145頁。
- 「『日中歴史共同研究』を振り返る」『外交フォーラム』(2010年、4月号)、62-70頁。
- 北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展——昭和政治史における権力と思想』(東京大学出版会、2000年)。
- 京極純一『日本の政治』(東京大学出版会、1983年)。
- 金石範「忘却は蘇えるか——『つぶやきの政治思想』への断想」『思想』(1998年、5月号)、45-53頁。
- 金沖及主編、劉俊南、譚佐強訳『周恩来伝 1948-1976 (下冊)』(岩波書店、2000年)、336頁。
- 草森紳一『不許可写真』(文藝春秋、2008年)。
- 栗津賢太「慰霊・追悼研究の現在——想起の文化をめぐって」『思想』(2015年、8月号)、8-21頁。
- 栗山尚一著、中島琢磨、服部龍二、江藤名保子編『外交証言録：沖縄返還・日中国交正常化・日米「密約」』(岩波書店、2010年)。

黒沢文貴、イアン・ニッシュ編『歴史と和解』（東京大学出版会、2011年）。

クロス京子『移行期正義と和解：規範の多系的伝播・受容過程』（有信堂、2016年）。

小菅信子『戦後和解：日本は「戦後」から解き放たれるのか』中公新書、2005年。

小林義雄「賠償問題と日本の立場」『朝日評論』（1949年、7月号）、43-52頁。

小林良正「ポーレーよりストライクへ——対日賠償問題の推移が意味するもの」『改造』（1948年、5月号と6月号）。

小山常実『歴史教科書の歴史』（草思社、2001年）。

孔建『日本人は永遠に中国人を理解できない』（講談社文庫、1999年）。

高坂正堯『高坂正堯著作集第一巻 海洋国家日本の構想』（都市出版、1998年）。

——『高坂正堯著作集第三巻 日本存亡のとき』（都市出版、1999年）。

黄自進『蒋介石と日本——友と敵のはざままで』（武田ランダムハウスジャパン、2011年）。

国分良成「冷戦終結後の日中関係——『72年体制』の転換」『国際問題』（2001年、1月号）、42-56頁。

古在由重『人間讃歌』（岩波書店、1974年）。

胡鳴「田中訪中における中国の国民教育キャンペーン」『国際公共政策研究』（2012年、第2号）、59-73頁。

呉学文著、加藤優子訳「民間外交と政府交渉をつなぐルール」石井明他編『記録と考証』。

坂元一哉『日米同盟の絆——安保条約と相互性の模索』（有斐閣、2000年）。

サンケイ新聞社『蒋介石秘録 下』（サンケイ出版、1985年）。

清水美和『中国はなぜ「反日」になったか』（文春新書、2003年）。

下川潔『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』（名古屋大学出版会、2000年）

時事通信社政治部編『日中復交:ドキュメント』（時事通信社、1972年）。

朱建栄「中国の対日関係史における軍国主義批判」近代日本研究会編『年報・近代日本研究・16 戦後外交の形成』（山川出版社、1994年）、308-314頁。

——「中国はなぜ賠償を放棄したか」『外交フォーラム』（1992年、10月号）。

蒋介石著、山田礼三訳『暴を以て暴に報ゆる勿れ』（白揚社、1947年）。

蔣経国「中華民国 断腸の記」『文芸春秋』（1972年、10月号）、102-112頁。

ジョン・ミアシャイマー「まえがき」、吉川直人・野口和彦編『国際関係論』（勁草書房、2006年）、v頁。

徐顕芬『日本の対中 ODA 外交：利益・パワー・価値のダイナミズム』（勁草書房、2012年）。

末木文美士「思想の言葉:『和解』してはいけない」『思想』（2015年、8月号）、3-

- 頁。
- 「<原型=古層>から世界宗教へ——『丸山眞男講義録「第四冊」』を読む」大隅和雄 平石直昭編『思想史家丸山眞男』、92-137 頁。
- 鈴木明『「南京事件」のまぼろし』（文藝春秋、1973 年）。
- 鈴木英司『中南海の 100 日:秘録・日中国交正常化と周恩来』（三和書籍、2012 年）。
- 鈴木千慧子「南京大虐殺をめぐる動向と課題」『季刊戦争責任研究』（第 46 号、2004 年冬季号）、30-37 頁。
- 住谷雄幸「戦争犯罪裁判論・戦争責任論の動向」『思想』（1984 年、5 月号）、123-131 頁。
- 関栄治『蒋介石が愛した日本』（PHP 研究所、2011 年）。
- 関根政美「文化と国際政治」日本国際政治学会編『国際政治』（2002 年、第 129 号）、1-10 頁。
- 添谷芳秀『日本外交と中国——1945 - 1972』（慶應通信、1995 年）。
- 添谷芳秀編『現代中国外交の六十年——変化と持続』（慶應義塾大学出版会、2011 年）。
- 高崎達之助「周恩来と会談して」『中央公論』（1961 年、2 月号）、246-252 頁。
- 高橋哲哉『戦後責任論』（講談社、1999 年）。
- 高橋哲哉、鶴飼哲「和解の政治学」『現代思想』、2000 年 11 月号、46-68 頁。
- 高橋正雄「国民生活への影響——賠償の経済学」『改造』（1951 年、12 月号）、40-45 頁。
- 高橋雅延『記憶力の正体——人はなぜ忘れるのか?』（ちくま新書、2014 年）。
- 竹内好『竹内好全集第五巻』（筑摩書房、1981 年）。
- 「中国人の抗戦意識と日本人の道徳意識」『知性』（1949 年 5 月号）、51-64 頁。
- 竹前栄治・中村隆英監修『GHQ 日本占領史 25 賠償』（日本図書センター、1990 年）。
- 田中明彦『日中関係 1945-1990』（東京大学出版会、1991 年）。
- 田中孝彦編著『戦争のあとに：ヨーロッパの和解と寛容』（勁草書房、2008 年）。
- 田中宏「日中賠償問題と歴史認識」『季刊中国研究』（1991 年 9 月、21 号）、34-62 頁。
- 田中正明『南京虐殺の虚構』（日本教文社、1984 年）。
- 玉嶋信義編訳『中国の日本観』（弘文堂新社、1967 年）。
- 俵義文「政治家・メディアと南京事件」『季刊 戦争責任研究』（2007 年冬季号、第 58 号）、54-66 頁。
- 張雲「日中の誤認知と相互不信の再生産のメカニズム」日本国際政治学会編『国際政

- 治』(2016年、第184号)、1-15頁。秘録』(サンケイ出版、1980年)。
- 張群著、古屋奎二訳『日華・風雲の七十年：張群外交秘録』(サンケイ出版、1980年)。
- 張香山著、鈴木英司訳『日中関係の管見と見証：国交正常化30年の歩み』(三和書籍、2002年)。
- 陳舜臣『中国人と日本人』(集英社文庫、1984年)。
- 陳肇斌『戦後日本の中国政策』(東京大学出版会、2000年)。
- 鶴見俊輔「知識人の戦争責任」『中央公論』(1956年、1月号)、57-63頁。
- テッサ・モーリス=鈴木著、大久保佳子訳「グローバルな記憶・ナショナルな記述」『思想』(1998年、8月号)、35-56頁。
- 東郷和彦、保坂正康『日本の領土問題：北方四島、竹島、尖閣諸島』(角川書店、2012年)。
- 土佐弘之『安全保障という逆説』(青土社、2003年)。
- 豊下梢彦『「尖閣問題」とは何か』(岩波現代文庫、2012年)。
- 中江要介『日中外交の証言』(蒼天社、2008年)。
- 中西寛『国際政治とは何か：地球社会における人間と秩序』(中公新書、2003年)。
- 中西功「アジアの新生——日本は如何に贖罪すべきか」『言論』(1946年2月号)。
- 中野晃一『右傾化する日本政治』(岩波新書、2015年)。
- 中野聡「フィリピンが見た戦後日本——和解と忘却」『思想』(2005年、12月号)、42-56頁。
- 仲正昌樹『寛容と正義——絶対的正義の限界』(明月堂書店、2015年)。
- 永井陽之助「日本政治の特異性と普遍性」『思想』(1984年、2月号)、143-153頁。
- 永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後補償——アジア経済協力の出発』(勁草書房、1999年)。
- 浪本勝年「一九五〇年代の教科書問題」『立正大学文学部論叢』(1986年3月、第83号)、61-80頁。
- 成田龍一「戦争像の系譜——状況・体験・証言・記憶」成田龍一ほか編集『岩波講座アジア・太平洋戦争1：なぜ、いまアジア・太平洋戦争か』(岩波書店、2005年)、3-46頁。
- 西尾幹二『国家と謝罪——対日戦争の聲音が聞こえる』(徳間書店、2007年)。
- 西村熊雄『日本外交史27 サンフランシスコ平和条約』(鹿島研究所出版会、1971年)。
- 日中国交回復特別委員会『日中の国交回復へ：日本社会党訪中親善使節団報告書』(日中国交回復特別委員会、1957年)。

野田正彰、石坂浩一、大里浩秋「アジア 記憶から未来へ」『神奈川大学評論』（第 39 号、2001 年）、2-27 頁。

賠償問題研究会編『日本の賠償 1963』（世界ジャーナル社、1963 年）。

——『日本の賠償——その現状と問題点』（外交時報社、1959 年）。

平野聡「中国の『平和的台頭』は国際協調的だったのか」『レヴアイアサン』（2016 春、58 号）、68-89 頁。

広田種「賠償の経緯」『改造』（1951 年、11 月号）、46-51 頁。

藤原帰一『戦争を記憶する：広島・ホロコーストと現在』（講談社現代新書、2000 年）。

藤原彰編、『南京事件をどう見るか——日・中・米研究者による検証』（青木書店、1998 年）。

藤本博「『ソンミ』の記憶とトランスナショナルな『和解・平和』」菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』、388-410 頁。

毎日新聞社編『シリーズ 20 世紀の記憶 秘蔵の不許可写真 1』（毎日新聞社、1998 年）。

牧秀崇「和解を求めて——紛争後及び紛争下における赦しと相互理解の模索」池尾靖志編著『戦争の記憶と和解』、171 頁。

松井芳郎「尖閣諸島について考える——国際法の観点から・4 完」『法律時報』（2013 年 4 月、85 巻 4 号）、70-76 頁。

松本重治『上海時代（下）』（中公新書、1975 年）。

丸山真男『日本の思想』（岩波書店、1957 年）。

——「戦争責任の盲点」『思想』（1956 年 3 月号）。

——『丸山真男集・別集』（第二巻 1950 - 1960）、（岩波書店、2015 年）。

真鍋俊二「戦争責任・戦後補償問題の基礎視角」関西大学経済・政治研究所『ドイツ・日本問題研究Ⅲ——戦争責任と戦後補償問題——』（1995 年）、1-28 頁。

村上兵衛「天皇の戦争責任」『中央公論』（1956 年、6 月号）、87-97 頁。

毛里和子『日中関係——戦後から新時代へ』（岩波新書、2006 年）。

——「何憶南著『和解の探求：第二次世界大戦以来の日中関係とドイツ・ポーランド関係の比較から』」日本国際政治学会編『国際政治』（2015 年、182 号）、146-149 頁。

馬立誠著、箭子喜美江訳『謝罪を超えて』（文藝春秋、2006 年）。

馬立誠著、及川淳子訳『憎しみに未来はない——中日関係新思考』（岩波書店、2013 年）。

馬場公彦『戦後日本人の中国像：日本敗戦から文化大革命・日中復交まで』（新曜社、

- 2012年)。
- 長谷川雄一編『日本外交のアイデンティティ』(南窓社、2004年)。
- 羽仁五郎『日本軍国主義の復活』(現代評論社、1971年)。
- 聶莉莉『中国民衆の戦争記憶——日本軍の細菌戦による痕跡』(明石書店、2006年)。
- 西川博史『戦中戦後の中国とアメリカ・日本』(北海学園北東アジア研究交流センター、2014年)。
- 秦郁彦『南京事件：虐殺の構造』(中公新書、2007年)。
- 波多野澄雄『国家と歴史：戦後日本の歴史問題』(中公新書、2011年)。
- 服部龍二『ドキュメンタリ 歴史認識』(岩波書店、2015年)。
- 『日中国交正常化：田中角栄、大平正芳、官僚たちの挑戦』(中公新書、2011年)。
- 『中曽根康弘：「大統領首相」の軌跡』(中公新書、2015年)。
- 平川幸子『「二つの中国」と日本方式』(勁草書房、2012年)。
- 福田田『中国外交と台湾——「一つの中国」原則の起源』(慶應義塾大学出版会、2013年)。
- 船橋洋一『歴史和解の旅：対立の過去から共生の未来へ』(朝日新聞社、2004年)。
- 『21世紀地政学入門』(文藝春秋、2016年)。
- 別枝行夫「戦後日中関係と非正式接触者」日本国際政治学会編『国際政治』(第75号、1983年10月)、98-113頁。
- 「日中国交正常化の政治過程：政策決定者とその行動の背景」日本国際政治学会編『国際政治』(第66号、1980年)、1-18頁。
- 保坂正康『安倍首相の「歴史観」を問う』(講談社、2015年)。
- 洞富雄『決定版 南京大虐殺』(徳間書店、1982年)。
- 歩平「日中歴史問題の対話空間」菅英輝編『東アジアの歴史摩擦と和解可能性』、257-291頁。
- 本多勝一編『裁かれた南京大虐殺』(晩聲社、1989年)。
- 本多勝一『本多勝一集第23巻 南京大虐殺』(朝日新聞社、1997年)。
- マックス・ウェーバー著、尾高邦雄訳『職業としての学問』(岩波書店、1980年)。
- マックス・ヴェーバー著、脇圭平訳『職業としての政治』(岩波文庫、1980年)。
- 松岡肇『日中歴史和解への道：戦後補償裁判かたみた「中国人強制連行・強制労働事件」』(高文研、2014年)。
- 松田康博「中国の対外行動を制約する国内政治要因」防衛研究所『安全保障国際シンポジウム報告書第9回』(2007年12月)、31-51頁。
- 松村史紀『「大国中国」の崩壊』(勁草書房、2011年)。

- 丸川哲史『日中百年の歴史：二つの近代を問い直す』（光文社新書、2006年）。
- 宮里政玄「アメリカ合衆国政府と講和」渡辺昭夫・宮里政玄編『サンフランシスコ講和』（東京大学出版会、1986年）、113-144頁。
- 山田朗「戦争責任論の現在と今後の課題——戦争の『記憶』の継承の観点から」『歴史評論』（2015年、8月号）、5-16頁。
- 横山弘章『中華思想と現代中国』（集英社新書、2002年）。
- 楊志輝「戦争賠償問題から戦後補償問題へ」劉傑・楊多慶・三谷博編『国境を超える歴史認識——日中対話の試み』（東京大学出版会、2006年）、315-345頁。
- 楊大慶著、小沢弘明訳「歴史家への挑戦——『南京アトロシティ』研究をめぐる」『思想』（1998年、8月号）、83-109頁。
- 吉川直人・野口和彦編『国際関係論』（勁草書房、2006年）。
- 吉川洋子『日比賠償外交交渉の研究 1949-1956』（勁草書房、1991年）。
- 吉田茂『回想十年』（第三巻）、（新潮社、1957年）。
- 吉田俊「戦争の記憶とナショナリズム：日・中・台・韓の博物館展示を中心に」『年報 日本現代史：現代歴史学とナショナリズム』（現代史料出版、2007年、第12号）、133-134頁。
- 「歴史をめぐる闘い——南京大虐殺は日本ではどう見られてきたか」ジョシュア・A・フォーゲル編、岡田良之助訳『歴史学のなかの南京大虐殺』（柏書房、2000年）。
- 吉田裕『天皇の軍隊と南京事件：もう一つの日中戦争史』（岩波書店、1985年）。
- 『日本人の戦争観』（岩波書店、1995年）。
- 「占領期における戦争責任論」『一橋論叢』（1991年、第105巻第2号）、21-38頁。
- 吉本隆明、武井昭夫『文学者の戦争責任』（淡路書房、1956年）。
- 李恩民「市民運動と日中歴史和解」、黒沢文貴、イアン・ニッシュ編『歴史と和解』。
- 劉傑『中国人の歴史観』（文藝春秋、1999年）。
- 劉星「『区別論』と『脅威論』——日中国交正常化までの中国の指導者の対日言論について」『愛知大学国際問題研究所紀要』（2006年9月、第128号）、199-221頁。
- 劉徳友著、王雅丹訳『時は流れて：日中関係秘史五十年（上）』（藤原書店、2002年）。
- 林金莖『戦後の日華関係と国際法』（信山社、1995年）。
- 廉徳瑰「顧維鈞と国民政府の対日講和交渉について」（富士ゼロックス 小林節太郎記念基金 1999年度研究助成論文）。
- 渡辺一夫『寛容について』（筑摩書房、1972年）。



渡辺清『碎かれた神』（朝日選書、1983年）。

## 中国語文献

歩平、王希亮『日本右翼問題研究』（社会科学文献出版社、2005年）。

程遙奇「再論百人斬」『江蘇社會科學』（2002年、第6號）、135-140頁。

傅宏「中國人寬恕性情的文化詮釋」『南京社會科學』（2009年、第8號）、57-62頁。

高凡夫「論中國政府放棄對日戰爭賠償要求的友好因素」『抗日戰爭研究』（2008年、第2號）、196-211頁。

高興祖『日軍侵華暴行——南京大屠殺』（上海人民出版社、1985年）。

顧維鈞著、中國社會科學院近代史研究所譯『顧維鈞回憶錄 第九分冊』（中華書局、1989年）。

何力『大審判：日本戰犯秘錄』（團結出版社、1993年）。

黃自進「抗戰結束前後蔣介石的對日態度：『以德報怨』真相的探討」中央研究院『近代史研究所集刊』（2004年9月、第45卷）、143-194頁。

胡適『容忍與自由：胡適讀本』（法律出版社、2011年）。

蔣中正著、黃自進編『蔣中正先生對日言論選集』（中正文教基金會、2004年）。

金熙德「中日政冷經熱現象探析」『日本學刊』（2004年、第5號）、8-23頁。

李紅濤、黃順銘「『恥化』敘事與文化創傷的建構：《人民日報》南京大屠殺紀念文章（1949-2012）的內容分析」『新聞與傳播研究』（2014年、第1號）、37-54頁。

李震山「論寬容與憲法」劉幸偉主編『多元價值、寬容與法律』、409頁。

劉建平『戰後中日關係：「不正常」歷史的過程與結構』（社會科學文獻出版社、2010年）。

——「戰後中日關係的『賠償問題史』」『中國圖書評論』（2009年、第3號）、34-44頁。

——「野坂參三與中國共產黨的日本認識」『開放時代』（2007年、第6號）、88-90頁。

劉江永『中國與日本：變化中的政冷經熱關係』（人民出版社、2007年）。

劉幸偉主編『多元價值、寬容與法律』（五南圖書出版公司、2004年）。

呂芳上主編『戰爭的歷史與記憶』（國史館、2015年）。

羅平漢『中國對日政策與中日邦交正常化』（時事出版社、2000年）。

馬立誠「對日關係新思惟——中日民間之憂」『戰略與管理』（2002年、第6號）、41-47頁。

- 馬振犢「侵華日軍暴行與納粹暴行原因比較研究初探」張連紅、孫宅巍主編『南京大屠殺研究』、277-292 頁。
- 毛子水「寬容與民主」『自由中國』（1951 年 6 月 16 日、第四卷、第 12 期）。
- 梅汝璈『東京大審判：遠東國際軍事法庭中國法官梅汝璈日記』（江西教育出版社、2005 年）。
- 「關於谷壽夫、松井石根和南京大屠殺事件」全國政協文史資料編輯委員會編『文史資料選輯』第 22 輯、（中華書局、1962 年）。
- 孟國祥、喻德文『中國抗戰損失與戰後索賠始末』（安徽人民出版社、1995 年）。
- 秦亞青『關係與過程：中國國際關係理論的文化建構』（上海人民出版社、2012 年）。
- 邵宗海『兩岸談判中「一個中國」原則之探討』（香港海峽兩岸關係研究中心、1999 年）。
- 沈明聰『反普羅克汝斯特主義：論 Isaiah Berlin 的反一元論哲學與政治思想』（國立中山大學博士學位論文、2013 年）。
- 時殷弘「中日接近與外交革命」『戰略與管理』（2003 年、第 2 号）、71-75 頁。
- 宋強ほか「中國不高興」（中華工商聯合出版社、1996 年）。
- 孫歌他「中国人看日本的心態：既時代又自卑」『騰訊思享會』（2016 年 4 月 14 日）。
- 孫宅巍編『南京大屠殺』（北京出版社、1997 年）。
- 田桓主編『戰後中日關係史』（中國社會科學出版社、2002 年）。
- 田慶立「戰後『和解』與中日關係中的『1979 年體制』」『日本學刊』（2010 年、第 3 号）、16-27 頁。
- 汪宏倫主編『戰爭與社會——理論、歷史、主體經驗』（聯經出版、2014 年）。
- 汪宏倫「理解當代中國民族主義：制度、情感結構與認識框架」『文化研究』（2014 年秋季、第 19 号）、189-250 頁。
- 王高陽「理解國際關係中的“和解”：一個概念性框架」『世界經濟與政治』（2016 年第 2 号）、104—129 頁。
- 王舒明「歷史問題安全化及其對 21 世紀中日安全關係的影響」『國際政治研究』（2016 年、第 3 號）、41-61 頁。
- 王泰平『王泰平文存——中日建交前後在東京』（社會科學文獻出版社、2012 年）。
- 王振民「文化、知覺與中日關係」『世界經濟與經濟』（2004 年、第 11 号）、31-35 頁。
- 魏楚雄「歷史與歷史學家：海外南京大屠殺研究的爭議綜述」『歷史研究』（2009 年第 5 号）、152-169 頁
- 吳學文『風雨陰晴：我所經歷的中日關係』（世界知識出版社、2002 年）。
- 楊伯江「東北亞地區如何實現與歷史的“共生”——從“大歷史”惟度思考中日韓和解合作之道」『東北亞論壇』（2016 年第 4 号）、3—14 頁。

- 楊天石『抗戰與戰後中國』（中國人民大學出版社、2007年）。
- 『蔣介石與南京國民政府』（中國人民大學出版社、2007年）。
- 袁成毅『誰來承擔戰爭賠償的責任：日本對華戰爭賠償問題新論』（黑龍江人民出版社、2011年）。
- 袁南生『毛澤東、蔣介石與斯大林』（湖南人民出版社、2014年）。
- 張連紅、孫宅巍主編『南京大屠殺研究：歷史與言說』（江蘇人民出版社、2014年）。
- 張清敏「中國對發展中國家政策的佈局」『外交評論』（2007年、第2号）、22-28頁。
- 張香山「通往中日邦交正常化之路」『日本學刊』（1997年、第5号）、1-15頁。
- 『中日關係管窺與見證』（當代世界出版社、1998年）。
- 「中日復交談判回顧」『日本學刊』（1998年、第1号）、32-49頁。
- 趙汀陽『天下體系：世界制度哲學導論』（江蘇教育出版社、2005年）。
- 朱成山「中日邦交正常化對南京大屠殺史學研究與傳播的影響與展望」『南京大屠殺史研究』（2012年、第3卷）、1-9頁。
- 朱鋒「國際戰略格局的演變與中日關係」『日本學刊』（2014年、第6号）、1-13頁。
- 朱元鴻「正義與寬恕之外：戰爭、內戰與國際暴行之後的倫理」汪宏倫主編『戰爭與社會』（聯經出版、2014年）、349-392頁。

## 英語文獻

- Arendt, Hannah. *The Human Condition*, Chicago: University of Chicago Press, 1998. 志水速雄訳『人間の条件』（筑摩書房、1994年）。
- Ashizawa, Kuniko. “When Identity Matters: State Identity, Regional Institution- Building, and Japanese Foreign Policy”, *International Studies Review*, Vol.10 (2008), pp. 571-598.
- Auerbach, Yehudith. “The Reconciliation Pyramid- A Narrative- Based Framework for Analyzing Identity Conflicts”, *Political Psychology*, Vol. 30, No. 2 (April, 2009), pp.291-318.
- Bashir, Bashir and Kymlicka, Will. “Introduction: Struggles for inclusion and reconciliation in modern democracies”, in Kymlicka and Bashir eds., *The Politics of Reconciliation in Multicultural Societies*, Oxford: Oxford University Press, 2008, pp. 1-24.
- Bennett, Martin T. “Japanese Reparations: Fact of Fantasy”, *Pacific Affairs*, Vol. 21, No. 2 (Jun., 1948), pp. 185-194.
- Berger, Thomas U. *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan*, Baltimore, Md.: Johns Hopkins University Press, 1998.
- . *War, Guilt, and World Politics after World War II*, New York: Cambridge University Press, 2012.
- . “Neither Exemplary nor Irrelevant: Lessons for Asia from Europe’s Struggle with Its Difficult Past”, in Togo ed., *Japan and Reconciliation in Post-War Asia*, pp. 91-110.

- Brook, Timothy. *Documents on the Rape of Nanking*, Ann Arbor, MI: The University of Michigan Press, 1999.
- . “The Tokyo Judgment and the Rape of Nanking”, *The Journal of Asian Studies*, Vol.60, No.3 (Aug., 2001), pp.673-700.
- Brown, Wendy. *Tolerance in the Age of Identity and Empire*, Princeton, N. J.: Princeton University Press, 2006. 向山恭一訳『寛容の帝国：現代リベラリズム批判』（法政大学出版局、2010年）。
- Buruma, Ian. “The Joys and Perils of Victimhood”, *New York Review of Books*, (April 8, 1999), pp.1-9.
- . *Wages of Guilt: Memories of War in Germany and Japan*, New York: Farrar Straus & Giroux, 1994. 石井信平訳『戦争の記憶——日本人とドイツ人』（TBS ブリタニカ、1994年）。
- Bukh, Alexander. “Historical Memory and Shiba Ryotaro: Remembering Russia, Creating Japan”, in Sven Saaler and Wolfgang Schwentker eds., *The Power of Memory in Modern Japan*, Kent, UK: Global Oriental, 2008, pp. 96-115.
- Bush, Richard. *The Perils of Proximity: China- Japan Security Relations*, Washington, D. C.: The Brookings Institution, 2010. 森山尚美、西恭之訳『日中危機はなぜ起こるのか：アメリカが恐れるシナリオ』（柏書房、2012年）。
- Cairns, Christopher and Carlson, Allen. “Real World Islands in a Social Media Sea: Nationalism and Censorship on Weibo during the 2012 Diaoyu/Senkaku Crisis”, *The China Quarterly*, Vol.225, (March, 2016), pp.23-49.
- Carr, Edward H. *What is History*, New York: Palgrave Macmillan, 2001. 清水幾太郎訳『歴史とは何か』（岩波書店、1962年）。
- Chang, Iris. *The Rape of Nanking: The Forgotten Holocaust of World War II*, New York: Basic Books. 巫召鴻訳『ザ・レイプ・オブ・南京：第二次世界大戦の忘れられたホロコースト』（同時代社、2007年）。
- Creswell, John W. *Qualitative Inquiry Research Design: Choosing Among Five Approaches*, (3<sup>rd</sup> edition), Los Angeles, CA: SAGE, 2013.
- Crocker, David A. “Truth Commissions, Transitional Justice, and Civil Society”, in Robert I. Rotberg and Dennis Thompson, eds., *Truth v. Justice: The Morality of Truth Commissions*, Princeton: Princeton University Press, 2010, p.99-121.
- Daly, Erin and Sarkin-Hughes, Jeremy. *Reconciliation in Divided Societies: Finding Common Ground*, Philadelphia, Penn: University of Pennsylvania Press, 2007.
- Denton, Kirk A. “Heroic Resistance and Victims of Atrocity: Negotiating the Memory of Japanese Imperialism in Chinese Museums”, *Japan Focus*, (October. 17, 2007), pp.1-29.
- Derrida, Jacques. *On Cosmopolitanism and Forgiveness*, Translated by Mark Dooley and Michael Hughes, London and New York: Routledge, 2005. 鶴飼哲訳「世紀と赦し」『現代思想』

(2000年、11月号)、89-109頁。

- Dingli, Sophia. “We need to talk about silence: Re-examining silence in International Relations theory”, *European Journal of International Relations*, Vol.21, No.4 (Winter, 2015), pp. 721-742.
- Dower, John W. *Embracing Defeat: Japan in the Wake of World War II*, New York: W. W. Norton, 1999.三浦陽一ほか訳『増補版 敗北を抱きしめて』（岩波書店、2004年）。
- . *Ways of Forgetting, Ways of Remembering: Japan in the Modern World*, New York: Free Press, 2012.外岡英俊訳『忘却のしかた、記憶のしかた：日本・アメリカ・戦争』（岩波書店、2013年）。
- Doyle, Michael. “Liberalism and World Politics”, *American Political Science Review*, Vol. 80, No.4 (Dec., 1986), pp. 1151-1169.
- Dwyer, Susan. “Reconciliation for Realists”, *Ethics & International Affairs*, Vol. 13, No. 1 (March, 1999), pp. 81-98.
- Evans, Richard J. “History, Memory, and the Law: The Historian as Expert Witness”, *History and Theory*, Vol.41, No.3, (October, 2002), pp.333-334.
- Fogel, Joshua A. ed. *The Nanjing Massacre in History and Historiography*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2000.岡田良之助訳『歴史学のなかの南京大虐殺』（柏書房、2000年）。
- Friedman, Edward. “Preventing War Between China and Japan”, Edward Friedman and Barrett L. McCormick eds., *What if China Doesn't Democratize? Implications for War and Peace*, London and New York: Routledge, 2000, pp.99-119.
- Fukuoka, Kazuya. “Memory and Others: Japan’s Mnemonic Turn in the 1990s”, in Mikiyoung Kim ed., *Routledge Handbook of Memory and Reconciliation in East Asia*, London and New York: Routledge, 2015, pp. 63-78.
- Gayn, Mark. *Japan Diary*, Tokyo: Charles E. Tuttle Co., 1981[1948]. 井本威夫訳『ニッポン日記』（筑摩書房、1963年）。
- George, Orwell. *1984*, New York: Harcourt, Brace and Company, 1949.新庄哲夫訳『1984年』（早川書房、1975年）。
- Gibson, James L. “Does Truth Lead to Reconciliation? Testing the Causal Assumptions of the South African Truth and Reconciliation Process”, *American Journal of Political Science*, Vol. 48, No. 2(April, 2004), pp.201-217.
- Gong, Gerrit W. ed. *Remembering and Forgetting: The Legacy of War and Peace in East Asia*, Washington D. C.: The Center for Strategic International Studies, 1996.
- Gordon, Andrew ed. *Postwar Japan as History*, Berkeley, Los Angeles, Oxford: University of California Press, 1993.中村政則監訳『歴史としての戦後日本』（みすず書房、2001年）。

- Gries, Peter H. *China's New Nationalism: Pride, Politics, and Diplomacy*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 2004.
- Gustafsson, Karl. "Routinised recognition and anxiety: Understanding the deterioration in Sino-Japanese relations", *Review of International Studies*, (2016), pp. 1-21. Published on Line, <https://doi.org/10.1017/S0260210515000546>
- Halbwach, Maurice. translated by Coser Lewis. A. *On Collective Memory*, Chicago: University of Chicago Press, 1992. 小関藤一郎訳『集合的記憶』（行路社、1989年）。
- Hein, Laura and Mark, Selden eds. *Censoring History: Citizenship and Memory in Japan, Germany, and the United States*, New York and London: M. E. Sharpe, 2000.
- Helmick, S. J. Raymond G. and Petersen, Rodney L. ed. *Forgiveness and Reconciliation: Religion, Public Policy, and Conflict Transformation*, Philadelphia and London: Templeton Foundation Press, 2001.
- He, Yanan. *The Search for Reconciliation: Sino-Japanese and German-Polish Relations since World War II*, New York: Cambridge University Press, 2009.
- . "Ripe for Cooperation or Rivalry? Commerce, Realpolitik, and War Memory in Contemporary Sino-Japanese Relations", *Asian Security*, Vol.4, No.2, (2008), pp.162-197.
- Hobbes, Thomas. *Leviathan*, Cambridge: Cambridge University Press, [1651]1991. 水田洋訳『リヴァイアサン全四巻』（岩波文庫、1954-1985年）。
- Hsiao, Gene T. "The Sino-Japanese Rapprochement: A Relationship of Ambivalence", *The China Quarterly*, No.57 (Jan. - Mar., 1974), pp.101-123.
- Hughes, Christopher R. *Chinese Nationalism in the Global Era*, London and New York: Routledge, 2006.
- Hughes, Christopher W. *Japan's Foreign and Security Policy under the 'Abe Doctrine': New Dynamism or New Dead End?* Basingstoke and New York: Palgrave and Macmillan, 2015.
- Hughes, Llewelyn. "Why Japan will not Go Nuclear (Yet): International and Domestic Constraints on the Nuclearization of Japan", *International Security*, Vol. 31, No. 4 (Spring, 2007), pp. 67-96.
- Igarashi, Yoshikuni. *Bodies of Memory: Narratives of War in Postwar Japanese Culture, 1945-1970*, (Princeton: Princeton University Press, 2000). 五十嵐恵邦著『敗戦の記憶：身体・文化・物語 1945-1970』（中央公論新社、2007年）。
- Jakobson, Linda and Knox, Dean. *New Foreign Policy Actors in China*, Stockholm: SIPRI, 2010. 岡部達味監訳、辻康吾訳『中国の新しい対外政策：誰がどのように決定しているのか』（岩波現代新書、2011年）。
- Jankélévitch, Vladimir. translated by A. Kelley. *Forgiveness*, Chicago: The University of Chicago Press, 2005.

- Jeans, Roger B. “Victims or Victimisers? Museums, Textbooks, and the War Debate in Contemporary Japan”, *The Journal of Military History*, Vol. 69, No. 1 (Jan., 2005), pp. 149-195.
- Johnson, Chalmers. “Japan in Search of a ‘Normal’ Role”, *Daedalus*, Vol. 121, No. 4(Fall, 1992), pp.1-33.
- Katzenstein, Peter J. *Cultural Norms and National Security: Police and Military in Postwar Japan*, Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1998.有賀誠訳『文化と国防：戦後日本の警察と軍隊』（日本経済評論社、2007年）。
- Keohane, Robert and Joseph, Nye. *Power and Interdependence: World Politics in Transition*, Boston: Little, Brown, 1977.滝田賢治監訳『パワーと相互依存』（ミネルヴァ書房、2012年）
- Kim, Hong N. “Sino- Japanese Relations Since Rapprochement”, *Asian Survey*, Vol. 15, No.7 (Jul., 1975), pp. 559-573.
- Kim, Mikyoung ed., *Routledge Handbook of Memory and Reconciliation in East Asia*, London and New York: Routledge, 2015.
- Kim, Mikyoung and Schwartz, Barry, eds. *Northeast Asia’s Difficult Past: Essays on Collective Memory*, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan,2010.金美景、B・シュウォルツ編著、稲正樹、福岡和哉、寺田麻佑訳『東北アジアの歴史と記憶』（勁草書房、2014年）。
- Kimura, Takuji. “Nanking: Denial and Atonement in Contemporary Japan”, Bob T. Wakabayashi ed., *The Nanking Atrocity 1937-1938: Complicating the Picture*, New York and Oxford: Berhahn Books, 2007, pp.330-331.
- King, Gary, Keohane, Robert O. and Verba, Sidney. *Designing Social Inquiry: Scientific Inference in Qualitative Research*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1994. 真淵勝監訳『社会科学の研究・デザイン:定性研究における科学的推論』（勁草書房、2004）。
- Kupchan, Charles A. *How Enemies Become Friends: The Source of Stable Peace*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 2010.
- Kushner, Barak. *Men to Devils, Devils to Men: Japanese War Crimes and Chinese Justice*, Cambridge and London: Harvard University Press, 2015
- Ku, Yangmo. “International Reconciliation in the Postwar Era, 1945-2005: A Comparison of Japan- ROK and France- German Relations,” *Asian Perspective*, Vol.32, No. 3 (July, 2008), pp. 5-37.
- Lerner, Rosemary R. P. “Between Conflict and Reconciliation: The Hard Truth”, *Human Studies*, Vol. 30, No. 2 (Jun., 2007), pp. 115-130.
- Li, Feifei, Sabella, Robert and Liu, David. eds. *Nanking 1937: Memory and Healing*, New York and

- London: M. E. Sharpe, 2001.
- Li, Peter. “The Nanking Holocaust Tragedy, Trauma and Reconciliation”, *Society*, Vol.37, No.2 (2000), pp.56-65.
- Lind, Jennifer. *Sorry States: Apologies in International Politics*, Ithaca, NY: Cornell University Press, 2008.
- Maier, Charles S. *The Unmasterable Past: History, Holocaust, and German National Identity*, Cambridge: Harvard University Press, 1988.
- Mansfield, Edward, D. and Pollins, Brian, M., eds. *Economic Interdependence and International Conflict: New Perspectives on an enduring debate*, Ann Arbor, MI: University of Michigan Press, 2003.
- Mearsheimer, John, J. *The Tragedy of Great Power Politics*, New York: W. W. Norton, 2001. 奥山真司訳『大国政治の悲劇：米中は必ず衝突する』（五月書房、2007年）。
- Meierhenrich, Jens “Varieties of Reconciliation”, *Law & Social Inquiry*, Vol. 33, No. 1 (Winter, 2008), pp.195-231.
- Mendus, Susan. *Toleration and the Limits of Liberalism*, Basingstoke and New York: : MacMillan, 1989. 谷本光男、北尾宏之、平石隆敏訳『寛容と自由主義の限界』（ナカニシヤ出版、1997年）。
- Moore, Aaron, W. “The Problem of Changing Language Communities: Veterans and Memory Writing in China, Taiwan, and Japan”, *Modern Asian Studies*, Vol.45, No. 2 (March, 2011), pp. 399-429.
- Nozaki, Yoshihiko. *War Memory, Nationalism and Education in Postwar Japan, 1947-2007*, London and New York: Routledge, 2009.
- Oros, Andrew, L. *Normalizing Japan: Politics, Identity, and the Evolution of Security Practice*, Stanford, CA: Stanford University Press, 2008.
- Phillips, Ann, L. *Power and Influence after the Cold War: Germany in East-Central Europe*, Lanham, MD: Rowman & Littlefield Publishers, 2000.
- Popper, Karr, R. *The Open Society and Its Enemies, Vol. I: The Spell of Plato*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1969. 武田弘道訳『自由社会の哲学とその論敵（注の部）』（世界思想社、1973年）。
- Qin, Yaqing. A Relational Theory of World Politics, *International Studies Review*, Vol.18, No.1 (2016), pp. 33-47.
- Reilly, James. *Strong Society, Smart State: The Rise of Public Opinion in China's Japan Policy*, New York: Columbia University Press, 2011.
- . “Remember History, Not Hatred: Collective Remembrance of China’s War of Resistance to Japan”, *Modern Asian Studies*, Vol. 45, No.2 (March, 2011), pp. 463-490.
- Ren, Lin. *Rationality and Emotion: Comparative Studies of the Franco- German and Sino-Japanese Reconciliations*, London: Springer, 2014.



- Ricoeur, Paul. *Memory, History, Forgetting*, Translated by Kathleen Blamey and David Pellauer, Chicago and London: The University of Chicago Press, 2004.久米博訳『記憶・歴史・忘却』（新曜社、2004年）。
- Rigby, Andrew. *Justice and Reconciliation: After the Violence*, Boulder, CO: Lynne Rienner, 2001.
- Rosecrance, Richard. *The Rise of Trading State: Commerce and Conquest in the Modern World*, New York: Basic Books, 1986.土屋政雄訳『新貿易国家論』（中央公論社、1987年）。
- Rose, Caroline. *Sino- Japanese Relations: Facing the Past, Looking to the Future?*, London and New York: Routledge, 2005.
- Risse-Kappen, Thomas. “Public Opinion, Domestic Structure, and Foreign Policy in Liberal Democracies”, *World Politics*, Vol.43, No.4 (Jul., 1991), pp.479-512.
- Boyd, R. G. *Communist China's Foreign Policy*, New York: Frederick A. Praeger, 1962.鹿島守之助訳『中共の外交政策』（日本国際問題研究所/鹿島研究所出版会、1964年）。
- Russett, Bruce and John, Oneal. *Triangulating Peace: Democracy, Interdependence and International Organizations*, New York: W. W. Norton, 2001.
- Saaler, Sven. *Politics, Memory and Public Opinion: The History Textbook Controversy and Japanese Society*, Tokyo: Deutsches Institut für Japanstudien, 2005.
- Saaler, Sven and Schwentker, Wolfgang, eds. *The Power of Memory in Modern Japan*, Kent: Global Oriental, 2008.
- Scott, Joan, W. “The Evidence of Experience”, *Critical Inquiry*, Vol. 17, No. 5, (Summer, 1991), pp.773-797.
- Sato, Yoichiro and Keiko, Hirata, ed. *Norms, Interests, and Power in Japanese Foreign Policy*, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan, 2008.
- Sedgwick, James, B. “Memory on Trial: Constructing and Contesting the ‘Rape of Nanking’ at International Military Tribunal for the Far East, 1946-1948”, *Modern Asian Studies*, Vol.43, No.5 (Sep., 2009), pp.1129-1254.
- Shipilova, Anna. “From Local to National Experience: Has Hiroshima Become a ‘Trauma for Everybody’?” *Japanese Studies*, Vol. 34, No. 2, (2014), pp. 193-211.
- Shirk, Susan. *China: Fragile Superpower: How China's Internal Politics could Derail Its Peaceful Rise*, Oxford: Oxford University Press, 2007.徳川家広訳『中国：危うい超大国』（日本放送出版協会、2008年）。

- Smith, Nick. *I Was Wrong: The Meanings of Apologies*, Cambridge: Cambridge University Press, 2008.
- Takeuchi, Hiroki. “Sino- Japanese relations: Power, interdependence, and domestic politics”, *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol. 4, No.1 (2014), pp.7-32.
- Tang, Shiping. “Reconciliation and the Remaking of Anarchy”, *World Politics*, Vol. 63, No. 4 (October, 2011), pp.711-749.
- Tavuchis, Nicholas. *Mea Culpa: A Sociology of Apology and Reconciliation*, Stanford, CA: Stanford University Press, 1991.
- Togo, Kazuhiko, ed. *Japan and Reconciliation in Post- War Asia: The Murayama Statement and Its Implications*, New York: Palgrave Macmillan, 2013.
- Tokudome, Kunie. “The Holocaust and the Japanese Atrocities”, in Rosenbaum Alan S. ed., *Is the Holocaust Unique? Perspectives on Comparative Genocide*, Boulder, CO: Westview, 2009, pp.201-213.
- Thurston, Anne, F. “Community and Isolation: Memory and Forgetting - China in Search of Itself”, in Gong Gerrit W. ed., *Memory and History in East and South East Asia*, pp.149-172.
- Waltz, Kenneth. *Theory of International Politics*, Reading, MA: Addison Wesley, 1979.河野勝、岡垣知子訳『国際政治の理論』（勁草書房、2010年）。
- Walzer, Michael. *On Toleration*, New Haven and London: Yale University Press, 1997.大川正彦訳『寛容について』（みすず書房、2003年）。
- Wang, Zheng. *Never Forget Historical Humiliation: Historical Memory in Chinese Politics and Foreign Relations*, New York: Columbia University Press, 2012.伊藤真訳『中国の歴史認識はどう作られたか』（東洋経済新報社、2014年）。
- Wan, Ming. *Sino-Japanese Relations: Interaction, Logic, and Transformation*, Redwood, CA: Stanford University Press, 2006.
- Weiss, Jessica, C. *Powerful Patriots: Nationalist Protest in China's Foreign Relations*, New York: Oxford University Press, 2014.
- Wendt, Alexander. *Social Theory of International Politics*, Cambridge: Cambridge University Press, 1999.
- Wenzel, Michael, Okimoto, Tyler G., Feather, Norman, T. and Platow, Michael, J. “Retributive and Restorative Justice”, *Law and Human Behavior*, Vol. 32, No.5 (Oct., 2008), pp.375-389.
- Wolfe, Stephanie. *The Politics of Reparations and Apologies*, New York: Springer, 2014.
- Xu, Xiaohong and Lyn, Spillman. “Political Centres, Progressive Narratives and Cultural Trauma: Coming to Terms with Nanjing Massacre in China, 1937-1979”, in Kim and Schwartz eds., *Northeast Asia's Difficult Past: Essays on Collective Memory*, pp.101-128.
- Yahuda, Michael. *Sino- Japanese Relations after the Cold War: Two Tigers Sharing a Mountain*,

- London and New York: Routledge, 2014.
- Yamazaki, Jane. *Japanese Apologies for World War II: A Rhetorical Study*, London and New York: Routledge, 2006.
- Yang, Daqing. “Convergence or Divergence: Recent Historical Writings on the Rape of Nanjing”, *American Historical Review*, Vol. 104, No. 3 (June, 1999), pp. 842-865.
- Yoneyama, Lisa. *Hiroshima traces: time, space, and the dialectics of memory*, Berkeley, Los Angeles and London: University of California Press, 1999. 米山リサ著、小沢弘明、小澤祥子、小田島勝浩訳『広島：記憶のポリティクス』（岩波書店、2005年）。
- Yoshida, Takashi. *The Making of the “Rape of Nanking”: History and Memory in Japan, China, and the United States*, New York: Oxford University Press, 2006.

## 新聞資料

- 『中央日報』
- 『人民日報』
- 『新華日報』
- 『光明日報』
- 『毎日新聞』
- 『朝日新聞』
- 『読売新聞』
- 『アカハタ』
- 『読売報知新聞』
- 「国会議事録」